



平成26年度 国への提言・提案



三重県

〈表紙の説明〉

上段左から 伊勢神宮宇治橋(神宮司庁 提供) 熊野古道伊勢路(馬越峠)
中段左から 四日市コンビナート夜景 伊賀上野NINJAフェスタ
下段左から 海女小屋体験 松阪牛

目 次

○重点項目

1	「地方目線」の少子化対策①【基金の創設】	1
	「地方目線」の少子化対策②【結婚、妊娠・出産】	3
	「地方目線」の少子化対策③【育児】	7
2	安心・安全な医療を受けることができる仕組みの構築	11
3	文化施設等の地方独立行政法人化	13
4	リニア中央新幹線の東京・大阪間の全線同時開業	15
5	新たな担い手総合支援及び直接支払い制度の的確な構築	17
6	国内産業の競争力強化につながる工業用水道施設整備の推進	19
7	安全な県土の構築と地域の成長力を支える道路ネットワークの形成	21
8	四日市港の安全・安心の確保に向けた取組に対する支援の強化	29
9	南海トラフ巨大地震対策特別措置法（仮称）の制定などの防災・減災 対策の強化・推進	31
10	地方が進めている防災・減災対策を促進するための新たな財政支援の 枠組みの創設など支援事業の拡充	33
11	地方が創意工夫により自立的な行財政運営を行うための地方一般財源 等の確保・充実	35
12	予防接種の推進	37
13	災害に強い医療施設・社会福祉施設等の整備促進等	39
14	地域医療再生への支援	41
15	ドクターヘリ運航経費に係る補助基準額の見直し等	43
16	特定疾患治療研究事業の予算の確保と公平・安定的な難病対策の確立	45
17	障がい福祉施策の充実と円滑な実施	47
18	暮らしの安心を支える医療費助成制度の充実	49
19	子ども・子育て支援策の充実	51
20	児童虐待への対応と社会的養護の充実	53
21	「みえライフイノベーション総合特区」について	55
22	南海トラフ巨大地震で発生する災害廃棄物の処理体制の整備	57
23	償却資産（機械及び装置）に対する固定資産税の堅持	59
24	鳥獣被害防止総合対策の強力な推進	61
25	中小企業への金融支援及び再生支援の充実・強化	63
26	切迫する大規模地震発生に備え、命を守り被害の軽減を図る対策への支援	65
27	新宮川水系の総合的な治水対策のさらなる推進	69
28	頻発する風水害に備え、安全な地域づくりを進める事業への支援	71
29	急速に進む老朽化に備え、荒廃する公共土木施設の維持管理に必要な 財源の安定的な確保	75
30	官民連携による四日市港の利用拡大、利便性の向上のための取組に 対する支援の強化	77

○一般項目

31	病院事業を行う地方独立行政法人に係る非課税措置等の拡充	79
32	住所地特例等に係る制度の適切な見直し	81
33	介護保険制度における国の費用負担割合の見直し	83
34	福祉・介護人材の確保及び地域支え合い体制づくりの推進	85
35	日常生活自立支援の推進	87
36	学校施設の耐震性の確保等に対する支援の充実	89
37	海岸漂着物対策の推進	91
38	水道施設の災害対策に係る財政支援の充実	93
39	人権が尊重される社会づくりの推進	95
40	多文化共生社会づくりの推進	97
41	消費生活の安全・安心の確保	99
42	廃棄物の適正処理の確保と推進	101
43	生活交通手段の確保	103
44	地域活性化に重要な役割を担う鳥羽伊良湖航路への支援強化	105
45	川上ダム建設事業の促進	107
46	国民体育大会の開催にかかる運営費等の支援	109
47	農林水産物・食品の販路開拓に係る支援事業の拡充	111
48	紀伊半島大水害を踏まえた災害復旧・復興に係る国の法令等の改正	113
49	大規模災害の発生に備えた農業施設維持補修に係る地方負担の軽減	115
50	新規就農の促進に向けた施策の充実・強化	117
51	木材需要拡大のための地域材活用への支援	119
52	力強い水産業の構築に向けた施策の充実・強化	121
53	高病原性鳥インフルエンザの発生時に雇用調整助成金が早期に支給 されるための措置の充実・強化	123
54	新エネルギー導入の推進	125
55	電源立地地域振興対策の推進	127
56	未利用工場排熱の農業生産システムへの展開	129
57	農商工連携による新事業展開の促進	131
58	障がい者雇用促進に向けた新たな仕組みづくりの支援	133
59	高度化事業の償還期限延長等について	135
60	戦略産業雇用創造プロジェクトによる支援について	137
61	官民協働による魅力ある観光地づくり支援の充実	139
62	訪日観光旅行に関する査証発給要件の緩和	141
63	地方の自由度を高める地方分権改革の推進	143
64	T P P 交渉への妥協のない対応	145
65	学級編制標準の引き下げと加配定数の維持・拡充	147
66	環境にやさしい四日市港づくりに向けた取組に対する支援の強化	149

目 次（省庁別）

【内閣官房】

- 63 地方の自由度を高める地方分権改革の推進 ……………143
- 64 T P P 交渉への妥協のない対応 ……………145

【内閣府】

- 1 「地方目線」の少子化対策①【基金の創設】 ……………1
- 「地方目線」の少子化対策②【結婚、妊娠・出産】 ……………3
- 「地方目線」の少子化対策③【育児】 ……………7
- 9 南海トラフ巨大地震対策特別措置法（仮称）の制定などの防災・減災
対策の強化・推進 ……………31
- 10 地方が進めている防災・減災対策を促進するための新たな財政支援の
枠組みの創設など支援事業の拡充 ……………33
- 11 地方が創意工夫により自立的な行財政運営を行うための地方一般財源
等の確保・充実 ……………35
- 19 子ども・子育て支援策の充実 ……………51
- 21 「みえライフイノベーション総合特区」について ……………55
- 38 水道施設の災害対策に係る財政支援の充実 ……………93
- 40 多文化共生社会づくりの推進 ……………97
- 41 消費生活の安全・安心の確保 ……………99
- 63 地方の自由度を高める地方分権改革の推進 ……………143

【金融庁】

- 25 中小企業への金融支援及び再生支援の充実・強化 ……………63

【消費者庁】

- 41 消費生活の安全・安心の確保 ……………99

【総務省】

3	文化施設等の地方独立行政法人化	13
10	地方が進めている防災・減災対策を促進するための新たな財政支援の 枠組みの創設など支援事業の拡充	33
11	地方が創意工夫により自立的な行財政運営を行うための地方一般財源 等の確保・充実	35
21	「みえライフイノベーション総合特区」について	55
23	償却資産（機械及び装置）に対する固定資産税の堅持	59
31	病院事業を行う地方独立行政法人に係る非課税措置等の拡充	79
39	人権が尊重される社会づくりの推進	95
40	多文化共生社会づくりの推進	97
49	大規模災害の発生に備えた農業施設維持補修に係る地方負担の軽減	115
52	力強い水産業の構築に向けた施策の充実・強化	121
63	地方の自由度を高める地方分権改革の推進	143

【法務省】

39	人権が尊重される社会づくりの推進	95
40	多文化共生社会づくりの推進	97

【外務省】

62	訪日観光旅行に関する査証発給要件の緩和	141
64	T P P交渉への妥協のない対応	145

【財務省】

11	地方が創意工夫により自立的な行財政運営を行うための地方一般財源 等の確保・充実	35
21	「みえライフイノベーション総合特区」について	55

【文部科学省】

1	「地方目線」の少子化対策②【結婚、妊娠・出産】	3
3	文化施設等の地方独立行政法人化	13
9	南海トラフ巨大地震対策特別措置法（仮称）の制定などの防災・減災 対策の強化・推進	31
19	子ども・子育て支援策の充実	51
36	学校施設の耐震性の確保等に対する支援の充実	89
39	人権が尊重される社会づくりの推進	95
40	多文化共生社会づくりの推進	97
46	国民体育大会の開催にかかる運営費等の支援	109
65	学級編制標準の引き下げと加配定数の維持・拡充	147

【厚生労働省】

1	「地方目線」の少子化対策①【基金の創設】	1
	「地方目線」の少子化対策②【結婚、妊娠・出産】	3
	「地方目線」の少子化対策③【育児】	7
2	安心・安全な医療を受けることができる仕組みの構築	11
12	予防接種の推進	37
13	災害に強い医療施設・社会福祉施設等の整備促進等	39
14	地域医療再生への支援	41
15	ドクターヘリ運航経費に係る補助基準額の見直し等	43
16	特定疾患治療研究事業の予算の確保と公平・安定的な難病対策の確立	45
17	障がい福祉施策の充実と円滑な実施	47
18	暮らしの安心を支える医療費助成制度の充実	49
19	子ども・子育て支援策の充実	51
20	児童虐待への対応と社会的養護の充実	53
21	「みえライフイノベーション総合特区」について	55
31	病院事業を行う地方独立行政法人に係る非課税措置等の拡充	79
32	住所地特例等に係る制度の適切な見直し	81
33	介護保険制度における国の費用負担割合の見直し	83
34	福祉・介護人材の確保及び地域支え合い体制づくりの推進	85
35	日常生活自立支援の推進	87
38	水道施設の災害対策に係る財政支援の充実	93
40	多文化共生社会づくりの推進	97
53	高病原性鳥インフルエンザの発生時に雇用調整助成金が早期に支給 されるための措置の充実・強化	123
58	障がい者雇用促進に向けた新たな仕組みづくりの支援	133
60	戦略産業雇用創造プロジェクトによる支援について	137
64	T P P交渉への妥協のない対応	145

【農林水産省】

5	新たな担い手総合支援及び直接支払い制度の的確な構築	17
24	鳥獣被害防止総合対策の強力な推進	61
47	農林水産物・食品の販路開拓に係る支援事業の拡充	111
48	紀伊半島大水害を踏まえた災害復旧・復興に係る国の法令等の改正	113
49	大規模災害の発生に備えた農業施設維持補修に係る地方負担の軽減	115
50	新規就農の促進に向けた施策の充実・強化	117
51	木材需要拡大のための地域材活用への支援	119
52	力強い水産業の構築に向けた施策の充実・強化	121
53	高病原性鳥インフルエンザの発生時に雇用調整助成金が早期に支給されるための措置の充実・強化	123
64	T P P 交渉への妥協のない対応	145

【経済産業省】

6	国内産業の競争力強化につながる工業用水道施設整備の推進	19
9	南海トラフ巨大地震対策特別措置法（仮称）の制定などの防災・減災対策の強化・推進	31
21	「みえライフイノベーション総合特区」について	55
25	中小企業への金融支援及び再生支援の充実・強化	63
54	新エネルギー導入の推進	125
55	電源立地地域振興対策の推進	127
56	未利用工場排熱の農業生産システムへの展開	129
57	農商工連携による新事業展開の促進	131
59	高度化事業の償還期限延長等について	135
64	T P P 交渉への妥協のない対応	145

【国土交通省】

1	「地方目線」の少子化対策③【育児】	7
4	リニア中央新幹線の東京・大阪間の全線同時開業	15
7	安全な県土の構築と地域の成長力を支える道路ネットワークの形成	21
8	四日市港の安全・安心の確保に向けた取組に対する支援の強化	29
9	南海トラフ巨大地震対策特別措置法（仮称）の制定などの防災・減災 対策の強化・推進	31
21	「みえライフイノベーション総合特区」について	55
26	切迫する大規模地震発生に備え、命を守り被害の軽減を図る対策への支援	65
27	新宮川水系の総合的な治水対策のさらなる推進	69
28	頻発する風水害に備え、安全な地域づくりを進める事業への支援	71
29	急速に進む老朽化に備え、荒廃する公共土木施設の維持管理に必要な 財源の安定的な確保	75
30	官民連携による四日市港の利用拡大、利便性の向上のための取組に 対する支援の強化	77
43	生活交通手段の確保	103
44	地域活性化に重要な役割を担う鳥羽伊良湖航路への支援強化	105
45	川上ダム建設事業の促進	107
66	環境にやさしい四日市港づくりに向けた取組に対する支援の強化	149

【観光庁】

61	官民協働による魅力ある観光地づくり支援の充実	139
62	訪日観光旅行に関する査証発給要件の緩和	141

【環境省】

22	南海トラフ巨大地震で発生する災害廃棄物の処理体制の整備	57
24	鳥獣被害防止総合対策の強力な推進	61
37	海岸漂着物対策の推進	91
42	廃棄物の適正処理の確保と推進	101
48	紀伊半島大水害を踏まえた災害復旧・復興に係る国の法令等の改正	113

1 「地方目線」の少子化対策①【基金の創設】

(内閣府、厚生労働省)

【提言・提案事項】 制度・予算

地方の創意工夫を活かした雇用対策から結婚、妊娠・出産、子育てを通じた「地方目線」のきめ細やかな少子化対策を一定期間(最低5年以上)集中的に展開できるよう、新たに財源を確保し、「少子化危機突破基金(仮称)」を創設すること。

【現状と課題】

《現状》

- 「みえ県民意識調査」によれば、20歳から40歳代の幸福値の平均値は、既婚が未婚より高く、既婚では子どもがいる人の方が高く、さらに子どもの数が多いほど高くなっています。また、理想の子どもの数と現在の子どもの数にはギャップが生じています。
国民の幸福値を高めるためには、結婚を望む人が結婚をして、子どもを望む人が安心して子どもを産み育てられる地域社会づくりが重要です。
- 現在の日本は、首都圏の一極集中をはじめ、都市部に若者が集まり、産業構造の変化やグローバル化の対応に追われるなかで、どちらかといえば、保育所の待機児童への対応など都市部での少子化対策に重点が置かれてきました。
待機児童の解消は重大かつ喫緊の社会問題ですが、地方では、若年者雇用が少ないことによる所得の問題や出会いの少なさなど、都市部とは別の課題があり、また、地域・家族の絆や女性が活躍しやすい産業などの強みがあることから、少子化に効果的な対策は都市部とは異なります。

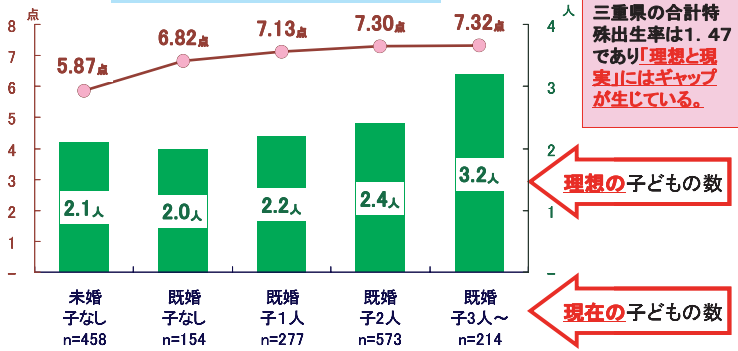
《課題》

- ① 平成20年度第2次補正予算により、これまで総額約6千8百億円の子育て支援対策臨時特例交付金が交付され、各都道府県が「安心こども基金」を創設しています。
しかしながら、平成22年度補正予算以降、毎年度の補正予算等でメニューの見直しや基金の積み増し・延長が行われており、地方が継続的・安定的に事業を実施することができません。
また、ハード整備への支援が中心であり、事業要件や補助基準等が国により詳細に定められていることから、地方が創意工夫を活かし、地方のニーズにきめ細かく対応した少子化対策を実施しようとしても、使えるメニューがほとんどありません。
平成24年度から、一部は一般財源化されていますが、少子化対策を全国で展開する規模としては不十分です。
- ② 出生率が比較的高い地方において、若年者の雇用を創出し、結婚して子どもを持つことができるよう、地方が創意工夫可能な仕組みで、柔軟に活用可能な財源を、継続的、安定的に確保し、一定期間、集中的に「地方目線」の対策に取り組めるようにしていくことが必要です。

県担当課 子育て支援課

みえ県民意識調査

20～40歳代の幸福感和理想の子どもの数



三重県の合計特殊出生率は1.47であり「理想と現実にはギャップが生じている。」

理想の子どもの数

現在の子ども数

合計特殊出生率

都道府県別合計特殊出生率順位表 (1970年・2000年・2011年)

1970年		2000年		2011年	
1 埼玉県	2.35	1 沖縄県	1.82	1 沖縄県	1.86
2 長崎県	2.33	2 佐賀県	1.67	2 宮崎県	1.68
3 茨城県	2.30	3 福島県	1.65	3 鹿児島県	1.64
4 千葉県	2.28	4 島根県	1.65	4 熊本県	1.62
5 青森県	2.25	5 鳥取県	1.62	5 島根県	1.61
6 神奈川県	2.23	6 山形県	1.62	6 佐賀県	1.61
7 栃木県	2.21	7 宮崎県	1.62	7 長崎県	1.60
8 鹿児島県	2.21	8 福井県	1.60	8 鳥取県	1.58
9 山梨県	2.20	9 長野県	1.59	9 福井県	1.56
10 愛知県	2.19	10 鹿児島県	1.58	10 香川県	1.56

22 三重県	1.48	21 三重県	1.47
全国	2.13	全国	1.36
29 三重県	2.04		

38 香川県	1.97	38 兵庫県	1.38	38 秋田県	1.35
39 高知県	1.97	39 福岡県	1.36	39 千葉県	1.31
40 大分県	1.97	40 大阪府	1.31	40 大阪府	1.30
41 東京都	1.96	41 奈良県	1.30	41 埼玉県	1.28
42 鳥取県	1.96	42 千葉県	1.30	42 神奈川県	1.27
43 福岡県	1.95	43 埼玉県	1.30	43 奈良県	1.27
44 富山県	1.94	44 神奈川県	1.28	44 北海道	1.25
45 北海道	1.93	45 京都府	1.28	45 宮城県	1.25
46 秋田県	1.88	46 北海道	1.23	46 京都府	1.25
		47 東京都	1.07	47 東京都	1.06

※1970年は沖縄県を含まない。

少子化対策のための財源確保

安心こども基金

(総額(国費) 6,842億円)

創設(平成20年度第2次補正予算) 1,000億円
基金創設(平成20年度～22年度)により、新待機児童ゼロ作戦(保育所等緊急整備事業(一部、補助率の引き上げ)等)の前倒し実施 → 15万人分の受入体制の整備

拡充(平成21年度第1次補正予算) 1,500億円
①保育サービス等の充実
②すべての家庭を対象とした地域子育て支援の充実
③ひとり親家庭等への支援の拡充
④社会的養護の拡充

拡充(平成21年度第2次補正予算) 200億円
待機児童解消のため、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館等)を活用した、
○小規模な認可保育所(分園等)の設置に係る施設整備、賃料、改修費
○家庭的保育の実施場所の改修費や賃料について補助基準額及び補助率の引き上げ

拡充・延長(平成22年度補正予算) 1,000億円
安心こども基金を積み増すと同時に事業実施期限を平成23年度末まで延長する

拡充(平成23年度第3次補正予算) 34億円

安心こども基金の積み増し
○保育所・幼稚園等の複合化・多機能化推進事業

拡充・延長(平成23年度第4次補正予算) 1,270億円
安心こども基金を積み増すと同時に事業実施期限を平成24年度末まで延長する

拡充(平成23年度第1次補正予算) 27億円

安心こども基金の積み増し
○被災した児童への相談・援助事業

拡充・延長(平成24年度予備費) 1,255億円

安心こども基金を積み増すと同時に事業実施期限を一部事業(保育所整備等ハード事業)について平成25年度末まで延長する

拡充・延長(平成24年度補正予算) 557億円

○待機児童解消のための保育士の確保
・「保育士・保育所支援センター」の設置、修学資金貸付、保育士の処遇改善等

○保育や地域の子育て支援の充実等
①安心こども基金を積み増すと同時に事業実施期限を一部事業(ソフト事業)について平成25年度末まで延長・拡充する
・認定こども園事業費等の充実 等

②子育て支援交付金事業の組み替え・拡充
・地域子育て支援拠点事業及び一時預かり事業の機能強化

③ひとり親家庭等の支援 ④社会的養護の推進等

安心こども基金のソフト事業を切り出し、十分な財源を積み増し、メニューを一括化

地方の創意工夫を活かした雇用対策、結婚、妊娠・出産、子育てを通じた「地方目線」の少子化対策を一定期間(最低5年以上)集中的に展開するために、

- ・地方が創意工夫可能な仕組み
- ・財源を柔軟に活用可能な
- ・継続的、安定的
- ・簡易な交付手続き

少子化危機突破基金(仮称)創設

※安心こども基金のソフト事業の例

- ・保育の質の向上のための研修事業
- ・一人親家庭への支援
- ・保育や地域の子育て支援の充実等

平成24年度予算から、年少扶養控除の廃止等に伴う地方財政の増収分の取扱いの中で、地方の自由度の拡大にあわせて一般財源化として、安心こども基金の「地域子育て創生事業」【124億円】や市町村に対する子育て支援交付金の「地方独自の子育て支援推進事業」【93億円】などが一般財源化

1 「地方目線」の少子化対策②【結婚、妊娠・出産】

(内閣府、厚生労働省、文部科学省)

【提言・提案事項】 制度・予算

- 1 婚活支援事業に対する助成・優遇措置
地方自治体が実施する結婚支援事業（婚活、祝金等）に対する助成制度を創設すること。また中小企業が従業員に実施した場合には、税制上の優遇措置を行うこと。
- 2 ライフプラン教育の推進
思春期からのライフプラン教育を中学生や高校生に行うなかで、自分の育ちを見直して自己肯定感を高めながら、家族観の醸成（親子関係、友人関係、地域との関係）や妊娠、出産の適正時期や中絶の母体への影響などについて修学するよう教育に位置づけること。
- 3 産婦人科医、小児科医、保健師及び保育士の継続的な支援の仕組みづくり
産前産後の悩みや孤立感は、第2子以降の出生行動に大きな影響を与えることから、妊娠期から地域で親子を継続して見守る仕組みが求められており、産婦人科医、小児科医、保健師及び保育士の継続的な支援の仕組みづくりに対して支援すること。
- 4 不妊・不育症治療への支援の拡充
 - (1) 不妊治療・不育症治療の保険適用の拡大など経済的な支援を拡充すること。なお、特定不妊治療支援事業の見直しを行う場合は、十分な周知期間・経過措置を設けること。
 - (2) 不妊症看護認定看護師の資格取得について支援すること。
 - (3) 不妊治療と仕事が両立できるよう、治療に関する正しい知識の普及を通じて周囲の理解を促進するとともに、例えば、不妊治療のための休暇制度を創設すること。
- 5 出産育児一時金の充実
出産を祝福する気運を醸成するため、出産育児一時金をさらに充実すること。
- 6 周産期医療体制の充実
産婦人科医や小児科医の不足が深刻化し、地域偏在もあるなか、安心して妊娠出産に臨める医療環境の実現が必要であるが、地方レベルの取組には限界があり、地域ごとに医師の定数を設けるなど、国レベルの対策を講じること。

【現状と課題】

《現状》

- 未婚化・晩婚化は少子化の大きな要因の一つとなっています。
- 婚活支援について、本県では、地域づくりに関連する既存の事業で、主体的に取り組む市町などを支援しています。例えば、県内2市町（鳥羽市（平成22～24年度）、南伊勢町（平成23～24年度））において、地域づくりのための補助金の一つである、「三重県地域づくり支援補助金」を活用して、婚活事業を実施しました。
- 一定の基準を満たした民間事業者等が実施する婚活事業への後援（平成24年度2件）を行い、側面的な支援をしています。
- 三重での田舎暮らし関連の情報を提供している県のポータルサイトにおいて、婚活情報を提供しています。

- 中学校の特別活動・総合的な学習の時間、高等学校の「家庭」「倫理」及び「保健」等において、ライフプランに関する内容を学ぶ機会がありますが、教科横断的な取組が十分ではありません。
- 出産や子育てに家族の協力を得られない、子育ての相談をしたり子どもの面倒を見てもらえる人が近くにいないなど、子どもを育てる環境が整っていないことによる出産や子育ての負担感や孤立感の増大は、第2子以降の出生行動に大きな影響を与えています。
- 特定の不妊治療においては、医療費助成制度の見直しにより患者にとって経済的負担が増えています。また、不育症は、治療方針が一定ではなく難解な疾患であることから、検査や治療の多くが保険診療対象外となっています。
治療の選択や周囲との人間関係等の精神的負担に加え、治療を受けるための周囲の理解も低いほか、休暇制度についても整備されていません。
- 出産育児一時金は、平成22年8月の厚生労働省の全国調査における出産の平均費用が約47万円となっていることを踏まえ、少子化対策として産科補償対象分娩の場合は42万円に引き上げられていますが、まだ不足しています。
- 本県においては、人口10万人あたりの産婦人科及び小児科の医師数は全国平均を下回り、特に分娩を取り扱う産婦人科医の高齢化が進み、50歳以上が全体の約70%となっています。また、40歳未満における産婦人科医及び小児科医に占める女性医師の割合はそれぞれ50%を超えています。

《課題》

- ① 地方自治体や企業が結婚支援事業に取り組む動きが広がってきてはいますが、出会いや結婚を望む未婚者が結婚、妊娠・出産へと進んでいけるよう、さらなる支援体制の構築が必要です。
- ② 社会人・職業人として自立が迫られる18歳までに、生涯にわたる多様なキャリア形成に共通して必要な能力や態度を身に付けさせるとともに、家族の温かい信頼関係や愛情によって互いが深い絆で結ばれているという自覚をもたせ、より充実した家庭生活を築こうとする態度を養うことが必要です。また、家族計画の意義やそれに伴う健康課題などについて教える必要があります。
- ③ 妊娠届出時の保健師等の専門相談員の確保による早期支援の充実、産前産後に関わる医療機関、保育所、地域コミュニティなどが連携した出産前後からの支援体制の構築が必要です。
- ④ 不育症の検査方法や治療方法を確立するとともに、不妊症や不育症の治療に係る経済的な負担の軽減や治療機関への不妊症看護認定看護師の育成及び配置による専門相談支援の充実が必要です。
- ⑤ 出産に伴う経済的負担をさらに軽減するとともに、さらに、出産を祝福する気運を盛り上げるため、出産育児一時金にかかる国庫負担を拡充し、支給額の引き上げを行うことが必要です。
- ⑥ 産婦人科や小児科に従事する医師の不足、偏在の解消には、地方レベルでの取組だけでは限界があり、国レベルでの制度の見直しなど抜本的な対策が必要です。また、これらの診療科については他科と比べて女性の比率が高いことから、子育て中の医師が意欲を持って働き続けられるよう院内保育所の整備・充実や短時間正規雇用制度導入支援等の医療機関における環境づくりの促進が必要です。

県担当課名 高校教育課 小中学校教育課 保健体育課 子育て支援課 地域医療推進課
 地域支援課 南部地域活性化推進課
 関係法令等 母子保健法 母子保健医療対策等総合支援事業実施要綱（国） 医師法

ライフステージ～結婚・妊娠・出産～

妊娠・出産への支援

- ・妊娠期から地域で親子を継続して見守るため、産婦人科医や小児科医、保健師、保育士による支援の仕組みを創設。
- ・不妊治療・不育症治療の経済的支援を拡充するほか、不妊治療のための休暇制度を創設。
- ・出産を祝福する気運を醸成するため、出産一時金を充実。
- ・産婦人科医の地域偏在を解消するため、地域ごとに医師の定数を設けるなど、国レベルでの対策を講じる。

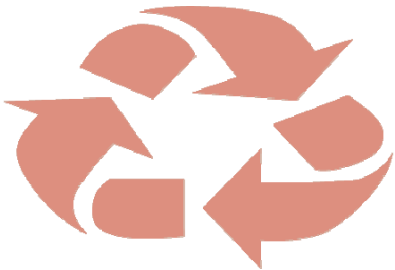


思春期からのライフプラン教育の推進

自らの育ちを見直し、家族観や妊娠、出産等の正しい知識が身につくよう、中高生を対象にライフプラン教育を推進していく。

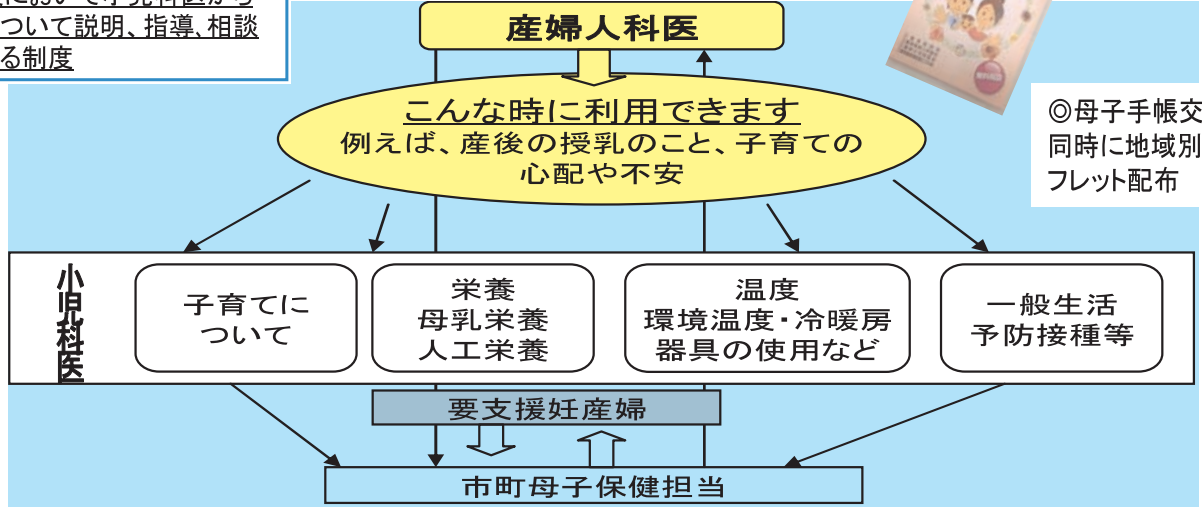
結婚支援事業への助成等

- ・地方自治体実施する結婚支援事業の経費を助成し、男女の出会いを応援。
- ・中小企業が、従業員に対し婚活を支援した場合、税制上の優遇措置を実施。



みえ出産前後からの親子支援

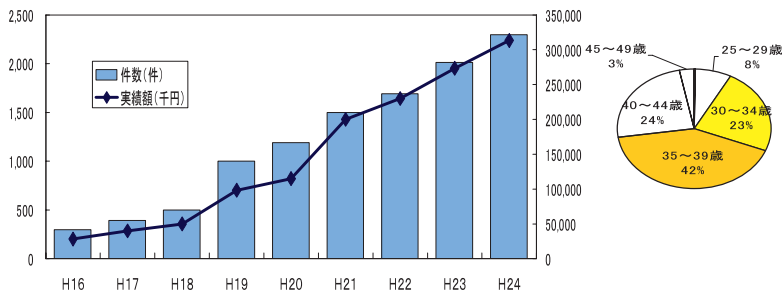
産まれて間もない赤ちゃんとの生活に不安になったり、とまどったりしないよう、産婦人科医の紹介で出産前後において小児科医から子育てについて説明、指導、相談等を受ける制度



妊娠・出産に関する悩みに対する支援

○不妊治療の悩みに対する支援ニーズの高まり

特定不妊治療費助成実績

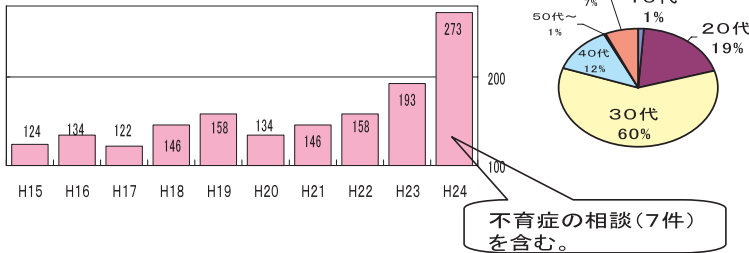


(特定不妊治療費の助成)

三重県では、国の補助制度に上乗せし夫婦の所得400万円未満の夫婦を対象に、1回10万円上限(年1回、通算5回まで)助成。

※国の補助制度 1回の治療につき15万円を限度に、1年度あたり2回(平成23年度からは初年度は3回)まで通算5年間又は通算10回まで助成

不妊専門相談件数



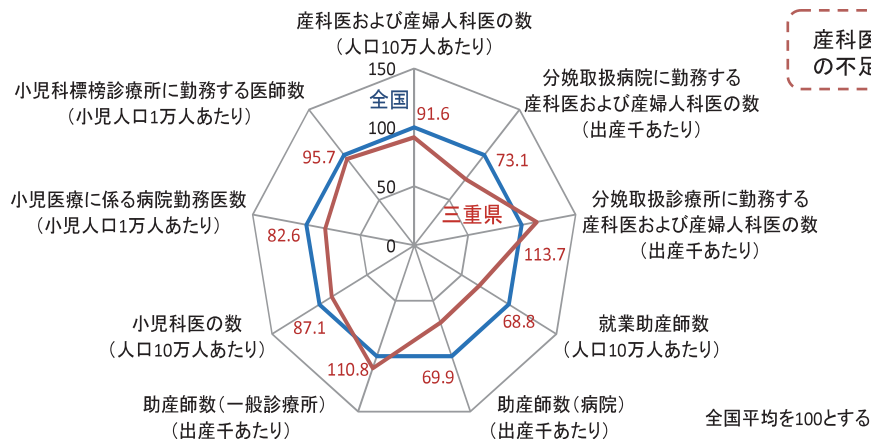
(不妊専門相談の実施) 毎週火曜日10時から20時

「不妊症看護認定看護師資格」を有する助産師を不妊カウンセラーに配置し、不妊症も含めた相談に対応

※働く女性の増加に配慮し、平成23年度から20時まで相談時間を延長

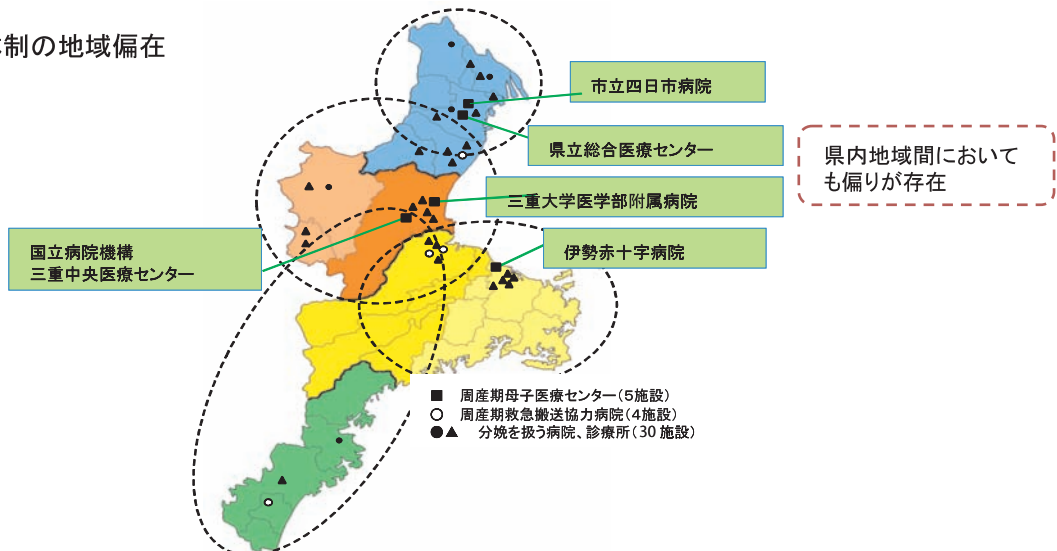
三重県における周産期医療体制の課題

○三重県における医師数および助産師数に関する主要指標



産科医師数と助産師数の不足が深刻化

○周産期医療体制の地域偏在



県内地域間においても偏りが存在

1 「地方目線」の少子化対策③【育児】

(内閣府、厚生労働省、国土交通省)

【提言・提案事項】 制度・予算

- 1 子育て世代労働者の長時間労働削減に対する取組の推進
子育て世代労働者の長時間労働を減らし、家庭の時間を確保するためワーク・ライフ・バランスを実践し成果を出している企業に対する表彰制度を、より認知度が高く効果的な表彰制度へと刷新すること。
また、より実効性のある措置として、子育て世代労働者の時間外労働、深夜労働について、割増賃金率の引き上げなどを検討すること。
- 2 中小企業における仕事と家庭の両立支援や子育て支援に対する助成制度の促進
 - (1) 中小企業が率先して行う仕事と家庭の両立支援や子育て支援に対して、現状の助成制度（(例)次世代育成支援促進法に基づく認定（くるみんマークの認定））を、簡易な手続きで、支出額に応じて助成されるような制度に改変すること。
 - (2) 中小企業における従業員の育児休業に伴う育児休業代替要員の雇用や労働者の労働時間の増加に対応できる税制上の優遇措置（要した費用の法人税額控除、欠損金の繰越控除の引き上げ等）を創設すること。
- 3 育児休業期間中の経済的支援の拡充
子育ては将来への投資であることから、育児休業中の従業員に対する経済的な支援として、雇用保険の制度の枠組みを超えて、男女の区別なく育児休業を取得する場合には、休業前の賃金の全額補償を行うこと。
- 4 子ども医療費の無料化
 - (1) 子育て家庭の医療費に係る経済的な負担軽減を図るため、子ども医療費の無料化を全国一律のものとして制度化すること。
 - (2) 地方自治体が独自に実施している助成制度（医療機関の窓口での無料化（現物給付））に対する国庫負担金の減額措置を行わないようにすること。
- 5 保育環境等の充実
 - (1) 子育て世代の減少が進み、子どもが減っている地域においても、質の確保された保育・幼児教育が受けられる支援体制の充実が重要であり、保育士を育成するとともに、配置基準の充実や給与を含めた処遇を改善すること。
 - (2) 小学校入学後の子どもを持つ親が安心して働けるよう、小規模な放課後児童クラブ等に対しても支援を充実すること。
 - (3) 同時入所に限定せず、第2子、第3子の保育料を軽減または無料化すること。
- 6 多世代同居・近居を促進する仕組みづくり
家族間での扶助により、安心して子育てを行うことができるよう、多世代同居や近居に必要な住宅の取得に対する支援制度を創設すること。

【現状と課題】

《現状》

- 県では、働いている人が性別や年齢等に関わりなく、いきいきと働くとともに、家庭生活や地域貢献活動、地域づくり活動にも取り組み、仕事と生活が調和した三重県を作るため、企業のワーク・ライフ・バランスの取組を促進しています。
こうした取組の結果、県が毎年実施している調査では、ワーク・ライフ・バランスに取り組む企業は年々増加しています。

- 県内事業所への調査（平成23年度）では、ワーク・ライフ・バランスの取組が積極的な事業所ほど、従業員の仕事意欲も高く、生産性も高くなる傾向があり、ワーク・ライフ・バランスの取組が企業経営にも役立つことがわかりました。
- 本県の市町では、子どもに係る医療費助成を行い、医療費の無料化が実施されています。
県では、こうした医療費助成を行う市町に対して県費で補助をしており、子どもの医療費助成については、平成24年9月に県補助の対象を、義務教育就学前から小学校6年生までに拡大したところです。
- 医療機関の窓口での無料化（現物給付）については、住民から要望があるものの、実施にあたっては、国民健康保険国庫負担金の減額措置があることもあり、県内では行われていません。
- 待機児童への対応が課題となる一方、子どもが減ってきている地方においては、安定した保育の提供が難しくなっています。また、保育士の非正規化が進むなど、保育士の確保や保育の質の向上が課題となっています。
- 子どもを持たない理由の一つとして経済的理由があり、特に3人目については、経済的な支援が必要とされています。
- 三重県内の南部地域では、所得区分は低くても同居率が高く、合計特殊出生率が高いという現状にあります。

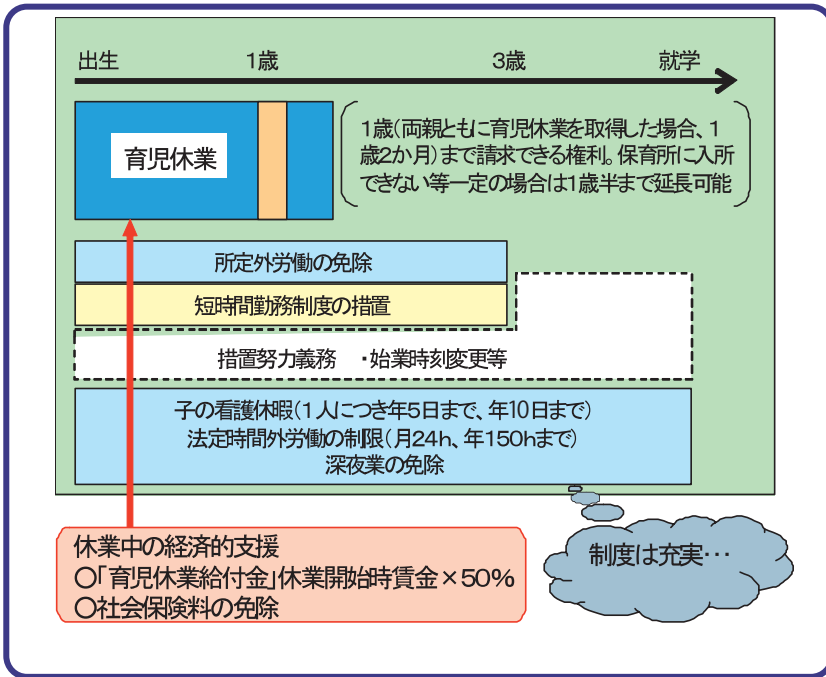
《課題》

- ① 県では、ワーク・ライフ・バランスの取組促進のためのセミナー開催や、ワーク・ライフ・バランスを含む「男女がいきいきと働いている企業」の表彰・認証制度の実施等により、企業のワーク・ライフ・バランスの取組を促進しています。
しかしながら、県のアンケート結果では、小規模な事業所ほどワーク・ライフ・バランスに関する取組割合が少ない傾向があるため、規模の小さな事業所の取組促進策が必要です。
- ② 県では、引き続き子育て家庭の医療費に係る経済的な負担を軽減し、安心を確保することを目標として、市町の医療費助成に対して県費で補助を行うこととしていますが、それによる財政的な負担は年々重くなっています。
- ③ 全国で行われている地方独自の医療費助成制度は、国の医療制度を補完するものであり、経済的負担を気にすることなく、全ての子どもが安心して適切な医療が受けられるようにするために、ナショナルミニマムの観点から、国の責任において取り組む必要があるものと考えます。
- ④ 子どもの少ない地方においても、質の確保された保育・幼児教育の提供が必要です。保育士の確保や保育の質の向上のためには、保育士の配置基準の充実と処遇の改善が不可欠です。
- ⑤ 多子世帯における、子育ての経済的な負担を軽減することが必要です。
- ⑥ 安心して子育てができるよう、同居（近居）率を高めていくことが必要です。

県担当課名 雇用対策課 子どもの育ち推進課 子育て支援課 医務国保課
 関係法令等 労働基準法 児童福祉法 児童福祉法施行令 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令

育児の現状

仕事と子育ての両立のための制度



子ども医療費助成制度

(1) 都道府県の補助範囲 (H25.4.1 現在)

	入院	通院
18歳年度末	1	1
15歳年度末	10	4
12歳年度末	9	6
9歳年度末	3	3
義務教育就学前	23	25
5歳未満		1
4歳未満	1	4
3歳未満		3

三重県

(2) 都道府県の現物給付の実施状況 (H25.4.1 現在)

現物給付	22	
償還払	10	三重県
併用	15	

※愛知県調査

○育児休業取得の状況(全国)

育児休業取得率(平成23年度)

男性	2.63%	出産退職約6割
女性	87.8%	

「雇用均等基本調査」厚生労働省

(参考) 三重県の状況(平成23年度)

男性	2.98%
女性	91.2%

「三重県内事業所労働条件等実態調査」三重県

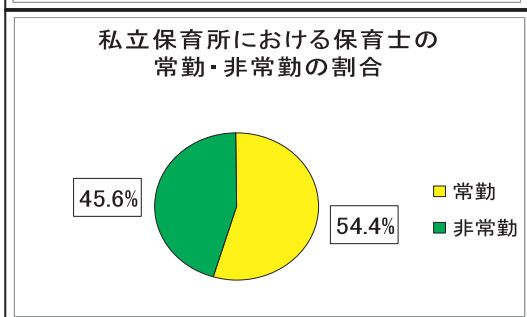
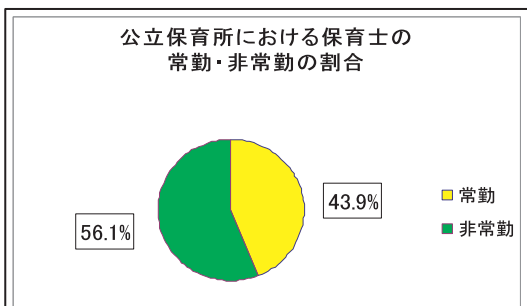
男性の育児休業取得期間の割合(平成22年度)

~4日	5日~2週間未満	2週間~1か月未満	1か月~3か月未満	3か月~6か月未満	6か月以上	不明
35.1%	28.9%	17.3%	7.2%	4.7%	1.5%	5.3%

「雇用均等基本調査」厚生労働省

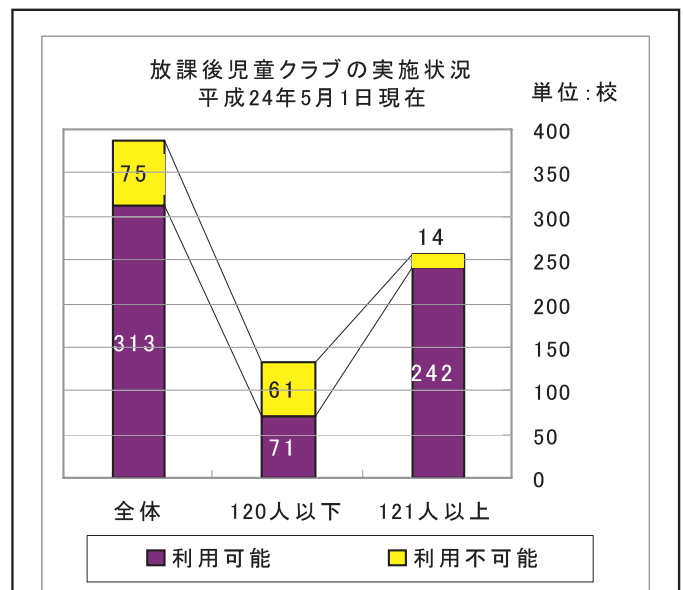
保育環境

保育士の常勤職員・非常勤職員別内訳



・公立保育所、私立保育所においても、約半数の保育士が非常勤職員となっています。
特別保育実態調査報告書(平成24年3月)三重県実施

放課後児童クラブの状況について



・放課後児童クラブが利用できないのは、全体では19.3%の学校ですが、児童数120人以下の学校では46.2%となっています。
三重県子どもの育ち推進課調査

(参考)三重県の取組

男女がいきいきと働いている企業表彰・認証制度

労働基準法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法等の関係法令を遵守しており、働き方を見直し、男女が共に働きやすい職場環境づくりに向けて積極的に取り組んでいる企業を表彰、認証。

【認証企業】 平成25年3月末現在141社(法人)(うち表彰企業38社(法人))

優遇措置等

- (1) 県のホームページ、広報等により表彰・認証企業の取組を広く紹介
- (2) 表彰・認証企業であることを意味するそれぞれのシンボルマークを提供
- (3) 取組の推進に参考となる資料・情報を提供
- (4) 公共工事の総合評価方式の評価項目や、物件関係の総合評価一般競争入札の評価項目の一つ(「男女共同参画」の観点)で一定の期間加点(例外あり)
- (5) 商工中金と県が連携して創設した「三重県男女がいきいきと働いている企業応援貸付」の利用

平成24年度表彰企業例

《ベストプラクティス賞》

株式会社 百五銀行

【従業員数】 3,727 人 (H 25.1.1 現在)

○育児支援の案内の配布などにより男性の育児休暇取得を推進

○法を上回る短時間勤務制度などで子育て中の従業員を支援

○所定外労働の削減や年次有給休暇の取得促進など働きやすい職場環境を整備

○女性の管理職への積極的登用

《ベストプラクティス賞》

マックスバリュ中部株式会社

【従業員数】 7,251 人 (H 25.1.1 現在)

○結婚、育児・介護等による退職者の再雇用制度を整備

○パートナー社員(パートタイマー)の育児休業や看護休暇の取得が定着

○所定外労働の削減に積極的

○女性の管理職への積極的登用



2 安心・安全な医療を受けることができる仕組みの構築

(厚生労働省)

【提言・提案事項】 **制度**・予算

- 1 医師臨床研修制度における都道府県ごとの定員設定について、医師数の過不足の状況等を踏まえたものとするなどの制度の見直しを行うこと。
- 2 医師の地域偏在、診療科偏在を防ぐためのインセンティブや、地域、診療科における医師の定数、偏在是正の視点に立った専門医制度など、医師の計画的な配置がなされるためのルールを設定すること。特に、今後新たな専門医の領域として追加される方向にある総合診療医については、その定義を明確にするとともに、医師の偏在是正に資するものとする。
- 3 在宅医療連携拠点事業については、速やかにその成果を整理・分析し、情報提供をするとともに、法的位置づけを含めた在宅医療提供体制のあるべき姿を明らかにし、財源措置を講じるなど、在宅医療を推進する制度を導入すること。
- 4 在宅医療を推進するには、訪問看護の体制強化が必要であり、訪問看護ステーションについても、機能強化型在宅療養支援診療所のように大規模化や連携して対応する場合の診療報酬体系を創設すること。

【現状と課題】

《現状》

- 臨床研修医の募集定員については、現在、都道府県ごとに上限が設けられていますが、研修希望者が都市に集中する傾向にある中で、首都圏などの都市部においても定員に余裕があるため、医師不足が深刻な地方への研修医の移行がなされず、地域偏在の解消に資するものとなっていません。
- 専門医制度については、現在、各領域の学会が独自基準で専門医を認定していますが、専門医の質の担保、医師の地域・診療科偏在等、多くの課題を抱え、国において新たな仕組みの導入が検討されています。また、その中で、時代のニーズに応じて、新たに総合診療専門医を基本領域の専門医の一つに加えていくことも検討されています。
- 本県では、今後、県内で勤務を開始する修学資金貸与医師等が段階的に増加する見込みであり、昨年5月に設置した地域医療支援センターにおいて、医師のキャリア形成支援と医師不足病院の医師確保支援を一体的に行うしくみづくりに取り組んでいます。
- 在宅医療の充実・強化については、本県の保健医療計画（第5次改訂：平成25年度～平成29年度）において、在宅医療に関する達成すべき目標等を盛り込み、地域医療再生基金等を活用し体制整備を行っていくこととしています。
- 在宅医療の推進には、24時間体制を含めた訪問看護ステーションの充実が欠かせないところですが、県内の訪問看護ステーションにおける常勤従事者数は平均4.45人（全国順位40位）と小規模であり、また、24時間対応体制加算での1ヶ月間の訪問回数は、人口10万人あたり4.2回（全国平均8.3回、45位）となっています。（平成23年介護サービス施設・事業所調査）

《課題》

- ① 医師の地域偏在や診療科偏在を解消し、地域医療を担う医師を安定的に確保していくには、都道府県レベルの取組だけでは困難であることから、地域や診療科ごとの医師の定員設定や、新たな専門医制度における資格取得条件に医師不足地域の医療機関への勤務を義務付けるなど、国レベルでの大胆かつ抜本的な制度の見直しが必要です。
- ② 今後、全国的に、修学資金貸与医師や地域卒卒業医師の増加が見込まれることから、医師臨床研修制度と専門医制度の早期かつ一体的な見直しが必要です。
- ③ 在宅医療の充実には、県内各市町が主体的に取り組む必要がありますが、これから取組をはじめ多くの市町にとっては、あるべき姿や財源措置、取組の方向性が明らかでなく、事業化することが難しい状況です。
- ④ 訪問看護ステーションの24時間体制を充実強化していくためには、規模拡大や連携推進により運営基盤を強化する必要があります。

県担当課名 地域医療推進課 医務国保課

関係法令等 医師法 医療法

【資料1】三重県内の医師数等の状況（平成22年末現在）

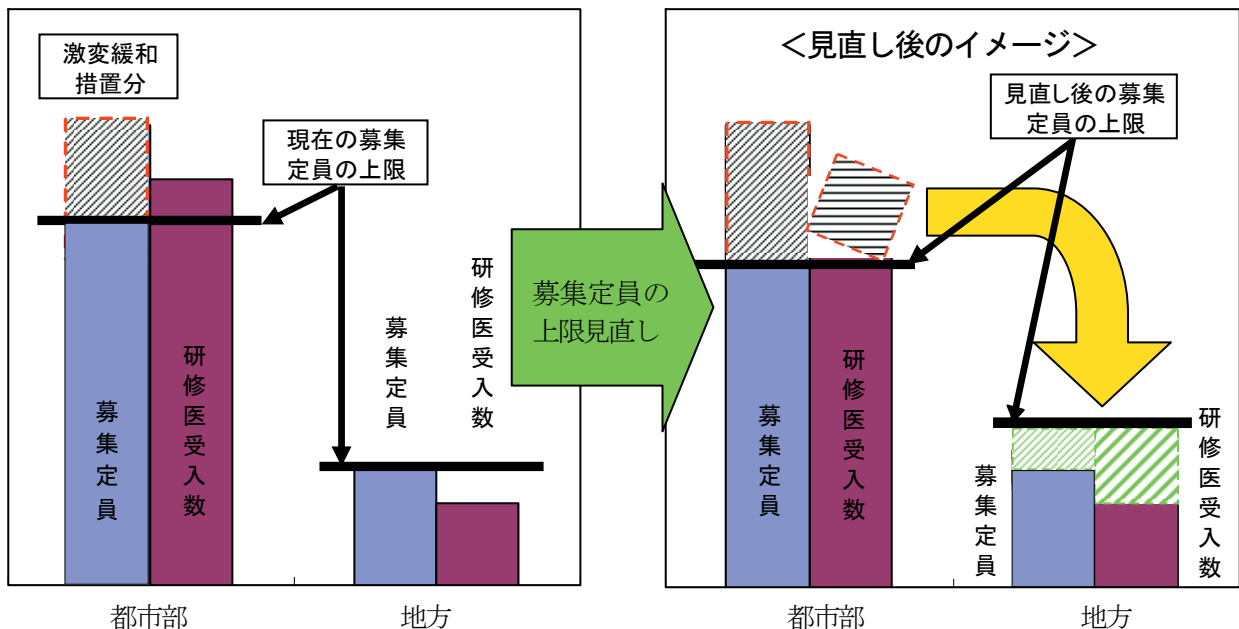
- 三重県では、人口10万人あたりの医師数が全国平均より少ない（都道府県順位 37位）。
- 全国平均との差は診療所よりも病院の方が大きい（都道府県順位 病院44位、診療所22位）。
- 病院では、伊賀、東紀州、北勢、伊勢志摩地域の順に医師数が少ない。他方、診療所については、伊賀、北勢地域以外は、医師数が全国平均を上回っている。
- 診療科別でも、外科、小児科、麻酔科の全国順位は、順に41位、38位、46位となっている。

【資料2】病院等における必要医師数実態調査結果（平成22年6月1日現在）

	現員医師数 A	必要求人医 師数 B	充足率 C=A/(A+B)	必要医師数 D	充足率 E=A/(A+D)
全国	167,063	18,288	90%	24,033	87%
三重県	1,982	312	86%	400	83%

※Bは三重県における求人上の必要医師数。Dは、県内の医療機関の長が必要と考える必要医師数。いずれも充足率は全国平均より低い。

【資料3】医師臨床研修制度の見直しイメージ



※ 現在の募集定員の上限を超える研修医を受け入れている都市部の募集定員の上限を引き下げるとともに、地方の募集定員の上限の引き上げを行うことで、研修医の都市部から地方への移行が見込まれる。

なお、全国の募集定員総数を研修希望者の総数レベルに引き下げる等の見直しを行う場合は、一律の削減ではなく、都道府県別の募集定員を医師不足地域に多く配分するような方法とすることが必要。

【資料4】本県における総合診療医育成の取組状況

全国でプライマリ・ケア連合学会が認定する家庭医療専門医は229名（平成24年1月第4回専門医のあり方に関する検討会資料データ）。

本県では、地域医療再生基金を活用し、三重大学、県立一志病院など、県内5箇所の総合診療医育成拠点整備（カンファレンスルーム・宿泊施設整備、テレビ会議システム導入等）と医療機関同士のネットワークの構築を支援。

※ 総合診療専門医とは（専門医のあり方に関する検討会報告書（案）（平成25年3月）より抜粋）

「総合診療専門医」の定義を、例えば「頻度の高い疾病と傷害、それらの予防、保健と福祉など、健康に関わる幅広い問題について、我が国の医療体制の中で、適切な初期対応と必要に応じた継続医療を全人的に提供できる医師」とすることが適当。

3 文化施設等の地方独立行政法人化

(総務省、文部科学省)

【提言・提案事項】 **制度**・予算

地域の実情に応じて文化施設等の運営手法が選択できるよう地方独立行政法人の対象業務に文化施設等の管理運営を加えること。

【現状と課題】

《現状》

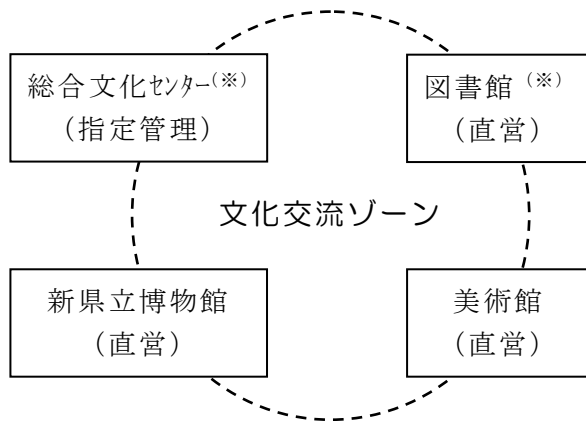
- 本県では新県立博物館の整備（平成26年春、津市内に開館予定）を契機に、文化施設が集積している周辺地域を「文化交流ゾーン」と捉え、文化芸術活動や生涯学習活動の中核的な拠点的形成したいと考えています。
- これまでも各施設が一体的な情報発信や共通テーマによる連携事業の実施に取り組んできましたが、施設間で連携の意識が十分共有されず、また、ゾーン全体をコーディネートする機能が十分でなかったことから、施設（専門分野）を超えた総合的な事業展開や集積の効果が十分に発揮できていない状況です。
- 文化施設等の運営手法については、「文化交流ゾーン」の魅力や付加価値の増加に向けて、「一体的に組織運営や事業が行えること」、「経営の自由度が高く、経営努力が反映されること」及び「学芸業務等の継続性・専門性・計画性を担保できること」の3つを基本的な考え方として検討しており、地方独立行政法人制度の活用も選択肢の一つと考えています。しかしながら、国では文化施設等の管理運営を行う独立行政法人が設置されているものの、現行の地方独立行政法人制度では文化施設等の管理運営は対象業務とされていません。
- なお、過去に大阪市が博物館施設の地方独立行政法人化について2度に渡って構造改革特区提案を行っていますが、指定管理者制度の適切な運用で十分対応可能であるなどの理由から、提案への対応は困難であるとの回答がなされています。

《課題》

- ① 文化施設等の運営手法としては、直営、指定管理者制度及び地方独立行政法人制度の3つが考えられますが、効率的・効果的な行政サービスを提供するため、地域の実情に応じて選択できるようにする必要があります。
- ② 指定管理者制度の活用にあたっては、次のような点が懸念されます。
 - ・ 指定期間が限定され、指定管理者の交代の可能性があることから、事業の継続性、専門性、計画性が担保されず、また、学芸員等の専門職員の確保・育成が難しい。
 - ・ 一部指定管理（学芸業務は直営とし、その他の業務を指定管理とする方式）では、業務の分担や責任の範囲が不明確になったり、指定管理者が施設の経営において自由度や独自性を発揮できる範囲が限られる。
 - ・ 全部指定管理により業務の継続性等を担保するためには職員派遣が必要であるが、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律により、職員の派遣及び派遣期間等に制度上の制約がある。

県担当課名 文化振興課

関係法令等 地方独立行政法人法 地方独立行政法人法施行令

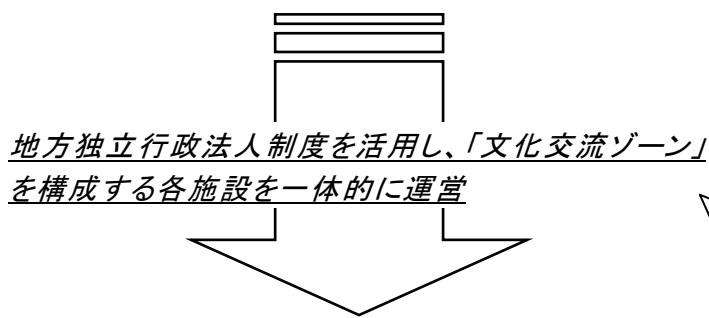


現状の課題

- 施設間で連携の意識が十分共有されていない
 - ゾーン全体をコーディネートする機能が十分でない
- ⇒ 施設（専門分野）を超えた総合的な事業展開や集積の効果が十分に発揮できていない

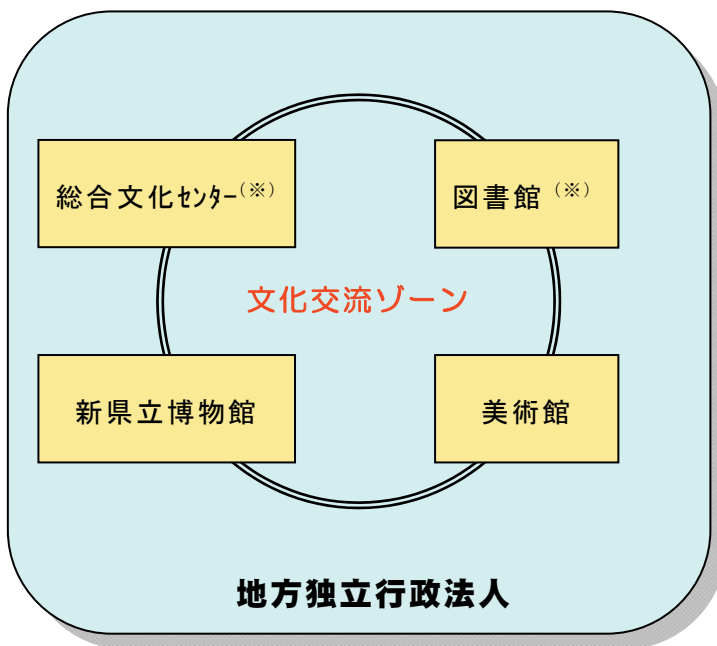
指定管理者制度の課題

- <全般>業務の継続性、専門性、計画性が担保されない
- <一部指定管理>責任の範囲が不明確、経営の自由度や自主性に限界あり
- <全部指定管理>業務の継続性等を担保するためには職員派遣が必要であるが、制度上制約あり



運営に係る基本的な考え方

- (1) 一体的な組織運営・事業実施
- (2) 経営の自由度向上、経営努力の反映
- (3) 学芸業務等の継続性・専門性・計画性の担保



地方独法化のねらい

「文化交流ゾーン」の魅力や付加価値の増加に向けて、施設の連携を一層強化して相乗効果を高め、集積の効果を発揮



「文化交流ゾーン」のめざす姿

より多くの人々が訪れ、さまざまな文化に接し、感性を高めることができるような場

(※) 総合文化センターは文化会館、生涯学習センター、男女共同参画センター及び図書館で構成される複合型文化施設です。なお、図書館は他の施設と運営手法が異なるため、上の図では、独立して表記しています。

4 リニア中央新幹線の東京・大阪間の全線同時開業

(国土交通省)

【提言・提案事項】 制度・予算

- 1 リニア中央新幹線の東京・大阪間の全線同時開業を実現するための具体策を早急に検討し、方策を示すこと。
- 2 リニア中央新幹線は、災害リスクへの備えとするため、東海道新幹線のリダンダンシー機能を備えたルートである三重・奈良ルートとすること。
- 3 名古屋・大阪間の中間駅は、その便益が紀伊半島全体に広がるような、交通結節性の高い位置に設置すべきであり、早急に駅の概略位置を決定し、公表すること。

【現状と課題】

《現状》

- JR東海は、リニア中央新幹線の東京・大阪間のうち、東京・名古屋間については、平成23年に公表した「計画段階環境配慮書」において、概略のルートや駅位置を示し、環境影響評価を進めています。
- 現在のJR東海の計画では、平成39年に東京・名古屋間を開業し、その後、経営体力を回復した上で、平成57年に大阪まで整備するとしています。
- 本県では、県と県内関係市町等で構成する「リニア中央新幹線建設促進三重県期成同盟会」での活動を中心に、沿線の都府県で構成する「リニア中央新幹線建設促進期成同盟会」においても、その一員として、連携・協力して、全線同時開業に向けた取組を進めています。
- 全線同時開業に向け、本県と同じ中間駅設置予定県である奈良県や両県の経済団体との連携を強化するとともに、紀伊半島知事会議においても議論を行い、取組を展開しています。

《課題》

- ① リニア中央新幹線の整備効果が遺憾なく発揮されるためには、東京・大阪間の全線同時開業が必要です。
- ② リニア中央新幹線の東京・大阪間の全線同時開業は、JR東海の経営努力だけでは実現が困難であることから、国による積極的な関与が不可欠です。
- ③ 名古屋・大阪間のルートは、整備計画に基づき、東海道新幹線のリダンダンシー機能を備えた三重・奈良を通るルートとすることが重要です。
- ④ 名古屋・大阪間の中間駅は、その便益が紀伊半島全体に広がるような、交通結節性の高い位置への設置が重要です。また、JR東海による早期の駅位置の決定・公表が必要です。

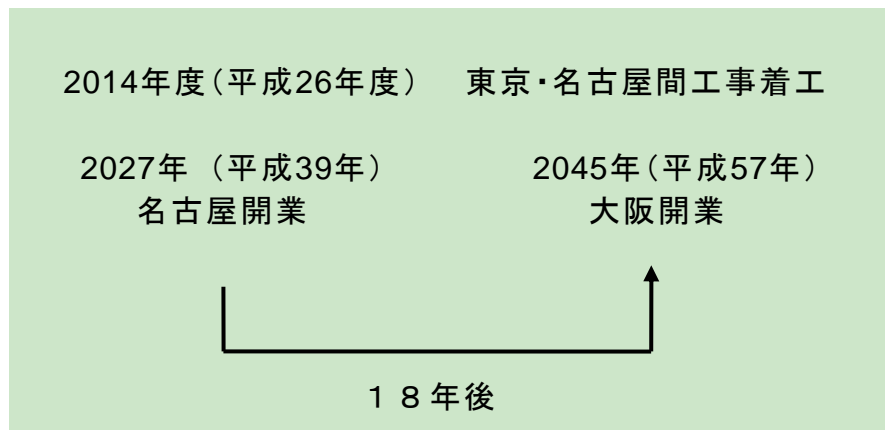
県担当課名 交通政策課

関係法令等 全国新幹線鉄道整備法

【リニア中央新幹線ルート概念図】



【JR東海の計画】



【東京・大阪間の所要時間】



5 新たな担い手総合支援及び直接支払い制度の的確な構築

(農林水産省)

【提言・提案事項】 制度・予算

新たに検討されている、経営所得安定制度を中心とする「担い手総合支援」及び農業の多面的機能を評価した「直接支払い制度」の創設に際して、

- 1 「担い手総合支援」については、「コメに加えて麦・大豆、畜産、野菜・果樹など複合的に取り組む経営体」に加え、それぞれの品目の専業経営体についても支援対象とすること。また、地域の実状に応じ、茶や花き花木など、地域の判断で対象品目を追加できる柔軟な制度とすること。
- 2 「直接支払い制度」については、国土保全や水源涵養など、国民全体が恩恵を受ける農業の多面的機能の維持増進が目的であることを踏まえ、地方負担の軽減を図ること。
- 3 農業者が計画的・安定的に農業経営に取り組めるよう、両制度を法制化するとともに、わかりやすく、取り組みやすい制度を、営農準備等にも配慮して早期に構築すること。

【現状と課題】

《現状》

- 国においては、「攻めの農林水産業の展開」に向け、平成25年1月に推進本部が立ち上げられ、農山漁村における経済成長と多面的機能の発揮が図られるよう、具体的な施策の検討が行われているところです。
- 本県は、水田の割合が7割を超え、米、麦、大豆などの生産を行う水田農業が中心となっています。また、農業産出額については、米、麦、大豆などの水田作物、野菜や果樹、茶、花き花木などの園芸特産物、畜産物がほぼ3割ずつを占めています。
- このような中、農業者は、米、麦、大豆などについて、国の所得補償制度を活用し、需要に応じた生産を進めてきました。また、野菜や果樹、畜産物について、価格安定制度などに参加し、経営の安定に取り組んできました。
- 農業の多面的機能の維持増進に向けては、農業者が、国の中山間地域等直接支払制度や農地・水保全管理支払交付金、環境保全型農業直接支払交付金を活用し、農地の保全・管理等に取り組んでいるところです。

《課題》

- ① 「担い手総合支援」については、地域の担い手である意欲あるすべての農業者が、品目を問わず、その努力に応じて十分な所得を確保し、経営を持続的に発展させることができるよう、制度を構築することが望まれます。
- ② 「直接支払い制度」については、農業の多面的機能の維持増進を図り、国民全体にその恩恵を持続的に提供していく制度であることから、すべての地域で取組が進むよう、地方負担を軽減することが必要です。
- ③ これまでの国の所得補償制度は、交付の基準や仕組みなどが複雑で、農業者からは理解が難しいとの評価が多かったことから、新たな制度は、農業者にとってわかりやすく取り組みやすいものにする必要があります。来年度から、新制度が導入される場合、本年秋から始まる麦作などの営農準備に間に合うよう、早期に制度設計を行うとともに農業者や地方自治体等に対して十分な周知を図る必要があります。
- ④ 現行制度は、法制化されておらず、継続性が確保されたものになっていません。

県担当課名 農産園芸課 畜産課 農産物安全課 農業基盤整備課
関係法令等 農業者戸別所得補償制度実施要綱 中山間地域等直接支払交付金実施要領、
農地・水保全管理支払交付金実施要綱 環境保全型農業直接支援対策実施要綱

■三重県における農業の現状と新たな制度設計に向けた要望

本県農業の現状

- 1 水田率が75%で水田農業が基幹、しかし担う農家の大半は兼業
- 2 集落営農組織や大規模経営体の大半は、米・麦・大豆等の複合経営
- 3 米と園芸・畜産との複合経営は少ない
- 4 トマト・イチゴ・花き等の施設園芸、ミカン・ブドウなどの果樹、茶、花木、畜産は、大規模経営体による専業経営
- 5 中山間地域等直接支払制度や農地・水保全管理支払交付金、環境保全型農業直接支払交付金を活用した多面的機能の保全活動が定着

所得安定・直接支払制度の効果等

- (1) 経営所得安定対策の定着で水田農業経営は安定、大規模農家が増加
- (2) 水田での麦、大豆、新規需要米の作付けが増大
- (3) 野菜の価格安定制度には面積要件等があり、活用できる県内産地は少ない
- (4) 果樹に価格安定制度はなく、改植などが中心対策
- (5) 茶、花き花木にも価格安定制度はなく、近年の販売価格の低迷で経営は厳しい
- (6) 畜産には価格安定対策があるが、輸入飼料の価格高騰などが急速に経営を圧迫
- (7) 直接支払制度は、農地や農業用水の適正管理、耕作放棄の未然防止に効果大
しかし、支払う交付金の1/2を地方が負担する必要があり、地方の財政負担が大

今後の制度設計に向けた要望の考え方

- ① 園芸作物では、米との複合経営に加え、専業経営にも、経営所得安定対策の導入が必要
- ② 畜産の専業経営に対して、早急に経営所得安定対策の導入が必要
- ③ 茶、花き花木等、地域にとって重要な品目を、地域の判断で追加できる柔軟性が必要
- ④ 多面的機能に着目した直接支払制度は、全ての地域で安定的に取り組まれるよう、地方の負担を軽減することが必要
- ⑤ 経営所得安定対策は水田農業では不可欠
- ⑥ 農家に定着している経営所得安定対策の改変には、わかりやすさが重要
- ⑦ 26年産麦の播種準備を始める25年9月頃までに、制度設計が行われ、農家に周知されることが必要
- ⑧ 農地を農地として維持する新たな直接支払制度も、農家にわかりやすく、取り組みやすい制度とすることが必要
- ⑨ 担い手総合支援、直接支払制度の法制化による事業の継続性が必要

提言 1

提言 2

提言 3

6 国内産業の競争力強化につながる工業用水道 施設整備の推進

(経済産業省)

【提言・提案事項】 制度・予算

- 1 工業用水道整備事業にかかる新しい補助制度の創設にあたり、補助対象として検討しているマザー工場等の「高次の産業」には、「成長産業」や「付加価値の高い製品づくりを行う企業」についても支援する制度とすること。
- 2 工場を新設しようとする企業に加え、日本のものづくりを支える「高度部材」を製造する企業や、部品・素材・加工などの基盤産業についても対象とすること。
- 3 新規企業の低立地時代にあっては、複数企業を対象とした補助制度でなく、新規立地や立地済み企業も含めて1社であっても対象とすること。
- 4 様々な環境変化により枯渇が懸念される地下水等から工業用水道へ転換を図ろうとする場合も対象とすること。
- 5 企業のコスト競争力の向上や国内での高付加価値工場への転換を支援するため、新制度では、現行の補助率（30%）を補助要綱上限の補助率45%とすること。

【現状と課題】

《現状》

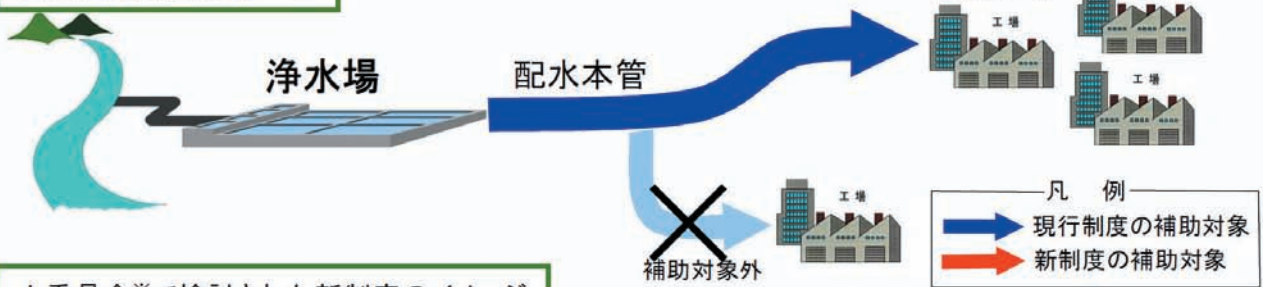
- 経済のグローバル化が進展するなか、国内の量産型工場については海外への進出に一層拍車がかかっており、新興国においては高性能な生産設備の導入により、一定の品質での生産が容易になっています。
- また、韓国、台湾などの一部アジア諸国は、近年の技術開発力の向上により、日本のものづくりを脅かす存在にもなってきています。
- さらに、国内での工場立地件数は、工場立地動向調査の結果をみても、高度成長期や、バブル成長期の山を経て、近年は低水準が続く状況となっています。

《課題》

- ① 本県の成長戦略として、県内に立地している「高度部材」産業に対する支援と、その強みを活かした成長分野の企業誘致、また、国内での「研究開発」やそれに伴う「量産試作」を行う「マザー工場」などの高付加価値製品を扱う企業の支援が必要です。
- ② また、このような高付加価値製品を扱う企業を支える部品・素材・加工などを担う高い技術力を持つ基盤産業（立地済みの企業）も同時に育成していくことが必要です。
- ③ さらに、「ものづくり日本」を支える企業の、国内での立地、生き残りを支援するため、インフラにかかるイニシャルコストとランニングコストの低減を図ることが重要です。

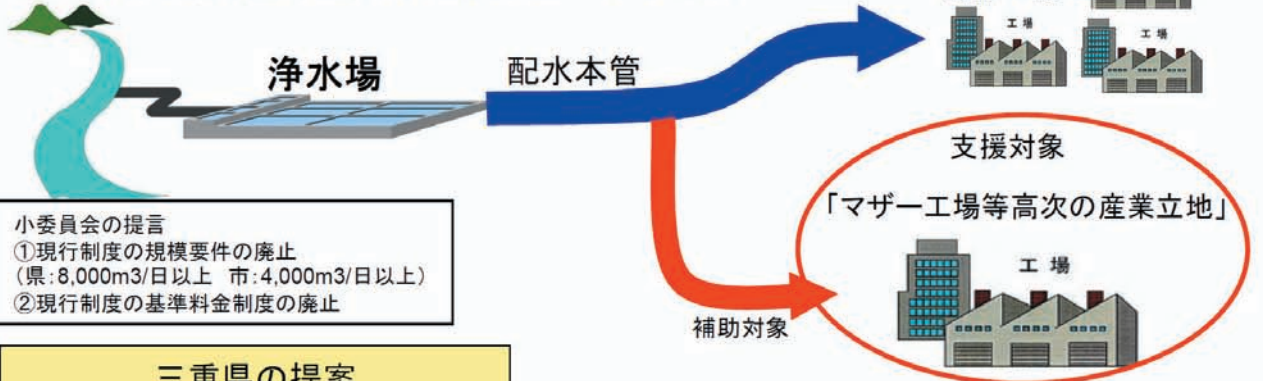
県担当課名 工業用水道事業課 企業誘致推進課
関係法令等 工業用水道事業法 工業用水道事業費補助金交付規則

国の現行制度のイメージ



小委員会※で検討された新制度のイメージ

※経済産業省 産業構造審議会地域経済産業分科会工業用水道政策小委員会



小委員会の提言

- ① 現行制度の規模要件の廃止
(県: 8,000m³/日以上 市: 4,000m³/日以上)
- ② 現行制度の基準料金制度の廃止

三重県の提案

○ 支援対象に成長産業や日本の製造業を支える付加価値の高い製品作りを行う企業や、ものづくりを支える高度部材産業についても支援対象とすること。

○ 新規立地や立地済み企業も含め、“1社”であっても支援対象とすること。

・成長産業や付加価値の高い製品作りを行う企業



・ものづくりを支える高度部材産業



(三重県での事例1)

地下水から工業用水道への転換を検討する県内医療製品製造 A社

(検討内容)

- ・計画水量: 1,000m³/日
- ・配水管延長: 約5km

工事負担金
約8億円!

(三重県での事例2)

高度部材の新工場の建設に併せ工業用水道の引込みを検討するB社

(検討内容)

- ・計画水量: 400m³/日
- ・配水管延長: 約3km

工事負担金
約2億円!

こうした企業を支え、ものづくり産業の国際競争力強化を図る制度が必要!!

7 安全な県土の構築と地域の成長力を支える 道路ネットワークの形成

(国土交通省)

【提言・提案事項】 制度・予算

- 1 災害に強いネットワークの確保による命を支える道づくりを推進すること。
 - (1) 紀伊半島の「新たな命の道」となる紀勢自動車道及び熊野尾鷲道路の着実な整備推進
 - (2) ミッシングリンクとなっている未事業化区間（熊野大泊IC～すさみIC間の68km）の早期事業化
- 2 大都市圏、中心都市間におけるネットワークの強化による地域を支える道づくりを推進すること。
 - (1) 新名神高速道路、東海環状自動車道（西回り区間、特に県境部）の着実な整備推進
 - (2) 国道1号北勢BP、国道23号中勢BP、国道1号桑名東部拡幅などの直轄国道の整備推進
- 3 命や地域を支えながら地域間の交流拡大や効率的な都市形成を促進する道づくりを支援・推進すること。
 - (1) 名神名阪連絡道路、鈴鹿亀山道路の早期実現のための計画検討の推進
 - (2) 伊勢志摩連絡道路（第二伊勢道路[H25年度供用]・磯部BP）、四日市インターアクセス道路の整備推進に必要な予算の確保
 - (3) 松阪公園大口線など街路事業や近鉄名古屋線（川原町駅周辺）連続立体交差事業の推進に必要な予算の確保

【現状と課題】

《現状》

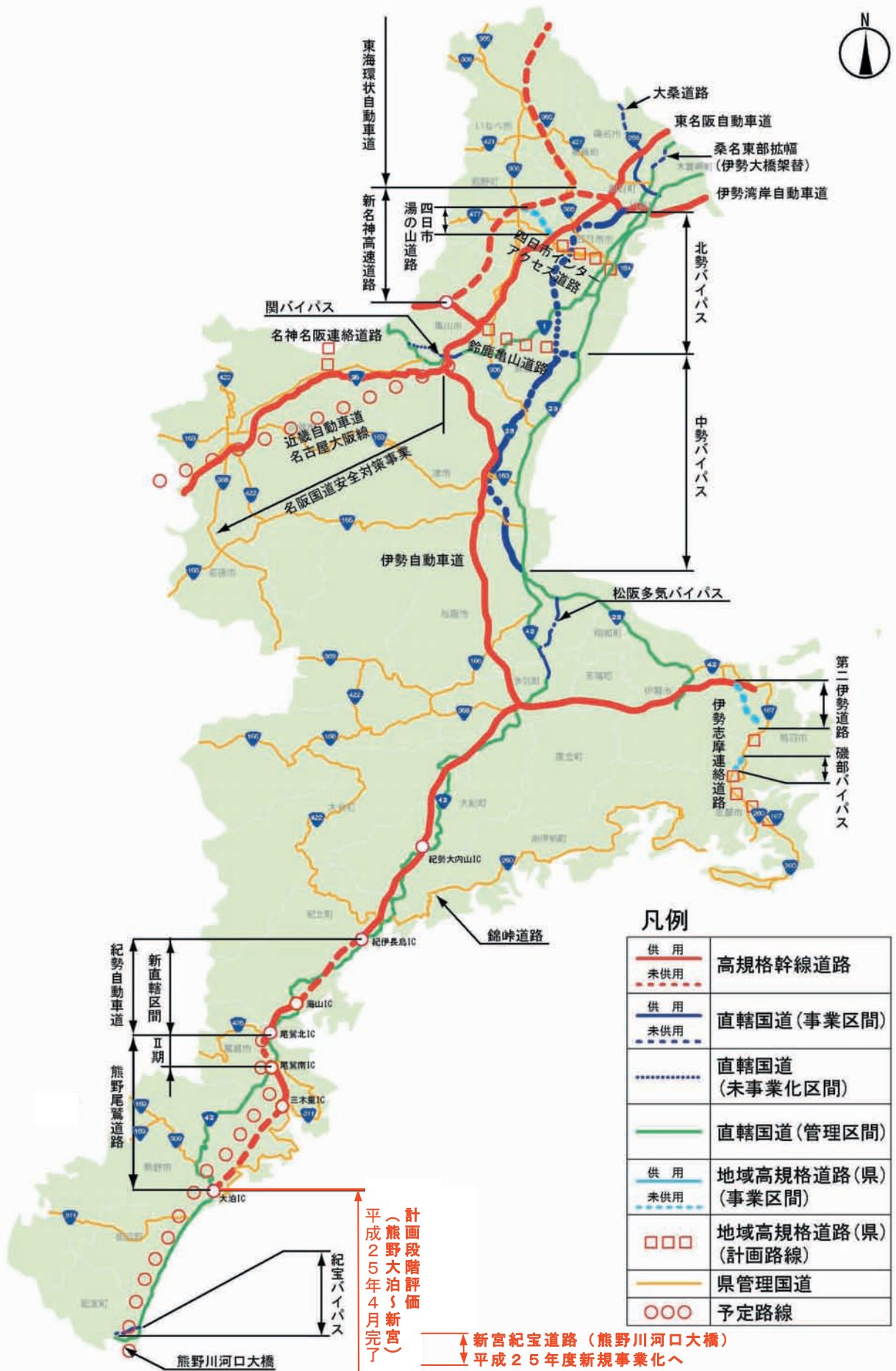
- 南海トラフ巨大地震の発生の切迫性が高まるなか、わが国有数の多雨地帯である本県において、甚大な災害発生時の救助・救援活動や復旧・復興支援の基盤となる「命の道」として、高速道路等の整備等が求められています。
- 県内の幹線道路の整備は道半ばであり、東名阪自動車道、国道1号・23号などで交通渋滞が多発し、地域の成長力を支える基盤として、交通渋滞の解消に資する幹線道路とこれらに連絡する道路の整備が求められています。
- 定住人口が減少傾向にある地方において、交流人口の拡大や効率的な都市形成によりその影響を緩和し、地域の活力を取り戻すことが求められています。

《課題》

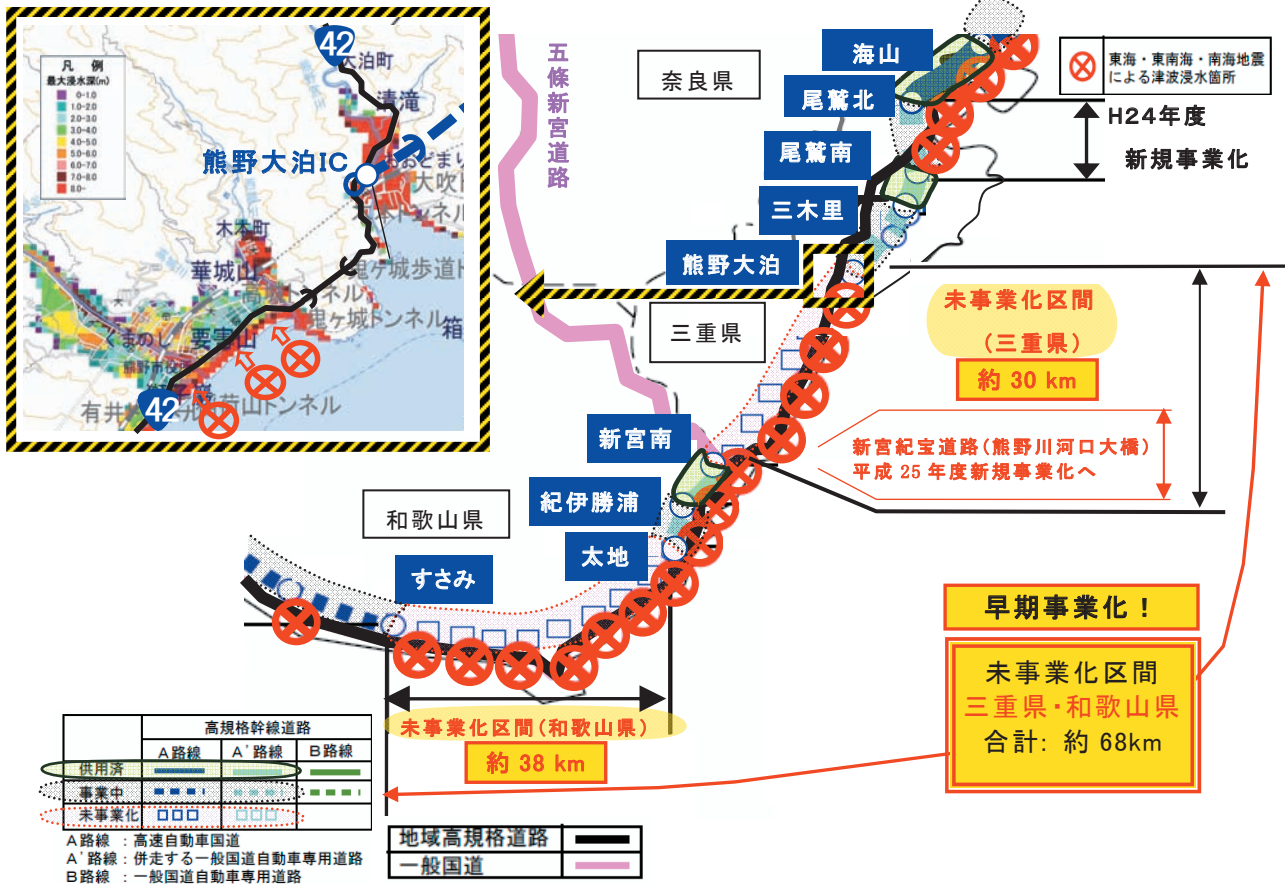
- ① 南海トラフ巨大地震や台風、豪雨等による災害が危惧されている地域において、国土の強靱化に資する高速道路の未事業化区間の早期事業化等、災害に強いネットワーク機能の早期確保が必要です。
- ② 本県の北・中部地域において、中部圏と近畿圏を結ぶ大動脈、大都市や中心都市間の連絡など地域の成長力を支える広域ネットワークの形成が必要です。
- ③ 県内の主要都市間を連絡するなど、地域の生活を支える道路ネットワークの強化が必要です。

県担当課名 道路企画課 道路建設課 都市政策課
関係法令等 社会資本整備総合交付金交付要綱等

幹線道路網の整備推進



紀伊半島の「新たな命の道」の整備推進によるミッシングリンクの解消 ～大規模災害に備えたアンカールートの整備～

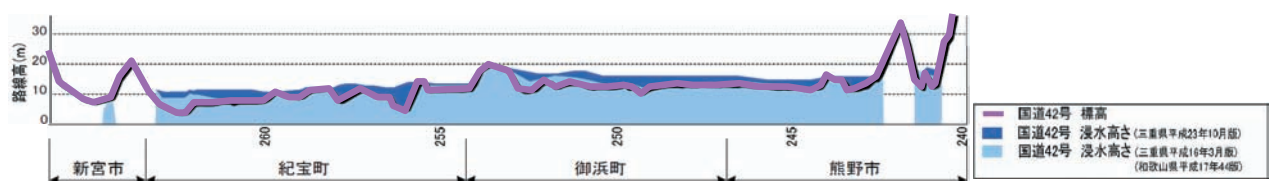


未事業化区間（新宮～熊野大泊間）は、代替性確保のための道路ネットワークの整備が必要



※ 東海・東南海・南海地震同時発生時における津波浸水予測図

国道42号の約7割の区間が浸水



新名神高速道路の整備推進

亀山JCT付近



<亀山JCT付近のり面災害>
 ・規制区間: 亀山JCT～鈴鹿IC間
 ・規制原因: 多雨による切土法面崩落
 2010年5月23日 23時20分 上り 通行止め 16.5時間
 切土のり面崩落
 30～40mにわたり崩落 300m³の土砂が流出

東名阪自動車道の慢性的な渋滞

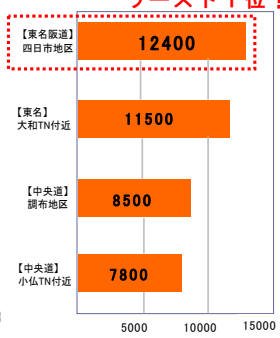
高速道路としての機能不全 ミッシングリンク！

新名神高速道路 (四日市JCT-亀山西JCT) 早期整備推進！

東名阪自動車道 (四日市JCT-亀山JCT) 渋滞回数 (2012年)



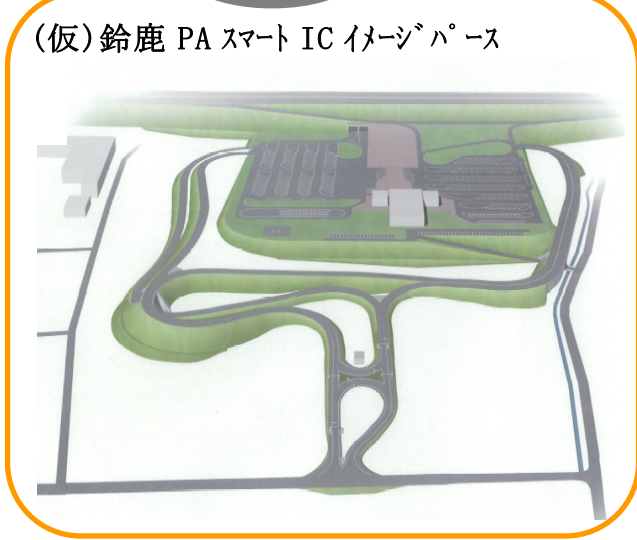
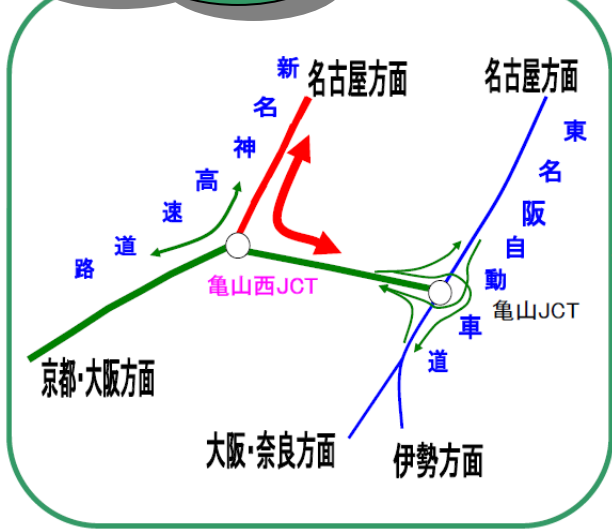
NEXCO 中日本管内の主な渋滞発生箇所別の渋滞量 (2012年データ)



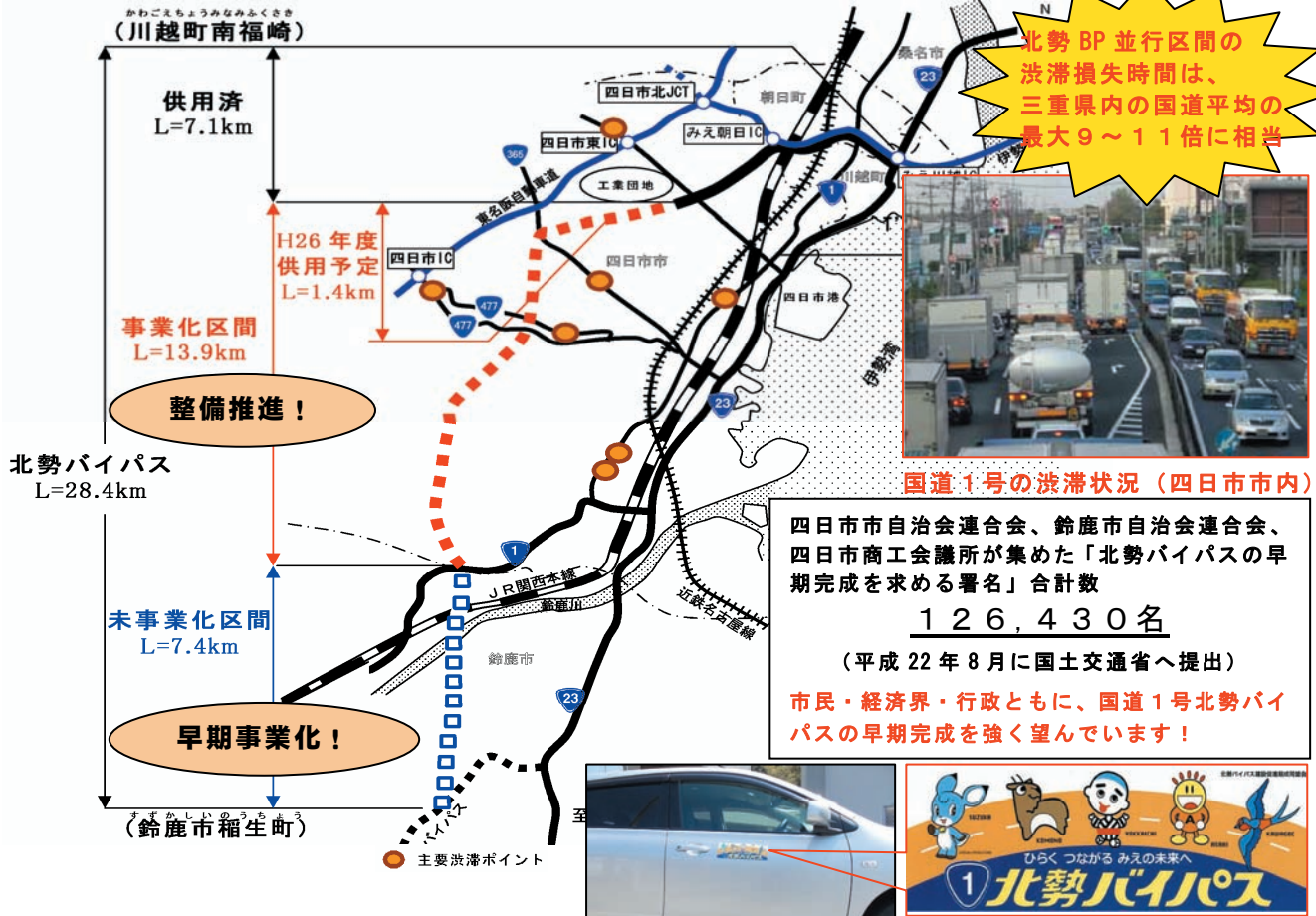
※渋滞量 (km・時間) = 最大渋滞 (km) × 渋滞継続時間 ÷ 2

亀山西JCTのフルジャンクション化 本線と同時供用を！

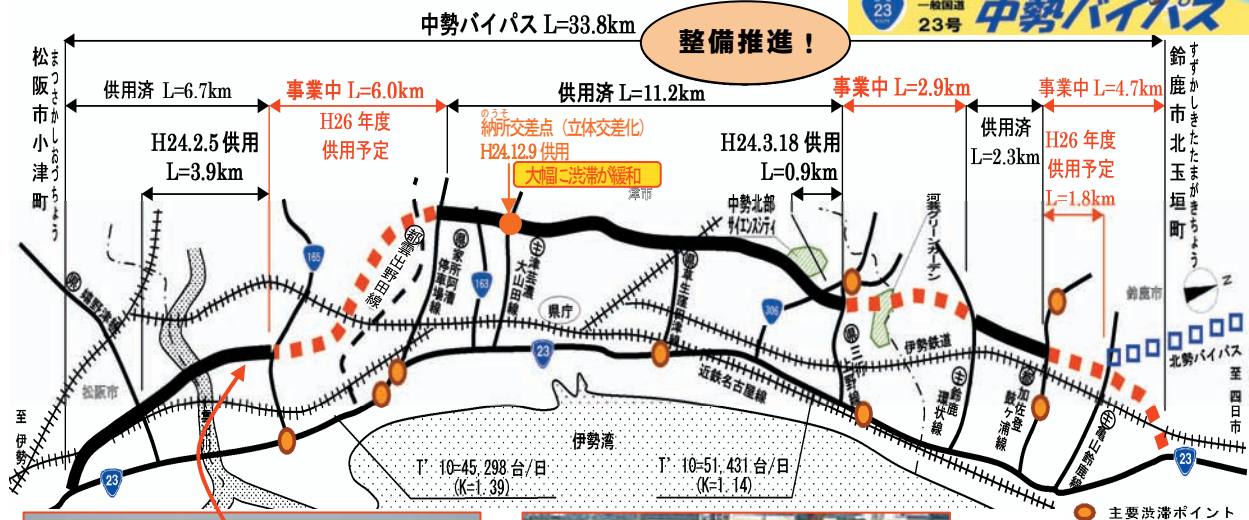
(仮) 鈴鹿PAスマートIC 本線と同時供用を！



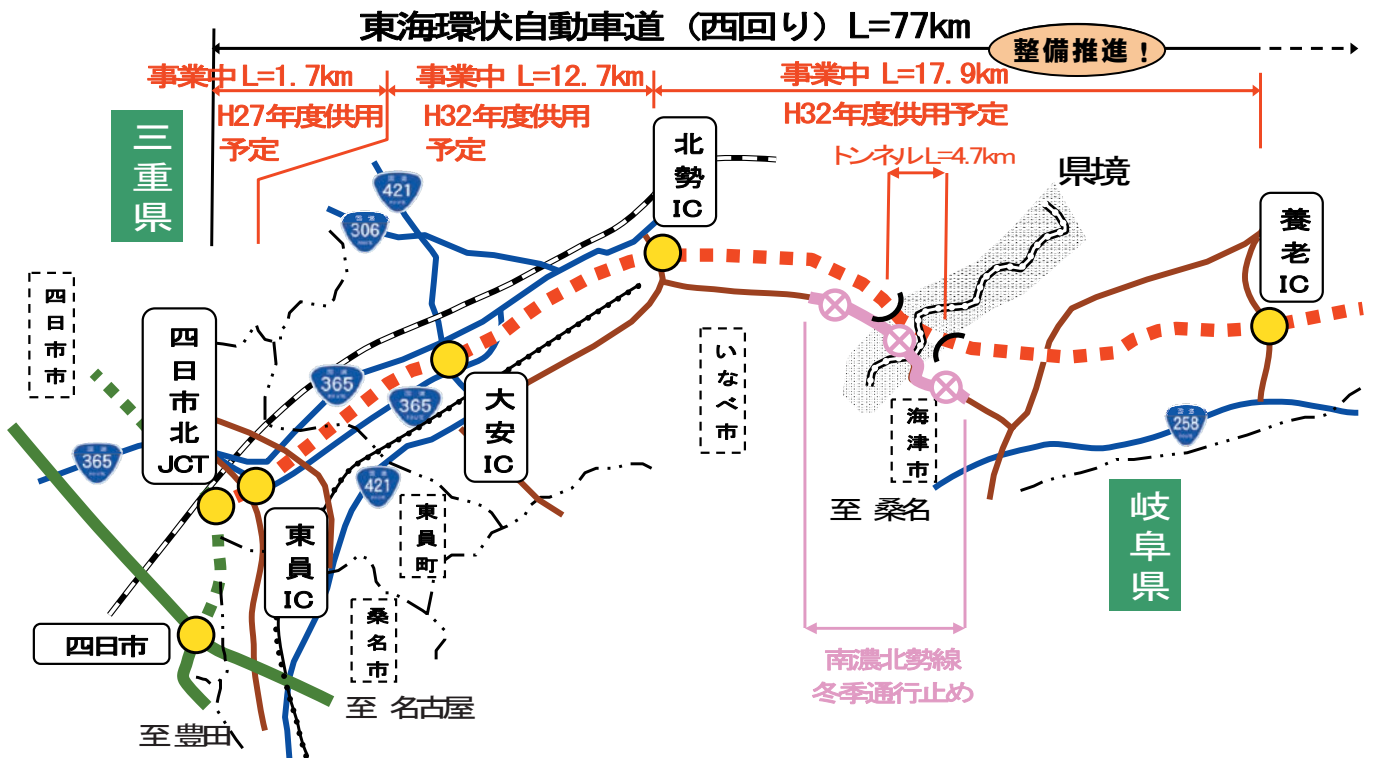
国道1号 北勢バイパスの整備推進と未事業化区間の早期事業化



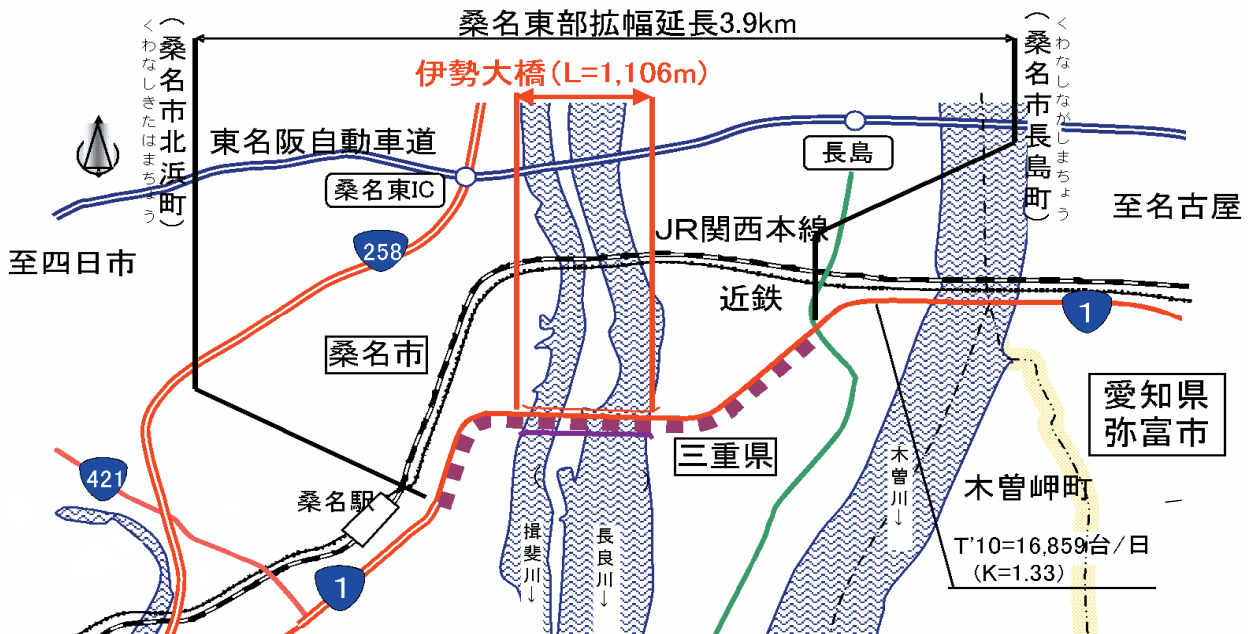
国道23号 中勢バイパスの整備推進



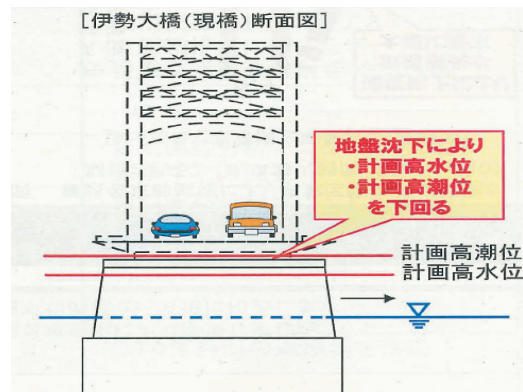
東海環状自動車道（西回り区間、特に県境部）の整備推進



国道1号 桑名東部拡幅（伊勢大橋架け替え）の整備推進



今年で **79歳!**
*1934年(昭和9年竣工)



三重・滋賀協力のもと名神名阪連絡道路（特に名阪国道～新名神高速道路間約10km）の国による早期事業着手を

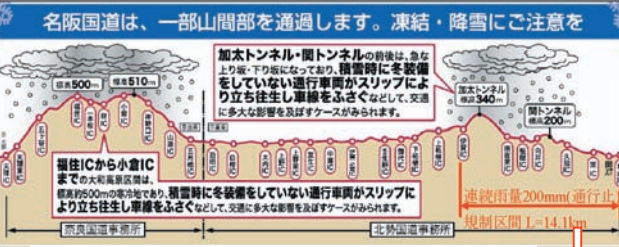
- 「リダンダンシーの確保」 高速道路（名神・新名神・名阪国道）の不通時の信頼性向上
- 「南北軸の形成・圏域の一体感の強化、1時間圏、300万人圏の成立」



地元の行政や市民は名神名阪連絡道路の早期事業化を強く望んでいます！

民間団体「名神名阪連絡道路の整備区間指定を実現する会」の設立
 伊賀地域：平成20年12月設立
 甲賀地域：平成19年11月設立

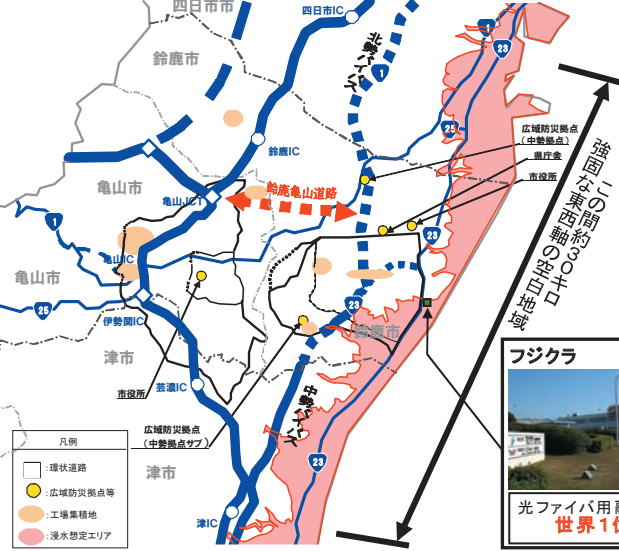
民間団体「名神名阪連絡道路の整備区間指定を実現する会」が集めた署名数 **20,405名**
 (伊賀地域 5,183名(平成22年10月))
 (甲賀地域 15,222名(平成20年7~8月))



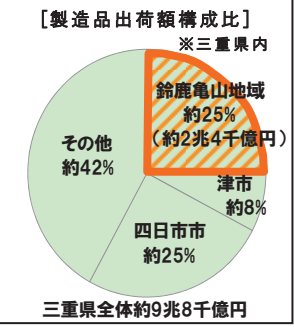
通行規制実績	連続雨量	通行止時間
平成23年度(H23.7.18~7.19)	300mm	11時間
平成24年度(H24.5.2~5.3)	258mm	10時間
平成24年度(H24.9.30)	293mm	6時間



鈴鹿亀山道路の国・中日本高速道路による整備協力を



地元の行政や市民は鈴鹿亀山道路の早期事業化を強く望んでいます！



本田技研工業(株)鈴鹿製作所にて制作されている「N BOX」が平成24年度軽自動車販売台数No. 1



太田大臣からのメッセージ

道路をつなぎ 未来をひらく 鈴鹿亀山 夢の道 新名神と鈴鹿・亀山みちフォーラム

大臣メッセージ

新名神と鈴鹿・亀山みちフォーラムの機会、国におめでとうございます。

東日本大震災を経緯し、災害に強い国土づくりや日本の再生にとって、道路の果たす役割は重要になってきています。

今日は、「鈴鹿・亀山のみち」について、子供たちの明るい未来に向けた熱い議論が交わされることを期待しております。

国土交通者としても、皆さんの声をしっかりと聞き、災害に強く、活力あふれる地域づくりに取り組んでまいります。



地域高規格道路の整備推進に必要な予算の確保を

四日市インターアクセス道路（四日市湯ノ山道路）、伊勢志摩連絡道路（第二伊勢道路、磯部バイパス）の整備を推進中！！

■ 位置図



三重県内では、四日市インターアクセス道路（四日市湯ノ山道路）、伊勢志摩連絡道路（第二伊勢道路、磯部バイパス）の整備を推進中！！

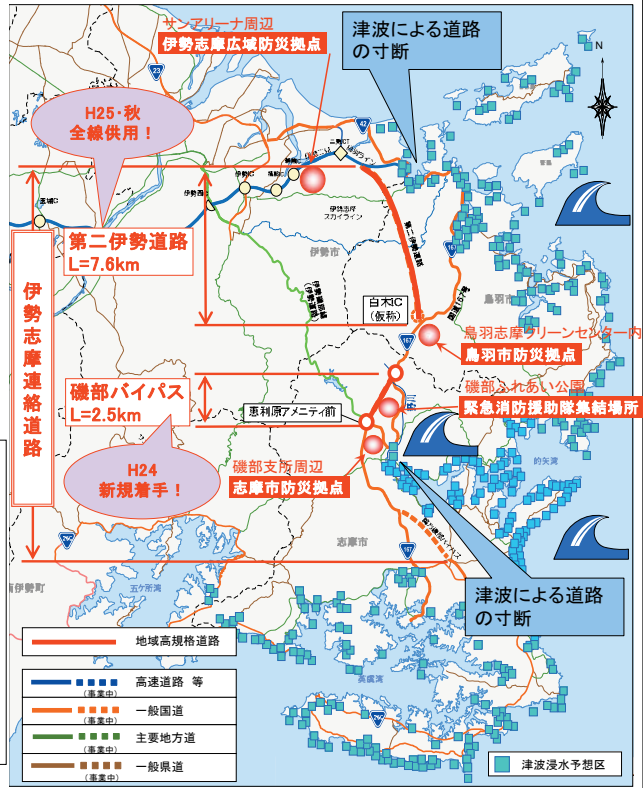


▲鳥羽市街の状況（鳥羽市駅前）
海岸の直背後を国道が走り、津波による道路寸断の恐れがある。



▲鳥羽市内の渋滞状況（鳥羽市駅前）

伊勢志摩連絡道路の概要



街路事業、連続立体交差事業の推進に必要な予算の確保を

松阪公園大口線踏切除却、近鉄名古屋線連続立体交差を推進中！！

【近鉄名古屋線（川原町駅付近）連続立体交差事業概要図】



8 四日市港の安全・安心の確保に向けた取組に対する支援の強化

(国土交通省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

- 1 南海トラフ巨大地震発生の切迫性が高い地域における施設の耐震化対策及び老朽化対策に対する支援の拡充を図ること。
 - (1) 海岸保全施設の整備に対する支援の充実
 - ・耐震化対策を行う海岸事業の国費率を引き上げること。(1/2→2/3)
 - ・民有施設の耐震化事業を行う民間企業への支援制度を創設すること。
 - (2) 港湾施設の維持補修に対する支援の充実
 - ・港湾改修事業の国費率を引き上げること。(1/3→1/2)
 - ・維持浚渫に対する補助制度の創設、直轄施工化、適債条件の緩和を行うこと。
 - (3) 臨港道路霞4号幹線の早期供用のため、直轄港湾改修費の予算確保を図ること。
- 2 港湾におけるテロ対策等の保安対策に対する支援の充実を図ること。
 - ・保安対策のための施設の整備、改修、維持管理等への補助制度を創設すること。

【現状と課題】

《現状》

- 四日市港の海岸保全施設は、臨海部に広がる日本有数の石油化学コンビナート群やその背後の市街地を防護しており、背後地の住民の安全・安心を確保する上でも重要な役割を担っています。
- 四日市港は、中部地域を中心とする背後圏の産業を支える国際拠点港湾として、物流機能を維持する重要な役割を担っており、災害時に緊急物資等の輸送ネットワークを担う県内最重要の港湾となっています。
- 現在、整備を進めている臨港道路霞4号幹線は、災害時に霞ヶ浦地区から背後地へのアクセスのリダンダンシー機能を確保する重要な役割も担っています。
- また、改正SOLAS条約に対応したテロ行為等の防止のため、法定の保安対策として、国際航海船舶が使用する四日市港内の公共岸壁にフェンスやゲート、監視カメラ、照明等の保安施設を整備・運用しています。

《課題》

- ① 海岸保全施設の耐震化整備を進めていますが、財源の確保が困難なため事業進捗が遅く、事業の推進には、さらなる財政支援が必要です。また、民間企業が管理している海岸保全施設の老朽化対策及び耐震化対策については、整備を行う民間企業の負担が大きいため施設の耐震化が進んでいません。
- ② 老朽化が著しい港湾施設については、物流機能を維持するための施設の維持補修を行っていく必要がありますが、多額の費用を要し、本組合だけでは財源の確保が困難なため、整備が進んでいません。施設の維持補修を円滑に進めていくためには、さらなる財政支援が必要です。
- ③ 臨港道路霞4号幹線の事業進捗(事業費ベース)は、平成24年度末現在、約4割にとどまっていますが、早期供用に向けた整備促進を図るため、今後、十分な予算の確保が必要です。
- ④ 保安施設の維持管理や新設には多大な費用を要しますが、国の支援はなく、全額を本組合が負担しており、保安施設が非収入施設であることもあって、財政的に大きな負担となっていることから、財政支援が必要です。

県担当課名 四日市港管理組合

関係法令等 海岸法 社会資本整備総合交付金交付要綱 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律

海岸保全施設の整備に対する支援の充実

<課題>

- 耐震化整備の事業進捗が遅い
- 民間企業の負担が大きすぎる

海岸保全施設の耐震化対策及び老朽化対策

耐震化対策を行う海岸事業の国費率を引き上げること。(1/2→2/3)
 民有施設の耐震化事業を行う民間企業への支援制度を創設すること。



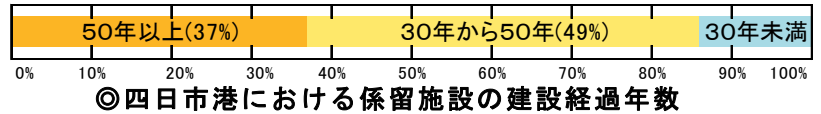
港湾施設の維持補修に対する支援の充実

<課題>

- 施設の老朽化による港湾機能の低下と維持コストの増大
- 定期的に発生する航路・泊地の維持浚渫の実施費用の確保

港湾施設の維持補修

港湾改修事業(統合補助)の国費率を引き上げること。(1/3→1/2)
 維持浚渫に対する補助制度の創設、直轄施工化、適債条件の緩和を行うこと。



臨港道路霞4号幹線の整備の促進

<課題>

- 背後地へのアクセス道路が霞大橋1本のみ
- 事業進捗が遅い

臨港道路霞4号幹線の整備

臨港道路霞4号幹線の早期供用のため、直轄港湾改修費の予算確保を図ること。



港湾におけるテロ対策等の保安対策に対する支援の充実

<課題>

- 保安施設の維持管理や新設における費用負担が大きい

港湾の保安対策

保安対策のための施設の整備、改修、維持管理等への補助制度を創設すること。



9 南海トラフ巨大地震対策特別措置法(仮称)の制定などの 防災・減災対策の強化・推進

(内閣府、文部科学省、経済産業省、国土交通省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

- 1 南海トラフを震源とする連動型巨大地震を想定した新たな特別措置法の制定と具体的な対策の策定を早急に行うとともに、これらを踏まえて、既存の東海地震、東南海・南海地震に関する法体系や地震対策大綱、応急対策活動要領を整理すること。
- 2 南海トラフ巨大地震への観測・研究体制の強化や、東南海・南海地震の予知体制の早期確立を行うこと。

【現状と課題】

《現状》

- 東海地震、東南海・南海地震が連動する南海トラフを震源域とする巨大地震の発生が危惧されており、国をあげての対策検討が進められています。
- 今回の被害想定では、全国の死者・行方不明者は、最大で、約32万3千人と前回想定の約13倍、津波浸水面積は約1,015k㎡で東日本大震災の約1.8倍と、東海から九州に至る広い地域で甚大な被害が示されました。
- 本県においては、建物倒壊による死者が約9千8百人、津波による死者が約3万2千人など、合計で約4万3千人と、従来 of 県想定に比べ、約9倍となっています。

《課題》

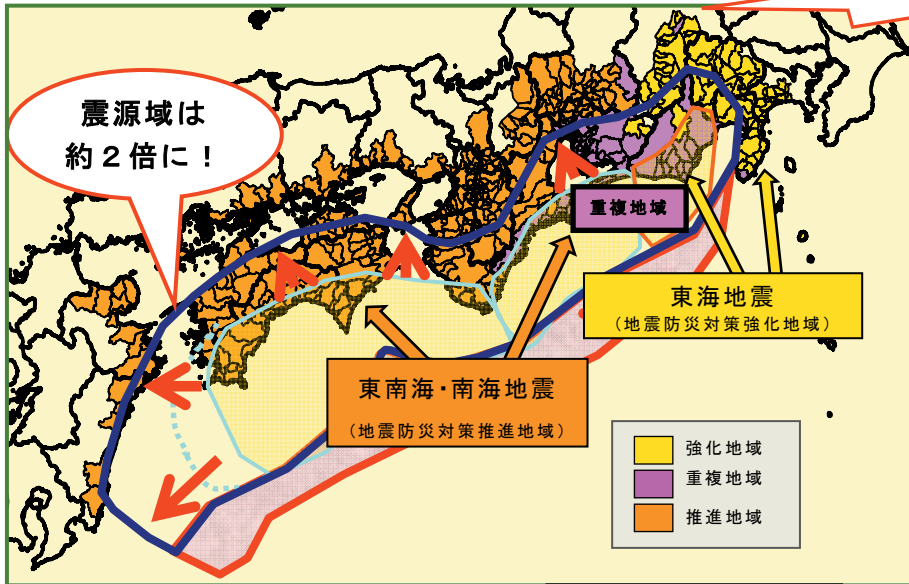
- ① 南海トラフ巨大地震の発生を視野に入れ、「南海トラフ巨大地震対策特別措置法(仮称)」の制定や、これに対応した地震対策大綱、応急対策活動要領などの策定が早急に必要です。
- ② これら南海トラフ巨大地震対策を有効に機能させるためには、既存の東海地震、東南海・南海地震対策にかかる法体系を見直すとともに、地震対策大綱、応急対策活動要領に相互の矛盾が生じることがないように整理する必要があります。
- ③ 南海トラフ巨大地震が発生すると、三重県南部では早い場合、数分で津波が到達します。津波からの避難に資するために、地震・津波の早期観測体制の強化や、地震発生前の基礎研究、予知体制の充実・強化が必要です。

県担当課名 防災企画・地域支援課

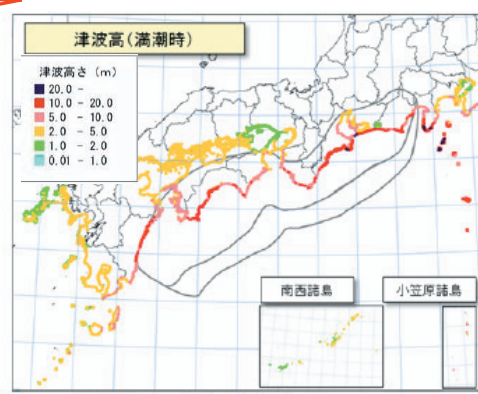
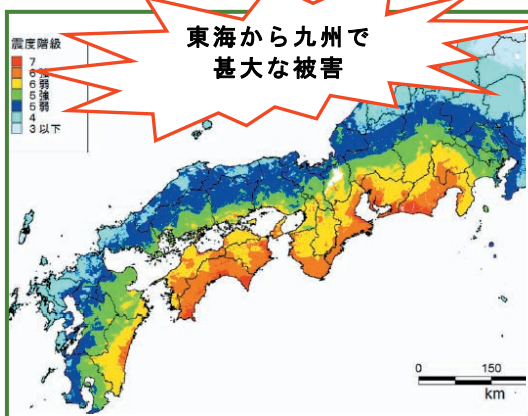
関係法令等 大規模地震対策特別措置法 東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法

南海トラフ巨大地震に対する新たな体制を！

地震により法体制や対策が別



東海地震	東南海・南海地震
大規模地震対策特別措置法	東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法
地震財特法	地震防災対策特別措置法
地震防災基本計画	東南海・南海地震防災対策推進計画
東海地震対策大綱	東南海・南海地震対策大綱
東海地震応急対策活動要領	東南海・南海地震応急対策活動要領



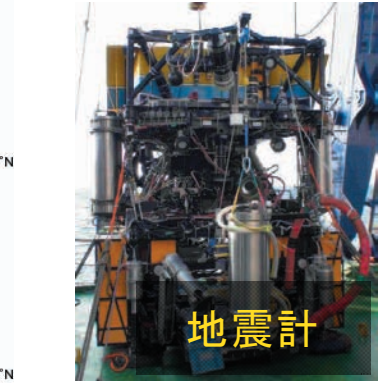
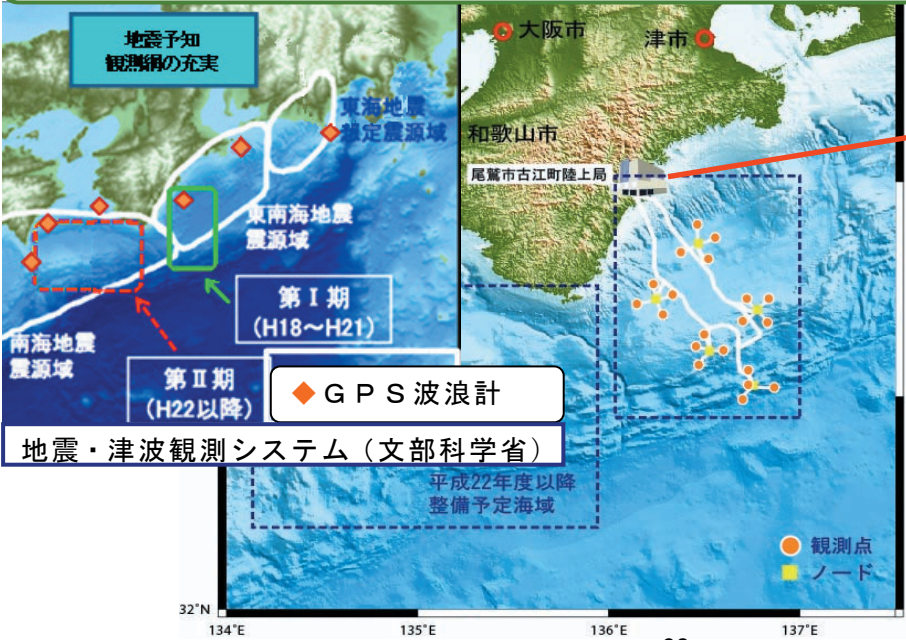
東海地震と東南海・南海地震が連動して発生
 ↓
 現在の東海地震大綱・要領で定められている奈良・和歌山（消防隊）からの応援は不可能！

【ケース①「駿河湾～紀伊半島沖」に

南海トラフの巨大地震による津波高・浸水域等（第二次報告）より「大すべり域+超大すべり」域を設定

1 既存の法体系の整理を含めた「南海トラフ巨大地震対策特別措置法（仮称）」の制定
 2 地震対策大綱及び応急対策活動要領の早期策定などが必要！！

3 南海トラフ巨大地震に対する観測・研究体制の強化や、東南海・南海地震の予知体制の早期確立が必要！



10 地方が進めている防災・減災対策を促進するための新たな財政支援の枠組みの創設など支援事業の拡充

(内閣府、総務省)

【提言・提案事項】 制度・予算

南海トラフ巨大地震等の大規模災害の発生に備え、地方公共団体が地域の特性に応じて危機感を持って集中的に進めている防災・減災対策を促進するため、新たな財政支援制度を創設するなど支援事業を拡充すること。

【現状と課題】

《 現状 》

- 本県では、南海トラフ巨大地震等に備え、県と市町が連携し、危機感を持って防災・減災対策を緊急に進めているところです。しかし、防災拠点施設や住民避難施設の整備、津波浸水想定区域内の公共施設等の移転などに活用されている「緊急防災・減災事業」については、平成26年度以降の財源が確保されていません。
- 県においても、県独自の「地域減災対策推進事業（予算額3.2億円）」により、津波避難対策を中心に市町の取組を最優先で支援していますが、新たに公表された南海トラフ巨大地震の被害想定を受け、市町からの要望は予算額を大幅に上回っています。
- 本県では、大規模災害発生時における支援・受援の重要な拠点として広域防災拠点施設の整備を進めており、これまでに4地域（5施設）の整備を完了しました。残る北勢地域についても整備に向けた検討を進めています。

《 課題 》

- ① 地方で進める防災・減災対策は、庁舎の高台移転や社会基盤の整備など、地元での調整や財政負担の検討に時間を要する事業が多く、対策の実施が平成26年度以降にずれ込む場合も多くなることが想定されます。
- ② 本県の市町では、津波対策をはじめ、各地域の被害想定や特性に対応した防災・減災対策を集中的に推進しているところですが、大きな被害が想定される県南部地域の市町は、財政基盤が脆弱であり、県としての財政支援にも限界があります。
- ③ 整備を検討している北勢地域の広域防災拠点施設は、東日本大震災や紀伊半島大水害での災害対応活動を踏まえ、物資や人的支援の受入口としての機能、広域応援部隊の後方支援を補完する機能などが求められています。また、既存の施設についても機能強化や備蓄資機材の見直し等が必要であり、その財政的な負担が大きくなることが見込まれています。
- ④ 地方が危機感を持って集中的に進めている防災・減災対策にブレーキをかけることなく、一層取組を推進するためにも、新たな財政支援制度の創設などを含めた支援事業のさらなる拡充が必要となっています。

県担当課名 消防・保安課 防災企画・地域支援課 災害対策課

関係法令等 東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律 東海地震応急対策活動要領 等

地方において地域の特性に応じた防災・減災対策の推進が急務！

取組にブレーキをかけないためにも、**財源の確保が必要！！**

- ・「緊急防災・減災事業」は、必要な防災・減災対策に活用でき、地方の取組を後押し
- ・県は地域減災対策推進事業（地域減災力強化推進補助金）で市町の取組を支援
- ・国による南海トラフ巨大地震の被害想定の公表を受け、実施すべき対策も拡大
- ・**しかし、地方公務員給与費の臨時特例に対応した平成25年度分まで！**

26年度以降の財源
確保が急務！！

強くてしなやかな地域社会を実現するためにも、
新たな財政支援制度の枠組みの創設など支援制度の拡充が必要！

これにより、地方の防災・減災対策が大きく前進！！

- ・南海トラフ巨大地震での経済的被害想定規模に鑑みれば、新たな枠組みを創設し、社会資本整備による防災・減災対策を進めていくことで、将来の復興経費を大幅に削減することが可能に！
- ・確実な財源を確保することで各地域の実情に応じた対策を国、県、市町が一体となって推進することで、施策の効果を最大限に引き出すことが可能に！



広域防災拠点の整備・機能強化



避難路整備



津波避難タワーの整備



外付階段整備



避難所・施設の耐震化



公共施設の高台移転



防災行政無線のデジタル化

【三重県の取組】

- 地域減災対策推進事業（地域減災力強化推進補助金）による支援
→ 市町が行う避難対策や強震動対策等を支援（補助率 1/2）

23年度

当初
54,000千円

9月補正
314,000千円

24年度

当初
300,000千円

最終補正
350,000千円

25年度

当初
321,000千円

市町からの要望
は既に超過！

11 地方が創意工夫により自立的な行財政運営を行うための 地方一般財源等の確保・充実

(総務省、財務省、内閣府)

【提言・提案事項】 **制度・予算**

- 1 地方公務員の給与削減を求めて、平成25年度地方財政計画において給与関係経費を削減したことは、誠に遺憾であり、今後は、一方的に給与削減を強制することなく、地方における安定的な行財政運営に支障を生じさせないこと。
- 2 地方自治体が住民に身近な行政について、創意工夫をこらした自立的な行財政運営を行えるよう、地方自治体の自主的な判断で使用できる一般財源を確保・充実すること。
- 3 地域自主戦略交付金が廃止され各府省の交付金に移行されたが、各府省の所管にとらわれず、地方が自由に使える交付金制度にすること。

【現状と課題】

《現状》

- 平成25年度地方財政計画において、平成25年7月から国家公務員と同様の給与削減を実施することを前提として、地方公務員給与費が0.9兆円削減され、減額に見合う事業費として、地域の元気づくり事業費0.3兆円などが計上されました。
- 先の三位一体の改革で、地方固有の財源である地方交付税総額が平成18年度までに5.1兆円も削減され、地方自治体が企業誘致等により税収を増加させても、努力が報われてこなかった経緯があります。また、近年の地方税収においては、企業収益の悪化等により、平成19年度をピークに大幅な減収となっています。
- 地域自主戦略交付金は、運用面での課題が多くあったことから廃止され、各府省の交付金に移行されました。

《課題》

- ① 国においては、これまで地方自治体が行ってきた定員削減、独自給与削減等の取組にもかかわらず、地方公務員の給与削減を求めて、地方財政計画の中で給与関係経費を削減しました。このことは、誠に遺憾であり、今後は、一方的に給与削減を強制することなく、地方における安定的な行財政運営に支障を生じさせないよう、強く要請します。
- ② 地方においては、子育て支援・少子化対策や高齢者福祉の充実、地域経済の活性化などの行政需要が増加する一方で、県税収入などの一般財源が伸び悩み、住民生活に必要な行政サービスを提供することが困難となっています。地方における安定的な行財政運営に支障が生じないよう、地方の財政需要を適切に積み上げ、地方固有の財源である地方交付税の確保及び充実を図る必要があります。
また、地方交付税の原資が不足していることから、国と地方が財源不足額を折半する臨時財政対策債による財政措置がとられているところですが、本来的には地方交付税法第6条の3第2項の規定どおり、「法定率の変更を行う」ことにより、地方の財源不足を解消する必要があります。
- ③ 各府省の交付金については、各府省の所管にとらわれず、これまで以上に地方が自由に、地域の実情に即した事業を的確かつ効率的に実施できるような制度にする必要があります。

県担当課名 財政課

関係法令等 地方交付税法

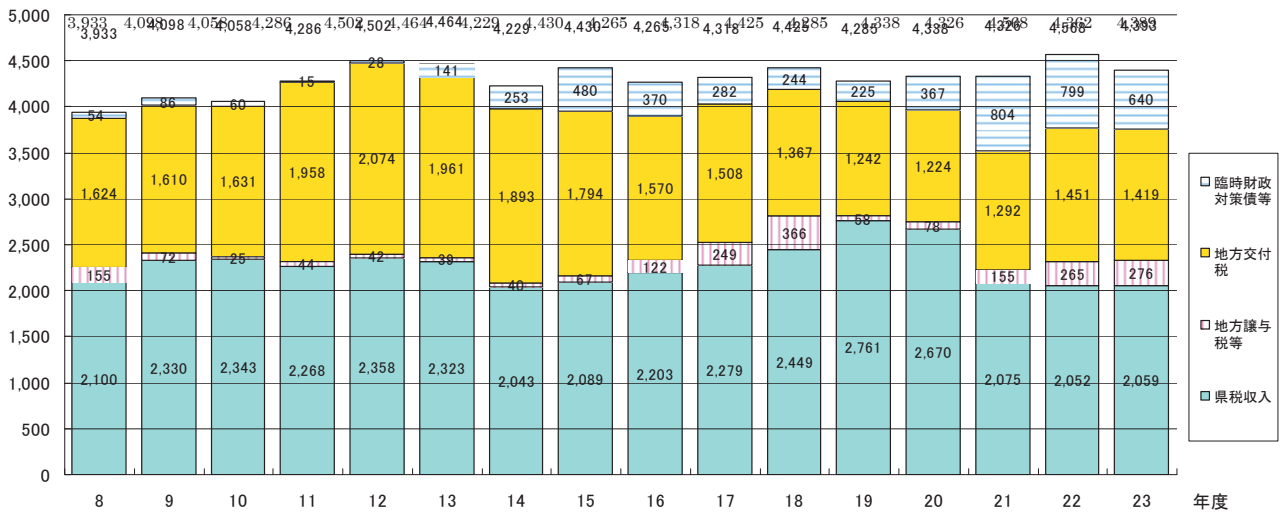
①本県の定数削減の推移

	H20	H21	H22	H23	H24	5年間 増減累計		参考 10年間累計	
						数	%	数	%
一般行政	4,582	4,482	4,408	4,491	4,528	▲157	▲3.4	▲456	▲9.1
教育	15,076	14,900	14,689	14,621	14,508	▲817	▲5.3	▲1,437	▲9.0
警察	3,393	3,403	3,399	3,406	3,425	87	2.6	357	11.6
公営企業	1,390	1,389	1,401	1,313	530	▲852	▲61.6	▲916	▲63.3
総合計	24,441	24,174	23,897	23,831	22,991	▲1,739	▲7.0	▲2,452	▲9.6

※ 業務移管に伴う、教育委員会等から知事部局への定数移管等は反映していない。
 国においては、H13年からH22年で3%の削減（一般行政 非現業）にとどまっている。

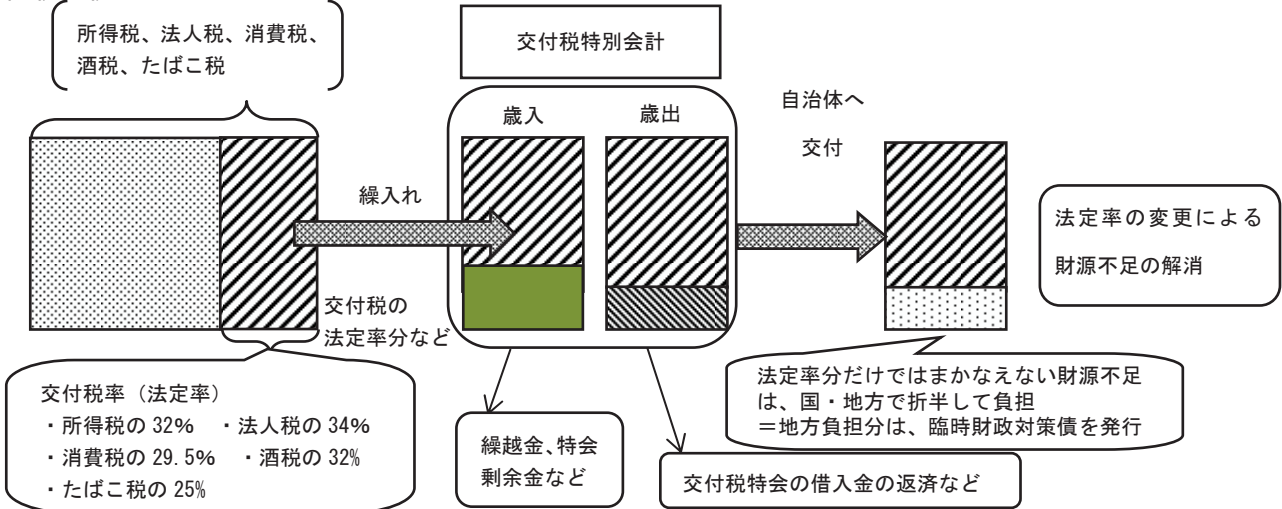
②本県の地方一般財源の推移等

・地方一般財源収入の推移(決算額) 地方一般財源収入の推移
 億円



・交付税財源の構図

国税5税



③地域自主戦略交付金の国の予算額等

平成23年度 4,772億円
 平成24年度 5,515億円（いずれも都道府県分のみ計上（沖縄分を除く））

平成23年度に都道府県分を対象に創設され、平成24年度は、対象事業を拡大（H23：8府省9事業、H24：8府省18事業）・増額したほか、政令指定都市に導入。

12 予防接種の推進

(厚生労働省)

【提言・提案事項】 制度・予算

厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会の第二次提言で推奨されている7ワクチンのうち、定期接種化されていない4ワクチン（流行性耳下腺炎、水痘、成人用肺炎球菌、B型肝炎のワクチン）の他、薬事承認されたロタウイルスワクチンについても早期の定期接種化を図ること。

【現状と課題】

《現状》

- 本県では、県内全市町で全額公費による定期接種が行われています。また、各市町及び委託医療機関・県医師会の協力により、県内どこでも接種を受けることができる市町間相互の乗り入れの仕組みを整備して、接種率向上に努めています。
- 厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会の第二次提言で推奨されている7ワクチンのうち、定期接種化されていない4ワクチン（流行性耳下腺炎、水痘、成人用肺炎球菌、B型肝炎のワクチン）の他、薬事承認されたロタウイルスワクチンの接種についても、県内一部市町において、住民のニーズを受け、自主財源で実施しています。

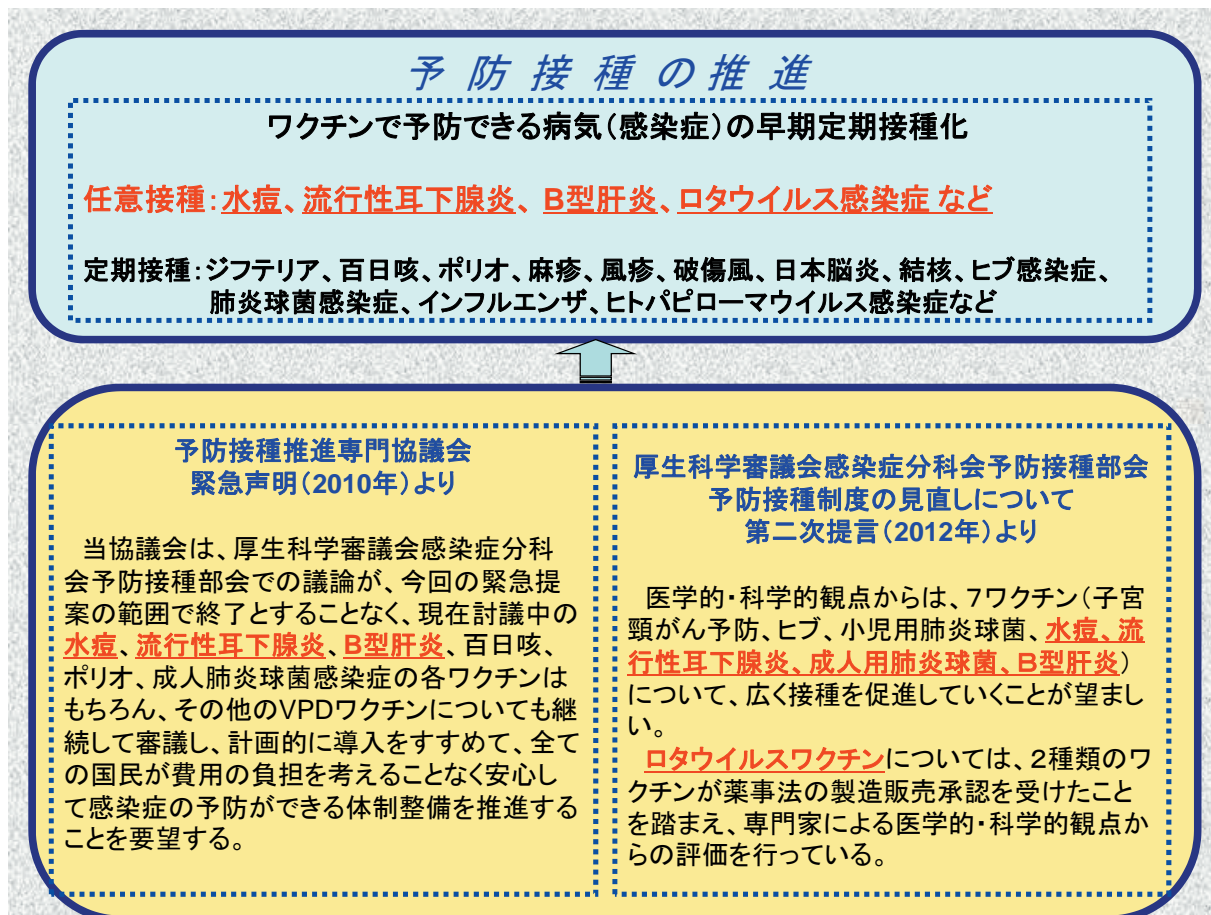
《課題》

流行性耳下腺炎、水痘、成人用肺炎球菌、B型肝炎のワクチンの他、薬事承認されたロタウイルスワクチンについても、感染拡大の防止、個人の重症化防止を図るため、定期接種化が必要です。

県担当課名 薬務感染症対策課

関係法令等 予防接種法

－ 予防接種の推進 －



－ 海外の公的予防接種状況 －

ワクチン名	英国	米国	ドイツ	フランス	イタリア	カナダ
流行性耳下腺炎	○	○	○	○	○	○
水痘	△	○	○	△	△	○
成人用肺炎球菌 (23 価)	△	△	△	△	△	△
B 型肝炎	△	○	○	○	○	○

△はリスクのある者等のみ。

(厚生労働省資料から抜粋)

13 災害に強い医療施設・社会福祉施設等の整備促進等

(厚生労働省)

【提言・提案事項】 制度・**予算**

- 1 災害拠点病院及び二次救急医療機関の耐震整備を進めるため、医療施設耐震化臨時特例交付金を継続し、平成26年度以降の事業も補助対象とすること。継続しない場合は、医療施設耐震整備事業の補助対象基準額を医療施設耐震化臨時特例交付金と同程度まで引き上げるなどの充実を行うこと。
- 2 社会福祉施設の耐震整備を進めるため、社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金の積み増しとともに、平成26年度以降も継続すること。
- 3 大規模災害に備え、障がい者や高齢者等の災害時要援護者が安心して避難ができる「福祉避難所」の設置に向けて、市町村への財政措置を創設すること。また、応急仮設住宅を迅速に建設するための取組の促進に向けて、市町村への財政措置を創設すること。
- 4 災害時の医療提供体制の充実を図るため、災害派遣医療チーム(DMAT)研修の受講を希望する医療機関に対して、研修の受講機会を確保すること。

【現状と課題】

《現状》

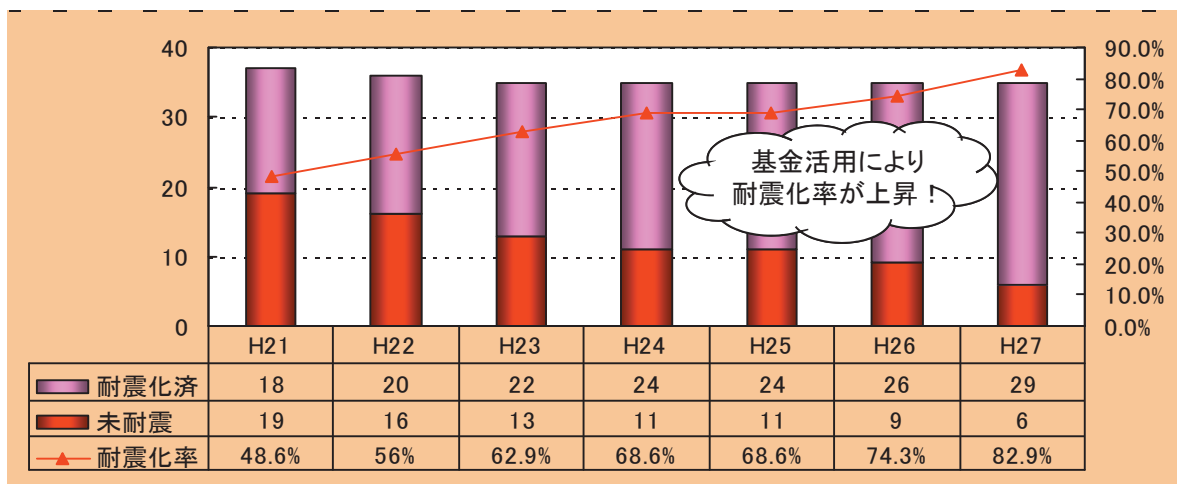
- 医療施設については、医療施設耐震化臨時特例交付金を活用し、着実に整備が進んでいますが、平成28年3月末における災害拠点病院及び二次救急医療機関の耐震化状況は、なお82.9%にとどまる見通しです。
- 平成22年4月1日現在における県内社会福祉施設の耐震化状況は、児童福祉関係78.2%、障がい福祉関係82.2%、高齢者福祉関係92.1%、その他75.4%となっています。
- 福祉避難所の開設は、市町の災害対策の中で最も重要なものの一つである「避難に関する事項」において位置づけられています(市町防災計画)。福祉避難所として指定あるいは協定を締結している施設のある県内の市町は、平成25年3月現在で20市町(69.0%)となっています。
- 災害時に応急仮設住宅を迅速に建設するため、平常時から建設候補地の優先順位付けや配置計画図の作成などの取組を進めていく必要があります。
- 三重県においては、現在、14チームのDMATを保有していますが、その所属は全て災害拠点病院となっています。

《課題》

- ① 国からの医療施設耐震化臨時特例交付金を活用した医療施設の耐震整備は、平成25年度着工分まで延長されましたが、引き続き、災害拠点病院や二次救急医療機関の耐震化を進めるためには、国において継続した財源措置が必要です。
- ② 国からの社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金を活用した社会福祉施設等の耐震整備は平成25年度着工分までとなりますが、多額の費用を必要とする耐震整備を進めるためには、国において継続した財源措置が必要です。
- ③ 市町が進める福祉避難所の開設には、対象施設のバリアフリー化の推進や福祉機器の設置、衛生材料等の備蓄などが必要となるため、これらを整備する十分な財政支援等が必要です。あわせて、障がい者や高齢者などの要援護者に対しては、災害時要援護者避難支援プランの策定などを通して、災害時においてもきめ細かな配慮のある対応が行われることが重要であり、国においてはそれを支える財源措置が必要です。
- ④ 応急仮設住宅の建設に関する市町による取組を早急に進めるため、人員の雇い上げや外部委託等に対する十分な財政支援等が必要です。
- ⑤ 災害拠点病院のDMAT保有数を増加させること、災害拠点病院以外の医療機関についても、DMATを保有することにより、災害時の医療対応が円滑に行えるなど災害時の医療体制の整備に大きく寄与することから、DMAT研修枠を拡大して、希望する医療機関が研修を受講できる体制とすることが必要です。

県担当課名 地域医療推進課 子育て支援課 健康福祉総務課
関係法令等 医療施設耐震化臨時特例基金管理運営要領 医療提供体制施設整備交付金交付要綱
社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金管理運営要領

－災害拠点病院及び二次救急医療機関の耐震化状況－

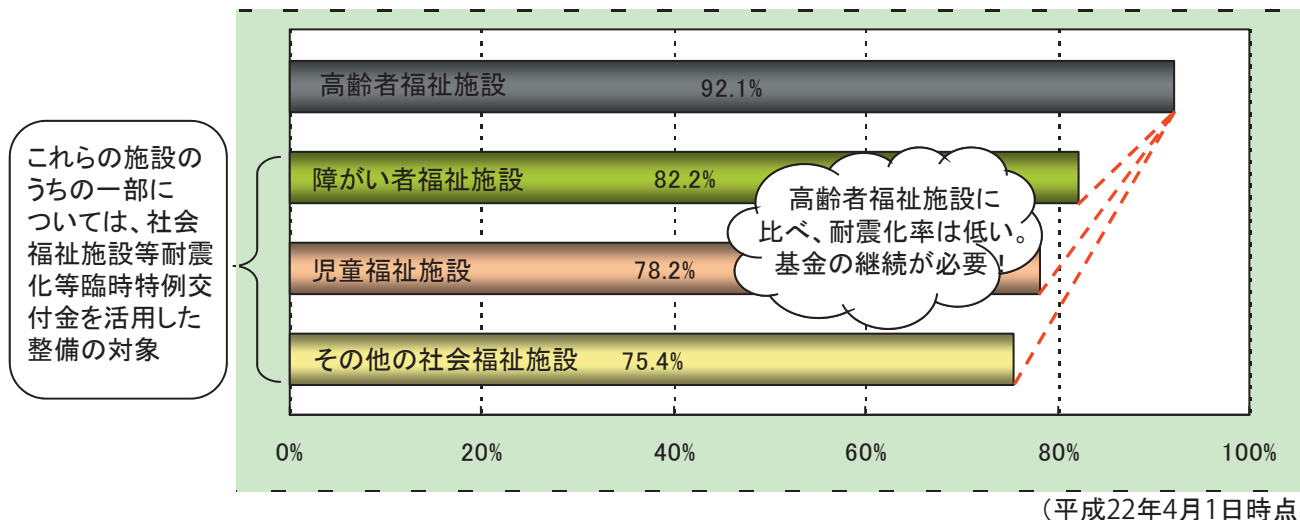


(平成25年4月1日時点(見込みを含む))

－医療施設耐震整備事業と医療施設耐震化臨時特例交付金の補助対象基準額の比較－

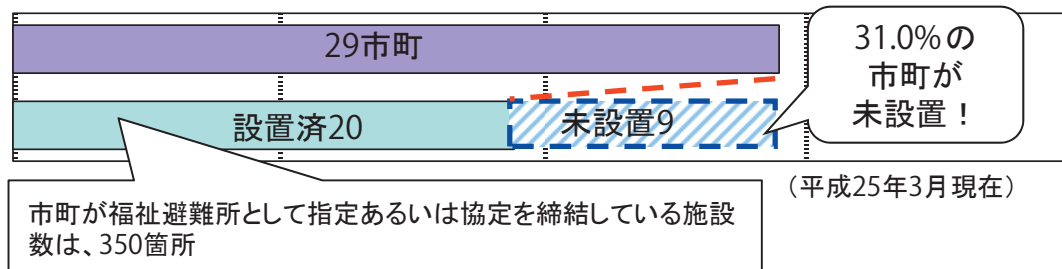
補助事業名	補助基準額		補助対象経費	補助率
医療施設耐震整備事業	○補強が必要と認められるもの 基準面積 32,700㎡×2,300㎡	○耐震構造指標であるIs値が0.3未満の建物を有する病院 基準面積 155,000㎡×2,300㎡	医療施設耐震整備として必要な新築、増改築に伴う補強及び既存建物に対する補強に要する工事費又は工事請負費	0.5
医療施設耐震化臨時特例交付金事業	○二次救急医療機関 基準面積 165,000㎡×8.635㎡	○災害拠点病院、救命救急センター 基準面積 276,000㎡×8.635㎡	災害拠点病院等が行う耐震化を目的とした、新築、増改築、耐震補強に要する工事費又は工事請負費	0.5

－社会福祉施設の耐震化状況の比較－



(平成22年4月1日時点)

－福祉避難所の設置状況 (少なくとも一つ以上の福祉避難所がある市町の割合)－
(県内の状況)



(平成25年3月現在)

14 地域医療再生への支援

(厚生労働省)

【提言・提案事項】 **制度・予算**

これまで地域医療再生基金の支援を受け実施してきた事業など、今後も地域の医療再生に必要となる事業について、平成26年度以降も引き続き、各地域が独自に施策を展開できるよう、基金の積み増しや新たな補助事業の設定などにより、国における財政支援を行うこと。

また、平成25年度に交付される地域医療再生基金の配分に当たっては、地域の実情を十分配慮した、地域医療再生計画の審査を行うこと。

【現状と課題】

《現状》

- 本県では、地域医療再生基金（以下「再生基金」という。）を活用して、医師確保について、県内医療機関で一定期間勤務することを返還免除条件とする医師修学資金の貸与枠の拡大、医師派遣を伴う寄附講座の設置支援等、様々な取組を展開しており、その結果、今後県内で勤務する若手医師の増加が見込まれるなど、一定の効果を生みつつあります。
- また、救急医療体制の整備については、救急医療情報システムの更新、救命救急センターの整備やドクターヘリの運用など、大変充実することができました。
- 平成24年度国の補正予算において、500億円の再生基金の積み増しが決定し、本県においても、三重県医療審議会地域医療対策部会の意見を聴きながら地域医療再生計画の策定を進めているところです。

《課題》

- ① 医師の不足、偏在の解消に向けて、重要な役割を担う医師修学資金貸与制度の運用や医師派遣を伴う寄附講座の設置支援等の事業について、平成26年度以降も継続的に取り組んでいくことが必要です。
- ② これらの取組と、昨年5月に設置した三重県地域医療支援センターにおける、医師確保と若手医師へのキャリア形成支援を一体的に行う仕組みづくり等の取組と連携させることにより、相乗効果を創出していくことが必要です。
- ③ 地域医療再生計画に基づき設置・導入した救急医療情報システムや救命救急センター、ドクターヘリの継続的な運用をより円滑に行うためには、さらなる再生基金の追加が必要です。
- ④ 平成24年度国の補正予算に関する地域医療再生計画については、南海トラフ巨大地震による被害が甚大と見込まれていること、三重県の人口10万人あたりの医師数が190人（全国37位）と依然として厳しい状況にあることなどから、本県の実情を十分配慮した採択がなされることが必要です。

県担当課名 地域医療推進課

関連法令等 地域医療再生臨時特例交付金交付要綱 地域医療再生基金管理運営要領

地域医療再生計画（平成21・23年度年度策定分）の主な取組概要

（１）医師確保対策

①医師修学資金の貸与枠の拡大

- ・平成24年度の新規貸与枠は80名、平成24年度末現在の貸与者累計は348名（返還者を除く）となっており、今後段階的に県内医療機関で勤務を開始する見込み

②専門医研修資金貸与制度の運用

- ・臨床研修医、専門研修医への研修資金貸与制度を平成23年度に創設し、平成24年度末現在の貸与者累計はそれぞれ、28名、6名（返還者を除く）となっており、今後、県内医療機関で一定期間勤務する見込み

③市町や医療機関等が行う医師確保の取組への支援

- ・市町や医療機関等が行う病院勤務医負担軽減や臨床研修病院の魅力向上、指導医の確保・育成、医師派遣を伴う寄附講座の設置等の取組を支援

④総合診療医育成拠点整備

- ・三重大学、県立一志病院など県内5箇所の総合診療医育成拠点の整備と医療機関同士のネットワークの構築を支援

（２）救急医療体制の整備

①全県的な取組

- ・初期救急医療体制及び病院前救護体制の充実をはかるため、休日・夜間等の診療可能な医療機関を検索できる救急医療情報システムをより利便性の高いものに再構築
- ・救命率の向上や後遺障害の軽減など、三次救急医療体制の整備・充実をはかるため、県全域をカバーするドクターヘリの導入
- ・しかしながら、再生基金終了後にこれらを維持していくための県の負担額が高額となる

②津地域の取組

- ・遠隔診断システムを導入し、三重大学の専門医の支援を受けることで、一般救急及び小児救急の受入困難な状況を改善
- ・今後さらなる患者の受入の促進に向け、救急車内から患者情報をリアルタイムに地域の病院や県内の救命救急センターに伝送し、より一層の受入促進をはかる取組を実施
- ・救命救急センターを三重大学医学部附属病院に設置し、地域内の三次救急医療体制の充実とともに、地域内の初期、二次及び三次救急医療の機能分担を促進

③伊賀地域の取組

- ・地域内3病院の病院機能を見直し、特色を生かした診療機能（例：名張市立病院では血管内治療等、上野総合市民病院では消化器疾患、がん等）ごとの機能分担や、三重大学救命救急センターとのネットワーク化により、診療情報の共有や診療支援など、サポート体制を強化し、地域内で完結できる医療体制の確保を推進
- ・寄附講座の設置により、救急医療を担う医師を確保

（３）病院の再編統合等

①紀勢地域

- ・南勢志摩保健医療圏の紀勢地域（大台町、大紀町）では、厚生連大台厚生病院と大台町国民健康保険報徳病院を再編統合し、救急医療体制の整備など診療提供体制の充実

②桑名地域

- ・北勢保健医療圏の桑名地域では、独立行政法人桑名市民病院と医療法人山本総合病院を再編統合し、医師・看護師等医療従事者を集約化、急性期・高度医療を担う施設・設備整備を図り、地域の中核病院としての機能強化を図る

③小児医療機関

- ・肢体不自由児医療と児童精神科医療の連携・協働による効果的な医療環境を提供するため、県立草の実リハビリテーションセンターと県立小児心療センターあすなる学園をこころと身体の発達支援の拠点施設「こども心身発達医療センター（仮称）」として一体的に整備

15 ドクターヘリ運航経費に係る補助基準額の見直し等

(厚生労働省)

【提言・提案事項】 制度・**予算**

複数の都道府県、山間部や離島を運航対象とする場合には、ドクターヘリ運航経費に係る補助基準額の引き上げを行うこと。

また、同経費の都道府県負担分に対する特別交付税の措置割合を拡大すること。

【現状と課題】

《現状》

- ドクターヘリは、医師等を速やかに救急現場に搬送し、初期治療を行うことにより、救急患者の救命率の向上や後遺症の軽減等に大きな成果を上げています。
- 特に、山間部や離島など救急車による搬送に長時間を要する地域などでは、ドクターヘリの活用により、早期に医師による治療が始められ、搬送中も救命医療を行いながら、短時間で病院に搬送することが可能となります。
- 本県では、平成24年2月から、三重大学医学部附属病院と伊勢赤十字病院の2病院を基地病院として、1機のドクターヘリを2ヶ月交代で運航しています。
- 医療資源が少なく、三次救急医療機関がない東紀州地域等の医療体制を確保するため、現在、奈良県及び和歌山県とドクターヘリの共同利用を行っています。
- 今後は県内における運航体制の強化を図るとともに、愛知県や岐阜県等の隣県間との相互応援による出動を検討していきます。

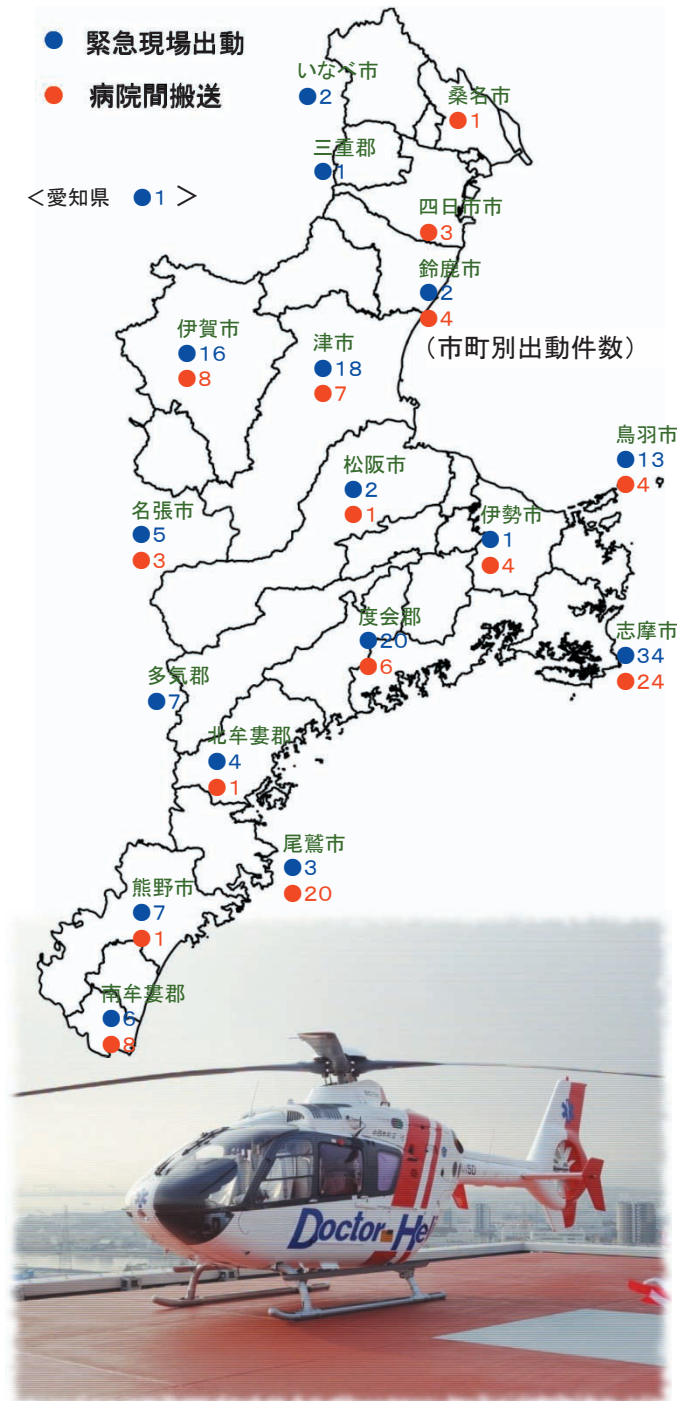
《課題》

- ① 近年の原油価格の高騰に伴い、航空燃料費がかさんできており、隣接府県への広域的な出動や、陸路搬送に時間を要する山間部や離島を運航対象とする場合には、現行補助基準額での対応が困難になる恐れがあり、特例措置として、運航実績に応じた補助基準額の引き上げが必要です。
- ② ドクターヘリ運航経費に充当している地域医療再生基金が平成25年度で終了する予定です。それ以降は既存の特別交付税措置により事業を継続することとなりますが、安定的な運航体制や救急医療体制を確保していくためには、運航経費の都道府県負担分に対する支援の拡充が必要です。

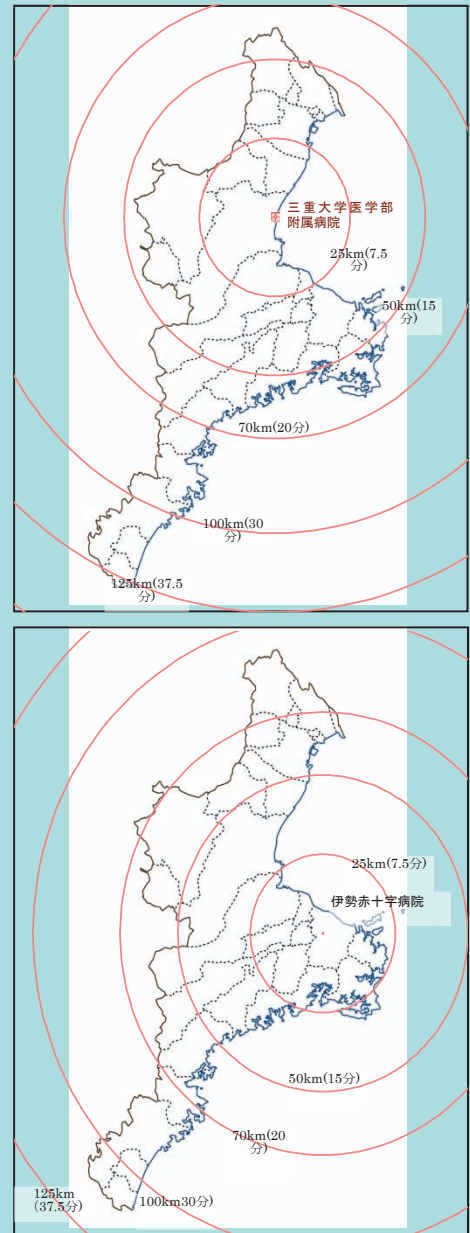
県担当課名 地域医療推進課

関係法令等 救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法
医療提供体制推進事業費補助金交付要綱

【資料】 ドクターヘリ活動実績ー
(H24. 2月～H25. 1月)



(参考) 各基地病院からの飛行時間



三重大学医学部附属病院と
伊勢赤十字病院が2ヶ月交代で運航

(月別出動件数)

	H24 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	H25 1月	2月	3月	合計
出動件数	11	24	18	25	18	22	26	25	25	24	21	33	272
うち緊急現場出動	6	15	11	15	10	13	18	16	10	19	13	16	162
うち病院間搬送	5	9	7	10	8	9	8	9	15	5	8	17	110
出動不能	2	2	4	4	5	4	4	4	6	5	14	2	56
キャンセル	1		2		1	2	4	2		1	1	8	22

16 特定疾患治療研究事業の予算の確保と公平・安定的な難病対策の確立

(厚生労働省)

【提言・提案事項】 **制度・予算**

- 1 特定疾患治療研究事業の医療費助成については、必要な予算を確保し、地方の超過負担を解消すること。
- 2 事業の法制化に向けて、難病患者に対する必要な支援が公平に行われ、将来にわたり持続可能で安定的な仕組みとなるよう、患者団体・地方公共団体等の意見を踏まえて進めること。

【現状と課題】

《現状》

- 特定疾患治療研究事業は、国が全国的な制度として設立したものであり、治療研究に加え、治療が極めて困難な上、長期の療養を要し、かつ、その医療費が高額となる特定疾患患者の経済的負担の軽減と安心を確保するために、その医療費の自己負担分を国と地方で助成しているところです。
- 医療費助成については、地方の超過負担が続いていましたが、平成24年度は年少扶養控除の見直しによる増収分を超過負担解消に充てるなど、改善されつつあります。
- 平成25年1月に国の難病対策委員会において、今後の難病対策全般にわたる提言が取りまとめられ、医療費助成対象疾患の拡大や認定基準の見直し、適切な患者負担の在り方などを含め、事業の法制化が提言されました。

《課題》

- ① 「平成25年度における年少扶養控除等の見直しによる地方財政の追加増収分等の取扱い等について」の3大臣合意により示された「平成25年度予算における所要額の計上」という方針に沿い、特定疾患治療研究事業の法制化までの間において、必要な予算を確保し、地方における超過負担が発生しないようにすることが必要です。
- ② 対象疾患の選定や認定基準・患者負担の見直しにあたっては、患者団体等関係者の理解が得られる公平な難病対策を構築し、実施していくことが必要です。
- ③ 対象疾患の拡大により、事業費の大幅な増加が見込まれますが、上記の3大臣合意により示された「平成26年度予算における超過負担の解消の実現」という方針に沿い、国として必要な財源を確保することが必要です。

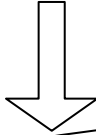
県担当課名 健康づくり課

関係法令等 特定疾患治療研究事業実施要綱

● 特定疾患治療研究事業の予算の確保

現行

・国と地方で特定疾患患者の医療費自己負担分を助成



地方の超過負担を発生させない予算の確保

● 公平・安定的な難病対策の確立

現行

・56疾患を医療費助成の対象として指定
・患者の所得に応じ、自己負担額を設定
(非課税又は重症の場合、自己負担なし)

○難病対策委員会の提言事項

医療費助成対象疾患の拡大

(以下の4要素を満たす疾患とする)

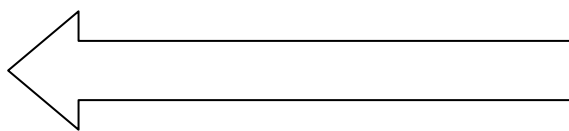
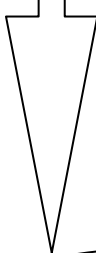
- ① 希少性 ②原因不明 ③効果的治療法未確立
- ④ 生活面への長期にわたる支障

認定基準の見直し

症状の程度が重症度分類等で一定以上等であり、日常生活又は社会生活に支障がある者とする。

適切な患者負担の在り方

適切な患者負担の在り方も検討する



患者団体・
地方公共団体等
の意見

公平・安定的な新難病対策

17 障がい福祉施策の充実と円滑な実施

(厚生労働省)

【提言・提案事項】 制度・予算

- 1 「障害者総合支援法」の施行後3年を目処とした検討にあたっては、当事者等の意向を十分反映するとともに、円滑な制度実施に向けて、施行までに十分な準備期間の確保と必要な財源措置を講じること。
- 2 障がい者雇用の質を確保するための法改正や障がい者に適切な就業の機会を確保するための事業を早期に実施すること。

【現状と課題】

《現状》

- 「障害者自立支援法」が「障害者総合支援法」に改正（平成24年6月27日公布）されましたが、「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」の内容の多くが今後の検討に委ねられています。
- 「障害者総合支援法」に改正された事項のうち、ケアホームのグループホームへの一元化などの改正が平成26年4月1日から施行されます。
- 本県では、平成25年4月1日に施行された制度改正について、説明会を開催するなど円滑な制度の運用に努めましたが、準備期間が短いことから、その対応に苦慮したところです。
- 障がい者の就労環境は、依然厳しく、地域での社会的・経済的自立は困難な状況です。また、現行制度では、一般就労と福祉的就労に選択肢が限られ、賃金（工賃）や位置づけ（労働者または利用者）についても大きな差があるため、障がいのある人とない人が対等の立場で働けるような新しい働き方の検討を進めています。

《課題》

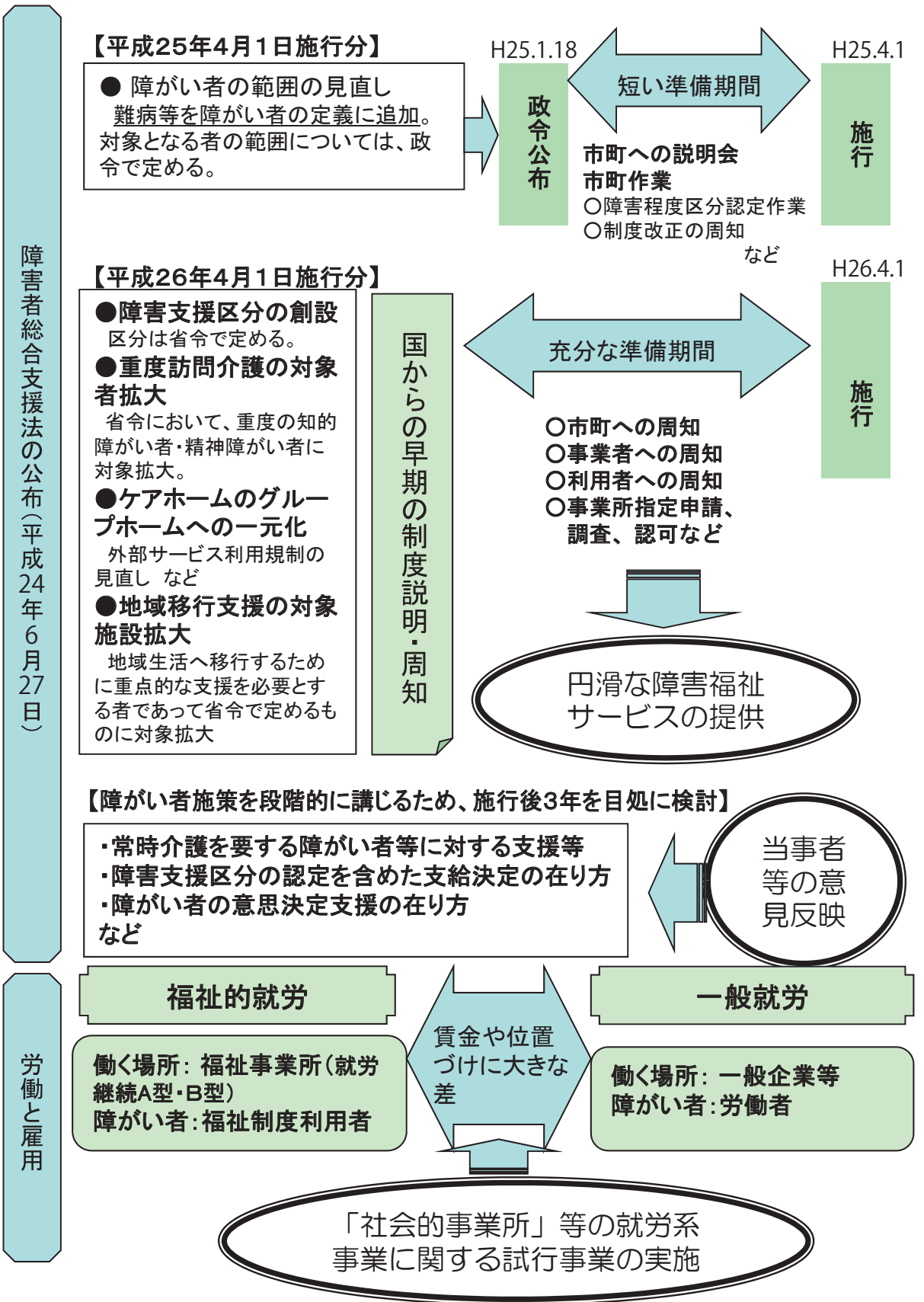
- ① 「障害者総合支援法」において、今後の検討に委ねられた事項については、当事者等の意見を反映させるとともに、地域の実情に応じた取組が進められるような十分な財源の確保が必要です。
- ② ケアホームのグループホームへの一元化などの制度改正を円滑に運用していくためには、現場の理解が得られるよう十分な説明や準備及び周知期間の確保、制度改正にともなうシステム改修等の費用にかかる財源措置等が必要です。
- ③ 障がい者の就労については、一般就労と福祉的就労の間に新たな選択肢をつくるため、「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」にある障がい者に適切な就業の機会を確保するための事業を実施するなど多様な働き方を試行検討していく必要があります。

県担当課名 障がい福祉課

関係法令等 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

障がい福祉施策の充実と円滑な実施

障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言



18 暮らしの安心を支える医療費助成制度の充実

(厚生労働省)

【提言・提案事項】 制度・予算

地方自治体が単独事業で実施している医療費助成について、以下のことを行うこと。

- (1) 国における早期の制度化
- (2) 制度化されるまでの間の十分な財政措置及び窓口での無料化（いわゆる現物給付）を実施する市町村に対する国民健康保険国庫負担金の減額措置の廃止

【現状と課題】

《現状》

- 本県内の市町では、子どもや障がい者、一人親家庭等にかかる医療費助成を行い、医療費の無料化が実施されています。
- 県では、この医療費助成を行う市町に対して県費による補助をしており、そのうち、子ども医療費助成については、平成24年9月に、県補助の対象を義務教育就学前から小学校6年生までに拡大したところです。
- また、医療機関の窓口での無料化（現物給付）については、住民から要望があるものの、実施にあたっては、国民健康保険国庫負担金の減額措置があることもあり、県内では行われていません。

《課題》

- ① 本県としては、引き続き医療を必要とする人々の経済的負担を軽減し、安心を確保することを目標として、市町の医療費助成に対する県費での補助を行うこととしていますが、そのための財政負担が年々重くなっている状況にあります。
- ② 地方単独事業として全国で行われている医療費助成制度は、国の医療制度を補完するものであり、誰もが安心して適切な医療が受けられるために、ナショナルミニマムの観点から、国の責任において取り組む必要があるものと考えます。

県担当課名 医務国保課

関係法令等 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令

子ども・障がい者・一人親家庭医療費における

県の補助実績及び当初予算額 【単位:億円】

種類	23年度 実績額	24年度 当初予算額	25年度 当初予算額
子ども医療費補助金	13.4	18.3	23.3
障がい者医療費補助金	21.7	22.4	22.7
一人親家庭等医療費補助金	4.6	4.5	4.6
計	39.7	45.2	50.6

※ 県の補助は市町の助成実績の 1/2。

※ 平成 24 年 9 月に子ども医療費補助金の補助対象を拡大したことにより、拡大するために必要な予算として、平成 24 年度の当初予算には半年分、平成 25 年度の当初予算には年間分の予算を含めて計上しています。

助成対象

種類	助成対象
子ども医療費補助金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校6年生までの児童
障がい者医療費補助金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 身体障害者でその等級が1・2級及び3級の者 ・ 知能指数が35以下と判定された者又は療育手帳の障害程度が最重度・重度の者 ・ 身体障害者でその等級が4級の者のうち、知能指数が50以下と判定された者又は療育手帳の障害程度が中度の者 ・ 精神障害者でその等級が1級の者(通院に限る)
一人親家庭等医療費補助金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 18歳未満児(年度末児童)を扶養している一人親家庭等の母又は父及びその児童 ・ 父母のない18歳未満児童

19 子ども・子育て支援策の充実

(内閣府、厚生労働省、文部科学省)

【提言・提案事項】 **制度・予算**

- 1 不育症の検査方法や治療方法についての研究を進め、自治体等関係機関へ情報提供すること。不育症や特定不妊治療にかかる検査や治療の保険診療適用化の促進等、患者の経済的負担の軽減に努めること。なお、特定不妊治療支援事業の制度改正や見直しの検討を行う際には、事業実施主体である都道府県等の意見を踏まえるとともに、不妊に悩む夫婦に対し、十分な周知期間を設ける等を考慮すること。
- 2 子ども・子育て支援新制度の施行に向けて、十分な予算を確保し、地域のニーズを反映できるようにすること。また、速やかに政省令などの詳細な制度設計を示すこと。
 - (1) 保育士配置基準及び処遇の改善を着実に実施すること。また、待機児童となりがちな低年齢児の保育所入所を容易にするため、年度当初からの職員の加配を可能にする仕組みを導入すること。小規模保育など地域のきめ細かなニーズに対応するための事業においても、安定的な運営が可能になるよう充実した仕組みとすること。
 - (2) 発達障がいをはじめとする特別な支援や配慮を要する障がい児に対する適切な保育や支援のため、保育士の配置及び障がい児保育を行う職員への指導にあたる専門職の配置など、障がい児保育施策等の充実を図ること。
 - (3) 必要な地域に放課後児童クラブが設置できるよう、国庫補助における人数要件の撤廃や広域での運営のための補助制度の拡充および補助基準額の引き上げなど必要な財源を確保すること。
また、放課後子ども教室の運営ができるよう必要な予算を確保すること。

【現状と課題】

《現状》

- 不育症は、治療方針が一定でなく難解な疾患であることから検査や治療の多くが保険診療対象外であり、特定の不妊治療においても高額な費用がかかり、患者にとって大きな経済的負担となっています。
- 平成27年度から子ども・子育て支援新制度が本格施行される予定であり、新制度では地域ニーズに即したサービスの提供が求められています。

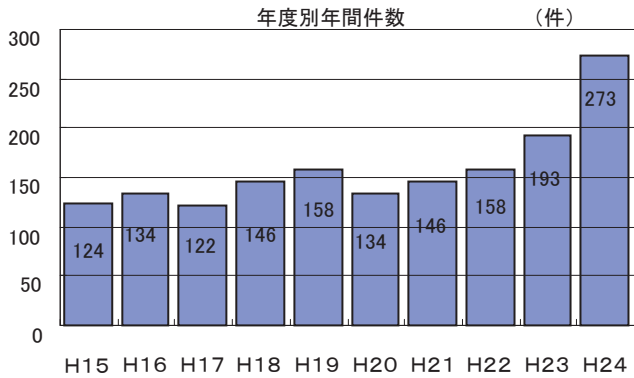
《課題》

- ① 不育症の検査方法や治療方法を確立するとともに、患者の経済的負担や不安を軽減するための支援や相談体制の充実が必要です。
- ② 低年齢児の保育所への入所待機が増加している一方、子どもが減少している地域では、保育所の統廃合により、身近なところで保育サービスを受けることが困難になる状況も生じています。そのため、地域のニーズに即したサービスが提供できるよう、市町を支援していく必要があります。
- ③ 広汎性発達障がい疑われる児童の保育所への入所が増加しており、障がい児一人ひとりに適応した保育や支援を行うため、保育士の加配や専門職の配置を可能とするよう支援することが重要です。
- ④ 小規模な小学校区では、国庫補助の対象となる児童数を確保することが厳しく、放課後児童クラブを設置・存続することが困難となっています。また、放課後子ども教室については、各市町のニーズに十分対応していくことが必要です。

県担当課名 子ども育ち推進課 子育て支援課
関連法令等 児童福祉法 児童福祉法施行令

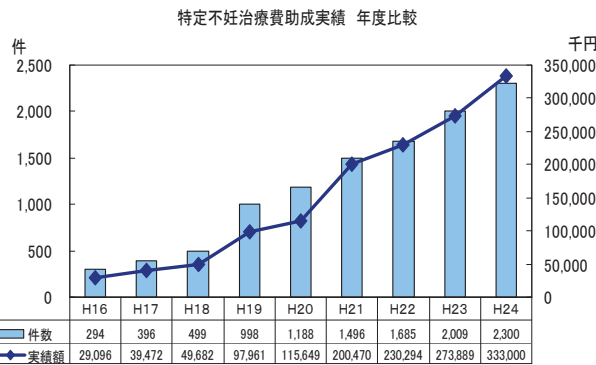
不妊・不育症相談及び特定不妊治療費の助成の状況について

不妊・不育症相談状況



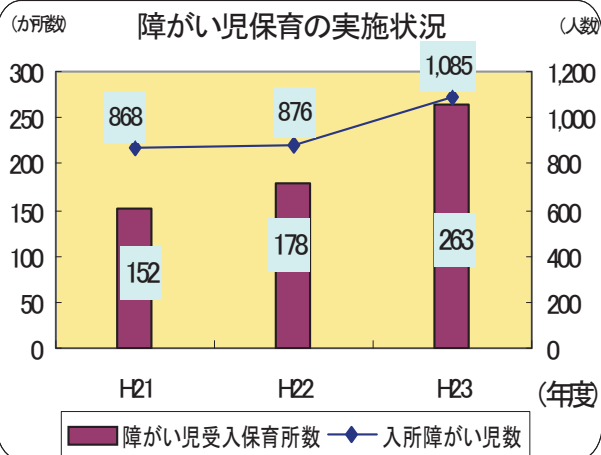
- ・不妊専門相談は、毎週火曜日（10時から20時）に実施、「不妊症看護認定看護師資格」を有する助産師を不妊カウンセラーに加えています。
- ・第2次ベビーブーム世代の晩婚化等により、不妊に悩む夫婦が増えている中、平成23年度から相談時間を20時まで延長したことで、相談件数が増加しています。
- ・不育症の相談は平成24年度7件ありました。

特定不妊治療費助成実績



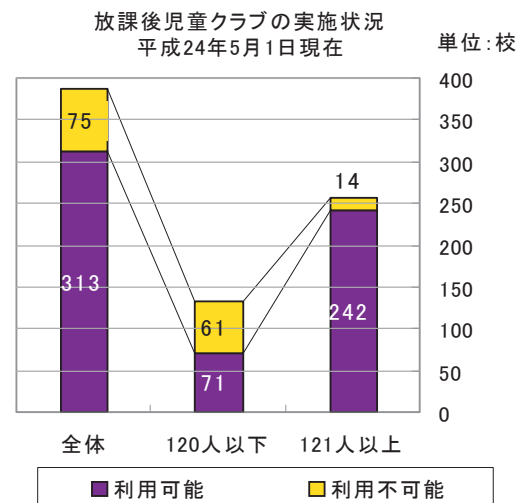
- ・助成件数、金額ともに毎年20%増のペースで増加しています。平成24年度は制度開始時（平成16年度）と比較して件数で約8倍、金額で約11倍の見込です。
- ・平成24年4月から、県単独医療費助成については、対象となる家庭の所得制限を300万円未満から400万円未満へと拡大しています。

障がい児保育の実施状況について



- ・障がい児を受け入れている保育所数及び保育所に入所している障がい児数が増加しています。特に、平成23年度は前年度に比べ、受入保育所数が48%、入所障がい児の数が24%と大幅に増加しました。

放課後児童クラブの状況について



- ・放課後児童クラブが利用できないのは、全体では19.3%の学校ですが、児童数120人以下の学校では46.2%となっています。

20 児童虐待への対応と社会的養護の充実

(厚生労働省)

【提言・提案事項】 **制度・予算**

- 1 児童虐待への相談体制の充実を図るため、児童相談所における弁護士等の人材活用にかかる財政措置を図ること。児童心理司などの専門職の配置基準を児童福祉司と同様に児童福祉法施行令に明確に定め、地方交付税の算定基礎の対象とすること。
- 2 児童相談の第一義的窓口となる市町において、予算・人員の確保が困難な状況にあるため、市町の児童相談体制の抜本的な強化に向けた財源措置の充実を図ること。
- 3 要保護児童が抱える問題の複雑・多様化を踏まえ、養育機能の確保・向上を図るため、「社会的養護の課題と将来像」に示された職員配置基準の引き上げを早急に行うこと。

【現状と課題】

《現状》

- 児童虐待相談対応件数は年々増加傾向にあり、本県における平成23年度の件数は930件と過去最多を記録し、相談内容も複雑化、深刻化しています。
- 県内の市町においては、児童相談専任の職員配置が困難で、家庭相談員等非正規職員がその役割を担っています。専任の正規職員が配置されている市町は、29市町中10市のみです。
- 県内の児童養護施設等においては、交代勤務や宿直勤務等厳しい勤務条件に加え、児童の処遇の困難さから、施設職員にとって児童への十分なケアの実施が厳しい労働環境となっています。

《課題》

- ① 児童相談所の介入型支援や所長の権限拡大等における役割・機能を十分に果たすため、専門性を持った人材の確保・育成が必要です。
- ② 県全体の児童相談体制の強化に向けて、県として市町の実情に応じた支援に取り組んでいますが、市町予算・人員面等の充実が不可欠です。
- ③ 社会的養護の充実には養育機能の確保・向上が必要であり、早期に職員配置基準を引き上げることが求められています。

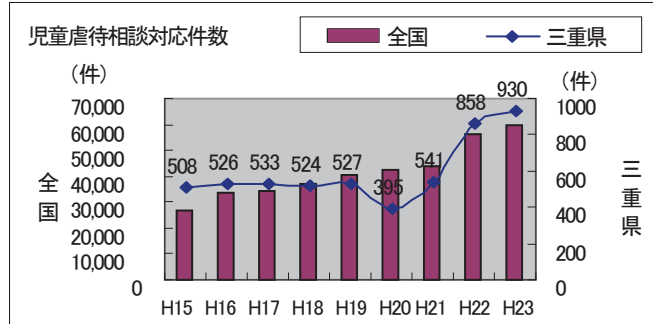
県担当課名 子育て支援課

関連法令等 児童福祉法 児童福祉法施行令

児童虐待への対応

(1) 児童虐待相談対応件数

児童虐待相談対応件数は、平成15年度以降（平成20年度を除く）、年間500件を超える状況で推移し、平成23年度は930件と過去最高を記録しています。また、平成24年には県内において、2件の死亡事例が発生しています。



(2) 県の平成25年度児童相談体制

児童相談センター …県内5つの児童相談所を統括

○法的対応室の新設

弁護士、警察官等専門人材を配置し、児童相談所の法的対応・介入型支援を強化

○市町支援プロジェクトチームの新設

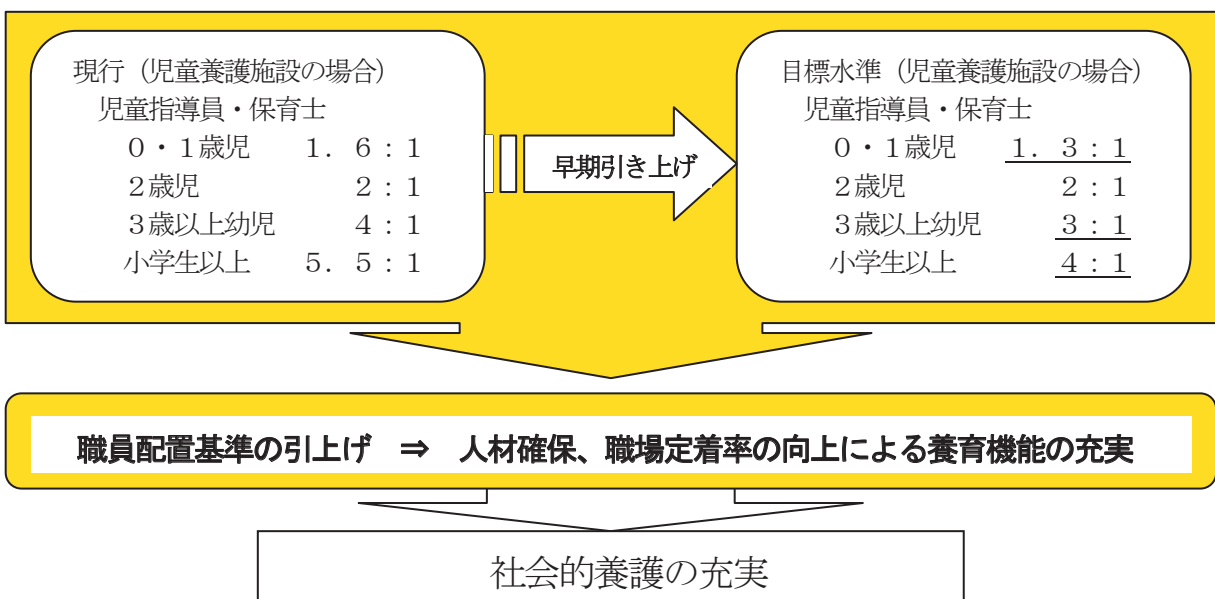
全ての市町・要保護児童対策地域協議会の体制強化を支援

○5児童相談所に、児童福祉司（29人）、児童心理司（20人）を配置

(3) 市町の児童相談職員体制（平成23年度三重県児童相談センター調べ）

全29市町	専任・正規職員配置	専任・非正規職員配置	兼任・正規職員配置	兼任・非正規職員配置
市町数	10市	2市1町	1市14町	1市

社会的養護の充実



21 「みえライフイノベーション総合特区」について

(内閣府、総務省、経済産業省、厚生労働省、国土交通省、財務省)

【提言・提案事項】 **制度・予算**

- 1 「みえライフイノベーション総合特区」の核となる統合医療情報データベースの構築及び「みえライフイノベーション推進センター（MieLIP）」の整備に必要な財政支援、個別化医療[※]を実現するための研究補助金の優先配分を行うこと。さらに、企業立地促進法における地方税（固定資産税）の課税免除又は不均一課税に伴う措置の特例を実現すること。
- 2 省庁の枠組みを越えた一括交付金の創設など財政的支援の見直しや、各種手続きの簡素化・迅速化を図るなど現行の総合特区制度の抜本的な改革を実現すること。

※個別化医療…病名で治療薬や治療法を選択する従来の方法と異なり、同じ病名であっても、個人のゲノム情報を参考にして異なる治療薬や治療法を選択する医療のこと。

【現状と課題】

《現状》

- 「みえライフイノベーション総合特区」（平成24年7月25日指定）では、県内各病院の投薬や治療などの情報を統合した医療情報データベース（統合型医療情報 DB）の構築と共同研究を進める研究開発支援拠点（MieLIP）を県内7ヶ所に設置して、県内の企業等の研究開発を支援することとしています。
- 規制緩和や財政支援には至っておらず、平成24年秋協議に引き続き、平成25年4月から継続案件と新規案件の規制緩和と財政支援に関する協議を行っています。
- 統合型医療情報 DB を含む MieLIP の完全運用は平成28年度からを予定しており、整備には少なくとも3年を要します。

《課題》

- ① 予定どおり MieLIP の完全運用を行うためには、早期の事業着手が必要です。
- ② 財政支援が遅れると、核となる統合型医療情報 DB や MieLIP の整備、さらにはこれらの完全運用にも遅れを生じる恐れがあります。必然的に画期的な医薬品等の創出や県内経済の活性化につなげるための研究開発等の取組着手時期も遅れることとなり、総合特区全体の計画に影響が生じます。
- ③ 財政支援において、統合型医療情報 DB 構築は総務省の事業、MieLIP の整備・運営は経済産業省の事業を活用することについて、25年度早期の事業採択が必要です。また、新たに提案する個別化医療の研究補助金の早期の事業採択、企業立地促進法における特例措置の実現も必要です。
- ④ 現行制度の総合特区では、財政支援は、省庁の既存予算制度の枠組みのなかでの対応が求められるなどその自由度が低いものとなっています。また、各種手続きが複雑で多大な時間を要し、協議時期も春と秋の年2回に限られるなどさまざまな課題があります。このため、総合特区の指定を受けた地域の自主性を重んじた抜本的な制度改革が必要です。

県担当課名 ライフイノベーション課

関係法令等 総合特別区域法

【地域活性化総合特区】 みえライフイノベーション総合特区 【三重県】



この先進的な医薬品や医療機器等の開発環境は、全世界に向けて提供することも可能です



MeLife Innovation Promotion Center

- MeLIP セントラル
- MeLIP 6地域拠点

① MeLIP鈴鹿 (鈴鹿医療科学大学/白子)

- 医療機器や介護支援ロボット (ロボットスーツHAL等) や周辺機器等の研究開発
- 大学の研究機能を活用した医薬品や機能性食品の開発 等



② MeLIP津 (三重県工業研究所)

- 医療機器・福祉用具の製造企業の技術支援
- 機能性食品の開発 医薬品や化粧品等の開発 等



③ MeLIP伊賀 (三重大学伊賀研究拠点)

- 医薬品や医療機器等の共同研究・技術支援
- 栄養強化食品による病態別栄養療法 (がん、糖尿病や腎疾患等) プログラムの開発 等



④ MeLIP多気 (多気町役場)

- 自転車を活用した運動療法や観光資源を利用した運動療法の開発
- 歩数計・血圧計等のバイタルサインによる健康管理システムの開発 等



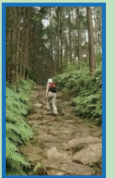
⑤ MeLIP鳥羽 (鳥羽市役所)

- 天然資源を活用した医薬品、化粧品や高機能食品等の開発
- 海藻 (真珠の海七草、ワカメ・ヒジキ等) や海産物の研究開発 等



⑥ MeLIP尾鷲 (尾鷲市役所)

- 海洋深層水や尾鷲ヒノキ等を活用した化粧品や機能性食品の開発
- 高血圧や糖尿病等の臨床研究の推進
- 滞在型健康回復・健康増進プログラム開発 等

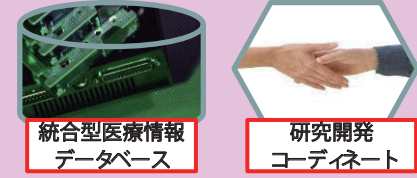


MeLIPセントラルと6つの地域拠点が連携することによって、画期的な医薬品や医療機器等を創出します



◎ MeLIPセントラル (三重大学)

- 医療情報データベースの活用や研究開発を支援、地域拠点の活動支援



医療情報の収集

県内医療機関

目標

画期的な医薬品や医療機器等の創出や県内企業・大学等の活性化、企業や研究機関の県内への立地促進、雇用の拡大などにより、県内経済の活性化を生み出すなど、三重県がライフイノベーションに寄与する地域になることをめざします。

【期待される効果】

- 5年後 (平成28年度) の経済効果…1,914億円
- 5年後 (平成28年度) の新たな雇用…9,051人

政策課題

政策課題 1

- 研究開発を促進・支援するプラットフォームの整備

政策課題 2

- 研究開発支援プラットフォームの活用の推進

解決策

解決策 1

- 統合型医療情報データベースの構築
- みえライフイノベーション推進センター (MeLIP) セントラル及び地域拠点の整備

解決策 2

- MeLIPセントラルが保有する統合型医療情報データベースの活用等による医薬品、医療機器等の開発促進
- MeLIP地域拠点による製品の研究開発支援等

新たな規制の特例措置などの提案

- 地域新成長産業創出促進事業費補助金の特例
- 厚生労働科学研究費補助金 (創薬基盤推進研究事業) の特例

- 医薬品、医療機器等の製造販売承認に係る優先審査の実施
- 医療機器の認証範囲の拡大
- 旅行者 (第2種及び第3種) の営業保証金の減免
- 企業立地促進法に基づく普通交付税措置の特例 等

地域独自の取組

- 「みえメディカルバレー構想」の計画的な実施
- みえライフイノベーション推進事業費補助金
- 企業投資促進制度の創設: 「マイレージ制度」、「成長産業立地補助金」、「外資系企業アジア拠点立地補助金」、「サービス産業立地補助金」他
- 企業立地促進法に基づく基本計画に指定する集積業種への支援措置 等

地域協議会参画団体

- (自治体関係者)
 - 三重県、津市、鈴鹿市、尾鷲市、鳥羽市、伊賀市、多気町
- (団体、民間企業等)
 - 公益社団法人三重県医師会、公益社団法人三重県歯科医師会、社団法人三重県薬剤師会、公益社団法人三重県看護協会、一般社団法人三重県作業療法士会、三重県薬事工業会、食品企業、金融機関
- (大学、研究機関等)
 - 三重大学、鈴鹿医療科学大学等 県内8大学3高専 等

22 南海トラフ巨大地震で発生する災害廃棄物の処理体制の整備

(環境省)

【提言・提案事項】 制度・予算

- 1 南海トラフ巨大地震の発生時に、地方自治体が災害廃棄物の適正かつ迅速な処理を行えるよう必要な制度化や市町村が有している処理権限の見直し等の必要な対策を講じること。
- 2 南海トラフ巨大地震の災害廃棄物処理における仮置き場の設置について、地方自治体が国有地などの公的財産について円滑に活用が図れるよう、国が対策を講じること。

【現状と課題】

《現状》

■ 東日本大震災では、広域的大災害により多くの市町村で膨大な災害廃棄物が発生しました。災害廃棄物の処理においては、当該地震で発生した災害廃棄物の処理に限定した特例法が発災後に措置される一方、被災した市町村の行政機能が長期にわたって損なわれたことから、県が地方自治法上の事務委託を受け、災害廃棄物の処理を行ったところです。

■ 本県が策定した「災害廃棄物処理対策マニュアル」(平成19年3月)では、東海・東南海・南海地震が同時発生した場合の災害廃棄物等の発生量を663.2万トンと想定し、県内21市町が策定している「災害廃棄物処理計画」では、それを満たす66.6万㎡の仮置き場が確保されています。

しかし、平成25年3月に内閣府が公表した「南海トラフ巨大地震の被害想定(第二次報告)」の本県における災害廃棄物等の発生量は、最大クラスの地震で約3,200万トンと試算されており、現在確保されている仮置き場のみでは対応が困難な状況です。

《課題》

① 南海トラフ巨大地震が発生した場合、県内市町の処理能力を大幅に超える災害廃棄物が発生する可能性があります。その際、国による市町村の区域や県域を越えた災害廃棄物の広域処理が必要となることから、東日本大震災で適用された特例措置等が発災後速やかに発動されるよう制度化することが必要です。

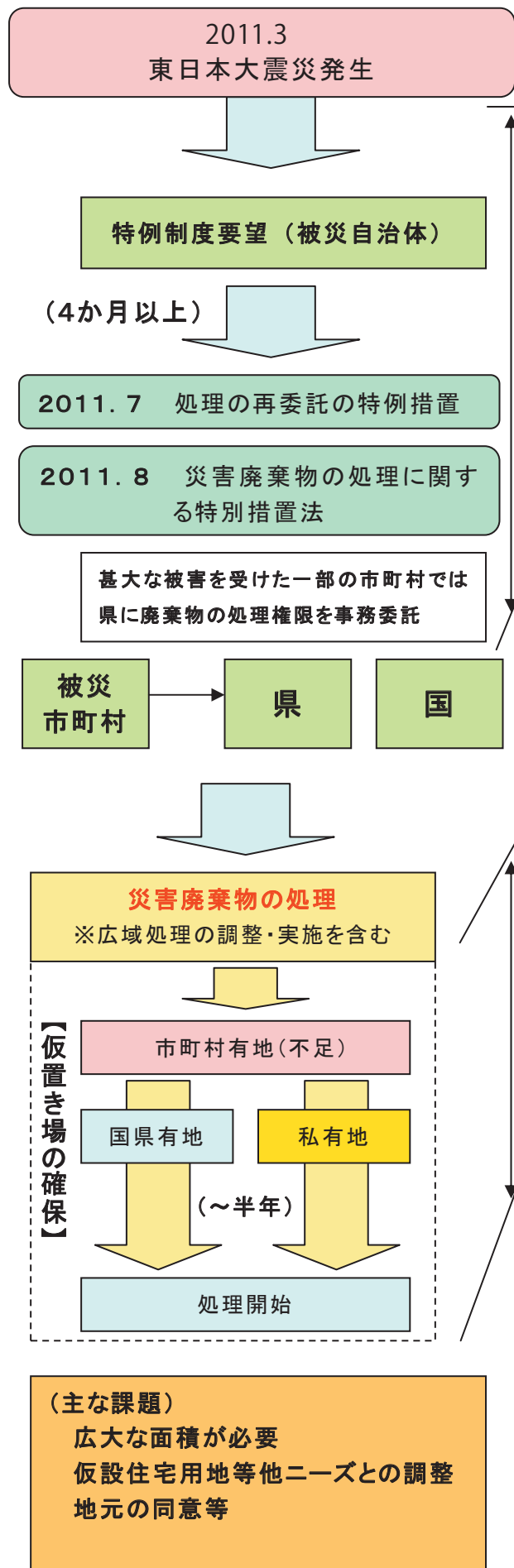
また、県内市町の中には、甚大な被害を受けることで、災害廃棄物の速やかな処理が困難になることが想定されることから、被災した市町村に代わって、県が災害廃棄物処理に取りかかることができるよう、被災市町村が有している災害廃棄物の処理権限について、見直す等の対策を講じることが必要です。

② 南海トラフを震源域とする最大クラスの地震はもとより、100～150年周期の大きな地震に対する市町村等の災害廃棄物の仮置き場の確保については、広大な面積を要する等の理由から、大きな課題となっています。そのため、国有地などの公的財産についても仮置き場として使用できるよう確保しておく必要があります。

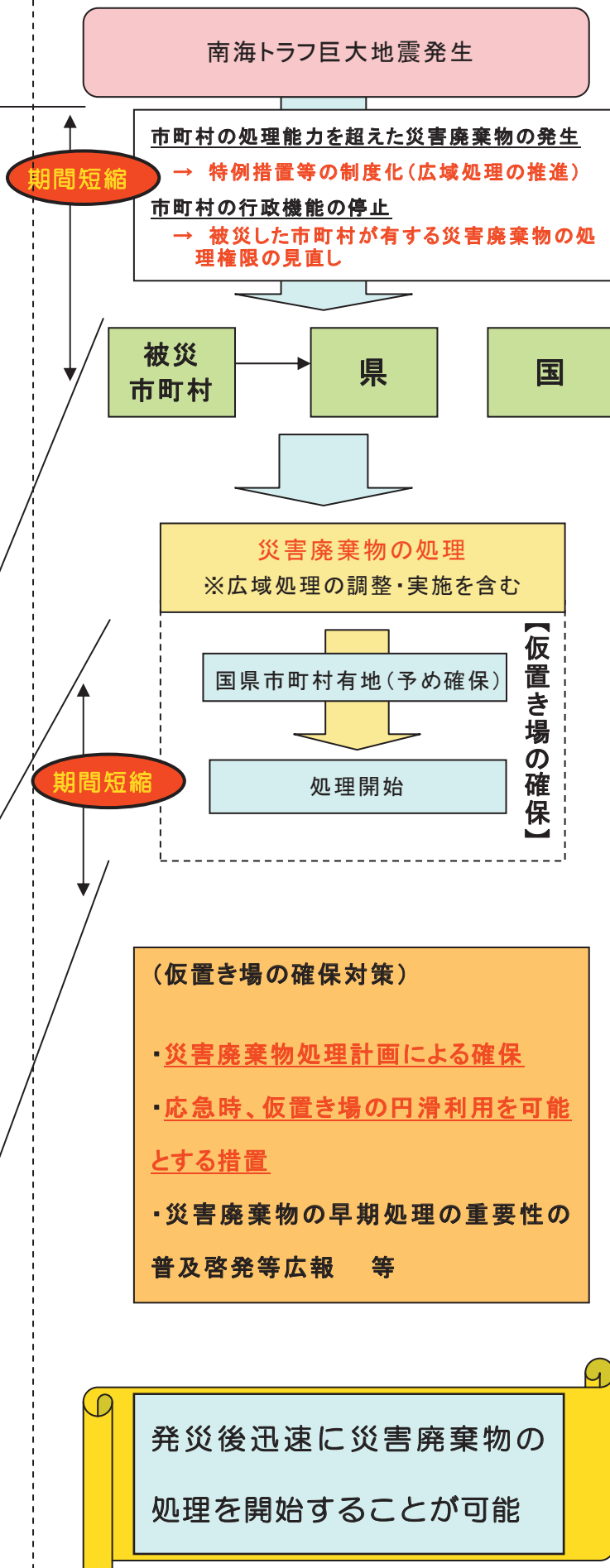
県担当課名 廃棄物・リサイクル課

関係法令等 震災廃棄物対策指針

○東日本大震災の災害廃棄物処理事例



○南海トラフ巨大地震の災害廃棄物処理対策案



23 償却資産（機械及び装置）に対する固定資産税の堅持

（総務省）

【提言・提案事項】 **制度**・予算

償却資産（機械及び装置）に対する固定資産税を堅持すること。

【現状と課題】

《現状》

- 本県の市町では、「機械及び装置」に係る固定資産税は地方税収全体の約8.1%（約225億円、平成23年度）を占めており、特に重要な財源となっています。
- しかし、平成25年度税制改正（地方税）にあたり、経済産業省より、償却資産に対する固定資産税のうち、「機械及び装置」に分類されるものについて、
 - ・ 新規の設備投資分を非課税とする
 - ・ 長期保有分の評価額の最低限度（5%部分）を段階的に廃止するとの要望がなされました。
- 平成25年度税制改正において、現行制度は維持されることとなりましたが、引き続き平成26年度税制改正等に際し同様の要望がなされることが予想されます。

《課題》

- ① 既存の償却資産も年々減価償却が進んでいくことを踏まえると、経済産業省の要望は、事実上の廃止要望に等しいものです。
- ② 本県市町では、償却資産（機械及び装置）に係る税収の割合は特に高いことから、廃止による市町財政への影響は著しく、現行制度を堅持する必要があります。
- ③ 税収増大に寄与する自治体の企業誘致活動への影響も懸念されます。

県担当課名 市町行財政課

関係法令等 地方税法

三重県市町における償却資産(機械及び装置)に係る税額の状況

	税額※1	地方税収※2	割合
三重県市町合計	225 億円	2,784 億円	8.1%
全国市町村合計	5,558 億円	203,774 億円	2.7%



※1 平成23年度「固定資産の価格等の概要調書」(課税標準額×1.4%で試算)より作成
 ※2 平成23年度「地方財政状況調査」より作成

税額が大きい市 (単位:百万円)

順位	市町村名	税額
1	東京都特別区	18,469
2	三重県四日市市	10,257
3	愛知県名古屋市	8,972
4	神奈川県横浜市	8,523
5	福岡県北九州市	8,259
6	神奈川県川崎市	8,047
7	大阪府堺市	8,025
8	大阪府大阪市	7,996
9	岡山県倉敷市	7,546
10	大分県大分市	6,962

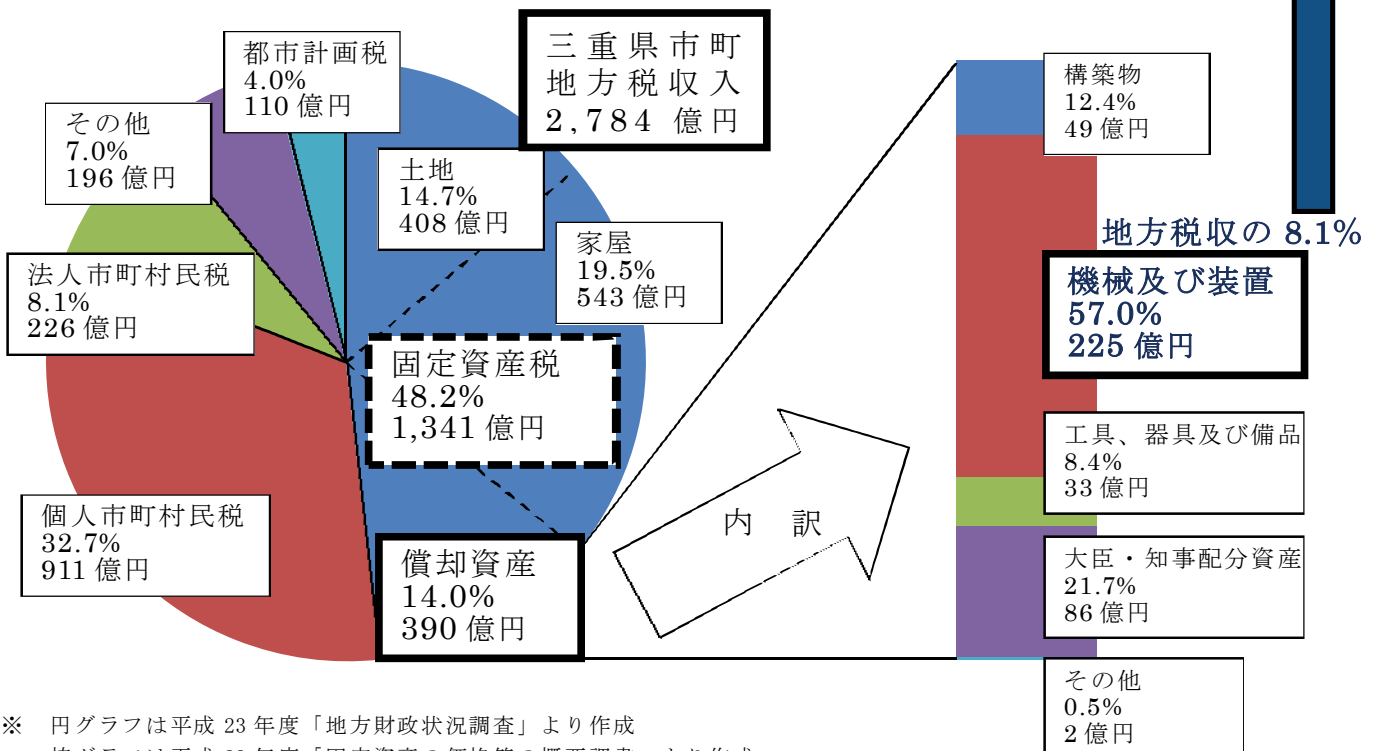
割合が大きい市 (単位:百万円)

順位	市町村名	税額	税収	割合
1	三重県亀山市	3,180	12,341	25.8%
2	広島県大竹市	1,502	6,147	24.4%
3	佐賀県伊万里市	1,637	6,891	23.8%
4	千葉県君津市	3,412	16,443	20.8%
5	福岡県宮若市	945	4,607	20.5%
6	三重県いなべ市	1,677	8,355	20.1%
7	茨城県鹿嶋市	2,374	11,977	19.8%
8	福井県敦賀市	2,549	14,356	17.8%
9	愛知県東海市	4,685	26,997	17.3%
10	三重県四日市市	10,257	59,388	17.3%

税額の大きさについて、町村も含めた全国順位に変更なし

割合の大きさについて、町村も含めた全国順位の第1位は三重県多気町(税額 894、税収 2,781、割合 32.1%)

※ 総務省作成資料を転記(一部加工)なお、税額は平成22年度「固定資産の価格等の概要調書」(課税標準額×1.4%で試算)より、税収は平成22年度「地方財政状況調査」より作成されたもの



※ 円グラフは平成23年度「地方財政状況調査」より作成
 棒グラフは平成23年度「固定資産の価格等の概要調書」より作成
 (課税標準額×1.4%で試算しているため、円グラフの額とは一致しない)
 円グラフの「その他」は、軽自動車税、市町村たばこ税等

24 鳥獣被害防止総合対策の強力な推進

(農林水産省、環境省)

【提言・提案事項】 制度・予算

- 1 野生鳥獣の捕獲力の維持・強化のため、狩猟免許の有効期間を3年から5年に延長するなどの規制緩和や大量捕獲技術等の開発と普及を行うこと。
- 2 捕獲した野生鳥獣の利活用を推進するため、獣肉の全国的な需要喚起や消費拡大に向けたPRを実施すること。
- 3 ニホンジカなど野生獣の正確な生息数調査方法の確立と全国的な生息数調査を実施すること。
- 4 鳥獣被害防止総合対策交付金については、地域の要望に応えられる予算額を確保すること。

【現状と課題】

《現状》

■ 本県では、県内29市町のうち25市町が「被害防止計画」を策定し、国の「鳥獣被害防止総合対策交付金」を活用することなどにより、獣害対策に取り組んでいます。

県では、市町と一体となって、

- ・ 集落ぐるみでの野生鳥獣の追い払いや侵入防止柵の整備など、地域の取組を支援する「被害対策」
 - ・ 有害鳥獣の適正な駆除や野生鳥獣が生息しやすい森林整備等を行う「生息管理」
 - ・ 野生鳥獣を未利用資源として捉える「獣肉利用」
- を連携させ、総合的に取り組むことで、農林水産被害の減少をめざしています。

■ 現在、産学官の連携により、「被害対策」では、遠隔操作によるニホンジカの捕獲システムの開発、「獣肉利用」では、料理メニューへの活用や、ペットフード、皮革製品などの商品開発を促進するとともに、解体処理から供給までの体制整備を進めています。また、「生息管理」を的確に行うための生息数調査では、ニホンジカの生息数を「糞粒法」により調査しています。

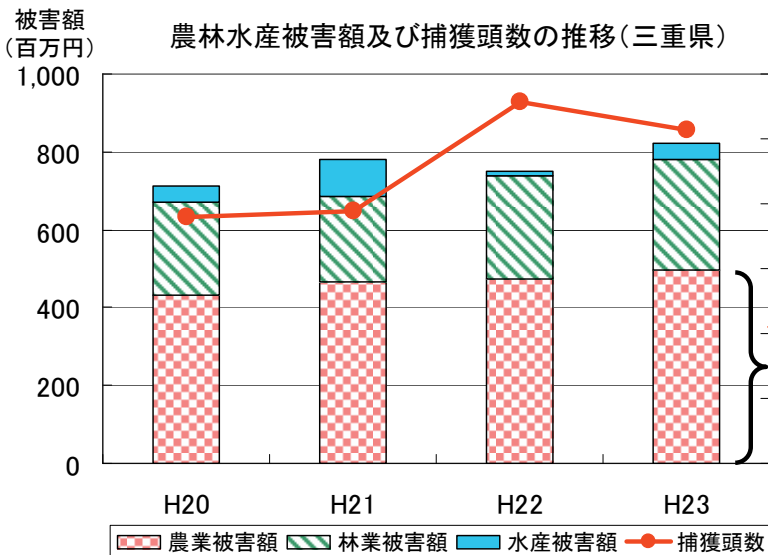
《課題》

- ① 本県では、野生獣の捕獲頭数は増加しているものの、依然として農林水産被害の増加に歯止めがかかっていません。また、有害鳥獣の駆除を担う狩猟者の高齢化や減少が進み、捕獲力の低下が懸念されています。
- ② 野生鳥獣の大量捕獲技術については、ニホンジカでは開発でき、普及の目途が立ちましたが、ニホンザルやイノシシでは開発されていません。
- ③ 捕獲した野生鳥獣の利活用を促進するためには、全国的な市場調査や消費PR、利用方法の開発促進等を行い、需要を創造する取組が必要です。
- ④ 「生息管理」を的確に行うために必要な生息数調査について、調査年次により誤差が大きい「糞粒法」に替え、それぞれの野生獣の生息数を正確に把握できる新たな調査方法を確立するとともに、全国的な生息数調査を実施することが必要です。
- ⑤ 市町が「被害防止計画」に位置付けた取組や「獣肉利用」を進める上で必要な解体処理施設の整備などが着実に実施できるよう、鳥獣被害防止総合対策交付金の予算を十分に確保することが必要です。

県担当課名 獣害対策課

関係法令等 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律

■ 三重県における野生鳥獣による農林水産被害額及び捕獲頭数の状況



農業被害額の
全国順位(H23)

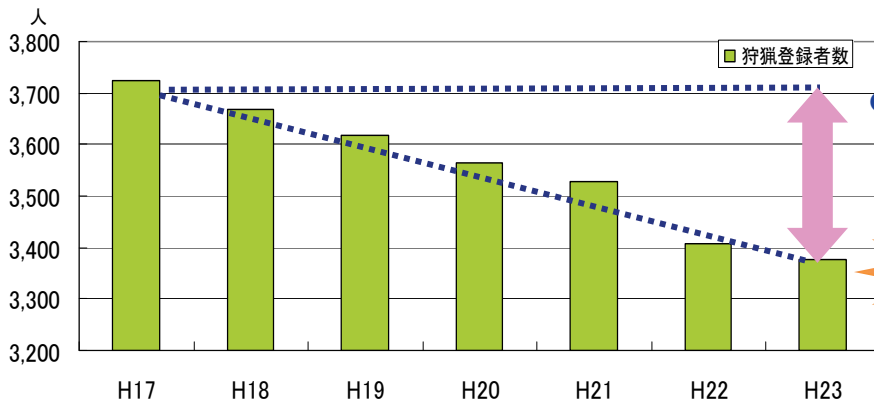
全体	14位
ニホンザル	2位
ニホンジカ	7位
イノシシ	12位

● 取組を強化しているにもかかわらず、被害金額の減少につながっていない

総合的な対策を進めるため

**十分な
予算配分が必要!**

■ 三重県における狩猟登録者数の推移



● 登録者数が減少、捕獲力の弱体化

**捕獲力の維持・強化
が必要!**

■ 三重県における獣害対策の総合的な取組



25 中小企業への金融支援及び再生支援の充実・強化

(経済産業省、金融庁)

【提言・提案事項】 制度・予算

- 1 長期間にわたる厳しい経営環境におかれている中小企業の資金繰り支援として、政府系金融機関において超長期低利の借入要件を大幅に緩和した別枠の融資制度を創設するとともに信用保証協会による保証承諾要件を大幅に緩和した100%保証の別枠の信用保証制度を創設すること。
- 2 中小企業再生の際に日本政策金融公庫の債権（信用保険を含む）の不等価譲渡に迅速かつ柔軟に対応すること。
- 3 中小企業が金融機関との取引における悩み事を相談できる「かけこみ寺」のような相談窓口を中立的な組織に設置すること。

【現状と課題】

《現状》

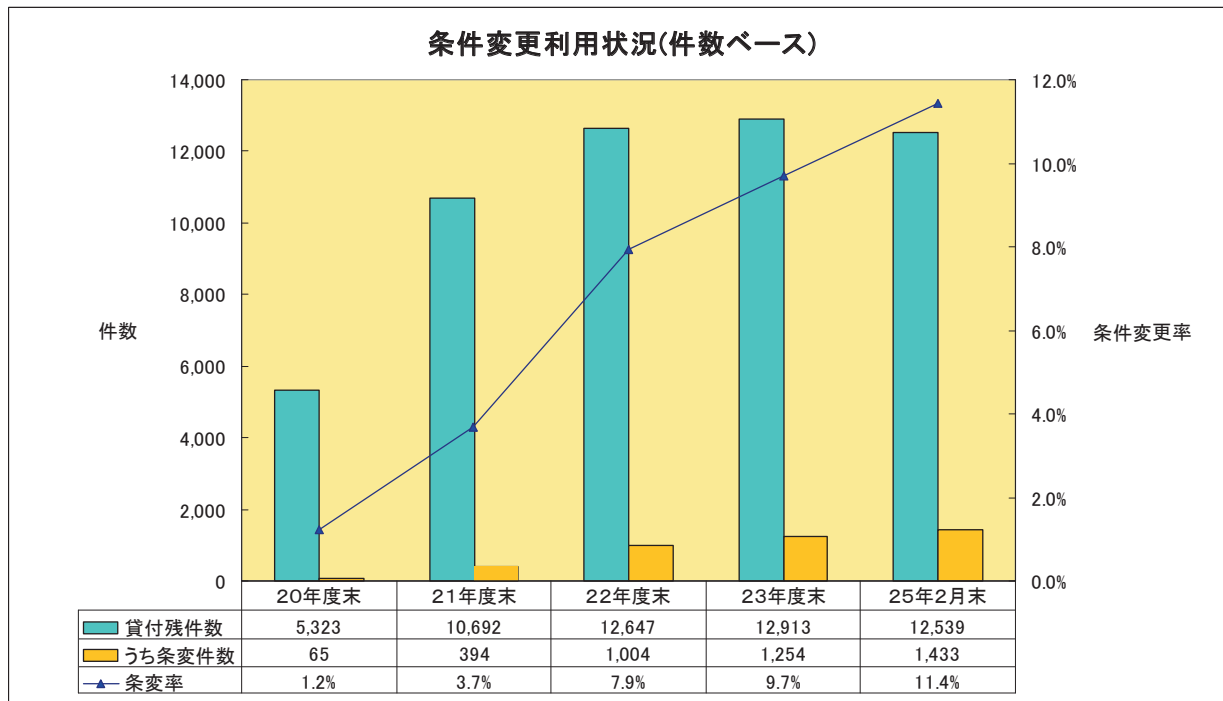
- リーマンショック以降の長引く世界的不況、国内のデフレ経済の進展などが中小企業の経営に与える影響は極めて大きく、受注の減少、単価の下落、利益の縮減（赤字転落）、売上の減少、資産価値の下落などにより、多くの中小企業は過大な債務を抱え非常に厳しい経営を余儀なくされています。
- 中小企業が借り入れた資金の返済が困難になった際、金融円滑化法に基づき金融機関から返済条件の変更を受けた件数は大幅に増加しており、今後、これらの中小企業の経営改善・金融支援を行っていく必要があります。

《課題》

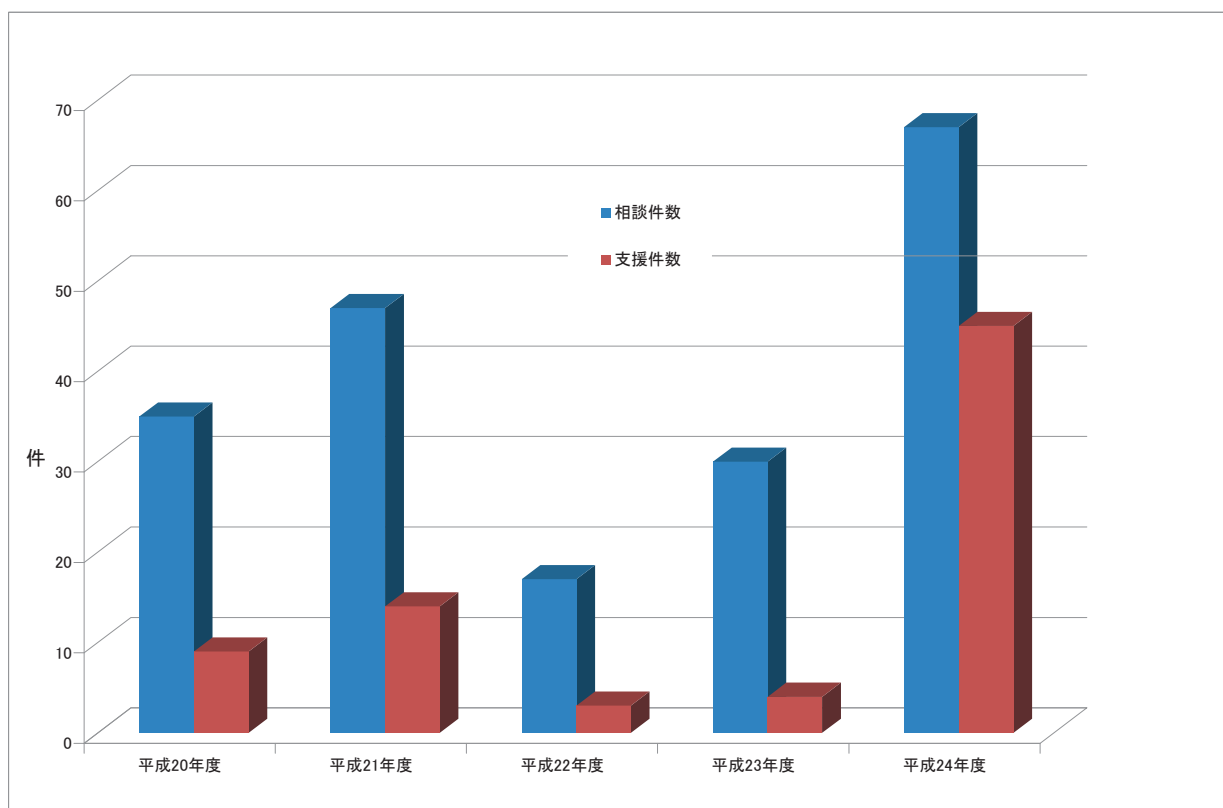
- ① 景況感に明るさは見えるものの、成熟した経済環境下での中小企業が再生・再建を図るには、より長期間での経営改善の視点が必要であり、長期にわたる金融及び経営面での支援が必要です。
また、地域とのつながりが深い中小企業は大幅な事業再編、リストラや新たな事業展開が行い難い状況にあり、抜本的な経営改善にあたっては地域の雇用を守りながら、地域と一体となり進めていくことが必要です。
そのため、政府系金融機関等には劣後ローンなど長期の金融・融資制度はありますが、地域の中小企業にとっては貸付審査等においてまだまだハードルが高く利用し難いものとなっています。
- ② 日本政策金融公庫が債権（信用保険を含む）を不等価譲渡する際には手続きが煩雑、時間を要する、譲渡価格の折合が難しいなど、中小企業再生支援協議会や官民中小企業再生ファンドなどによる中小企業の再生が困難な要因となっています。
- ③ 国及び関係機関に金融円滑化法失効に伴う金融相談窓口が設置されましたが、中小企業の個別・具体的な相談にハンズオン支援できる体制が不十分です。

県担当課名 サービス産業振興課
関係法令等 中小企業経営力強化支援法

三重県内におけるセーフティネット資金に係る条件変更利用状況



三重県中小企業再生支援協議会相談件数・支援件数の推移



26 切迫する大規模地震発生に備え、命を守り被害の軽減を図る対策への支援

(国土交通省)

【提言・提案事項】 制度・予算

- 1 大規模地震発生の切迫性が高い地域において、急がれるハード対策や地域のニーズを踏まえたきめ細かな対応を進めるため、防災・減災対策予算総枠の増額と必要な予算の確保など国の財政支援を強化すること。
- 2 大規模地震発生の切迫性が高い地域において、急務である河口部の堤防補強対策を防災・安全交付金の対象事業とするとともに、海岸の堤防補強対策や下水道処理施設の津波浸水被害を軽減する対策について国の支援制度を拡充すること。
- 3 下水道処理施設における津波による災害の防止又は軽減の効果が高くなる技術基準を早期に策定するなど技術的支援を行うこと。
- 4 木造住宅のさらなる耐震化促進に向けた、耐震補強補助金の増額や住宅の除却に対する補助の新設など支援制度を拡充すること。

【現状と課題】

《現状》

- 甚大な被害が想定される東海・東南海・南海地震は今後30年以内の発生確率が88%(東海地震)まで上昇し、その脅威は刻々と増えています。
- 大規模地震の発生とこれに伴う巨大津波の来襲が予想される地域においては、甚大な人的・物的被害をできる限り防止し、軽減するため、本県では、地震・防災対策としてハード対策を進めるとともに地域のニーズに応じてきめ細かな対応を施すなどの取組を進めています。

《課題》

- ① 必要な基盤整備等の地震・防災対策を進めるうえでは、国としても最重要課題に位置づけ、その対策予算を増額するとともに補助率の嵩上げ、地方財政措置の充実や対象地域の予算を確保するなどの支援を強化することが必要です。
- ② 河川の河口部堤防の補強等や、下水道の未耐震施設の耐震化及び津波に対する処理施設の浸水対策など急務な対策を早めるためには財源の確保や防災・安全交付金等の対象事業を拡大するなど国の支援制度の拡充が必要です。
- ③ 下水道処理施設における津波対策の実施にあたっては、具体的な技術基準が必要です。
- ④ 平成27年度耐震化率90%の目標達成に向けて、住宅の耐震化のさらなる促進が必要であるため、耐震補強補助金の増額、防災を主目的とした住宅の除却に対する補助の新設が必要です。

県担当課名 河川・砂防課 港湾・海岸課 下水道課 住宅課

関係法令等 社会資本整備総合交付金交付要綱、建築物の耐震改修の促進に関する法律 等

切迫性の高い地域に早急な対策を進めるための十分な財源の確保を！

○東海地震が発生すれば、これが引き金となり三連動地震となるなど、超広域災害になることが想定されます。

○東海地震は、直近の発生(1854年の安政地震)から150年以上経過し、相当量のひずみが蓄積されていることから、いつ発生してもおかしくない状況です。

東海・東南海・南海地震？
(三連動！?)

発生確率：60～70%程度

南海地震
M8級？

東南海地震
M8級？

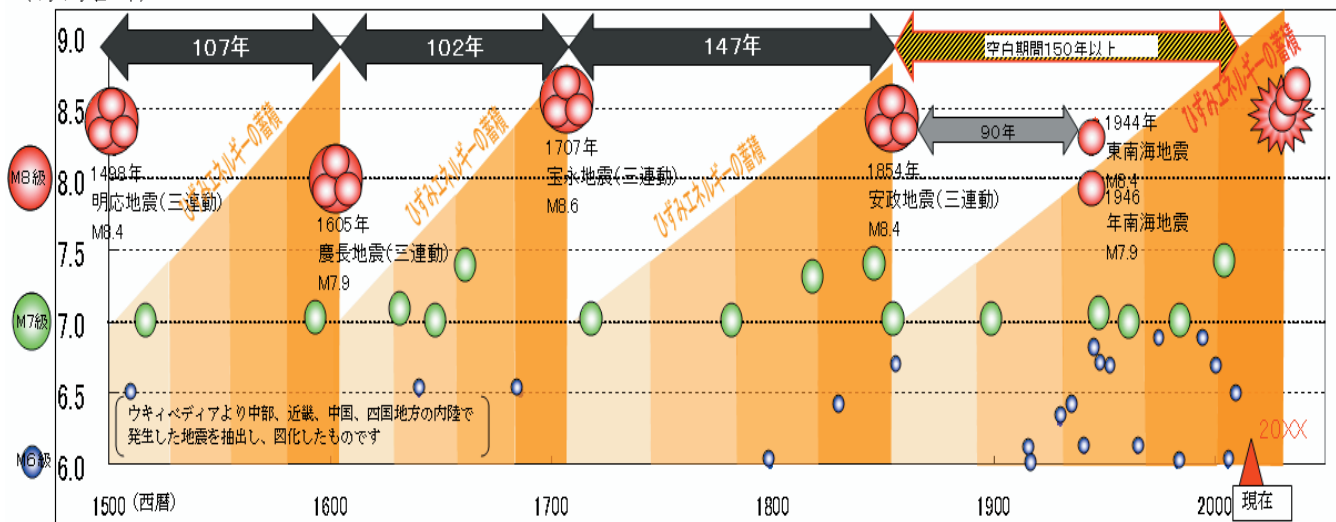
発生確率：88%(参考値)
東海地震
M8級？

発生確率は地震調査研究推進本部資料より引用(30年以内の確率を示す)

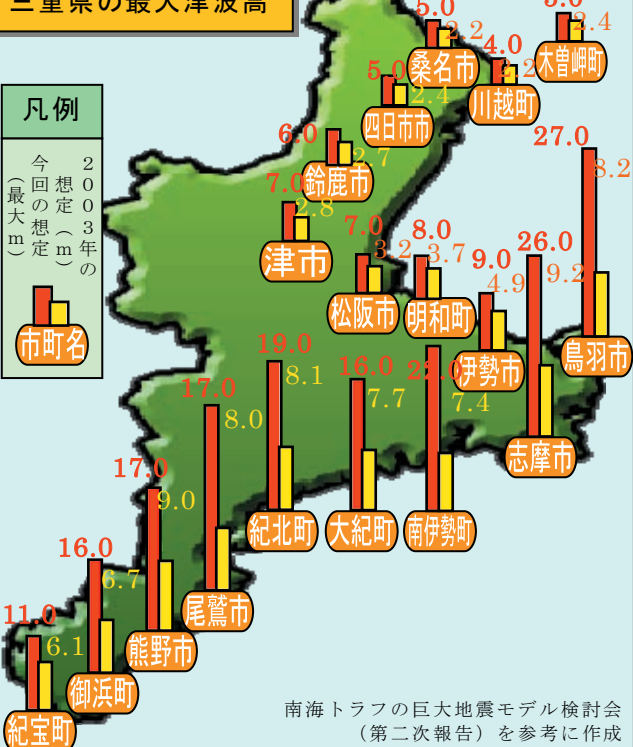
東南海地震(昭和19年)の地震・津波被害



(マグニチュード)

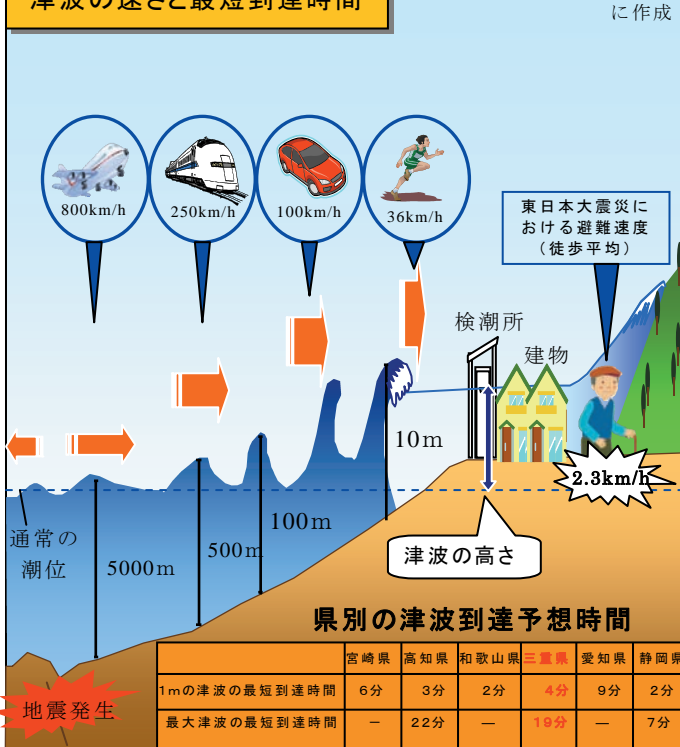


三重県の最大津波高



津波の速さと最短到達時間

気象庁ホームページを参考に作成



急がれるハード対策やきめ細かな対応を進めるための支援の強化を！

強力にハード対策を推進

- ・海岸堤防の整備
 - ・海岸堤防の耐震対策の実施
 - ・河川堤防の整備
 - ・河川堤防の耐震対策の実施
 - ・緊急輸送道路の整備
 - ・港湾耐震岸壁の事業
 - ・急傾斜地崩壊対策の実施
- など



地域のニーズに適切に対応できるように予算確保が必要！

きめ細かな対策

- ・海岸・河口部堤防等の機能確保や補強対策の実施
- ・避難階段の設置
- ・水門・防潮扉の遠隔操作化、動力化
- ・道路の構造強化
- ・橋梁の耐震化
- ・下水道処理施設の耐震化、津波浸水対策の実施 など

ハード対策の推進



海岸堤防の耐震対策の実施



海岸堤防の耐震対策の実施



急傾斜地崩壊対策の実施



河川堤防の整備

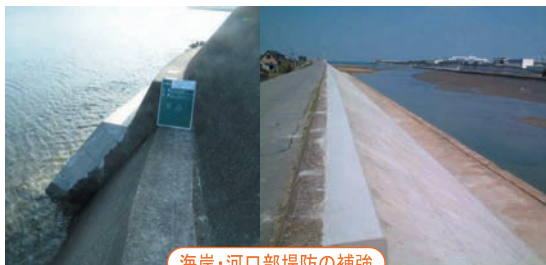


河川堤防の整備



河川施設の整備

きめ細かな対策の事例



海岸・河口部堤防の補強



避難しやすい施設の整備



防潮扉の動力化



水門の遠隔操作化、自動化



避難しやすい施設の整備



下水道施設の耐震化

機能確保のため、堤防等施設の補強等の事業への支援の拡充を！

洪水・高潮対策

伊勢湾台風(S34.9)

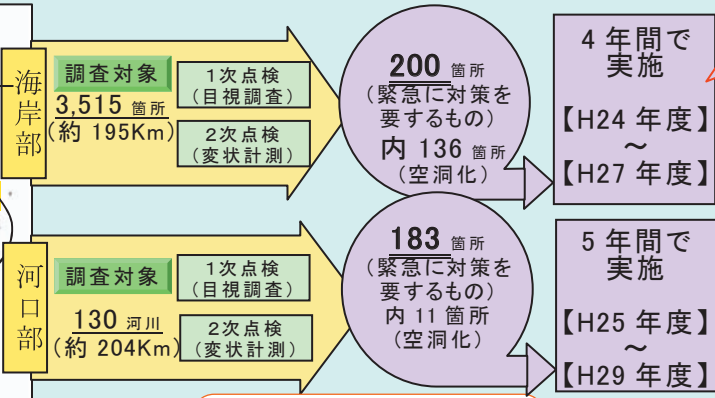
→河川改修や海岸堤防などの治水を推進

- ◎河川 洪水 (概ね 60mm/h に対応)
高潮 (伊勢湾台風級に対応)
- ◎海岸 高潮 (伊勢湾台風級に対応)
高波 (既往最大に対応)

脆弱箇所への対応

機能回復の対策を効率的、効果的に行うため調査を実施

国の支援の拡充！



H24年度 55箇所の対策を実施

「機能確保」「粘り強い構造」となるよう

緊急に「補強対策」が必要！

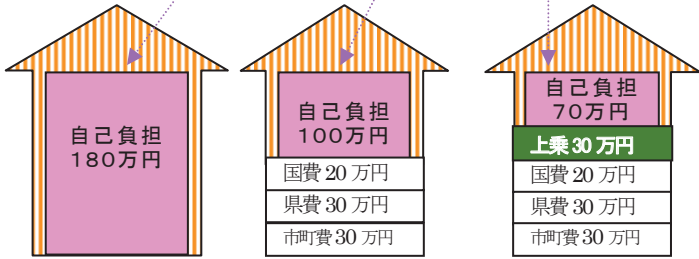
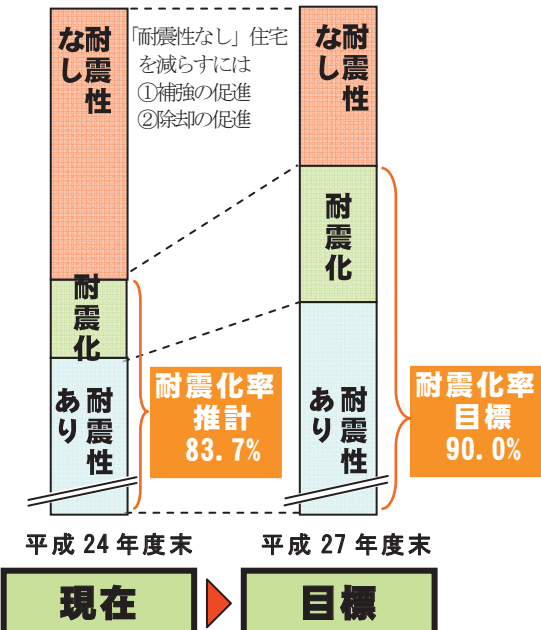
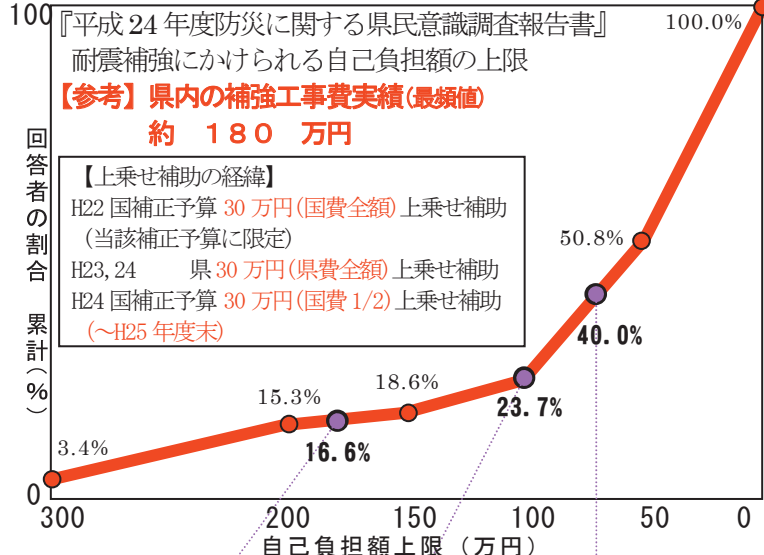
機能低下した堤防の補強



住宅の耐震化促進のための支援制度の充実を！

◎耐震補強補助金の増額
国費による 30 万円上乗せ補助復活

◎防災を主目的とした住宅の除却に対する補助の新設



上乗せ補助のない場合

上乗せ補助のある場合

27 新宮川水系の総合的な治水対策のさらなる推進

(国土交通省)

【提言・提案事項】 制度・予算

紀伊半島大水害において、計画規模を上回る洪水が発生した熊野川（相野谷川を含む）について、直轄管理区間の拡大による国の管理のもと再度災害防止に向けた治水対策の早期実施を推進するとともに、利水ダムの治水目的での運用などの取組について国による総合的な治水対策のマネジメントのさらなる強化を進めること。

【現状と課題】

《現状》

■ 平成23年台風12号に伴う豪雨により、熊野川本川および支川流域において大規模な浸水被害が発生しました。熊野川本川には河道内に大量の土砂が堆積しています。また、相野谷川流域では、熊野川本川水位の影響を受け、平成19年に完成した輪中堤（天端高9.40m）を越水し、紀宝町の鮎田地区、高岡地区、大里地区など広範囲にわたり、浸水被害が発生しました。

このため、熊野川・相野谷川において災害復旧事業や激甚災害対策特別緊急事業が実施されています。

■ 河口から約5kmの区間は国の直轄管理であり、中下流部は、三重県とその対岸を和歌山県、上流部を奈良県が管理しています。流域内には、主なものだけで11基のダムが設置され、電源開発(株)、関西電力(株)、国土交通省がそれぞれダムの管理を行っています。なお、一部の利水ダムにおいては、洪水時のダム放流量の低減を図る暫定運用が実施されており、平成24年の台風4号や17号においてその適用が行われました。

《課題》

① 熊野川では、再度災害防止のために、河道内に大量に堆積した土砂の早期対策が必要となっています。しかしながら、その対策には莫大な費用が必要であり、水系内に複数存在する各河川管理者が短期間に効果的な対策を進めることには限界があることから、直轄管理区間の拡大により、国の管理のもと早期対策が必要です。

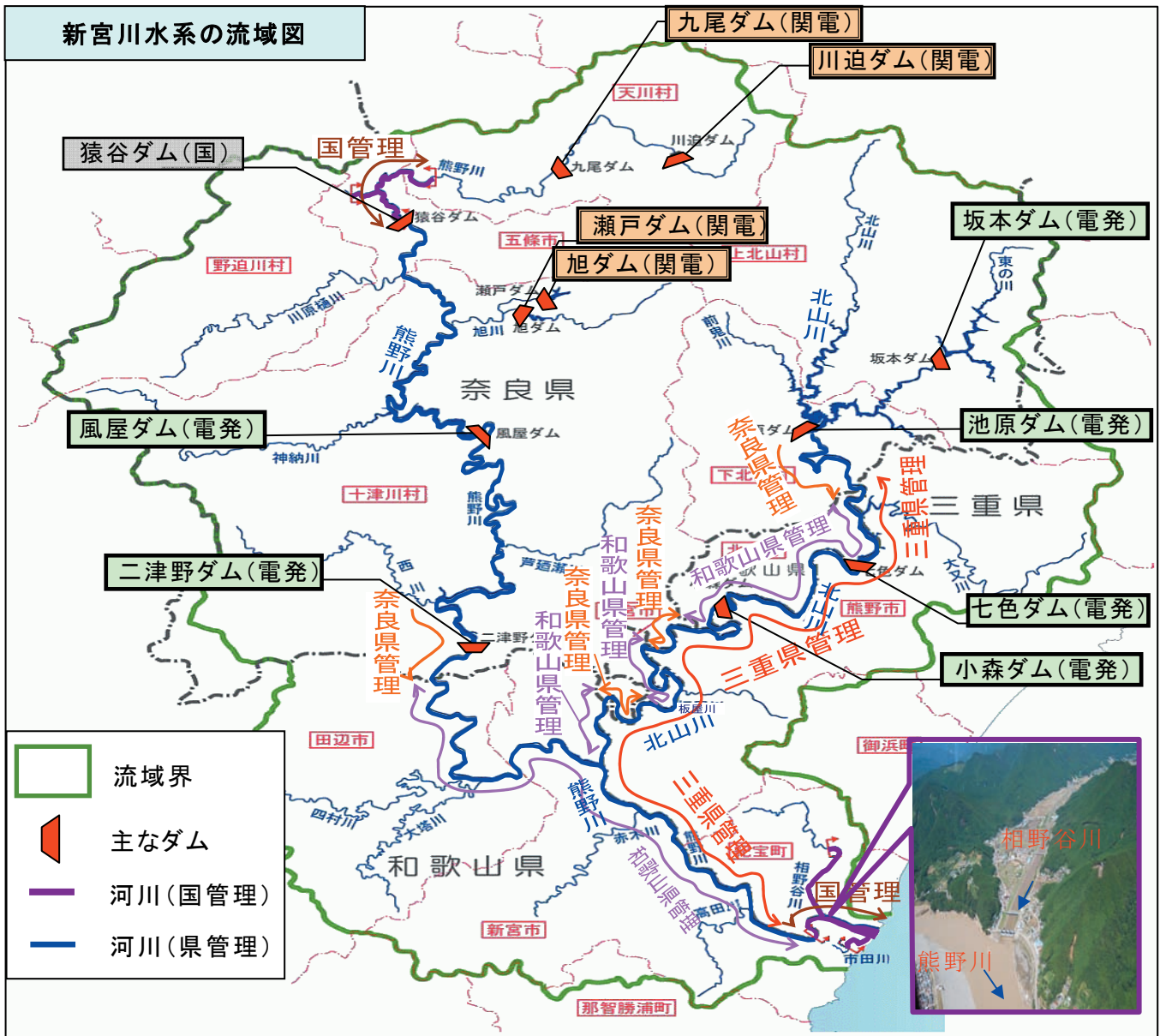
なお、熊野川・相野谷川においては、直轄管理区間やその上流域の河床が上がっており、洪水への不安を解消するためには河床掘削等の激甚災害対策特別緊急事業等の推進が求められています。

② 国の一括した管理のもと、新宮川水系の総合的な治水対策の実施を進めるとともに利水ダムにおける洪水調整を目的とする運用を含めた熊野川の管理について総合的なマネジメントのさらなる強化が必要です。

県担当課名 河川・砂防課

関係法令等 河川法 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法

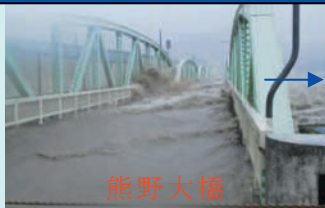
新宮川水系の利水ダムの治水目的での運用を含めた総合的な治水対策の実施を！



熊野川・相野谷川のはん濫状況



紀宝町



熊野大橋



紀宝町

熊野川の堆積土砂



熊野川

紀伊半島大水害では、河川基本方針(1.9 万 m^3/s)を超える洪水により甚大な被害が発生
 ◎熊野川の浸水被害
 ◎相野谷川輪中堤の浸水被害

大規模な河道閉塞と高さ10mを超える河道内堆砂
 ◎紀伊山系で約1億 m^3 の土砂崩落が発生

三県に跨る流域に11基のダムが点在
 ◎11基すべてが利水ダム(治水機能なし)
 ◎河川・ダム管理者が複数

◎ 新宮川水系の総合的な治水対策の実施

- ・ 熊野川の直轄管理区間の拡大
- ・ 利水ダムの治水目的での運用に向けた電源開発(株)への指導など、国による総合的なマネジメントのさらなる強化

28 頻発する風水害に備え、安全な地域づくりを進める事業への支援

(国土交通省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

- 1 甚大な被害を及ぼす台風や近年増加傾向にある局地的大雨等による風水害を未然に防ぐため、ハード・ソフト両面にわたる予防対策予算を安定的に確保すること。
- 2 侵食が著しい七里御浜海岸について、高度な施工技術の導入による国土保全や自然災害の防止、世界遺産の保護の観点から直轄事業化すること。
- 3 局地的な集中豪雨や台風の大型化による洪水・高潮災害等の備えとして、直轄河川・海岸事業を推進すること。

【現状と課題】

《現状》

- 平成23年には、台風6号、新潟・福島豪雨、紀伊半島大水害（台風12号）、平成24年には7月の九州北部豪雨、9月の台風17号と、近年わが国では、広域に被害を及ぼす大型台風の増加、局地的な大雨の発生頻度が増加しています。このため、それに伴う洪水・高潮による被害の増加が懸念される状況にあります。
- 23kmにわたって続く七里御浜海岸は、「熊野参詣道七里御浜」（熊野古道の浜街道）として世界遺産に登録されており、東紀州地域を代表する地域資源であるとともに、背後地の防護機能も有しています。しかしながら現在は、太平洋の高波により海岸の侵食が著しく進行し砂浜が消失した箇所もあるなど、その資源や機能が脅かされています。

《課題》

- ① 昨今、災害復旧費が増加する一方で、国における予防対策予算は減少しており、地域におけるハード・ソフト両面からの予防対策を加速させるためには、その総額を増加させるとともに、安定的に確保することが必要です。
- ② 侵食が著しい七里御浜海岸は、国土の保全、自然災害の防止、世界遺産の保護や存続に加えて熊野川流域における複雑な土砂供給の解析や高度な施工技術、技術監理を要することから直轄事業化することが必要です。
- ③ 直轄管理河川や施工規模が大きくなる海岸では、県民の安全・安心を確保するため、直轄事業による河川改修や堤防補強、海岸整備、また、海岸・河口部の堤防においては、治水・高潮対策や地震・津波対策が必要不可欠となっています。

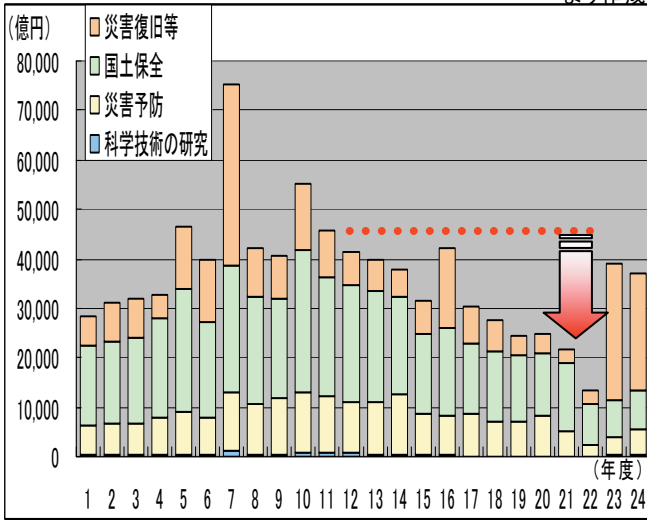
県担当課名 河川・砂防課 港湾・海岸課

関係法令等 社会資本整備総合交付金交付要綱 等

風水害を未然に防ぐため、予防対策予算の安定的な確保を！

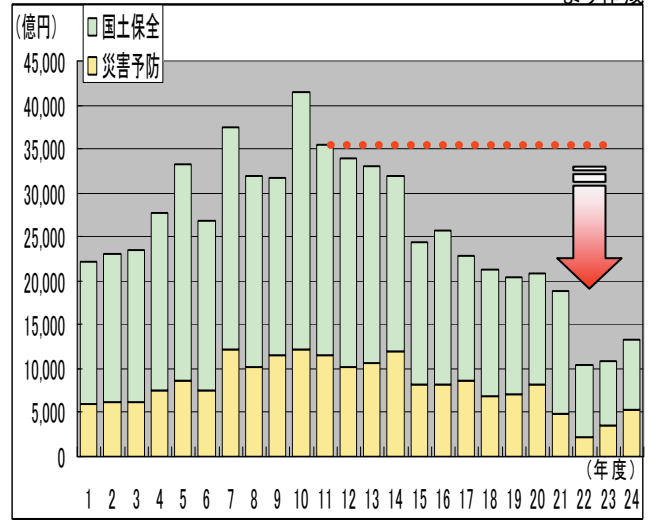
防災関係予算額の推移

H24 防災白書
より作成



予算額の推移

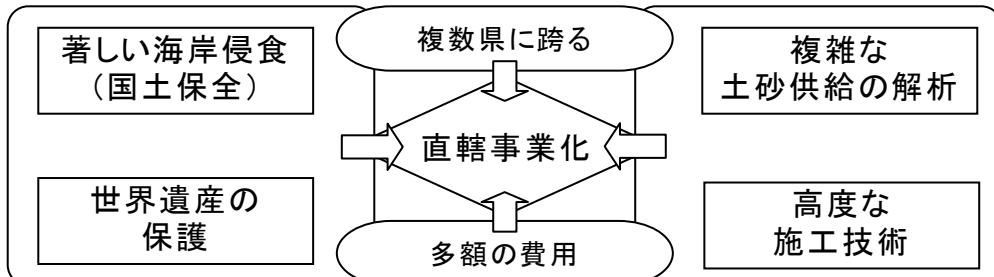
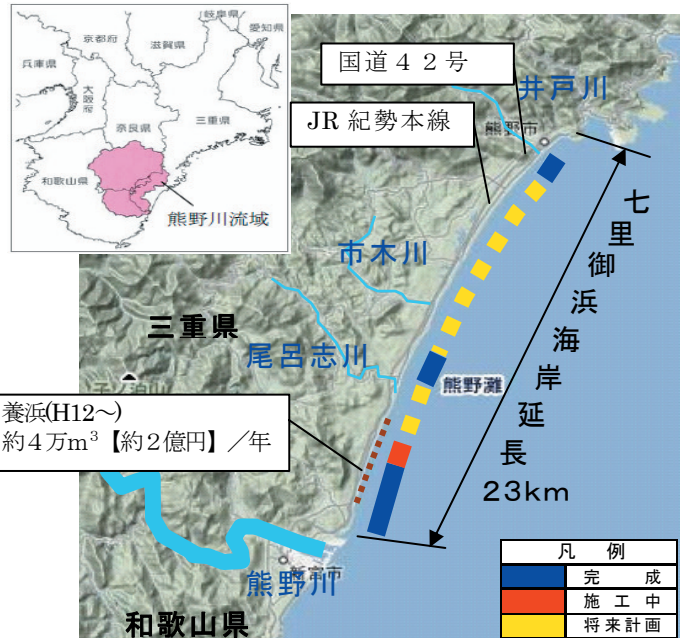
H24 防災白書
より作成



H23 年度被害の状況



高度な施工技術による国土保全などの観点から七里御浜海岸の直轄事業化を！



直轄河川・海岸事業の推進



平成21年浸水状況



洪水・高潮・地震・津波対策の推進

■木曾川・長良川■ 高潮・地震・津波対策



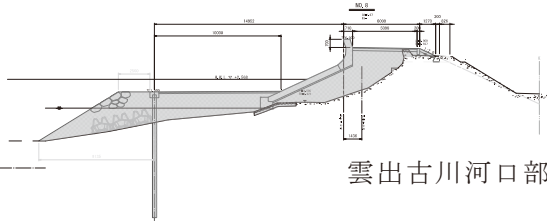
■鈴鹿川■ 高潮・地震・津波対策



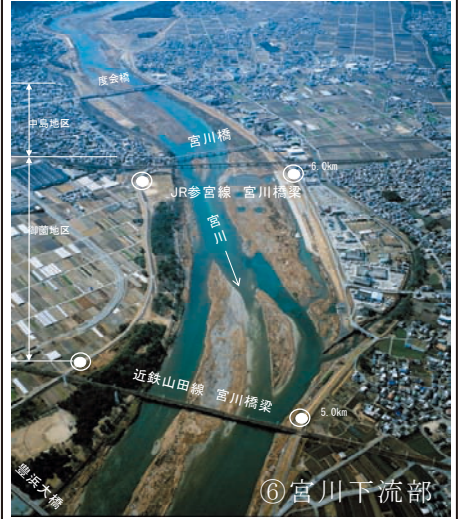
■雲出川■ 洪水対策



高潮・地震・津波対策



■宮川■ 堤防補強



平成24年度施工

津松阪港海岸



29 急速に進む老朽化に備え、荒廃する公共土木施設の維持管理に必要な財源の安定的な確保

(国土交通省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

公共土木施設の老朽化が急速に進行するなか、橋梁などの維持管理計画等を策定した施設の更新・修繕、延命化が図れる小規模な維持補修、堆積土砂の撤去など、計画的かつ適切な維持管理に取り組むことができるよう、防災・安全交付金制度等の対象事業の拡大や必要な財源の安定的な確保など国の支援を拡充すること。

【現状と課題】

《現状》

■ 本県が管理する道路、港湾、河川、海岸、下水道等の施設は、その多くが高度経済成長期（河川・海岸施設は昭和34年の伊勢湾台風後）に整備され、整備後50年が経過するなど老朽化が進行しています。

道路施設では、道路実延長は3,490km、橋梁が4,009橋、トンネルが119箇所にのびます。このうち、現在、整備後50年を経過している橋梁の割合は約27%ですが、20年後にはその割合が約68%に増加することになります。また、橋梁のみならず、トンネル、舗装、擁壁等の道路構造物、防災・照明設備や道路情報提供装置等の電気設備もその多くが老朽化しています。

港湾施設では、津松阪港など19港において、防波堤、岸壁、栈橋、臨港道路等1,785施設を管理し、また、河川管理延長2,337km、海岸線総延長1,088kmに及ぶ中で、水門、防潮扉等700施設や堤防・護岸を管理していますが、その老朽化が進行するとともに、航路や河川等での土砂堆積が進んでいます。

■ 本県では、「橋梁長寿命化修繕計画」、「港湾維持管理計画」、「下水道長寿命化計画」などの維持管理計画を策定し、定期的な点検と計画的な修繕工事を実施することで、将来的な維持・更新費用の低減に取り組んでいます。舗装では、路面の劣化状況を把握し、交通量に応じた管理水準を設定して、効率的・効果的な修繕を実施しています。

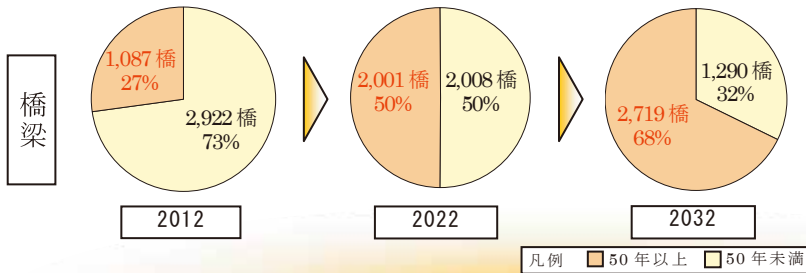
《課題》

- ① 公共土木施設の老朽化の進行により今後の維持更新の需要が増大することは明らかです。また、多数の死傷者が出たトンネル天井板崩落事故のようなリスクが高まるなか適切な維持管理が求められています。
- ② 本県では、効率的・効果的に修繕ができるように各種の維持管理計画を策定し、その費用を施設管理者として確保しつつ維持管理に努めていますが、必要な財源が足りないという大きな壁が存在します。
- ③ 公共土木施設の老朽化が静かに、そして急速に進行するなか、適切かつ計画的な維持管理に取り組むことができるよう、必要な財源の安定的な確保など国の支援が必要です。

県担当課名 道路管理課 流域管理課 河川・砂防課 港湾・海岸課 下水道課
関係法令等 社会資本整備総合交付金交付要綱

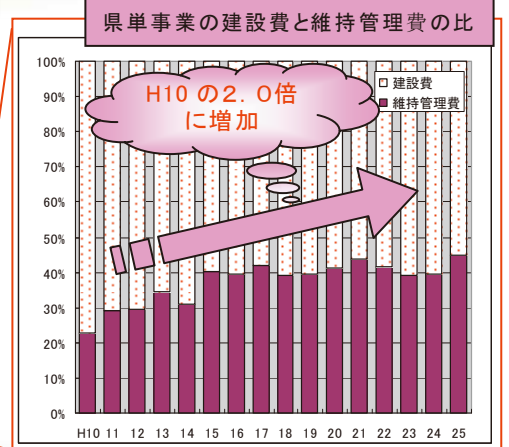
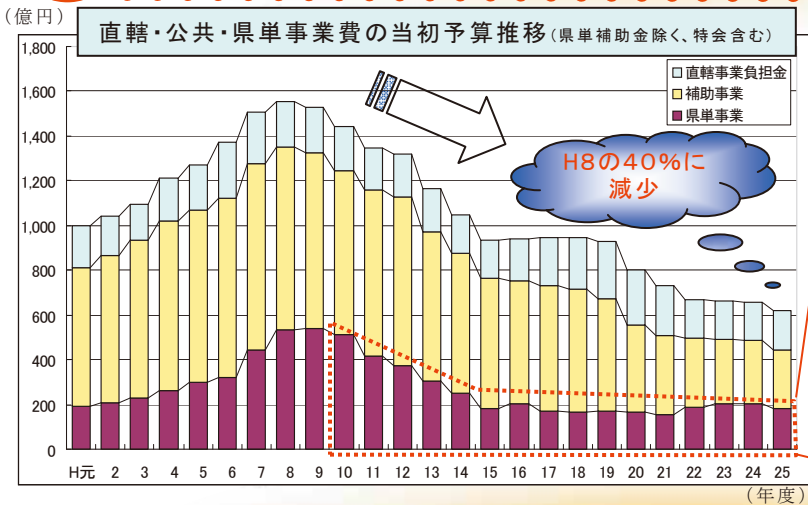
公共土木施設の維持管理に必要な財源の安定的な確保を！

朽ちる公共土木施設 ~ 迫りくる崩壊の足音 ~

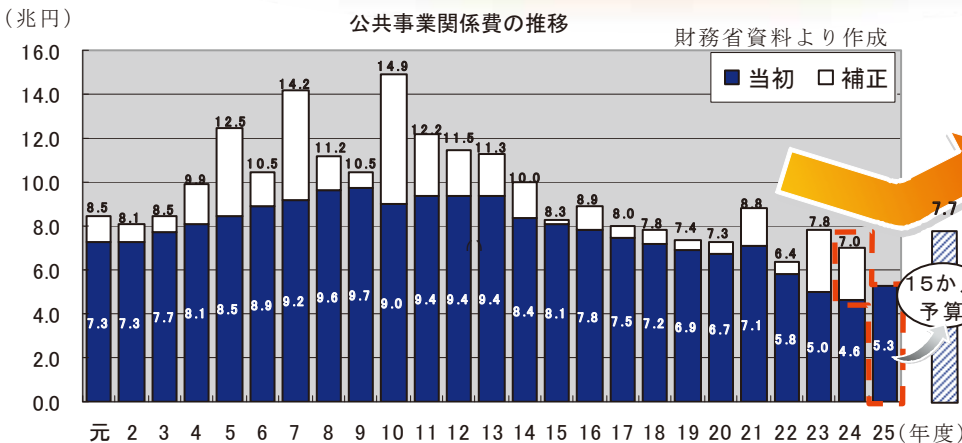


平成24年4月1日現在、建設後50年以上経過した橋梁は1,087橋(約27%)あり、20年後には2,719橋(約68%)まで増加します。

立ち足はかかるのは財源不足 ~ 未然に防ぐ更新・補修の遅れ ~



安定的な財源の確保 ~ 維持管理への国の支援を ~



15か月予算
公共事業関係費を充実！

これを機に！！
維持管理に必要な財源の安定的な確保を！！

30 官民連携による四日市港の利用拡大、利便性の向上のための取組に対する支援の強化

(国土交通省)

【提言・提案事項】 制度・予算

- 1 国際戦略港湾と同等の港湾施設の整備等に係る支援措置を適用すること。
 - ・コンテナヤードの整備等の港湾整備に関して国際戦略港湾と同様の支援措置を適用
- 2 港湾関連用地に物流施設を整備する民間事業者の取組への支援制度を創設すること。
 - ・コンテナターミナルと一体となって相乗効果を発揮する物流センターを整備する民間事業者を支援する制度の創設

【現状と課題】

《現状》

- 港湾運営の効率化と低廉で質の高い港湾サービスの提供を目的として創設された港湾運営会社制度においては、伊勢湾は国際戦略港湾と同様の取組が可能とされたことから、現在、四日市港と名古屋港で、特例港湾運営会社の指定に向けた取組を進めているところです。
- さらに、四日市港では、老朽化した倉庫や各地に分散した小規模倉庫を集約して物流の効率化とコスト低減を図るため、霞ヶ浦地区北ふ頭W80コンテナターミナルに隣接する港湾関連用地において、四日市港管理組合が当該用地の早期供用に向けて地盤改良等の設計に着手するとともに、民間事業者が共同で新たな大型物流センターの整備に向けた検討を進めているところです。

《課題》

- ① 港湾運営会社からユーザーへの施設提供に係る料金低廉化が図れるよう、国際戦略港湾には、直轄港湾工事の国費負担率の引き上げや対象施設の拡充、税制優遇等の支援措置が図られたところですが、国際拠点港湾である伊勢湾にはその支援措置が適用されません。

伊勢湾の港湾運営会社が低廉なサービスを提供し、国際競争力の強化を図っていくには、伊勢湾にも国際戦略港湾と同等の支援措置が必要です。
- ② 四日市港のさらなる利用拡大と利便性の向上を図るためには、新物流センターの建設・運営を行う民間事業者を効果的に支援し、荷主企業の物流コストの低減に結び付ける必要があります。

県担当課名 四日市港管理組合

関係法令等 港湾法

官民連携による四日市港の利用拡大、利便性の向上の取組に対する支援の強化

課題 1

伊勢湾には、国際戦略港湾と同様の港湾運営会社制度が適用されますが、港湾施設の整備等への支援で、国際戦略港湾との差が生じています。

港湾整備等に係る国の支援措置

	国際戦略港湾 5港 京浜(東京、川崎、横浜) 阪神(神戸、大阪)		国際拠点港湾 18港	
			名古屋 四日市	左記以外の16港
直轄事業の国費負担率 (コンテナターミナルの耐震岸壁)	水深 16m 以上	7/10	2/3	
	水深 14m~15m	2/3		
	水深 12m~13m	5.5/10		
コンテナヤードの直轄事業化	国費負担率 2/3 (水深 16m以上)		-	
港湾運営会社の取得した荷さばき施設等に係る課税標準の特例	固定資産税 1/2 都市計画税 1/2		固定資産税 2/3 都市計画税 2/3 (対象港: 苫小牧、仙台塩釜、新潟、清水、 名古屋、四日市、広島、関門、博多)	



国際戦略港湾と同等の港湾施設の整備等に係る支援措置を適用

課題 2

新物流センターの建設・運営を行う民間事業者を効果的に支援し、荷主企業の物流コストの低減に結び付ける必要があります。



新物流センターを整備する民間事業者を支援する制度の創設

31 病院事業を行う地方独立行政法人に係る非課税措置等の 拡充

(厚生労働省、総務省)

【提言・提案事項】 **制度**・予算

地方独立行政法人が民間病院を統合した場合も日本赤十字社など他の公的医療機関と同等に地方税を非課税とする措置を図ること。

【現状と課題】

《現状》

- 地方税法第25条では、地方公共団体から病院事業を引き継いだ地方独立行政法人のうち、一定の条件を満たすものについては地方税を非課税とする措置が設けられていますが、病院事業を行う地方独立行政法人が民間病院を統合した場合は、非課税措置の対象としないとされています。一方、日本赤十字社などの公的医療機関は、用途による地方税の非課税措置が図られており、同様の公共性・公益性を持つ医療機関の間で、地方税の取扱いに差が生じています。
- そのような中、総務省が平成19年12月に出した「公立病院改革ガイドライン」では、公立病院の再編やネットワーク化を改革の方向性の一つとして示しており、地域の医療資源を有効に活用するため、公立病院と民間病院が統合する事例も出てきています。
- 本県においても、平成23年11月に策定した「地域医療再生計画」に基づき、地域の実情に応じた病院の再編・統合や複数の病院の機能分担を進めているところです。

《課題》

- ① 本県では、「地域医療再生計画」に基づき、桑名地域の医療体制を整備するため地域医療再生基金を活用して地方独立行政法人の桑名市民病院と民間の山本総合病院の統合を支援し、平成24年4月の地方独立行政法人桑名市総合医療センターの発足に至りました。
地方税法第25条では非課税地方独立行政法人を、「その成立の日の前日において現に地方公共団体が行っている業務に相当する業務のみを当該成立の日以後引き続き行うもの」と定めており、桑名市総合医療センターは民間病院との統合であることから、不動産取得税等の県税を課税する必要がありました。
- ② 本県としては、桑名市総合医療センターが地域社会に安全・安心な医療を提供する極めて高度な公共性・公益性を持つ地方独立行政法人であり、また、日本赤十字社などが設置する公的医療機関に対して地方税の非課税措置が図られていることに鑑み、三重県県税条例を改正し、当該医療機関に課税される不動産取得税等については、課税免除として取り扱うこととしました。
本来、病院事業を行う地方独立行政法人は、県独自の課税免除措置ではなく、日本赤十字社などと同様の地方税の非課税措置が図られるべきと考えます。

県担当課名 地域医療推進課
関係法令等 地方税法

病院事業を行う地方独立行政法人に係る非課税措置等の拡充

地方独立行政法人

【地方公共団体から病院事業を引き継いだ地方独立行政法人】

〈対応〉

- ・ 地方税（不動産取得税等）

→ 非課税

民間の医療法人

〈対応〉

- ・ 地方税（不動産取得税等）

→ 課税

〔 病院再編統合 〕

地方独立行政法人

〈現状〉

- ・ 地方税法上、地方公共団体が行っている業務相当のみ引き続き行う場合は非課税
- ・ 今回は、地方独立行政法人が民間の医療法人を再編統合

〈対応〉

- ・ 地方税（不動産取得税等）

→ 課税

※県税条例を改正し、課税免除とした

〈ポイント〉

- ・ 今回は、公立病院改革ガイドラインや地域医療再生計画に基づく再編統合
- ・ 再編統合後も公共性・公益性は引き続き確保

日本赤十字社など

【公共性・公益性のある公的医療機関】

〈対応〉

- ・ 地方税（不動産取得税等）

→ 非課税

要望事項：日本赤十字社などと
同様、地方税を非課税とすること

32 住所地特例等に係る制度の適切な見直し

(厚生労働省)

【提言・提案事項】 **制度**・予算

- 1 サービス付き高齢者向け住宅を介護保険制度の住所地特例の対象とすること。
- 2 施設所在地の市町村の負担軽減を図るという住所地特例の考え方にに基づき、介護保険適用除外施設から介護保険施設等に入所する場合の利用者の保険者を、介護保険適用除外施設に入所を措置した市町村とするなど、制度の見直しを行うこと。

【現状と課題】

《現状》

- 介護保険制度では、原則、住所地の市町村の被保険者となる住所地主義がとられていますが、施設整備による介護給付費増加等の不均衡を是正するため、介護保険施設等に入所者を入所前の市町村の被保険者とする「住所地特例」制度が設けられています。
- しかし、平成23年度に高齢者の居住の安定確保に関する法律の改正により創設された「サービス付き高齢者向け住宅」（一部の条件を満たす場合を除く）に入居する場合は、住所地特例の対象とされていないため、「サービス付き高齢者向け住宅」の所在市町村が保険者となります。
- また、介護保険適用除外施設を退所し、介護保険施設等へ入所する場合は、介護保険適用除外施設の所在市町村が保険者となります。
- このサービス付き高齢者向け住宅については、三重県高齢者居住安定確保計画により平成26年度までの供給目標量を2,550戸としています。また、介護保険適用除外施設に入所されている方の中にも、高齢化により、介護保険適用除外施設を退所して介護サービスを受けることが必要な方が増加してきています。

《課題》

- ① 住所地特例の対象施設となっていない介護保険適用除外施設やサービス付き高齢者向け住宅が所在する市町村にとって、当該施設の利用者が介護サービスを受けることにより発生する介護給付費の増加は負担となります。
- ② サービス付き高齢者向け住宅の制度は始まったばかりですが、今後、整備が進むにつれ、所在市町村の介護保険制度の安定運営に大きな影響を与えることが懸念されます。

県担当課名 長寿介護課

関係法令等 介護保険法 高齢者の居住の安定確保に関する法律

介護保険法の住所地特例等に係る制度の課題について

サービス付き高齢者向け住宅の場合

①住所地(居住地) A市



甲さん

②入居(サービス付き高齢者向け住宅) B市



住所地特例が適用にならず、甲さんのB市における居宅サービス給付費はB市が負担

介護保険給付費発生

介護保険適用除外施設の場合

①住所地(居住地) A市



甲さん

②救護施設入所 B市
(※適用除外施設)



③介護保険施設入所 C市



介護保険給付費発生

甲さんの介護給付費はB市が負担

**B市の
介護給付費の負担が増加**

住所地特例制度の見直しが必要

33 介護保険制度における国の費用負担割合の見直し

(厚生労働省)

【提言・提案事項】 制度・予算

介護保険制度における国の費用負担割合について、国の負担割合25%を維持したうえで、現行の調整交付金を別枠化するなど、地方において持続的に事業が行えるよう、介護保険制度を見直すこと。

【現状と課題】

《現状》

- 平成24年度の特別養護老人ホーム入所状況等調査によると、本県の平成24年9月1日現在の入所申込者数の実数は10,240人となっており、そのうち重度で自宅において介護を受けている方は、1,740人と引き続き多数にのぼっています。
- 本県では、第5期介護保険事業支援計画(平成24年度～26年度)に基づき、特別養護老人ホーム等介護基盤の整備に努めるとともに、重度で自宅において介護を受けている方が早期に入所できるよう、市町と連携し、入所待機者解消に向けて取り組んでいます。
- 本県における平成23年度の介護給付費は1,217.7億円となり、介護保険制度が施行された平成12年度の484.4億円と比較して約2.5倍となっています。
- 本県における第5期介護保険事業支援計画期間(平成24年度～平成26年度)の第1号被保険者の平均介護保険料基準額(月額)は、5,314円であり、第1期計画期間(平成12年度～平成14年度)の2,807円と比較して約1.9倍となっています。

《課題》

- ① 特別養護老人ホーム等の入所待機者数を減らすために施設整備を推進すると、整備に係る費用だけでなく、運営にかかる費用が継続して必要となり、利用者の介護保険料の増加につながります。また、地方自治体の負担(県17.5%、市町12.5%)も増加するため、地方財政を圧迫することとなります。
- ② 今後高齢化の進展に伴い、介護給付費のさらなる増加や介護保険料の増加が見込まれることから、国において恒久的な財源の確保を図り、持続可能な制度が構築される必要があります。

県担当課名 長寿介護課
関係法令等 介護保険法

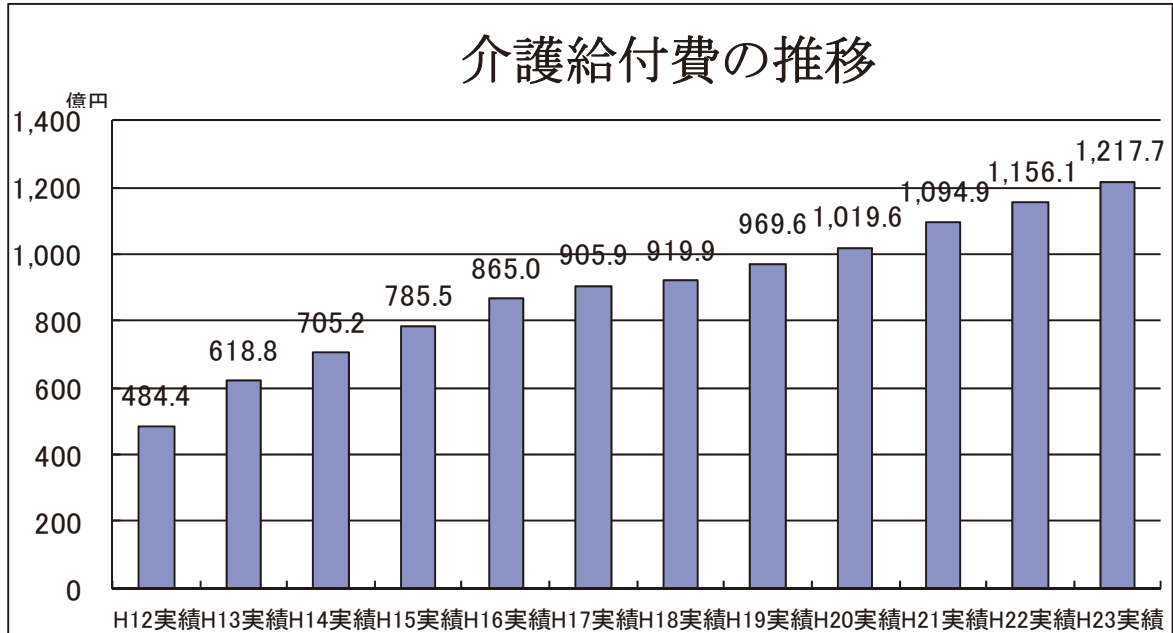
三重県における介護保険施設（特別養護老人ホーム）の入所申込状況

（平成24年9月1日現在の調査結果）

入所申込者数 10,240人

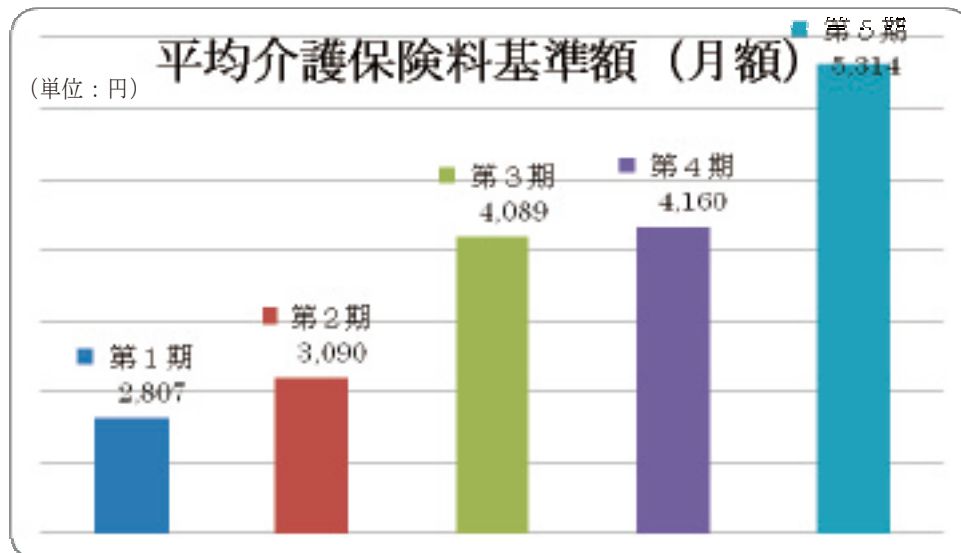
うち、重度で自宅待機している方 1,740人

三重県における介護給付費の推移



三重県における第1号被保険者の平均介護保険料基準額（月額）の状況

介護保険事業支援計画期間	平均介護保険料基準額（月額）
第1期（平成12年度～平成14年度）	2,807円
第2期（平成15年度～平成17年度）	3,090円
第3期（平成18年度～平成20年度）	4,089円
第4期（平成21年度～平成23年度）	4,160円
第5期（平成24年度～平成26年度）	5,314円



34 福祉・介護人材の確保及び地域支え合い体制づくりの推進

(厚生労働省)

【提言・提案事項】 制度・予算

- 1 拡大する福祉・介護ニーズに対応し、福祉・介護人材の確保を着実に進めていくため、福祉・介護人材確保対策が継続して実施できるよう、国において必要な措置を講じること。(緊急雇用創出事業特例基金(住まい対策拡充等支援事業分)事業の延長)
- 2 市町村、住民組織、NPO等の協働による地域の日常的な支え合い活動の体制づくりに対して助成を行う「地域支え合い体制づくり事業」が継続して実施できるよう、介護基盤緊急整備等臨時特例基金(地域支え合い体制づくり事業分)を活用した事業を継続するとともに基金の積み増しを行うこと。

【現状と課題】

《現状》

- 本県における平成25年3月の介護職の有効求人倍率は2.03倍と、全業種の0.90倍に比べ非常に高く、介護現場における人材が不足しています。また、高齢化の進展等に伴い、中長期的な観点からも、福祉・介護人材の確保・育成が必要です。
- 本県では、特別養護老人ホームの入所待機者数2,123名(平成23年度)を平成27年度において0にするべく、介護保険施設等について、第5期介護保険事業支援計画に基づき、平成24年度から26年度の3ヵ年で2,520床の整備を進めています。
- また、高齢化の進行に伴う一人暮らし高齢者や認知症高齢者の増加、障がい者の地域移行などが進む一方、地域社会における人と人との支え合いなどの絆が弱まっています。
- 本県では、市町、住民組織、NPO等の協働による地域の日常的な支え合い体制づくりに対する助成事業「地域支え合い体制づくり事業」の実施により、平成23年度、平成24年度に27市町が実施する132事業に対して助成を行いました。

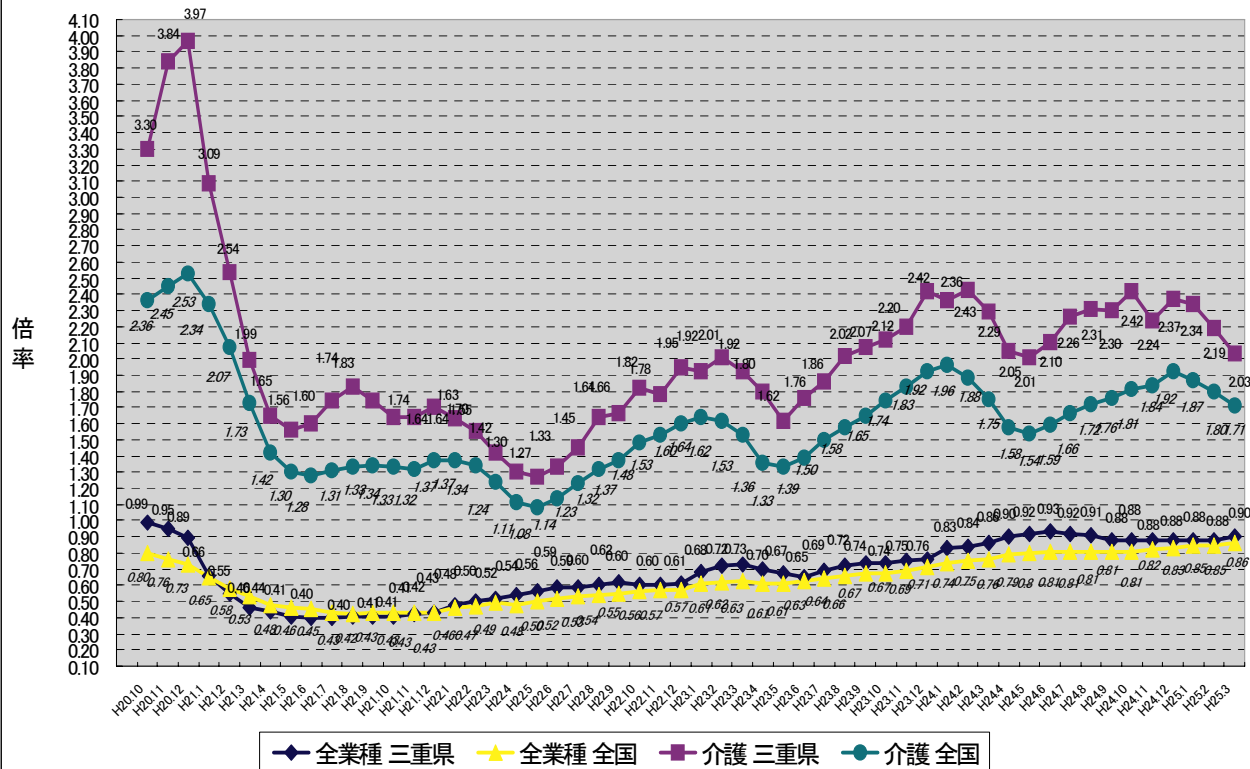
《課題》

- ① 介護保険施設等の整備を進めるなか、ますます介護人材が必要となってきましたが、緊急雇用創出事業特例基金(住まい対策拡充等支援事業分)を財源としている福祉・介護人材の確保対策のための事業について、平成25年度末で終了になることから、十分な福祉・介護人材の確保が、さらに困難になることが懸念されます。
- ② 地域支え合い体制づくり事業は平成25年度末までの実施とされていますが、市町からのニーズもあり、地域の日常的な支え合い体制づくりを推進していくために、継続して実施していくことが必要です。
また、本事業の本年度の基金残額が約6千5百万円と少ないことから、十分な事業実施のためには、さらなる基金の積み増しが必要です。

県担当課名 地域福祉課

関係法令等 緊急雇用創出事業特例基金(住まい対策拡充等支援事業分)管理運営要領
介護基盤緊急整備等臨時特例基金管理運営要領

有効求人倍率推移【全業種・介護職】(H20.10~H25.3)



第5期介護保険事業支援計画期間における整備計画数

(床)

	平成 24 年度 (整備数)	平成 25 年度 (計画数)	平成 26 年度 (計画数)	3カ年の合計
特別養護老人ホーム	550	610	520	1,680
介護老人保健施設	0	410	430	840
合計	550	1,020	950	2,520

35 日常生活自立支援の推進

(厚生労働省)

【提言・提案事項】 制度・予算

- 1 日常生活自立支援事業において、市町村社会福祉協議会が主体的に当事業を実施できるよう、国・都道府県・市町村の役割・経費分担を明確化するとともに、利用者数の増加に都道府県が対応できるよう、補助率の引き上げ等、国において必要な財源を確保すること。
- 2 生活保護受給世帯と同様に、住民税非課税世帯への生活支援員(※1)の派遣にかかる費用についても、補助対象とすること。

【現状と課題】

《現状》

- 日常生活自立支援事業については、認知症高齢者の増加や知的障がい者、精神障がい者の地域移行等により、本県における利用者数は、毎年100人前後増加しており、平成24年度の利用者は1,149人、相談件数は36,452件となっています。今後も、本事業の利用者数は年々右肩上がりに増加していくことが見込まれています。
- 基幹的社会福祉協議会(14市)で支援を行っている専門員(※2)が、国の補助基準(35件/人)を超え、平均48件/人の対応を余儀なくされており、利用者への適切な対応が難しくなるケースが増えているため、所要の財源措置が必要です。
- 現状では、利用者の約6割が住民税非課税世帯となっていますが、本県においては、生活保護世帯と同様に生活支援員の派遣にかかる費用(利用料)についても無料とし、その分を地方単独事業による補助金として補てんしています。

《課題》

- ① 市町村の役割や経費分担が定められていませんが、住民ニーズに的確に応えるために、今後は、基礎的自治体である市町や市町社会福祉協議会の取組が重要であり、その役割を明確にする必要があると考えます。
- ② 国は、生活支援員の各世帯への派遣にかかる費用について、生活保護受給世帯のみを国庫補助の対象としていますが、住民税非課税世帯にあっても、地域で自立した生活をするためには同様の経済的支援が必要であり、国庫補助の対象とすることが必要です。

県担当課名 地域福祉課

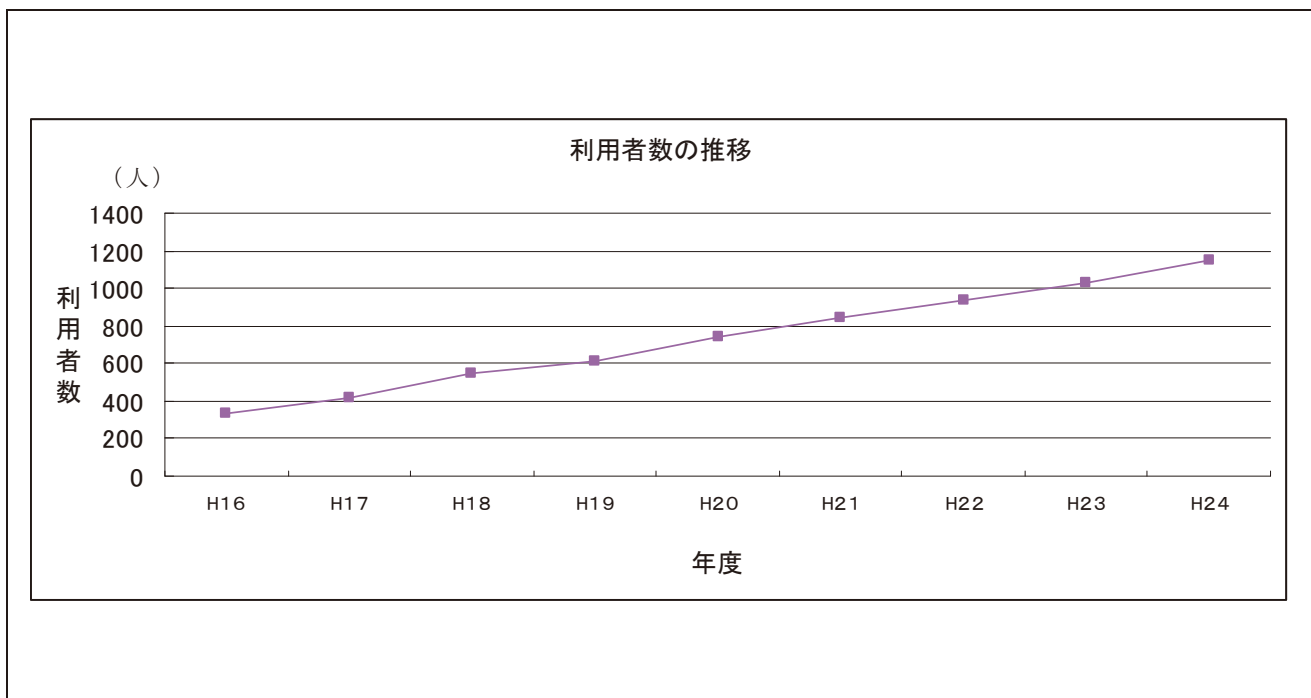
関係法令等 社会福祉法第81条

※1 生活支援員：定められた支援計画に基づき、定期的または依頼があった場合に、対象者を訪問し、援助を行う。生活支援員の報酬は、対象者が支払う利用料で賄われるが、利用者の大部分が利用料免除であるため、ほとんどは県、市等が負担している。

※2 専門員：初期相談から支援計画の策定、本人の契約締結能力の確認、契約締結に関する業務を主に担う。専門員の人件費は、国と県が補助する運営費で賄われている。

日常生活自立支援事業にかかる利用者数の推移

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
利用者数(人)	331	418	543	609	739	841	936	1,026	1,149
対前年度伸び率	150.5%	126.3%	129.9%	112.2%	121.3%	113.8%	111.3%	109.6%	112.0%
増利用者数(人)	111	87	125	66	130	102	95	90	123



36 学校施設の耐震性の確保等に対する支援の充実

(文部科学省)

【提言・提案事項】 制度・予算

学校施設については、児童生徒等の安全確保が求められるとともに、災害時には体育館等が避難所となることから、その耐震化推進等に必要な財源の確保及び支援措置の拡充を図ること。

- ・ 公立学校施設の耐震化推進のために必要な財源の確保及び支援措置の拡充
- ・ 私立学校施設の耐震化事業に対する補助率の引き上げ（1/2→2/3）及び改築工事の補助対象の拡大（幼稚園のみから全校種へ）
- ・ 公立学校施設の津波対策に対する支援制度の創設

【現状と課題】

《現状》

- 東海地震、東南海・南海地震が連動する南海トラフを震源域とする巨大地震の発生が予想されており、津波・浸水等も加わった甚大な被害を及ぼすことが危惧されています。
- 本県の公立小中学校の平成24年4月1日現在の耐震化率は96.8%ですが、耐震化が未完了の市町の中には、厳しい財政状況や統廃合への対応もあり、国が目標としている平成27年度までに耐震化を完了させることが難しい市町もあります。
また、非構造部材の耐震対策についても、早期に完了させる必要があります。
- 本県の私立学校においては、公立学校に比べて校舎の耐震化が遅れています。また、国の私立学校における耐震化の促進事業は、公立学校に比べ補助率が低く、私立幼稚園以外の校種では、改築工事は対象外となっています。

《課題》

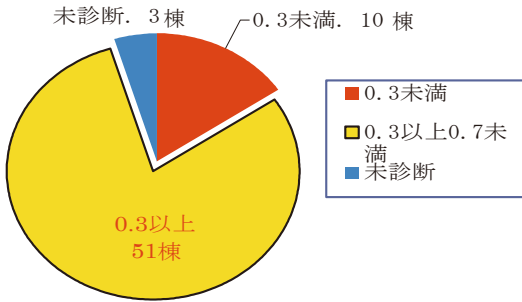
- ① 耐震補強工事の実施においては、 I_s 値0.3以上の建物についても I_s 値0.3未満の建物と同様に、地震特措法に基づく算定割合を1/2から2/3に嵩上げするとともに、地方債、地方交付税措置の充実及び補助単価の引き上げを行い、耐震化推進のために必要な財源の確保を図る必要があります。
- ② 屋内運動場等の天井等の落下防止対策や内装材・窓ガラス等の非構造部材の耐震化を進めるため、現状の算定割合を1/3から1/2に嵩上げを講じる必要があります。
- ③ 私立学校の耐震化を促進するためには、耐震補強工事の補助率の上限を、公立学校と同様に1/2から2/3に引き上げるとともに、全校種において改築工事も対象とするよう補助対象を拡大する必要があります。
- ④ 津波により甚大な被害が予想される地域における防災・減災対策の推進を図るため、公立学校施設を高台移転するための支援制度や、津波に備えて水、電気等を確保するために必要となる改修工事に対する支援措置を創設する必要があります。

県担当課名 学校施設課 私学課

関係法令等 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律 地震特措法 地震財特法
学校施設環境改善交付金交付要綱 私立学校施設整備費補助金交付要綱

① Is 値 0.3 以上についても 1 / 2 → 2 / 3 に嵩上げが必要

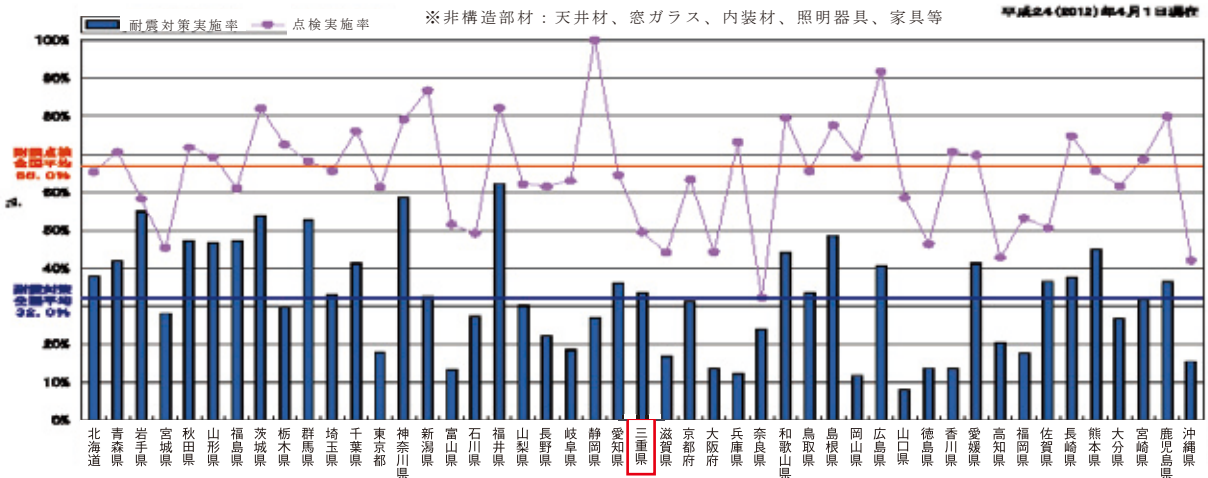
耐震化未実施の県内公立小中学校（棟）の分布



出典：耐震化年次計画（H24.4.1現在）

② 非構造部材の耐震対策の推進には、防災機能強化事業の嵩上げ(1 / 3 → 1 / 2)が必要
※建物の耐震化率に比べ、非構造部材の耐震化は全国的にも進んでいない。

非構造部材の耐震点検及び耐震対策状況(小中学校)



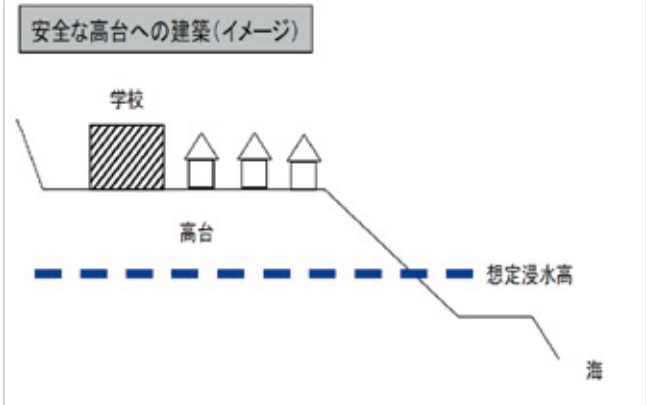
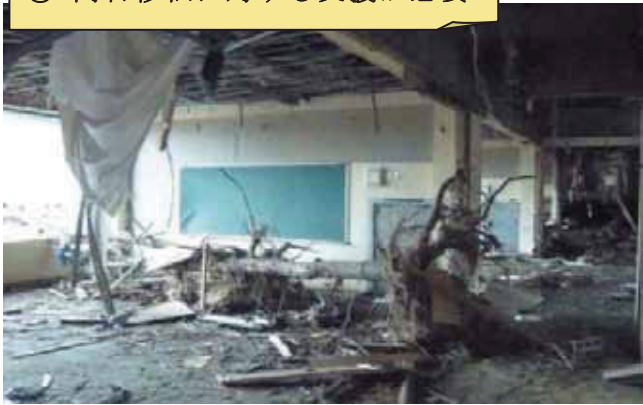
出典：公立学校施設の非構造部材の耐震点検及び耐震対策の状況調査結果について（文部科学省 H24.9.4）

③ 私立学校の耐震化促進が必要

(耐震化率：%) H24.4.1現在

学校種別	県内私立学校	県内公立学校	差
幼稚園	90.3%	98.1%	▲7.8
小中学校	100.0%	96.8%	3.2
高等学校	86.4%	98.7%	▲12.3
特別支援学校	0.0%	100.0%	▲100.0
合計	87.8%	97.4%	▲9.6

④ 高台移転に対する支援が必要



出典：「東日本大震災の被害を踏まえた学校施設の整備について」緊急提言（文部科学省 H23.7.7）

37 海岸漂着物対策の推進

(環境省)

【提言・提案事項】 制度・予算

- 1 「海岸漂着物地域対策推進事業」が平成26年度に終了するため、それ以降に、海岸漂着物の回収・処理、発生抑制対策に必要な経費について、恒常的な財政支援制度を創設すること。
- 2 海岸漂着物対策は、河川における発生抑制が重要であることから、河川ごみの清掃や散乱防止対策等に要する費用についても財政上の措置を講ずること。

【現状と課題】

《現状》

- 伊勢湾流域圏の東海三県一市(岐阜県、愛知県、三重県、名古屋市)が連携して、海岸漂着物対策の推進に係る財政上の措置を講ずること等を提言しましたところ、平成24年度補正予算において、全国で約100億円(本県内示額約2億7千万円)という大規模な予算が措置され、当県におきましてはそれを有効に活用し、平成25年度から26年度にかけて海岸漂着物対策を推進しているところです。
- しかしながら、美しく健全で活力ある伊勢湾の再生に向けては、今後、息の長い取組が求められています。
- また、本県が平成21年度から22年度に行った県内の河川におけるごみの実態調査では、ペットボトル等の多くの生活ごみが河川区域内に存在していることが明らかになっており、これら河川区域内のごみが降雨のたびに海域に流出し、その多くが海岸漂着物となっている問題に対しても、有効な対策が求められています。

《課題》

- ① 環境省では地域グリーンニューディール基金に代わる新たな財政支援措置である「地域環境保全対策費補助金(海岸漂着物地域対策推進事業)」において、海岸漂着物の回収・処理だけでなく発生抑制対策も併せて実施することとしています。しかしながら、海岸漂着物の発生抑制対策を講じても、短期間で効果が発揮され海岸漂着物が無くなるわけではなく、依然として一定の回収・処理、発生抑制対策を実施することは必要であることから、その実施に係る経費について、平成27年度以降も活用できる恒常的な財政上の支援措置が必要です。
- ② 海岸漂着物対策は、流域圏の河川における清掃や散乱防止対策により、ごみが海に流出する前に回収することが効果的であることから、その実施に係る経費について財政上の支援措置が必要です。

県担当課名 大気・水環境課
関係法令等 海岸漂着物処理推進法

三重県における海岸漂着物の現状

伊勢湾沿岸の漂着物量の推計結果をみると、全体では約 12,000t/年となり、三重県沿岸にはそのうち約 7,800t/年、特に、答志島周辺には約 3,000t/年が漂着すると推計されています。

大量に堆積する海岸漂着物

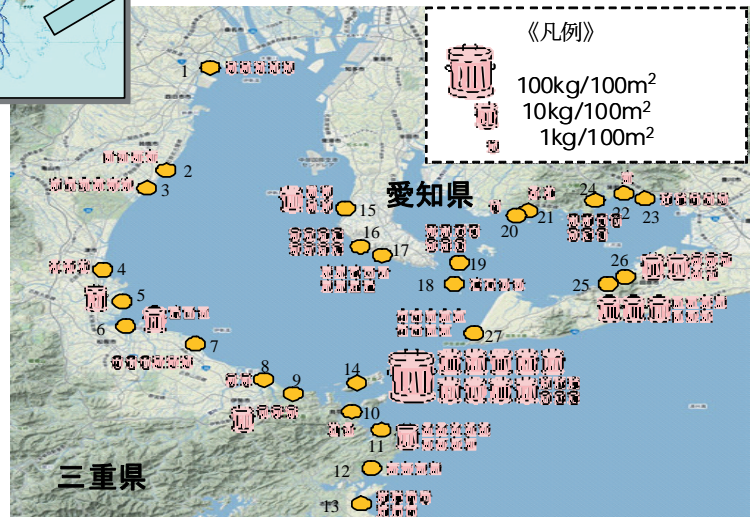
漂流ボトル調査
(平成20年環境省調査)



- ・伊勢湾湾口部の答志島には1/3が漂着した。
- ・伊勢湾内には18本中10本が漂着した。



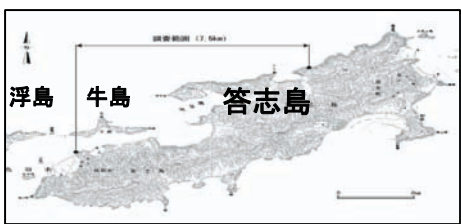
奈佐の浜(鳥羽市答志島)の海岸漂着物



海岸漂着物の現況を把握するための現地調査をもとに作成
調査時期：愛知県 (H22.11~12)、三重県 (H21.11~H22.10)

答志島等でのごみ回収量(単位 kg)
(平成24年環境省実施)

島名	人工ごみ	流木・灌木
答志島	900	21,188
牛島	1,380	23,658
浮島	720	12,964
合計	3,000	57,810



海岸漂着物の回収・処理の取組

「22世紀奈佐の浜プロジェクト」による清掃活動

実施日	参加者数	海岸漂着物回収量
H24.6.9	約300名	可燃ごみ1,360kg 他
H24.9.8	約400名	可燃ごみ2,380kg 他



岐阜県、愛知県、三重県、名古屋市のボランティア団体及び三県一市の職員が参加

平成24年度地域環境保全対策費補助金の概要

	予算額	補助率	補助対象事業
海岸漂着物地域対策推進事業	約100億円 (平成25年度～平成26年度)	10/10 (一部1/2)	・海岸漂着物の回収・処理に関する事業 ・海岸漂着物の発生抑制対策に関する事業(普及啓発等)

38 水道施設の災害対策に係る財政支援の充実

(厚生労働省、内閣府)

【提言・提案事項】 制度・予算

- 1 施設の耐震化等に係る水道補助事業において、補助率の嵩上げ(1/3→1/2)や採択基準の緩和(資本単価90円/m³→70円/m³)等財政支援の充実を図ること。
- 2 大規模な災害発生時において、災害復旧事業に係る補助率の嵩上げ(1/2→2/3)等財政支援を充実するとともに、災害査定時に柔軟な取り扱い(水没した施設の高所移設等、原形復旧しない場合の提出書類の簡素化等)を図ること。
- 3 「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」の対象として、道路・下水道等と同様に重要なライフラインである、水道事業を追加すること。

【現状と課題】

《現状》

- 多くの市町の水道事業において、長引く景気低迷や人口減少等により事業収益が減少傾向にあり、経営が厳しさを増している状況の中、耐震化等の施設整備が予定どおり進んでいません。さらに、平成22年度の採択基準の変更(資本単価の引き上げ)に伴い、市町によっては一層厳しい状況となっています。
- 水道施設の災害復旧に係る補助事業では、平成23年の紀伊半島大水害において初めて特別の措置(補助率の嵩上げ)が講じられましたが、今後も大規模な災害の発生が懸念される中、恒常的な制度は設けられていません。また、災害復旧では原則として原形復旧とされているため、水没対策として施設を高所に移設する場合など、査定の当日に原形復旧との比較資料が必要となります。
- 「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(以下「激甚法」)」においては、道路、下水道等は財政援助の対象とされていますが、公営企業として運営されている水道施設の復旧事業は対象とされていません。

《課題》

- ① 市町水道事業の経営環境が厳しい状況の中、近い将来の発生が懸念される南海トラフ巨大地震等に備えた耐震化対策や、老朽化施設の更新等の水道施設整備に係る補助事業において、補助率の嵩上げや採択基準の緩和等の財政支援の充実が必要です。
- ② 工業用水道では経済産業省が激甚災害指定時に補助率の嵩上げ措置を講じていますが、大規模な災害が発生した際には、多大な復旧費用を要することから、水道においても、こうした特別の支援措置が必要です。また、将来、再度災害が発生した際に同様の被災を防止するため、施設の設計を見直す(原形復旧しない)場合、災害査定時に柔軟な取り扱いが求められます。
- ③ 激甚法は独立採算を前提とした公営企業として運営される水道施設の災害復旧事業を対象としていませんが、道路等と同様に重要なライフラインであることから、水道施設についても、今後、同法の対象とすることが必要です。

県担当課名 大気・水環境課
関係法令等 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律
上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱

1 水道補助事業における財政支援の充実

- ① 耐震化や老朽管の更新のための多額の経費が公営企業の経営を圧迫！！

補助率の嵩上げが必要（1/3 → 1/2）

- ② 平成 22 年度の採択基準の変更（資本単価 70 円/m³以上 ⇒ **90 円/m³以上**）

資本単価等の採択基準の緩和が必要

2 水道施設災害復旧費補助金制度の充実と柔軟な取り扱い

- ① 紀伊半島大水害（H23）における補助率嵩上げ
- | | |
|---------------|--------|
| 風水害による災害の場合 | 1 / 2 |
| M6.0 以上の地震の場合 | 2 / 3 |
| 火山活動による被災の場合 | 8 / 10 |

地震は地下設備が広範囲に被害を受けるとの考え方だが・・・

**実際には水害でも大規模な被害が発生
補助率の嵩上げが必要（1/2→2/3）**



【参考】平成 23 年台風 12 号により被災したポンプ室（熊野市）

- ② 災害査定時の柔軟な取り扱い

災害復旧事業では原則として原形復旧に限られているため、例えば、水没対策として電気施設（配電盤等）を高所に移設する場合、査定の当日に「原形復旧」と「高所移設」の比較資料が求められます。



災害復旧事業の査定時に柔軟な取り扱い（書類の簡素化等）が必要！

3 激甚法の対象事業について

激甚法対象事業

- ・公共土木施設（道路・下水道等）
- ・公立学校施設
- ・公営住宅
- ・農地、農業用施設 等

激甚法対象外事業

- ・電気
- ・ガス
- ・工業用水道
- ・水道

公営企業は独立採算のため、激甚法の対象外

道路や下水道等と同様に、重要なインフラ施設として、**水道事業も激甚法の対象に！**

39 人権が尊重される社会づくりの推進

(総務省、法務省、文部科学省)

【提言・提案事項】 制度・予算

- 1 人権が尊重される社会の実現に向け、人権教育・啓発に関する施策の充実強化と地方自治体が地域の実情に応じて、人権教育・啓発に関する施策を推進することができるよう、人権啓発活動地方委託事業の予算を増額するとともに、地方自治体の提案する事業が優先的に採択される制度とすること。
- 2 さまざまな人権侵害の現状を踏まえた、法的措置等を含めた実効性ある人権救済制度を早期に確立すること及びその実施における地方自治体等との連携・協力体制を構築すること。
- 3 インターネット上の差別的な書き込み等の人権侵害に対して、速やかに書き込み等を削除することを可能とする法的措置等を含めた実効性ある対策を実施すること。

【現状と課題】

《現状》

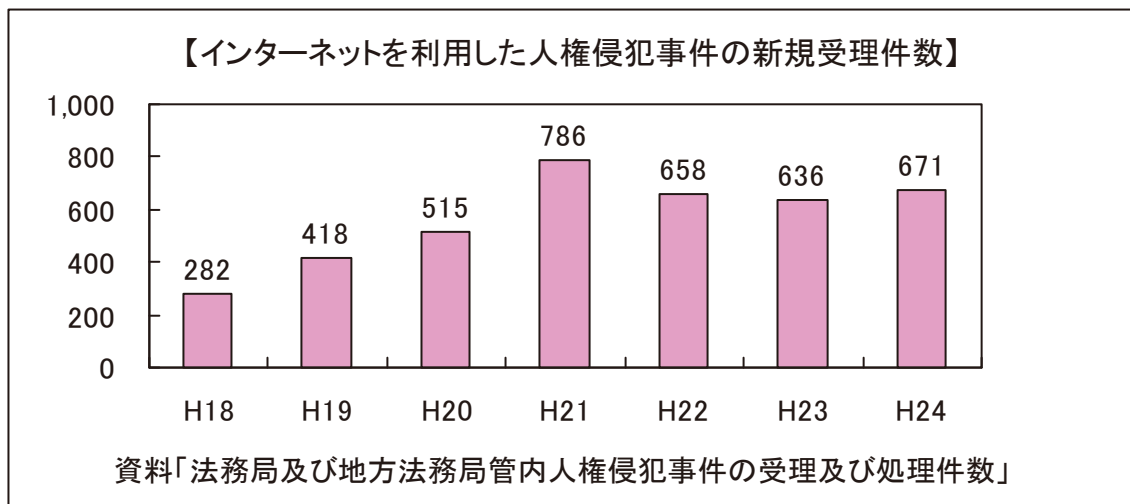
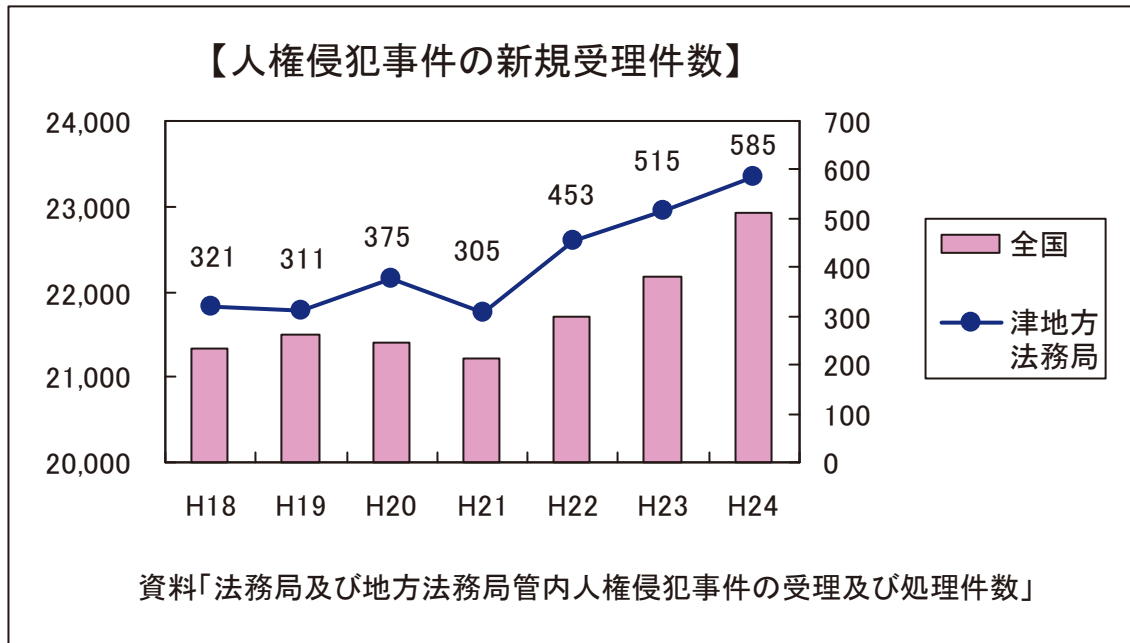
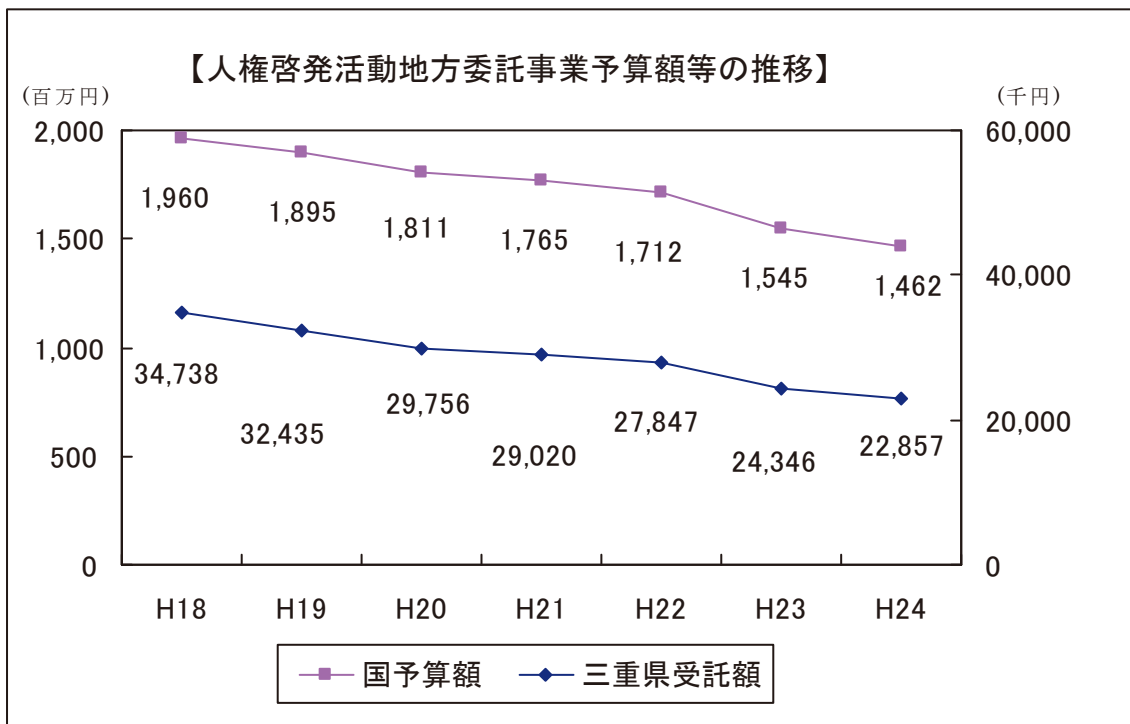
- 偏見等による差別や人権侵害はいまだに発生しており、これらの解決のため、地域の実情を踏まえた人権啓発が必要です。本県では、人権啓発活動地方委託事業による市町再委託制度と合わせて、県単独補助金制度を設けて、市町と連携して啓発を推進しています。
- 人権侵害による被害者の救済に関しては、本県では県人権センター等に人権に関する相談窓口を設け支援を行っています。
- インターネット上で、同和地区の名称や所在地の情報が流布されたり、特定の個人の誹謗中傷などが掲載されるなどの人権侵害が発生しており、本県ではネットモニタリング活動を通じた削除依頼等の対応やボランティア養成講座等の人材育成支援を実施しています。

《課題》

- ① 国と地方自治体が連携を密にし、地域の実情やニーズにあった人権教育・啓発活動を各地方自治体が主体的に取り組む必要があります。そのためには、人権啓発活動地方委託事業の予算が十分に確保され、事業の採択にあたっては、地域の実情を踏まえ、地方自治体の意向が十分に反映される仕組みが必要です。
- ② 人権侵害に対する被害者救済に関しては、県には調査の権限がないことなどから相談などによる対応には限界があり、実効性が担保された国による救済制度が確立され、市町等の相談機関とも連携して被害者救済が推進されていく必要があります。
- ③ インターネット上の人権侵害については、現行法では有効な手段が取れず、瞬時に広範囲にわたって流布される等の特性を踏まえ、速やかに書き込み等を削除することができる法的措置も含めた救済制度等の整備が必要です。

県担当課名 人権課

関係法令等 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律



40 多文化共生社会づくりの推進

(内閣府、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省)

【提言・提案事項】 制度・予算

- 1 多文化共生社会づくりを推進するための、外国人全般の受入の方向性を含めた基本理念と施策の中長期的な方向性を示す大綱等を策定すること。
- 2 外国人住民が集住する地域を持つ地方自治体への特別交付税の増額、もしくは、交付税以外の交付金、補助金等による財政支援制度を創設すること。
- 3 災害発生時の対応等を念頭に、多言語で情報を伝える仕組みづくりやネットワークの構築などの広域的な県の取組を支援する制度を創設すること。
- 4 日本語指導が必要な外国人児童生徒に対する就学支援、学校生活への適応指導及び日本語指導に係る施策の充実及び財政支援を行うこと。

【現状と課題】

《現状》

- 三重県の外国人登録者数は、45,312人(平成23年末)と県人口の約2.5%を占め、外国人比率は全国第3位となっていますが、全国的にも、近年の日本の人口減少や外国人住民の定住化など、環境は大きく変化しています。
- 外国人が集住する地域の市町では、防災や就学などの生活に密着した支援が必要であるとの認識が高まり、相談窓口の設置、多言語での情報提供、生活オリエンテーションの実施など、地域事情に応じた取組が進んできています。
- 本県では、市町等が多文化共生社会づくりに取り組めるよう地域で活躍する人材の育成に取り組んできましたが、南海トラフ巨大地震などの災害時には広域的な視点での支援や多様な主体の連携が不可欠であることから、多言語で情報を伝える仕組みづくりやネットワークの構築を目指しています。
- 本県の公立小中学校及び県立学校に在籍する日本語指導が必要な外国人児童生徒数は、1,709人で、在籍する学校数は221校となり、県内の公立小中学校及び県立学校の約35%にあたる学校に在籍しています(平成24年9月1日現在)。

《課題》

- ① 国が策定した「日系定住外国人施策に関する行動計画」は、日系定住外国人に限定した取組を示すにとどまっており、中長期的な視点に立った外国人全般の受入方針、及び日本社会に適応して生活できるようにするための施策に係る体系的・総合的な方針の策定には至っていません。
- ② 外国人住民が集住する市町に対しては特別交付税が交付されていますが、現在の多文化共生社会づくりに関する取組への財政的支援は、まだ不十分です。
- ③ さまざまな主体との連携による広域的な県の取組に対しては、財政的支援はなされておらず、国としての新たな支援制度が必要です。
- ④ 外国人児童生徒の広域化に伴い、外国人の子どもを受け入れる学校では、日本語の習得状況等に応じた支援が求められており、各学校において指導する教員や支援員等の確保、指導方法の確立及び進路保障を図ることが必要です。
また、平成24年度においては、「帰国・外国人児童生徒受入促進事業(国の補助事業)」の大幅減額調整により、初期適応支援員の人員、勤務日数の削減等、県内の受入促進事業が十分に行えない状況でした。

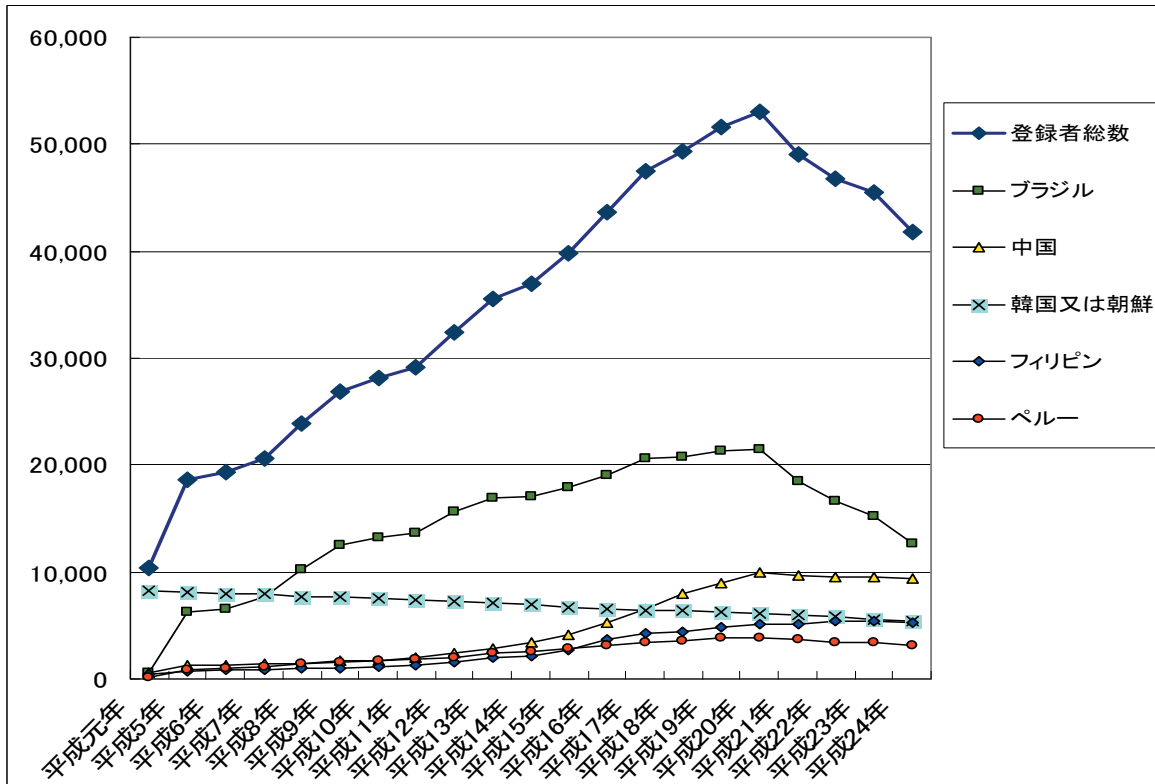
県担当課名 多文化共生課 小中学校教育課 高校教育課 特別支援教育課

都道府県別外国人登録者数の割合（平成23年末）

順位	都道府県名	外国人の割合	外国人登録者数	日本人の人口
1	東京都	3.07%	405,692人	13,196千人
2	愛知県	2.71%	200,696人	7,416千人
3	三重県	2.45%	45,312人	1,847千人
4	大阪府	2.33%	206,324人	8,861千人
5	岐阜県	2.29%	47,375人	2,071千人
	全国計	1.63%	2,078,508人	127,799千人

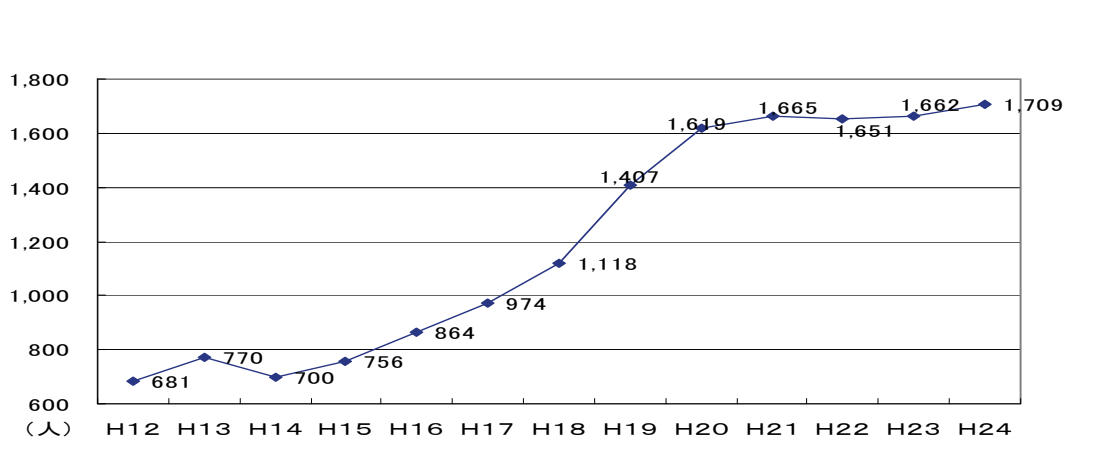
（出典：在留外国人統計 法務省）

外国人登録者数の推移（三重県）



（三重県多文化共生課調べ）

日本語指導が必要な外国人児童生徒数の推移（公立小中学校・県立学校（計））



（三重県教育委員会調べ）

41 消費生活の安全・安心の確保

(内閣府、消費者庁)

【提言・提案事項】 制度・予算

- 1 市町の相談体制の充実及び消費者教育の推進のため、平成26年度以降の新たな財政支援制度を創設すること。
- 2 消費生活相談員の人材と相談の質を確保するため、相談員制度全体の再構築を行うこと。

【現状と課題】

《現状》

- 本県では、消費者行政活性化基金を活用して、消費生活相談体制の充実に取り組んだ結果、現在、全29市町のうち12市5町で相談員が配置されましたが、週3日以上配置されているのは11市という状況です。小規模な市町では単独で相談員を配置することは難しく、広域的連携による相談体制については1市3町で具体的協議が進んでいますが、他地域では進展していない状況です。
- 消費者教育・啓発については、特に高齢者の被害防止のため、消費者啓発地域リーダー養成や教材作成・提供等の啓発活動促進を行ってきました。本県では、地域啓発の担い手である消費者団体が少なく、構成員も高齢化しているほか、市町において出前講座等の学習機会を提供しているところも少ないため、さらに担い手を育成していくことが必要です。また、平成24年12月13日に消費者教育推進法が施行されたことから、消費者教育を総合的・一体的に推進していくための体制整備が求められています。
- 本県では、相談員を養成して人材バンクを運用していますが、養成講座の応募が地域的に偏在してしまうため、相談員を配置できない市町もあります。
また、相談員の処遇も不安定であるため、相談員を目指そうとする人材が相対的に不足しています。

《課題》

- ① 国の消費者行政に対する長期的な支援が見えないことから相談員配置に消極的な市町が多いため、市町の取組を後押しするような長期的な財政支援制度が必要です。
- ② 消費者教育推進法の施行を受け、県の責務として、学校・大学・地域等における消費者教育を推進し、人材育成、教材充実等を着実に進めていくためには、人員不足等地方自治体の実情に応じて活用しやすい財政支援制度が必要です。
- ③ 県内全域に相談員有資格者を確保するとともに、相談の水準を確保して安定した相談体制とするために、相談員の専門性に見合った雇用形態・処遇の改善や資格制度など、相談員制度全体の再構築が必要です。

県担当課名 交通安全・消費生活課

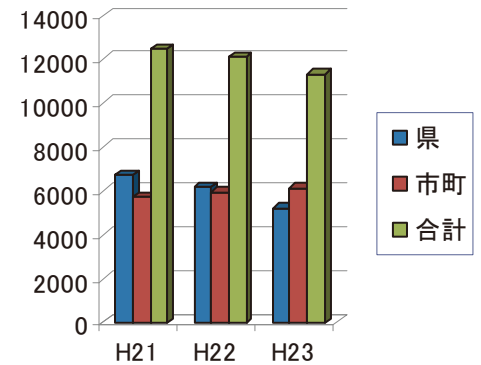
関係法令等 消費者基本法 消費者安全法 消費者教育推進法

三重県における消費生活相談の現状

(1) 県と市町との相談分担状況

- 市町で相談できる割合が徐々に増えたが、ほとんどの市町では相談対応は県に依存しており、小規模な市町では市町自身の対応件数が1桁や0件のところがある。
- 県と市町の相談件数合計は減少傾向にあるが、被害にあった時どこにも相談しなかった人の割合が36.2%（消費者庁「消費生活に関する意識調査」2011年度）あり、まだ相談が潜在化していると考えられる。

年度	県	市町	合計
21	6,734 件	5,720 件	12,454 件
22	6,179 件	5,941 件	12,120 件
23	5,218 件	6,128 件	11,346 件



【市町の相談分担率】（政令市を除く）

H21 年度 全国平均 54% 三重県内 43%

↓

H23 年度 全国平均 58% 三重県内 54%

【高齢者の相談の特徴】（60歳以上）…年々相談割合が増加している

H21 年度 23.3% 平均被害額 1,274,089 円

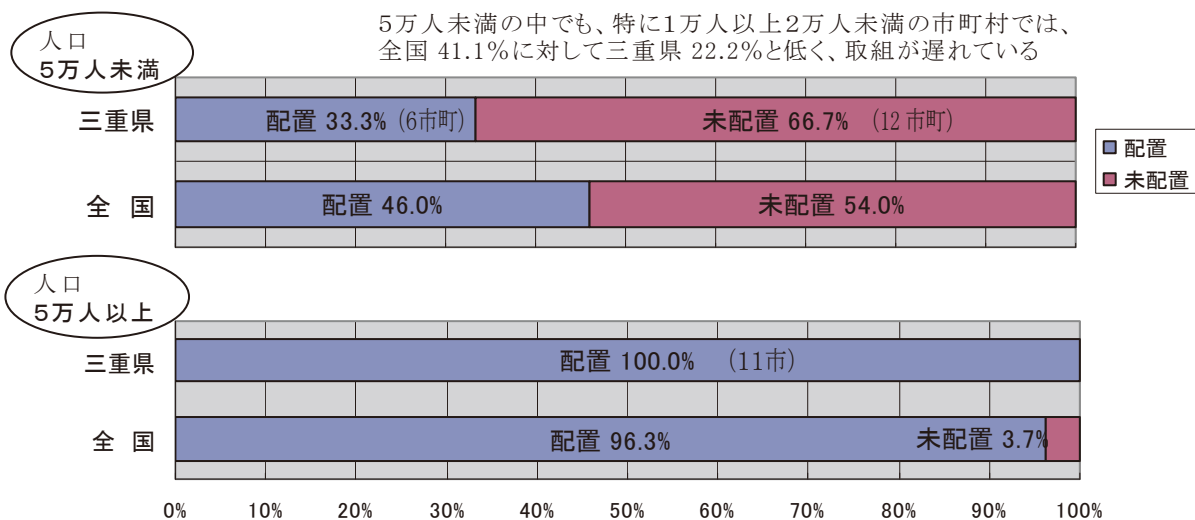
↓ H22 年度 24.9% 2,863,067 円

H23 年度 26.3% 2,935,647 円

(2) 市町の相談員配置状況

【全国の市町村の相談員配置状況（政令市除く）】

H24. 4. 1



42 廃棄物の適正処理の確保と推進

(環境省)

【提言・提案事項】 制度・予算

- 1 産業廃棄物の適正処理を一層促進するため、多量排出事業者に対する電子マニフェストの活用を義務付けるなどのロードマップを早期に作成し、電子マニフェストの普及を強力に促進すること。
- 2 循環型社会の構築に向けて、市町が整備する高効率ごみ発電施設やマテリアルリサイクル推進施設等への循環型社会形成推進交付金について、平成25年度分の満額交付や平成26年度分の必要額を確保すること。
- 3 新たに設置する安定型最終処分場について、遮水工や浸透水等集排水設備の設置の義務付けなど、より生活環境の保全に配慮した構造基準にすること。

【現状と課題】

《現状》

- 電子マニフェストの普及は全国的に十分に進展していない状況にあり、平成24年の衆議院での附帯決議(同普及率を50%以上としたロードマップを作成すること)がなされ、平成25年策定予定の循環型社会形成推進基本計画において、同普及率の目標値が50%(平成28年度)と設定されています。
- 平成25年度における当該交付金の予算案は要望総額の6割強の354億円(24年度比76%、△11億円)であり、十分な交付金額が確保されていないことから、要望額に対する交付率はかなり低い状況です。
- 現在、安定型最終処分場の構造基準は、遮水工など浸透水の地下浸透を防止する設備の設置は不要となっていることから、安定型5品目以外の廃棄物の付着や混入などがあった場合、これらの影響による地下水の汚染が懸念されます。さらに、新たな科学的知見に基づき水質基準が強化された場合、地下水が新基準を超過する汚染リスクに対して的確に対応できるよう備えが必要です。

《課題》

- ① 電子マニフェスト制度の活用は、排出事業者等の自主判断に委ねられているため、今後、電子マニフェスト普及を一層促進するため、多量排出事業者に活用を義務付ける法改正を行うなど、これまで以上の積極的な取組が必要です。
- ② 三重県内の市町は財政基盤の脆弱な市町が多く、循環型社会の構築に向けて、国の支援を受けないと必要な基幹的施設の整備が進められないことが懸念されます。
- ③ 日常の監視業務において、安定型5品目以外の付着・混入がないか否かを完全に把握することは難しく、また、一旦、地下水が汚染された場合にはその状況を改善するには相当の期間と費用が必要です。

県担当課名 廃棄物・リサイクル課

関係法令等 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 循環型社会形成推進交付金交付要綱等

1 電子 manifests の普及率

	電子 manifests の普及率					備考 (目標値)
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
全国	9.1%	14.3%	18.6%	23.6%	25.4%	H28 (50%)
三重県	12.4%	25.0%	26.7%	27.9%	29.8%	H27 (40%) ※

※ 本県では、多量排出事業者等（500 t /年以上）の電子 manifests 制度の加入率について、平成 27 年度末での 100% を目指しています。

2 循環型社会形成推進交付金の状況（三重県）

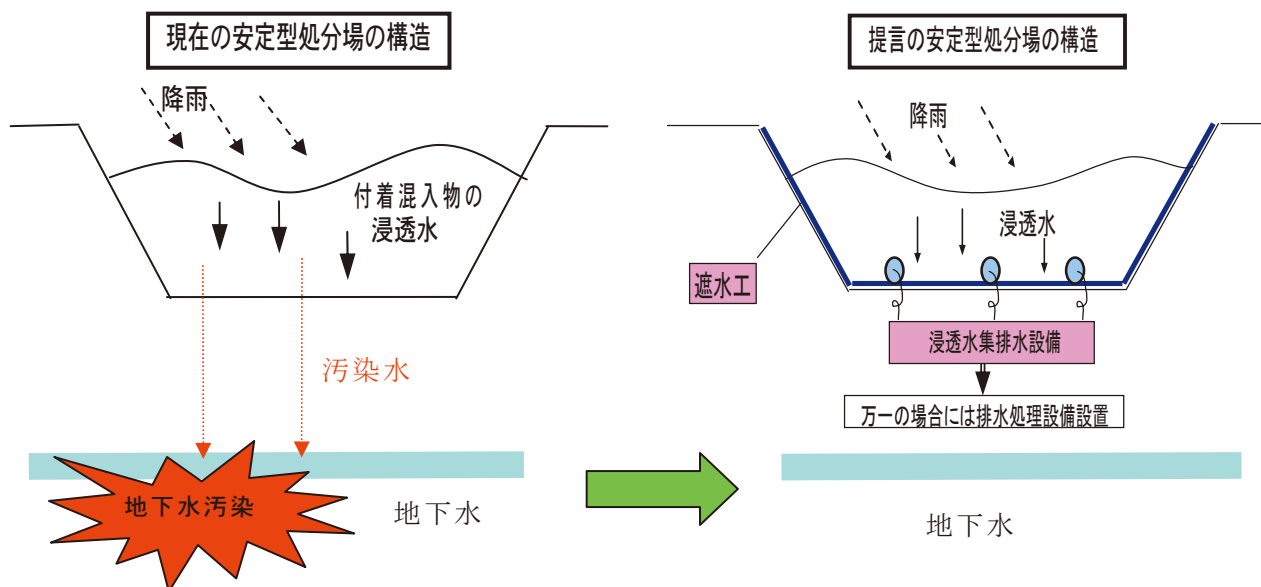
(単位：百万円)

	24年度	25年度	26年度（見込み）
要望額	2,074	3,419	5,498
交付金	2,074	(2割弱が暫定予算により措置)	—
充当率	100%	—	—

(参考)

- ・ 交付率 交付対象経費の 1/3。ただし、高効率ごみ発電施設等の先進的施設は 1/2。
- ・ 25年度要望額 高効率ごみ発電施設（鳥羽志勢広域連合 1,501 百万円等）、マテリアルリサイクル推進施設（鳥羽志勢広域連合 512 百万円等）等
- ・ 26年度要望予定額 高効率ごみ発電施設（松阪市 1,960 百万円、四日市市 1,337 百万円）、マテリアルリサイクル推進施設（津市 735 百万円等）等

3 安定型最終処分場の構造基準の強化のイメージ



43 生活交通手段の確保

(国土交通省)

【提言・提案事項】 **制度・予算**

- 1 「地域公共交通確保維持改善事業」の予算枠を拡大するとともに、「地域内フィーダー系統バス」の補助要件（新規路線または3km以上・20%を超える変更があった路線に限定）をさらに緩和すること。
- 2 「鉄道軌道安全輸送設備等整備事業」について、複数年におよぶ事業や大手民鉄の施設整備も対象とするなど、補助対象事業及び対象者を拡大すること。
- 3 地方鉄道事業者の厳しい経営状況や、沿線自治体による支援の増大を踏まえ、事業欠損に対する新たな支援制度を創設すること。

【現状と課題】

《現状》

- 平成23年度から「地域公共交通確保維持改善事業」が創設され、「地域間幹線系統バス」に加え、新たに「地域内フィーダー系統バス」も補助対象となりました。
- 本県では、国の制度改正の動向や内容を見据え、平成21年度から平成23年度にかけて、国や市町、事業者と議論を重ねてきました。その結果を踏まえ、県は、国の制度を活用し、市町やバス事業者の協力も得ながら、生活交通のネットワーク化を進めているところです。
- 「鉄道軌道安全輸送設備等整備事業」の補助制度では、複数年に及ぶ大規模な設備更新は補助対象外となっています。また、大手民鉄は補助対象外であることから、年々老朽化する施設の整備が遅れています。
- 地方鉄道事業者の経営状況が厳しく、その持続的な運営を確保するため、沿線自治体は多額の欠損補助等の負担を行っています。しかし、沿線自治体も財政状況が厳しく、永続的な支援が難しくなっています。

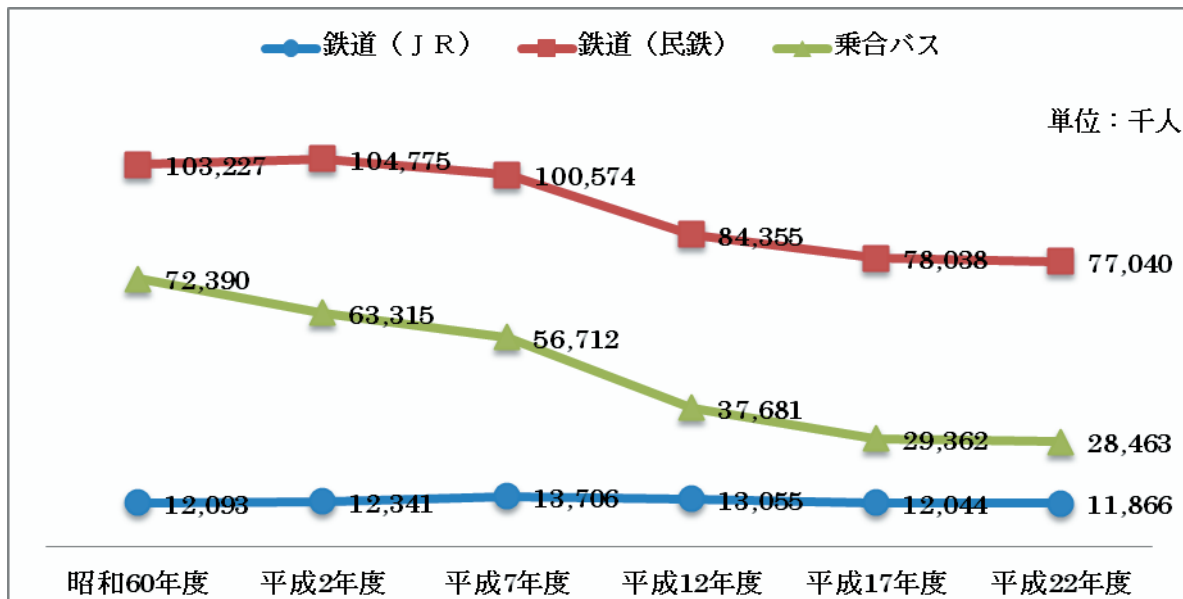
《課題》

- ① 生活交通のネットワーク化を進め、バス交通を県民の移動手段として存続させていくためには、これまで以上の予算枠の確保が求められています。
- ② 「地域内フィーダー系統バス」の国の補助要件は一部緩和されたものの、新規路線または3km以上・20%を超える変更があった路線に限られていることから、市町にとっては未だ条件が厳しく、ネットワーク化推進の妨げとなっています。
- ③ 本県は、国の補助制度(国と沿線自治体の協調補助)を活用し、県内の地方鉄道事業者の設備の整備等に対して支援をしていますが、地方鉄道事業者にとって安全性向上のための投資は大きな負担となっています。そのため、国の補助対象事業を拡大し、整備を促進していくことが必要です。また、大手民鉄は、補助対象とにならないことから、補助制度の対象者を拡大し、施設整備を促進していく必要があります。
- ④ 経営が厳しい地方鉄道の運行支援については、県内の沿線自治体も多額の負担をしており、地方鉄道事業者の経営安定のため、事業欠損等に対する国の新たな支援制度の創設が必要となっています。

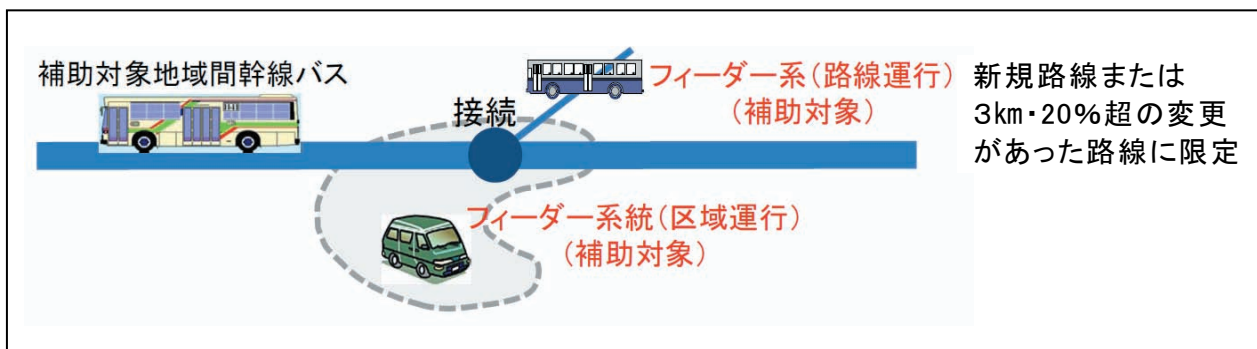
県担当課名 交通政策課

関係法令等 鉄道軌道整備法 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱

※ 県内輸送機関別旅客流動の推移 「三重県統計書」



※ 「地域間幹線系統バス」「地域内フィーダー系統バス」のイメージ



44 地域活性化に重要な役割を担う鳥羽伊良湖航路への支援強化

(国土交通省)

【提言・提案事項】 制度・予算

航路維持のため、バスや鉄道等の公共交通機関と同様に、欠損に対する補助や施設・設備の更新に対する補助等の支援制度を創設すること。

【現状と課題】

《現状》

- 本県の鳥羽港と愛知県の伊良湖港を結ぶ鳥羽伊良湖航路は、平成22年9月末で廃止されることになっていましたが、地元の強い要望を受け、愛知県、鳥羽市、田原市や国と存続策を協議し、自治体の支援、運航事業者の経営改善により、新たな経営体制の下、平成22年10月以降も運航が継続されています。
- 鳥羽伊良湖航路は、伊勢・鳥羽・志摩地域の活性化や広域的な連携、リダンダンシーの観点から重要な役割を担う社会基盤であり、今後も維持していくことが必要です。
- 本県では、同航路を存続させるため、愛知県や鳥羽市、田原市とともに、伊勢湾フェリー(株)の株式の取得、経営基盤強化のための資金支援を行ったほか、港湾使用料や固定資産税等の減免を実施しているところです。
- 地元自治体等と連携して、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」による「鳥羽伊良湖航路活性化協議会」を設立し、国の支援を受けて「鳥羽伊良湖航路活性化総合連携計画」を平成23年3月に策定し、この計画に基づき、平成23年度から25年度までの3年間、フェリーを活用した旅行商品の造成や航路のPRなどの利用促進策に取り組んでいます。

《課題》

内航フェリーは、高速道路政策や燃油価格の高騰など環境変化の影響を受けやすいことから、同航路を維持していくためには、国による新たな支援制度の創設や施策の実施が不可欠です。

県担当課名 交通政策課



鳥羽港～伊良湖港間（23.2km）を伊勢湾フェリー(株)がフェリー3隻で平日8往復、土日祝日等9往復、年始・大型連休・お盆等繁忙期に13往復を運航。（所要時間：55分）

45 川上ダム建設事業の促進

(国土交通省)

【提言・提案事項】 制度・**予算**

川上ダムの整備は、過去幾度となく浸水被害を受けてきた伊賀地域住民の悲願であり、速やかに検証を行い、早期完成に最大限努めること。

【現状と課題】

《現状》

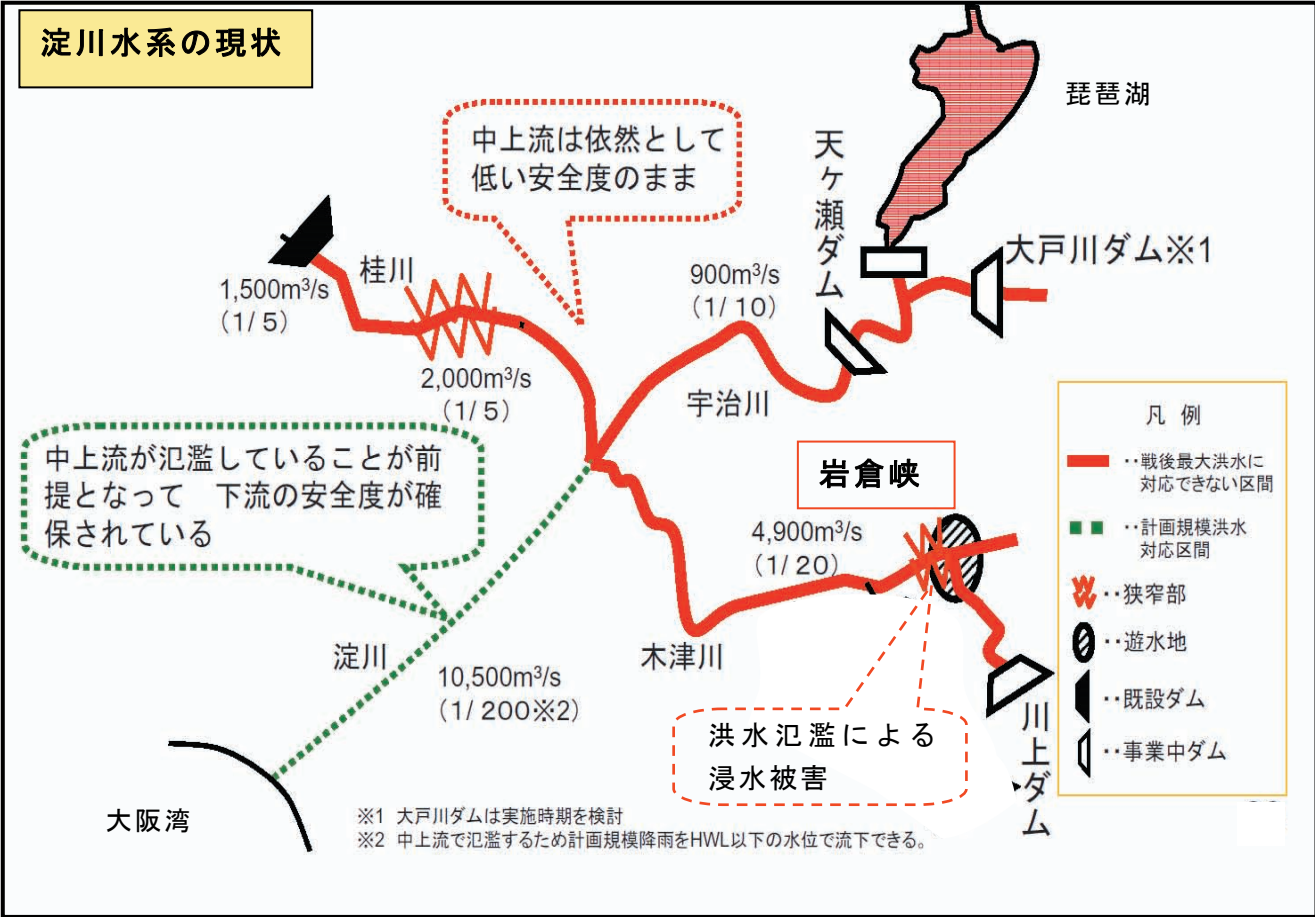
- 川上ダムは、平成21年4月に閣議決定された淀川水系水資源開発基本計画、及び、平成23年2月に変更認可された事業実施計画において、工期は昭和56年度から平成27年度までと位置づけられています。
- 家屋補償については、平成15年度に40戸(100%)の移転が完了し、用地については約97%取得済みです。
- 本体工事の準備工事となる転流工事は、平成23年1月に概成しています。
- しかしながら、国の治水政策の転換に基づき、川上ダムは「新たな基準に沿った検証の対象とするダム事業」とされ、検証作業中は新たな段階である「本体工事」には進めない状況となっています。

《課題》

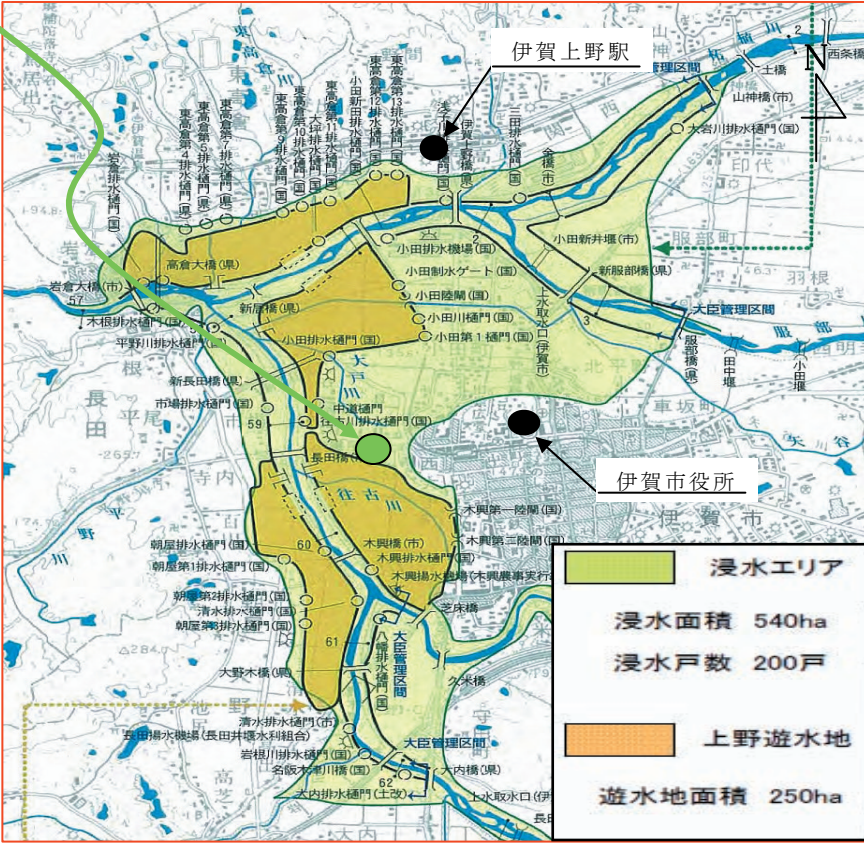
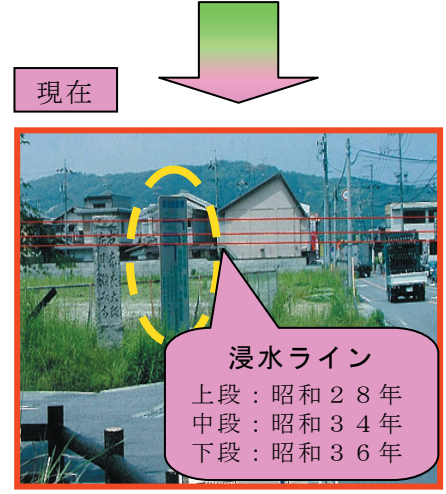
- ① 過去から幾多の水害に悩まされた本県伊賀地域(木津川上流地域)の治水対策として、狭窄部である岩倉峡の開削を要望してきましたが、狭窄部の開削は都市化が進む下流地域の洪水リスクを高めることとなることから、「上野遊水地、川上ダムと河道掘削」で対応する治水計画を苦渋の選択の上、受け入れた経緯があります。
- ② 昭和28年洪水では約540ha、約200戸の浸水被害を受け、最近では平成24年の台風17号の接近時に、ダム下流域において一時住民が避難しており、一刻も早いダムの完成による、伊賀地域の治水安全度向上が望まれています。

県担当課名 水資源・地域プロジェクト課 大気・水環境課 河川・砂防課 水道事業課
関係法令等 河川法 水資源開発促進法 水資源機構法

淀川水系の治水安全度の現状



S28 浸水実績図及び浸水状況（昭和28年台風13号）



46 国民体育大会の開催にかかる運営費等の支援

(文部科学省)

【提言・提案事項】 制度・予算

- 1 平成33年第76回国民体育大会の開催に向けて、開催県の負担を軽減するとともに、大会の充実が図られるよう、開催県に対する大会運営費の補助対象について、市町が負担する経費も含めること。
- 2 大会の簡素・効率化を図るため、施設基準の適用にあたっては、開催県の実情に応じ弾力的に運用できるよう検討を進めること。

【現状と課題】

《現状》

- 国体は、経済の長期的低迷やスポーツの国際化の進展等による関心の低下、開催県の人的・財政的負担の増大などの課題が顕在化してきており、大会の充実・活性化と併せて、運営の簡素・効率化の視点に立った改革・改善の議論が活発になってきています。
- 国体は、国、(公財)日本体育協会及び開催県の三者共催となっており、国は、開催県に対し、式典及び競技運営に直接必要な経費を補助していますが、市町にも、競技会の開催経費や施設整備費等、直接的な経費負担があります。
- 総合開会式、閉会式及び競技会場となる施設の整備につきましても、国体施設基準を満たすために必要な施設改修など開催に係る経費は、開催都道府県及び市町が負担しています。

《課題》

- ① 国体の本大会では正式競技37競技に加え公開競技等が開催されますが、大会運営費、競技役員の養成及び施設の整備など開催県の大きな財政負担が生じているところです。
- ② 地方スポーツ振興費補助金の補助対象経費について、円滑な競技会開催に直接必要となる施設整備費及び運営費に係る市町が負担する経費は対象になっていません。
- ③ 施設基準の適用や実施競技の決定については、(公財)日本体育協会が作成した「国体開催基準要項」で一律に定められており、開催県の実情に応じた弾力的な運用がしにくい状況にあります。

県担当課名 国体準備課
関係法令等 スポーツ基本法

国民体育大会開催準備事業

地方スポーツ振興費補助金交付要綱

第3条 文部科学大臣は、都道府県が行う次の各号に掲げる事業を実施するために必要な経費のうち、補助金の対象として大臣が認める経費*について、予算の範囲内で補助金を交付する。

- (1) 略
- (2) 国民体育大会開催事業

* 補助金の対象として大臣が認める経費：
式典及び競技運営に直接必要な経費

【A県の例】 (百万円)

費目	使途	金額
閉会式会場仮設施設整備費	閉会式会場仮設施設整備費業務	106
式典実施業務費	式典運営業務	85
開・閉会式輸送対策費	輸送計画策定業務、バス輸送諸経費、交通警備業務等	69
競技役員編成事業費	県外競技役員旅費、委嘱状等作成費	34
警備・消防関係費	自主警備業務、防災機器費、避難経路広報チラシ作成費	16
記録関係事業費	競技記録処理業務	13
来場者関連事業費	来場者管理システム運用業務	6
参加章等作成費	参加章作成、大会参加記念章作成	6
会場飾花・美化関係費	開・閉会式会場清掃業務、会場美化消耗品費	5
通信機器整備費	有線回線整備、無線機賃貸・保守管理費	3
競技運営推進事業費	表彰状・賞状作成費	2
傷害保険加入費	傷害保険一式	2
馬事衛生推進費	馬事衛生本部等設置費	1
その他	医師謝金、救護所等医薬品、実施本部設置運営費等	1
炬火台制作費	炬火台維持管理費	1
計		350

国民体育大会開催準備事業における原則的な役割

現行の補助対象

開催県の業務
総合開・閉会式等

- ・全県的な業務推進の基本となる計画の策定及び実施
- ・開・閉会式の実施及び大会実施本部の運営等



補助対象として新たに要望する経費

会場地市町の業務
競技会の運営等

- ・競技会の会場地として必要な業務の計画策定及び実施
- ・競技会の実施及び競技会実施本部の運営等



47 農林水産物・食品の販路開拓に係る支援事業の拡充

(農林水産省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

- 1 農林水産物・食品の国内販路開拓支援事業で支援する商品について、販売開始前の商品だけでなく、販売後1年以内の商品まで対象を拡大すること。
- 2 農林水産物・食品の輸出支援事業について、
 - (1) 審査料等の商談成立後に発生する経費を補助支援対象にすること。
 - (2) 補助率の上限を現行の2分の1から3分の2に引き上げること。

【現状と課題】

《現状》

- 国は、地域における農林漁業者と多様な事業者とのネットワーク構築など6次産業化等の取組を推進するため、新商品開発やその販路拡大等の取組を支援しています。また、農林水産物の輸出額を倍増させ平成32年度に1兆円水準の達成をめざし、輸出に取り組む事業者の拡大に取り組んでいます。
- 本県においても、「もうかる農林水産業」の推進に向けて、三重ブランドをはじめ地域資源を活用した商品について、食品関連事業者団体等と連携して物産展を開催するなど、生産者や事業者等が国内外で販路拡大をめざす取組を支援しています。
- 国の国内販路開拓支援事業の支援対象は、販売開始前の新商品に限定されていますが、中小の食品事業者等は、販売開始後数ヶ月まで、新商品として販売するケースが多く、その場合は支援の対象外となっています。
- 国の輸出支援事業においては、商談会出展費、バイヤー招へい費などは支援の対象（2分の1の補助）とされていますが、輸出国によっては、食品ごとに食品安全局の審査が必要となるなど、商談成立後に相当額の費用負担が発生する場合があります。

《課題》

- ① 国内販路開拓支援事業について、支援対象を販売前の商品に限定することは、商品の販売実態に合致しておらず、販路拡大を推進するうえで支障となっています。

特に、積極的に売り込みたい新商品について支援事業を活用して全国規模の商談会に出展する場合には、商談会後しか販売できないために、販路開拓の機会を逃すことが懸念されます。
- ② 生産者や事業者等が新たに農林水産物等の輸出に取り組む場合には、成分検査費など商社との調整に多額の費用が発生する場合があります。

特に、中小事業者は、支援事業を活用して物産展等に出展しても、輸出額が少額であるため、すぐに利益が出せず、輸出を断念する場合があります。

県担当課名 フードイノベーション課

関係法令等 6次産業総合推進事業実施要領 輸出拡大サポート事業実施要領

■ 販路開拓支援事業の要件緩和の必要性

■ 現行の販路開拓支援（6次産業総合推進事業）

- 補助対象経費（商談会等への出展に要する経費など）
※『新商品等（既に販売しているものは除く。）』の販路開拓が要件
- 補助率：1 / 2

課題

販路開拓に取り組む事業者

全国規模の展示商談会に出展しようとした場合、商談会の開催まで新商品を販売できない。

新商品開発後から商談会開催までの期間、販路開拓の機会を逃す。

販路開拓支援の対象となる商品要件
（「既に販売しているものは除く。」）
を撤廃

販路開拓の
機会増加

■ 輸出拡大支援事業の支援拡充の必要性

■ 現行の輸出支援（輸出拡大サポート事業実）

- 補助対象経費（海外商談会出展費、放射能検査費、バイヤー招へい費など）
- 補助率：1 / 2

課題

輸出に取り組む中小事業者

商談成立後に審査料や成分検査費等の初期投資が必要となり、中小事業者にとって負担が大きい。

農林水産物の輸出を断念

商談成立後に発生する経費を支援対象に追加

補助率を
1 / 2 → 2 / 3 に
引き上げ

農林水産物の
輸出促進

48 紀伊半島大水害を踏まえた災害復旧・復興に係る 国の法令等の改正

(農林水産省、環境省)

【提言・提案事項】 **制度**・予算

- 1 野生獣の侵入防止柵の整備実態を踏まえ、農林水産業施設災害復旧事業の対象となる共同利用施設の所有者に、「被害防止対策協議会」を追加すること。
- 2 漁業用施設の災害復旧について、養殖施設と同様に定置網も激甚法に基づく災害復旧事業の対象にすること。
- 3 県が管理している国立公園施設について、災害復旧制度を創設すること。

【現状と課題】

《現状》

- 平成24年12月21日の政令改正により、災害復旧事業の補助対象となる共同利用施設に「鳥獣侵入防止施設」が追加されましたが、鳥獣被害防止特別措置法に基づき市町や農業協同組合等により組織された「被害防止対策協議会」が整備した施設は、補助の対象とはなっていません。
- 「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」において、水産動植物の養殖施設は災害復旧事業の対象とされていますが、定置網については対象とされていません。
- 県が設置・管理している国立公園施設が台風等で被災した場合、国の災害復旧事業の対象とされていません。

《課題》

- ① 本県の野生獣の侵入防止柵は、そのほとんどが「被害防止対策協議会」により整備されており、災害復旧事業の対象となるよう制度改正が必要です。
- ② 定置網漁業は、養殖業と同じく沿岸の漁場に施設を常設して操業されていることから、津波や台風など大きな自然災害が発生した場合、すぐに移動させることが困難であるため甚大な被害が生じます。そのため、沿岸漁業で重要な地位を占める定置網にも養殖業と同等の支援が必要です。
- ③ 県が管理している国立公園施設について、突発的に発生する甚大な被害に対応するための災害復旧制度による国の支援が必要です。

県担当課名 獣害対策課 水産資源課 みどり共生推進課
関係法令等 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律
農林水産業災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
自然公園法

■紀伊半島大水害による野生獣の侵入防止柵の被害及び復旧状況

【被害を受けた侵入防止柵の延長距離】 12,055m(6市町)

【災害復旧事業の対象事例】



農地の崩壊とともに倒壊した「侵入防止柵」

暫定法に基づく対象農地となり早期復旧

<根拠>

「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」の第2条の定義に該当
→農地・農業用施設の一部としての位置付け
→農地と一体的に復旧

【災害復旧事業の非対象事例】



「侵入防止柵」だけが流失、倒壊した場合

政令改正により災害復旧の共同利用施設に「鳥獣侵入防止施設」が追加

市町やJA等が所有する施設は災害復旧事業の対象

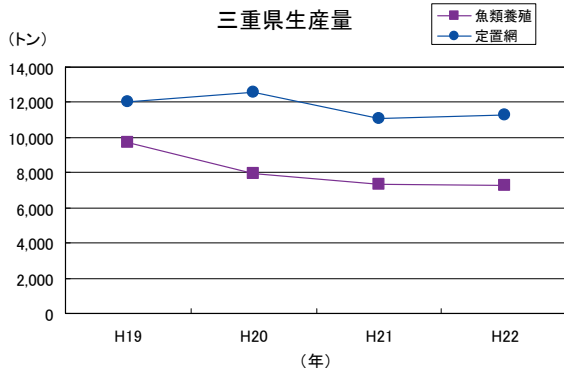
「被害防止対策協議会」が所有する施設は災害復旧事業の対象となっていない。

早期復旧が困難

■本県の定置網漁業の状況（養殖漁業との比較）

定置網の生産量は養殖による魚類生産量を上回る重要な漁業種類となっています。

損壊した定置網[南伊勢町宿浦] (東日本大震災に伴う津波被害)



■自然公園の被害状況

吉野熊野国立公園飛雪ノ滝野営場 (紀伊半島大水害)



県が管理する国立公園施設（17施設）において、突発的に甚大な被害が発生した場合

国の災害復旧事業の対象外

財政負担が重く迅速な復旧が困難

49 大規模災害の発生に備えた農業施設維持補修にかかる 地方負担の軽減

(総務省、農林水産省)

【提言・提案事項】 制度・予算

老朽化した、農業用ため池、排水機場や頭首工などの基幹的な農業水利施設の改修整備にあたっては、事業が着実に実施できるよう、
(1) 地方債（公共事業等債）充当率（現行90%）を100%にすること
(2) 事業の公共性に配慮し、国庫補助率（現行50%～55%）を引き上げること
などを通じて、地方負担の軽減を図ること。

【現状と課題】

《現状》

- 本県には、3,132箇所 of 農業用ため池があり、その多くで堤防や取水施設などの老朽化が進んでいることから、大規模地震等の発生により、堤防が決壊した場合には、重大な被害の発生が懸念されています。
- また、302施設の排水機場や頭首工など基幹的な農業水利施設があり、そのうち4割近くの施設が耐用年数を超えていることから、老朽化による機能低下が顕著となってきています。
- 国の平成24年度補正予算及び平成25年度当初予算案において、大幅に増額された「震災対策農業水利施設整備事業」等を活用し、ため池の一斉点検や耐震調査、基幹的な農業水利施設の機能診断や耐震調査を実施する予定です。
- また、平成27年度までに行う耐震調査や整備計画書の作成について、国から定額補助を受けられるようになったことから、今後、改修整備が必要な箇所を明確にすることができるようになりました。
- これまでも、国の補正予算で改修整備を行う場合には、公共事業等債の充当率は100%とされています。

《課題》

- ① 今後、耐震調査の結果をもとに改修整備を進めますが、地方の財政負担が大きくなると、工事が円滑に進まない可能性があります。
- ② 公共事業等債の充当率について、逼迫した地方財政状況に鑑み、当初予算において改修整備を行う場合でも100%にするとともに、国庫補助率については、事業の公共性に配慮して引き上げるなどの、地方負担の軽減措置が望まれます。
- ③ 平成24年度補正予算において、公共投資の地方負担が大規模になるため、地方の資金調達に配慮した「地域の元気臨時交付金（地域経済活性化・雇用創出臨時交付金）」が創設されましたが、当該予算限りの措置であったことから、地方負担の軽減策として継続的な実施が望まれています。

県担当課名 農業基盤整備課

関係法令等 震災対策農業水利施設整備事業実施要綱 農村地域防災減災事業実施要綱

大規模地震・集中豪雨に伴い考えられる課題

(1) 大型地震発生に伴う影響

東日本大震災発生時に福島県のため池が決壊したことにより、公共施設だけで無く、人命・財産が奪われました。本県でも、3,132箇所の農業用ため池があり、今後、東南海地震等大規模地震が予想されるなか、同様の被害が生じる危険性が高まっています。



(2) 多発する集中豪雨に伴う影響

ここ数年、集中豪雨が多発しており、平成23年度には紀伊半島大水害が発生し、多大な被害が生じました。本県には排水機場などの基幹的役割を果たす農業水利施設が302箇所あり、老朽化に起因する能力低下により、被害が都市部にまで及ぶ危険性が高まっています。



国の定額補助による点検・調査

国の定額補助により、農業用ため池や老朽化した基幹的な農業水利施設の一斉点検・耐震調査を実施



**耐震補強等、整備すべき施設の
“優先度の把握”が可能**



地方負担を軽減した計画的な施設整備の実施

「待ったなし！」の自然災害から県民の生命・財産を守るために、点検・調査した結果による早急な整備の実施が急務



多額の事業費が必要であり、地方財政にとって負担が大きいことから、対策が進まない



**国庫補助率・地方債充当率の引き上げにより
“早急な整備”が可能**



50 新規就農の促進に向けた施策の充実・強化

(農林水産省)

【提言・提案事項】 制度・予算

新規就農者の着実な定着に向け、

- 1 「青年就農給付金制度」について、基金造成している民間団体から就農者に対して、直接給付する仕組みに変更すること。
- 2 新規就農者の定着を図るため、地域の農業者が新規就農者を多面的に支援する「農業参入サポーター設置制度（仮称）」の創設を図ること。
- 3 地域資源を活用した商品開発やマーケティングに関する就農者等への支援を強化するため、「協同農業普及事業交付金」の予算を十分に確保すること。

【現状と課題】

《現状》

- 国では、平成23年度補正予算から、「新規就農者倍増プロジェクト」において、青年就農給付金制度を柱とする新たな施策の実施や既存制度の拡充などが行われています。
- 本県では、平成24年度から国の「青年就農給付金制度」を効果的に推進し、新規就農者の地域への定着を図るため、サポーターとして登録した地域の農業者（新規就農者の里親）が、新規就農者を多面的に支援する制度を実施しています。
- 現在、新規就農者の確保・育成をはじめ、農業の生産性向上のための技術指導や6次産業化・農商工連携に向けた企業とのコーディネート活動など、普及指導員が中心となり、「もうかる農業」の実現につなげるための農業者への支援活動を展開しています。

《課題》

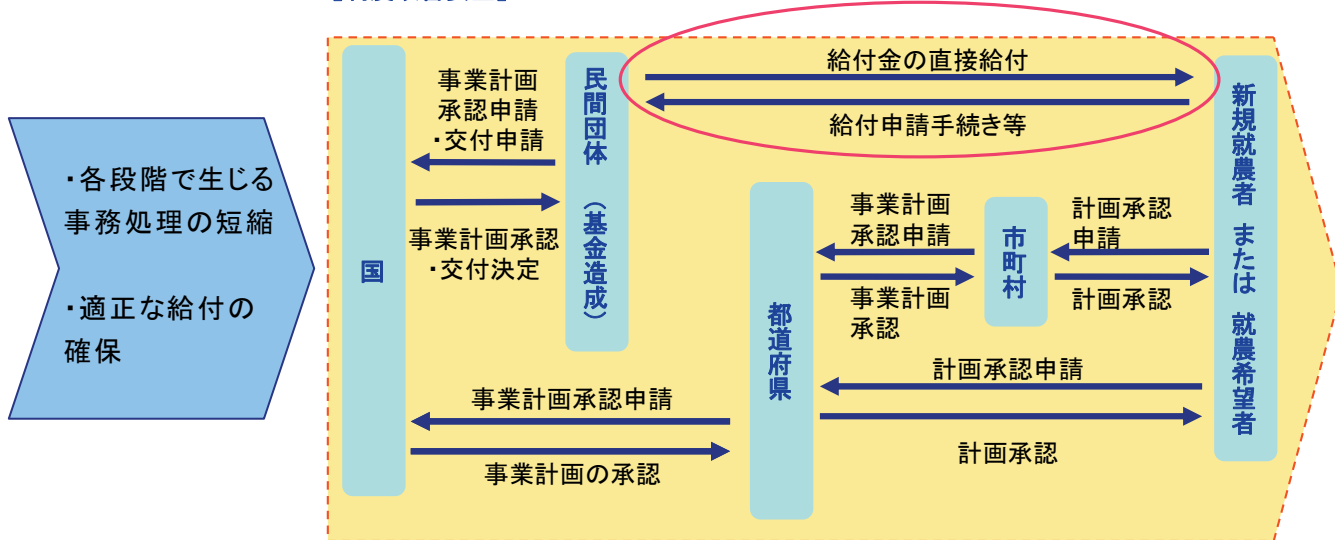
- ① 「青年就農給付金」は、平成24年度補正予算から基金化されたものの、依然、地方自治体を經由する支払いには手間と時間を要することから、給付金を迅速に支払えるよう、国より補助金を受け基金造成している民間団体から就農者に直接給付するなど、給付の仕組みを改善する必要があります。
- ② 新規就農者の定着を推進するためには、新規就農者が地域にとけ込み、安心して農業に打ち込めるよう、地域の農業者が技術面、生活面から新規就農者をサポートする仕組みが有効です。
- ③ 新規就農者の定着や「もうかる農業」の実現につなげていくためには、生産技術の指導はもとより、6次産業化やマーケティングの実践支援など、普及指導員の活動を充実・強化させていく必要があります。

県担当課名 担い手育成課

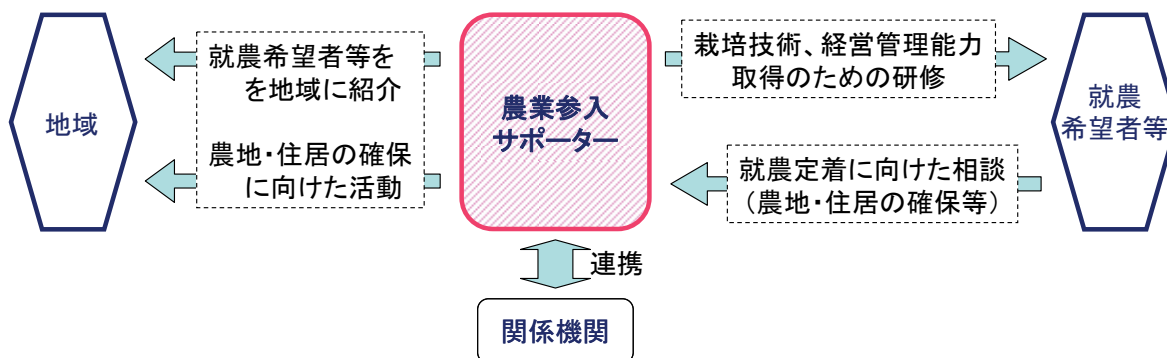
関係法令等 新規就農総合支援事業実施要綱 農業改良助長法

■ 「青年就農給付金事業」における直接給付となるような制度の改善

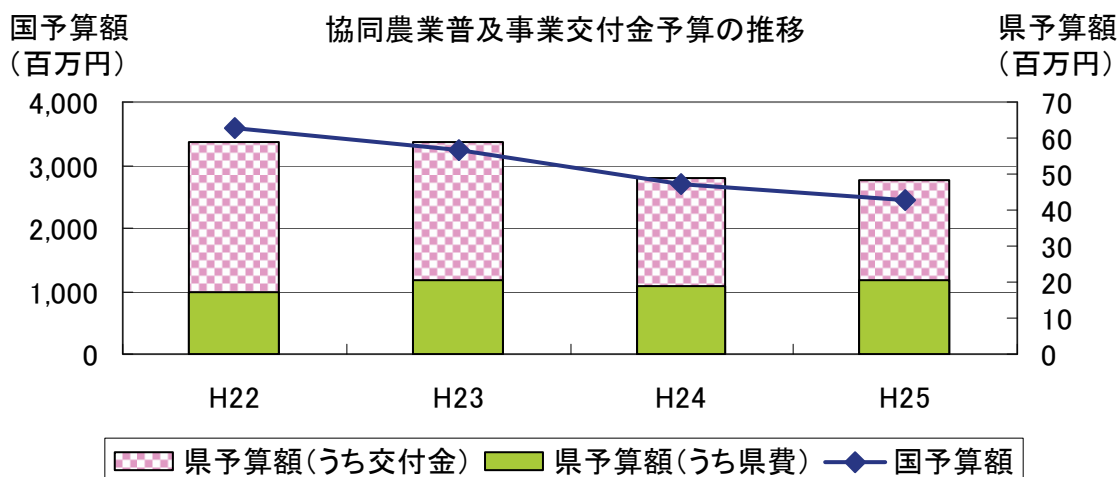
【制度改善要望】



■ 「農業参入サポーター設置制度(仮称)」による支援イメージ



■ 「協同農業普及事業交付金」の三重県における交付状況



51 木材需要拡大のための地域材活用への支援

(農林水産省)

【提言・提案事項】 **制度・予算**

- 1 「木材利用ポイント」制度、公共建築物等の木造・木質化に対する支援、地域材利用開発、地域材新規用途導入促進を一時的な対策でなく、継続的に実施すること。
- 2 住宅等への波及効果を高めるため、商業施設や銀行など大勢の人が利用する民間建築物の木造・木質化に対する支援制度を創設すること。

【現状と課題】

《現状》

- 国では、「平成32年度の木材自給率50%以上」をめざすべき姿として掲げ、木材利用を通じた低炭素社会の構築を図ることとしています。
- 国の平成24年度補正予算では、地域材の需要喚起策として、新たに「木材利用ポイント」制度が創設されたほか、「森林整備加速化・林業再生基金」の拡充により、公共建築物等の木造・木質化に対する予算が確保されるとともに、新たに地域材利用開発及び地域材新規用途導入促進支援が創設されましたが、いずれも一時的な支援策となっています。
- 県では、「もうかる林業」への転換を図るため、施業の集約化、高性能林業機械の導入、路網整備等の促進による木材生産の低コスト化と併せて、「木材利用ポイント」制度の活用や公共建築物等の木造・木質化の促進など県産材の利用拡大に取り組むこととしています。

《課題》

- ① 地域材の需要を拡大するため、「木材利用ポイント」制度及び公共建築物等の木造・木質化に対する支援の継続的な実施が必要です。
- ② 新たな地域材の需要を創出するため、地域材利用開発及び地域材新規用途導入促進に対する継続的な支援が必要です。
- ③ 直接的な地域材の利用拡大効果はもとより、住宅等における地域材利用促進などの波及効果をさらに高めるため、公共建築物等に加えて、商業施設や銀行など大勢の人が利用する民間建築物における木造・木質化を促進することが必要です。

県担当課名 森林・林業経営課

関係法令等 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律

県産材利用拡大に向けた本県独自の取組例

住宅等での利用拡大

- ・「パートナー企業」による県産材のPR活動を支援
- ・金融機関による住宅ローンの金利低減

住宅等への波及効果

商業施設等での利用拡大

- ・県産材を商業施設の内装等に利用する「パートナー企業」によるPR活動を支援



ドラッグストア

地域材利用拡大に向けた国の支援

森林整備加速化・林業再生基金事業

復興木材安定供給対策

- (平成23年度第3号補正)
- ・事業期間が平成26年度まで延長
 - ・公共建築物の木造・木質化は対象外

拡充

強い林業・木材産業構築緊急対策

- (平成24年度第1号補正)
- ・木造公共施設等整備が対象となる。
 - ・新たに地域材利用開発及び地域材新規用途導入促進が創設される。

「木材利用ポイント」制度

- ・国の平成24年度第1号補正予算において新たに創設
- ・地域材の需要喚起のため、地域材を活用した木造住宅、木製品等について、ポイントを付与し、地域の農林水産物との交換等を行う取組を支援

提言①

「木材利用ポイント」制度

- ・平成24年度補正予算に計上されたが、継続性は未定。
- #### 森林整備加速化・林業再生基金事業
- ・強い林業・木材産業構築緊急対策事業(平成24年度第1号補正)の執行期限については、原則平成25年度末となっている。

継続的な需要拡大策

一時的でなく、継続的な支援が必要

- ・「木材利用ポイント」制度
- ・公共建築物等の木造・木質化
- ・地域材利用開発及び地域材新規用途導入促進

提言②

公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律の対象建築物(支援の対象となる建築物)

- 1 国又は地方公共団体が整備する公共の用又は公用に供する建築物
- 2 国又は地方公共団体以外の者が整備する学校、老人ホーム等

さらなる波及効果

大勢の人が利用する民間建築物の木造・木質化の促進が必要

- ・商業施設
- ・郵便局、銀行 など

52 力強い水産業の構築に向けた施策の充実・強化

(農林水産省、総務省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

- 1 資源管理・漁業経営安定対策に不可欠な養殖共済について、養殖数量を客観的に把握できることなどを条件に、全員加入要件を緩和すること。また、マグロ養殖にかかる赤潮特約については、地方自治体の義務負担を見直すこと。
- 2 広域魚種の種苗生産・放流で都道府県等が連携・分担する「栽培漁業推進協議会」において、国も種苗生産に用いる親魚の確保や飼育管理などの役割を分担すること。
- 3 漁場の生産力の回復や環境改善のために行う底質改善（しゅんせつ、耕うん等）について、地方債（公共事業等債）の対象事業とすること。

【現状と課題】

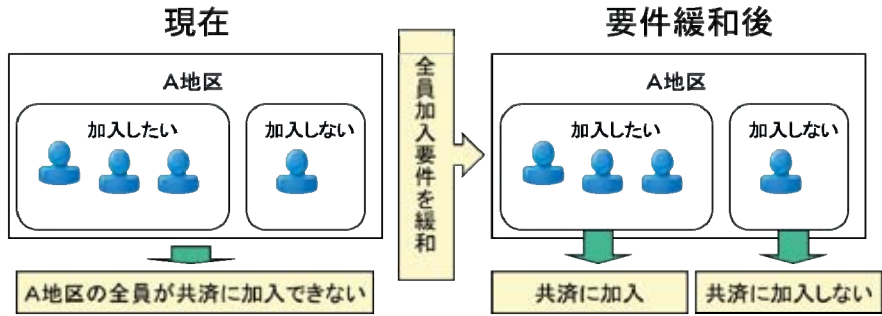
《現状》

- 県では水産物の安定供給を図るため、漁場改善の観点から漁場改善計画の遵守に取り組む養殖業者を対象に漁業共済の仕組みを活用した資源管理・漁業経営安定対策を推進しています。漁業共済の中で養殖を対象とする養殖共済の赤潮特約の掛金については、関係法令及び国会の附帯決議により、国が3分の2を補助し、残り3分の1は地方自治体が負担し、漁業者の負担はありません。また、近年、クロマグロ養殖業が拡大し、平成22年度から養殖共済の対象魚種となりました。
- 広域魚種の種苗生産・放流について、県財政の逼迫等により、県単独で栽培漁業を推進することが困難となるなか、関係9県で構成される太平洋南海域栽培漁業推進協議会に参画し、各県が連携して放流事業に取り組んでいます。
- 伊勢湾における漁場環境を改善し、水産資源の増大を図るため、干潟の造成や再生、底質改善等の取組を進めています。

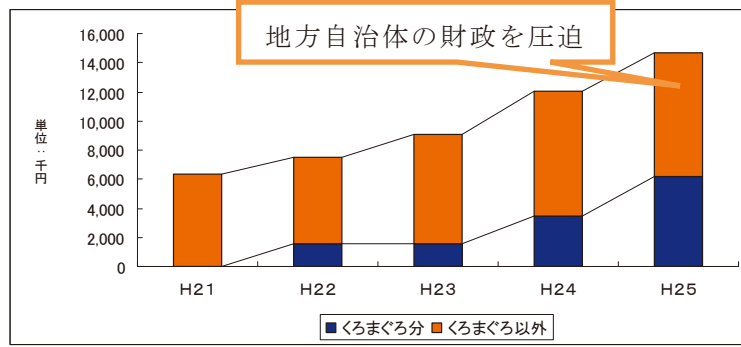
《課題》

- ① 資源管理・漁業経営安定対策を推進するため、漁業共済への加入を促進していますが、養殖共済の加入にあたっては、地区ごとに全員加入が義務づけられており、1人でも加入しないと地区の全員が加入できないため加入促進の妨げとなっています。また、クロマグロ養殖業は、沖合の漁場で養殖することから他の魚類養殖と比べ赤潮被害のリスクが低いことや、漁業会社が資本を投入して事業が営まれていることから、この見直しによって養殖業を営む漁業者の負担を増大させることはありません。
- ② 連携・分担による共同種苗生産体制には、種苗生産に不可欠である健全な親魚の安定的な確保や飼育管理などが課題となっています。
- ③ 「公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」による総務大臣の指定を受けたしゅんせつ以外の底質改善（しゅんせつ、耕うん等）は地方債（公共事業等債）の対象外となっており、着実な事業進捗を図る上で地方の財政負担が大きくなっています。

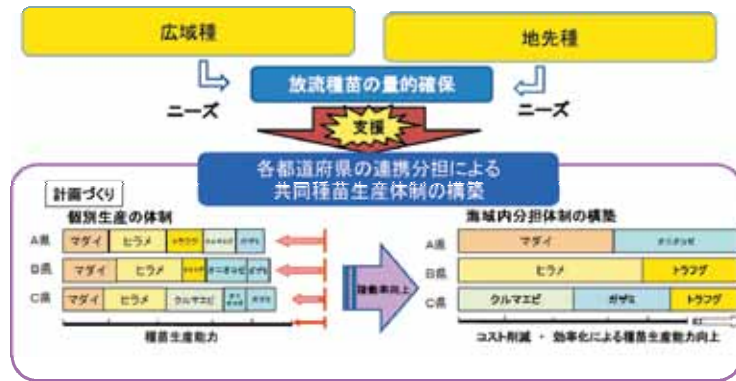
県担当課名 水産資源課 水産経営課 水産基盤整備課
関係法令等 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本方針
漁業災害補償法 地方財政法 公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律



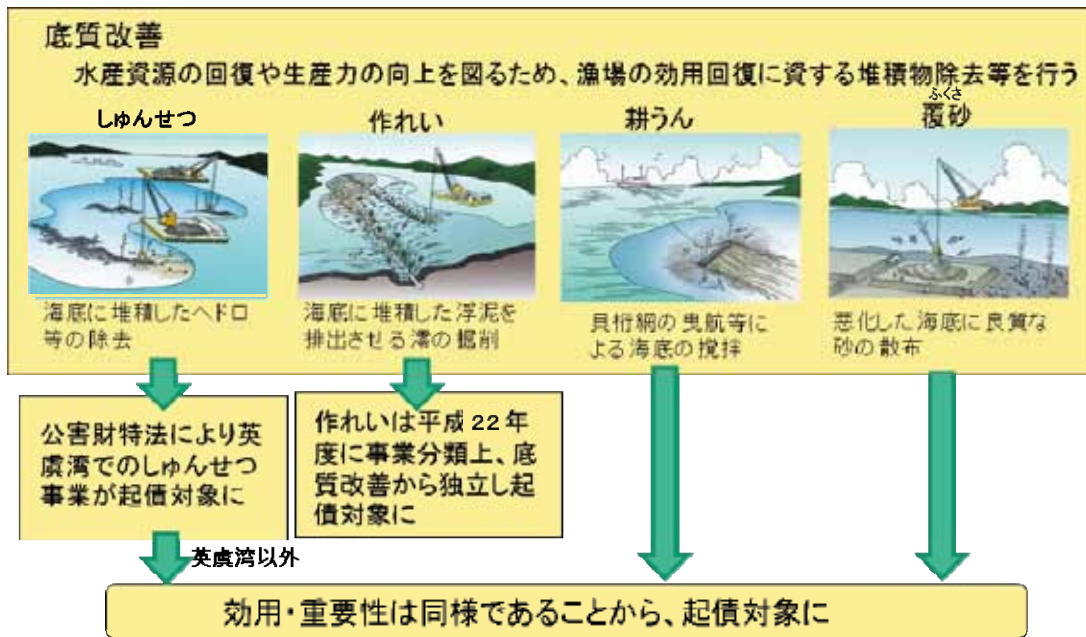
養殖共済における全員加入要件の見直し



全体に占めるくろまぐろに対する掛金の割合



栽培漁業推進協議会の概念



底質改善への起債の適用

53 高病原性鳥インフルエンザの発生時に雇用調整助成金が早期に支給されるための措置の充実・強化

(厚生労働省、農林水産省)

【提言・提案事項】 制度・予算

高病原性鳥インフルエンザの発生に伴う移動制限解除後、直ちに、畜産農家等が雇用調整助成金を円滑に利用できるよう、支給要件の緩和や支給開始時期に係る特例措置を早期に行うこと。

【現状と課題】

《現状》

- 雇用調整助成金制度は、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ発生に伴う防疫上、生産活動の縮小を余儀なくされた畜産農家等が家畜の飼養管理等に熟練した優秀な従業員を雇用維持するために利用できる非常に有益な制度です。
- 平成22年4月から国内で発生した口蹄疫に関しては、支給要件の緩和に加え特例措置が設けられたことから、移動制限解除後の1か月間の生産量や売上額などの見込みが、発生前1か月間の実績や前年同期と比較して5%以上減少する場合には、移動制限解除後直ちに、助成金の申請が可能となりました。
- 一方、平成22年11月から翌年2月にかけて国内で頻繁に発生した高病原性鳥インフルエンザに関しては、支給要件の緩和が一部実施されたものの、支給開始時期に係る特例措置が設けられなかったことから、移動制限解除後1か月間の減少見込みではなく減少実績が支給条件となり、移動制限解除後直ちに、助成金の申請ができませんでした。
- なお、これらの支給要件の緩和等に係る特例措置は、家畜伝染病の発生が終息したことをふまえ、平成24年4月に廃止されています。

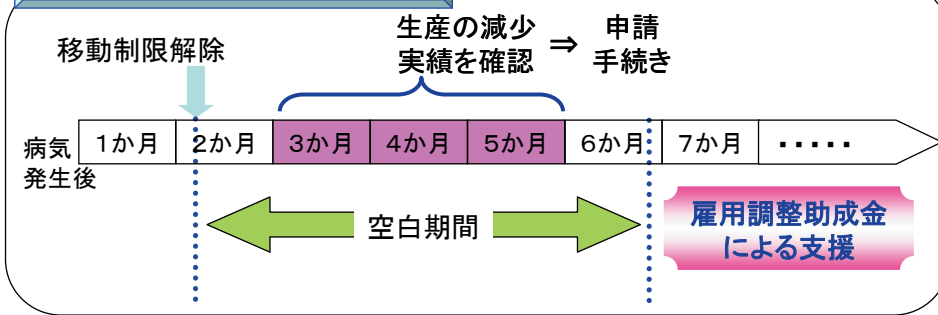
《課題》

- ① 雇用調整助成金制度の支給要件の緩和や特例措置については、雇用環境が悪化する事案の発生時において臨時的に設けられており、一定期間が過ぎると失効します。このため、高病原性鳥インフルエンザが発生した際には、その都度支給要件の緩和や特例措置の設定が行われる必要があります。これらの発動が迅速になされないと、畜産農家等の負担増大を招きます。
- ② 高病原性鳥インフルエンザの発生時においても、これまでの口蹄疫の発生時と同様の支給要件の緩和に加え、支給開始時期に係る特例措置を行うことにより、畜産農家等が移動制限解除後直ちに、雇用調整助成金を申請できるようにすることが必要です。

県担当課名 畜産課
関係法令等 雇用保険法

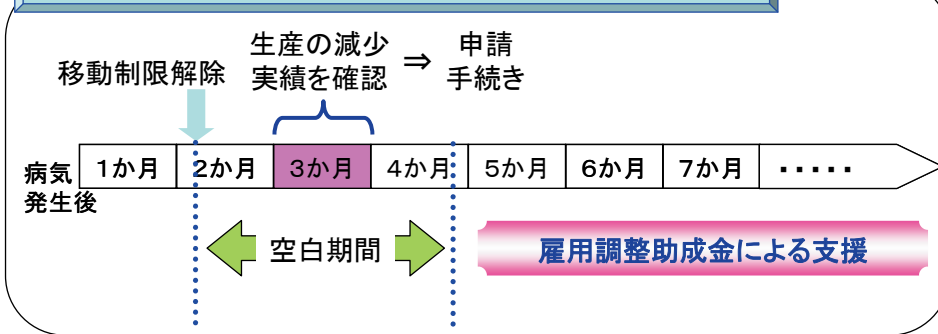
■ 雇用調整助成金の利用の流れ

現行の雇用調整助成金制度



移動制限解除後
3か月以上
利用できない

平成22年の高病原性鳥インフルエンザ発生時の措置



移動制限解除後
1か月以上
利用できない

提言内容

新たな発生時において、次の措置を併せて**早期に**実施すること

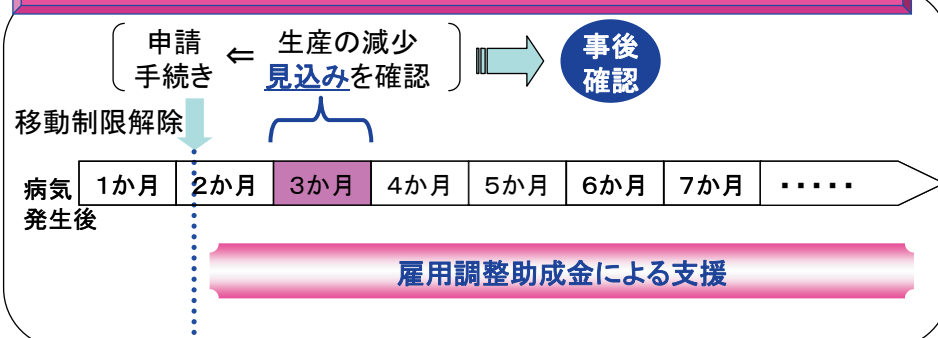
- ① 支給要件の緩和
 - … 生産の減少実績期間が 3か月 → 1か月
- ② 特例措置
 - … 実績ではなく 見込み で申請が可能

【①と②をあわせたイメージ】

移動制限解除後 3か月間の生産実績 ⇨ 移動制限解除後 1か月間の生産 見込み

畜産農家等に
負担が生じないよう
措置が講じられる
必要あり

今回の要望による新たな措置(平成22年の口蹄疫と同様の措置)



移動制限解除後
直ちに
利用が可能

54 新エネルギー導入の推進

(経済産業省)

【提言・提案事項】 制度・予算

- 1 新エネルギーの導入拡大に向けて、災害時における太陽光発電電力の利用などに係る規制緩和の早期実施と、「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」に加えて、住宅用太陽光発電の補助金の継続や太陽光発電設備の設置に対する技術開発や実証試験などへの支援を実施するとともに、電力系統の安定化に向けた支援策を拡充すること。
- 2 風力発電の建設整備を迅速かつ効率的に進めるため、国で立地選定から設置に至るまでのガイドライン等を早急に策定するなど事業実施にあたっての環境整備を図ること。

【現状と課題】

《現状》

- 国においては、新エネルギーの普及促進に資するため、平成24年7月から「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」を施行し、あわせて規制緩和、法令改正に向けた取組が進められています。
- 本県においても「三重県新エネルギービジョン」を平成24年3月に策定し、本県の地域特性に応じた安全で安心な地域エネルギーの確保に取り組むこととしており、メガソーラーの設置計画などが進んでいるところです。
- また、本県は、比較的風況がよい地域があるという地域特性から風力発電の導入が期待されていますが、近年、騒音・低周波音の影響が懸念されており、環境省では平成21年度から実態解明の調査解析が行われ、その結果をふまえて、経済産業省において環境影響評価の手引きが作成される予定です。

《課題》

- ① 太陽光発電施設の導入促進については、災害時の自立・分散型エネルギーとしてメガソーラー等で発電した電力を隣接地域で活用できるよう、電気事業法に関する規制緩和が必要です。
また、依然として経済性や設置場所の制約などに課題があるため、固定価格買取制度に加えて、住宅用太陽光発電補助金の継続や、現在利用されていない道路法面などへの設置に対する技術開発や実証試験などへの支援を実施するとともに、新エネルギー導入拡大を見据え、電力系統安定化対策を進めるための支援策を講じることが必要です。
- ② 風力発電施設の円滑な建設を促進するため、国でガイドライン等を早急に策定するなど事業実施にあたっての環境整備が不可欠です。

県担当課名 エネルギー政策課

関係法令等 電気事業法 電気設備に関する技術基準を定める省令

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法 ほか

三重県新エネルギービジョン（H24.3策定）



●基本理念

エネルギー・イノベーションによる地域のエネルギー自給力向上

●目標

平成32(2020)年度末までに、一般家庭で消費されるエネルギーの約46万1千世帯分に相当する量の新エネルギーを県内に導入

●戦略プロジェクト

三重県の強みを活用し、協創の取組のもと、5つの戦略プロジェクトを展開

- 1 地域エネルギー創出プロジェクト
- 2 まちづくり、地域づくりにおける新エネルギー導入プロジェクト
- 3 家庭、事業所における新エネルギー導入促進プロジェクト
- 4 エネルギーの高度利用促進プロジェクト
- 5 新エネルギー関連産業等育成プロジェクト

現状と課題

①新エネルギー導入促進に係るさらなる規制緩和の必要性

・行政刷新会議「規制・制度改革に関する分科会」規制緩和103項目（H24.3公表）のもと、さらなる規制緩和が必要。

②風力発電施設整備の迅速・効率的な推進に向けた環境整備の必要性

・比較的風況が優れる地域特性を生かした風力発電の導入が期待されているが、騒音・低周波音の影響に対する懸念あり。

提言①：新エネルギー導入拡大に向けた規制緩和、支援策の拡充

●新エネルギー導入拡大に向けた規制緩和

メガソーラー等の電力を災害時等に非常電源として活用するための規制緩和 など

●住宅用太陽光発電補助金制度の継続

新エネルギーの短期的かつ大量導入に向けた経済性、確保するため、住宅用太陽光発電補助金制度の継続

●未利用地域への太陽光発電導入支援策

現在利用されていない道路法面などへの設置に対する技術開発や実証試験などへの支援策が必要

●電力系統安定化に向けた支援策

出力が不安定な新エネルギーの導入拡大を見据え、電力系統強化や蓄電池等の技術開発等に向けた支援策が必要



伊勢二見メガソーラー光の街（伊勢市）
（平成25年夏頃稼働予定、容量5,000kW）

提言②：風力発電施設の建設促進に向けた環境整備

●国のガイドライン等の早期策定

円滑な風力発電施設整備に向けて、全国的レベルで解決が求められる課題に対する国のガイドライン等の早期策定が必要



青山高原周辺の風力発電施設（51基、72,000kW）

※さらに40基、8万kWの増設計画あり。将来、1サイトで1事業者が設置するものでは国内最大となる見込み。

55 電源立地地域振興対策の推進

(経済産業省)

【提言・提案事項】 制度・予算

- 1 電源立地地域対策交付金の電力移出県等交付金相当部分について、電力の安定供給を確保するうえで火力発電の重要性が一段と高まっていることに鑑み、交付水準を改善すること。
- 2 クリーンで安全なエネルギーである水力発電の開発促進や周辺地域の持続的な発展を図るため、水力発電施設周辺地域交付金相当部分について、周辺地域の意見を十分に踏まえ、交付水準の改善及び交付期間の恒久化を図ること。
- 3 電源立地地域対策交付金の貸付事業の基金について、雇用要件の緩和や新エネルギー導入促進の支援策として財源を有効活用できるよう弾力的な運用を行うこと。

【現状と課題】

《現状》

- 電力移出県等交付金相当部分については、平成21年の事業仕分けにおいて、火力発電に係る交付の比率を見直され、平成23年度から交付金の限度額算定における火力発電の係数比率が引き下げられました。これにより、本県の限度額は、平成22年度に比べ約40%の減額となっています。
- 水力発電施設周辺地域交付金相当部分については、平成23年度の見直しにより、交付期間が10年間の延長がなされ、運転開始後15年経過以降最大40年間、該当市町村に交付される一方で、交付金限度額の算定単価の引き下げ等により、関係7市町の交付限度額は減額（H22年度）58,000千円→（H24年度～）49,494千円）となりました。
- 発電用施設周辺地域企業立地貸付基金は、電源立地地域対策交付金交付規則において「事業地域に立地する企業に対する設備の取得等に要する費用に充てるための資金の貸付に係る事業」と規定され、これまで25件（貸付総額8億9千万円）の貸付を行っていますが、現行制度は3人以上の雇用義務を課しており、平成9年5月を最後に活用されていません。

《課題》

- ① 電力移出県等交付金相当部分は、公共用施設の整備等住民福祉の向上に活用され、発電施設の設置及び運転の円滑化に資するとともに、本県及び県内市町における貴重な財源となっています。電力移出県等交付金相当部分の算定にあたっては、電力需給が厳しい中、高効率な火力発電の重要性を勘案されるとともに、電源立地地域の意見を十分に踏まえ、交付水準の向上を図ることが必要です。
- ② 水力発電施設が所在する地域は、その多くが山間地域にあり、過疎化や少子高齢化が進展し、水力発電施設周辺地域交付金相当部分は地域振興のための重要な財源となっているため、周辺地域の意見を十分に踏まえ、交付水準を改善するとともに、交付期間を恒久化することが必要です。
- ③ 発電用施設周辺地域企業立地貸付基金を有効活用し、電源立地地域の振興を図るためには、雇用要件の緩和や新エネルギーの導入促進等の支援策となるよう交付規則の弾力的な運用が必要です。

県担当課名 エネルギー政策課

関係法令等 発電用施設周辺地域整備法 電源立地地域対策交付金交付規則 ほか

三重県内発電用施設周辺地域一覧

立地市町(8市町) ● 火力 (計35万kW以上) ● 水力 (計1千kW以上)

隣接市町(7市町)
(火力の立地市町の隣接のみ、御浜町は県の旧要領より該当)

【四日市市】

- ・中部電力 四日市(LNG火力) 1,245,000kW
- ・コスモ石油(石油火力) 200,000kW

【川越町】

- ・中部電力 川越(LNG火力) 4,802,000kW

【名張市】

- ・中部電力 青蓮寺(水力) 2,000kW
- ・中部電力 比奈知(水力) 1,800kW

【松阪市】

- ・三重県 蓮(水力)4,800kW
- ・中部電力 青田(水力)2,800kW
- ・中部電力 宮前(水力)830kW

【大台町】

- ・三重県 宮川第三(水力) 12,000kW
- ・三重県 三瀬谷(水力) 11,400kW
- ・三重県 長(水力) 2,600kW
- ・三重県 大和谷(水力) 6,400kW

【尾鷲市】

- ・中部電力(石油火力) 875,000kW

【多気町】

- ・中部電力 波多瀬(水力)800kW
- ・中部電力 下出江(水力)740kW

【熊野市】

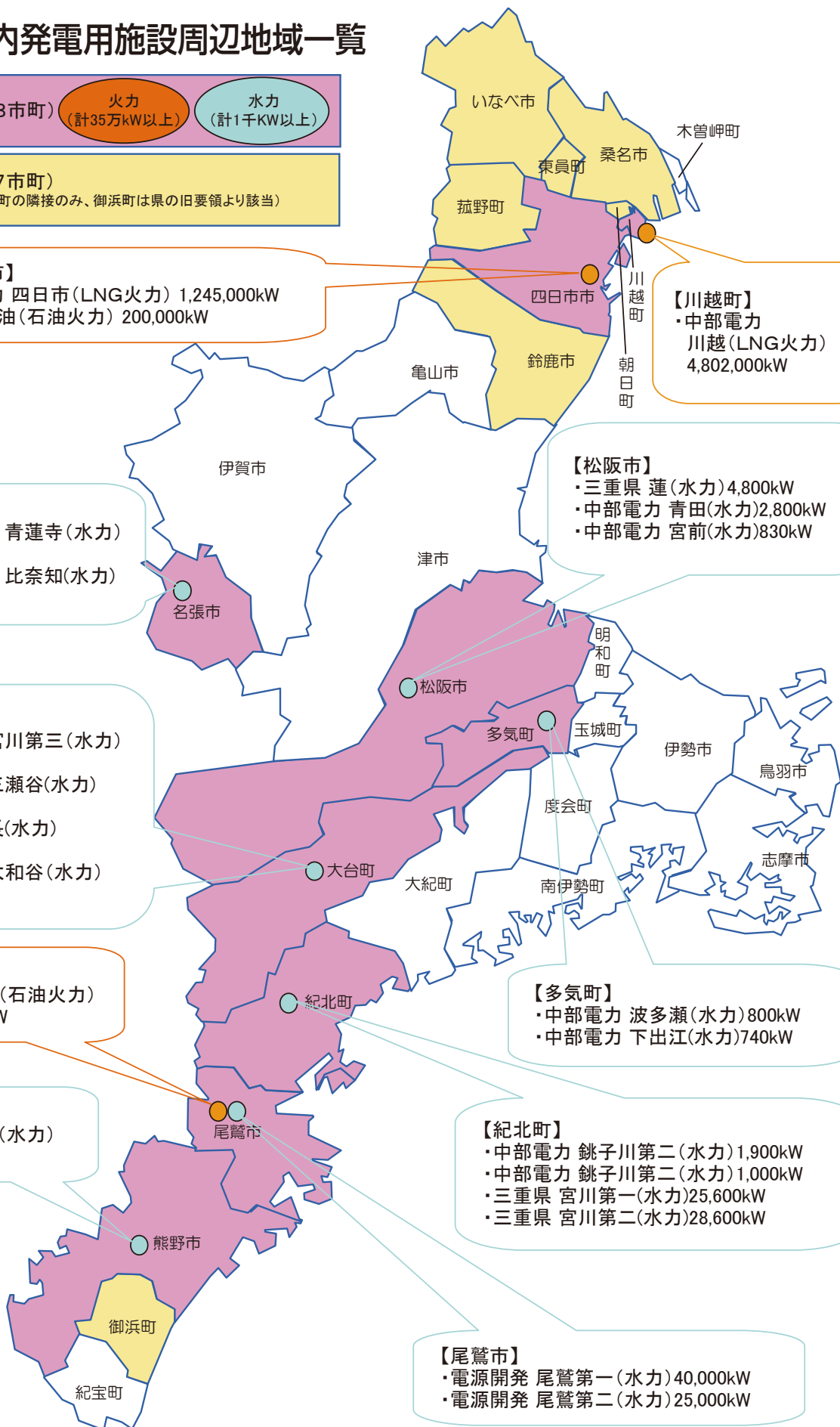
- ・電源開発(水力) 30,000kW

【紀北町】

- ・中部電力 銚子川第二(水力)1,900kW
- ・中部電力 銚子川第二(水力)1,000kW
- ・三重県 宮川第一(水力)25,600kW
- ・三重県 宮川第二(水力)28,600kW

【尾鷲市】

- ・電源開発 尾鷲第一(水力)40,000kW
- ・電源開発 尾鷲第二(水力)25,000kW



56 未利用工場排熱の農業生産システムへの展開

(経済産業省)

【提言・提案事項】 **制度・予算**

未利用工場排熱や木質バイオマスなどの熱利用を組み入れた新たな農業生産システムの構築に向けて、生産者と企業が連携した取組をトータルパッケージで支援する制度を創設すること。

【現状と課題】

《現状》

- 東日本大震災以降、これまで以上に新エネルギーの活用や省エネルギーの推進が求められ、特に、我が国の最終エネルギー消費の約半分を占める熱を有効に利用することが重要となってきています。
- また、食料自給率は約40%と、主要先進国中最低水準にあるなかで、植物工場など生産性の高い農業生産システムの導入が進められていますが、暖房等のエネルギーコストが高く経営を圧迫しています。
- 本県では、「みえグリーンイノベーション構想」(H25.3策定)のもと、ものづくり中小企業の技術を農業分野などに展開することによる第一次産業の高付加価値化に資する農商工連携を推進しています。

《課題》

- ① 工場などの施設からは未利用の低温排熱が大気に大量に放出されており、こうした熱源を農業などに有効利用することは、省エネルギーを一層推進するため有効な手段です。
- ② こうした未利用排熱やバイオマス利用による熱源と、エネルギーを大量に使う植物工場などとの組合せは、温度・湿度や二酸化炭素濃度などの最適制御との相乗効果により、農作物の生産性の向上が期待されています。
- ③ しかし、現在、このような取組を推進する支援スキームは、農家や農業団体など生産者を主体としたものであったり、省エネルギー設備の導入促進を主目的としたものであり、産業界と生産者の連携による農作物の収量や品質への影響評価や、熱管理などの最適なオペレーション手法を取り込んだ新たな農業生産システムの構築が進んでいない状況です。
- ④ そのため、今後は、工場に隣接した実フィールド(農場)での実証試験などを想定し、未利用工場排熱や木質バイオマスの熱利用を組み入れるなど省エネルギーを推進しつつ、新たな農業生産システムの構築に向けたトータルパッケージ支援制度が必要です。

県担当課名 エネルギー政策課

(参考) 具体的なプロジェクト例

① 工場排熱・バイオマス資源を活用した次世代環境制御植物工場の実証

概要：工場排熱と木質バイオマスを空調エネルギーに利用し、ハウス内の温度・湿度・二酸化炭素濃度などをコントロールする次世代環境制御型植物工場により国内市場に向けた高品質なミニトマトの栽培実証を行なうとともに、リコピンなどの有用成分の抽出などの食品加工の実証を実施する。

参加者：県内食品加工中小企業、農家

② 高付加価値農作物生産に向けた地面温度調節システムの実証

(温泉熱などを活用した真冬の完熟マンゴー生産)

概要：温泉熱や雪氷熱を熱源としたヒートポンプ式空調を導入した地面温度調節システムを導入した次世代植物工場により、収穫時期を真冬（12月ごろ）に制御した完熟マンゴーの生産の実証試験を実施する。

参加者：県内外ものづくり中小企業、農家

提言：未利用工場排熱や木質バイオマスなどの熱利用を組み入れた新たな農業生産システムの構築

現状

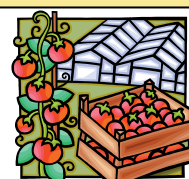
- ・ 我が国の最終エネルギー消費の約半分を占める熱の有効利用が重要
- ・ 食糧自給率が40%と主要先進国で最低水準
- ・ 生産性の高い農業生産システムではエネルギーコストの上昇が経営を圧迫
- ・ ものづくり中小企業の技術を農業分野へ展開する取組の推進

課題

- ・ 工場などから大量に大気に放出される未利用低温排熱などと植物工場との組合せは、企業と農家の連携による新たな農業生産システムとして期待されているが、農家や農業団体など生産者に限定した支援制度や、省エネルギー設備の導入促進に対する支援制度など、生産者と企業が連携した取組に対するトータルな支援メニューがない。
- ・ また、農作物の収量や品質への影響評価や、熱管理などの最適なオペレーション手法を取り込んだ新たな農業生産システムの構築が進んでいない。



生産者と企業の連携による工場に隣接した農場での実証試験などの省エネルギー農業生産システムの構築に向けたトータルパッケージ支援制度の創出



未利用排熱などを活用した農業生産システムの推進

57 農商工連携による新事業展開の促進

(経済産業省)

【提言・提案事項】 制度・予算

規格外農作物などの未利用資源を活用した新事業展開（農商工連携）に向けて、未利用資源の集約から加工、流通までのトータルパッケージを支援する制度を創設すること。

【現状と課題】

《現状》

- 食料自給率は約40%と、主要先進国中最低水準にあるなかで、地域の基幹産業である農林水産業の高付加価値化が求められ、特に、地域の活性化と並行して農業の競争力を向上させるためには、規格外農作物などの未利用資源と、ものづくり技術や商業ネットワークのマッチングによる新事業の促進が重要となっています。
- 本県では、「みえグリーンイノベーション構想」(H25.3策定)のもと、県域を越えた広域連携による新たな産業創生に取り組むため、バイオマスの活用による地域産業の創出に資する地域連携や、ものづくり中小企業の技術を生かした第一次産業の高付加価値化に資する農商工連携などのグローバル展開を視野に入れた広域的な連携を推進しています。

《課題》

- ① 地域の農業現場では、商品にならない規格外農作物などの未利用資源を有効活用していく取組が活発となってきており、例えば高栄養飼料・機能性食品・化粧品・医薬品などの付加価値の高い商品の開発は、中小企業と農家が連携した広域的な新たなビジネスとして期待されています。
- ② このような状況のもと、地域の基幹産業に従事する農林水産漁業者と中小企業者が有機的に連携する新事業活動の支援策は、新商品・新サービスの開発、販路開拓等の取組支援であり、例えば規格外農産物などの未利用資源の集約から加工(最先端技術だけでなく既存技術も活用した、有効成分の抽出・分離)、流通までのトータルパッケージ支援制度が整備されていません。
- ③ また、広域的な連携(ローカル・トゥ・ローカル)の取組に対する支援も不足しており、さらに、スピード感を求める小規模事業者に対しては法認定などの事務手続きが多大な負担となっています。
- ④ このため、農林水産漁業者と中小企業者の広域的な連携(ローカル・トゥ・ローカル)による既存技術などを活用した規格外農産物などの未利用資源の集約・加工・流通などのトータルパッケージ支援制度の創設が必要です。

県担当課名 エネルギー政策課

(参考) 具体的なプロジェクト例

① 爆砕などの技術を活用した高付加価値飼料の開発

(大豆の皮など未利用(不要物)資源を用いた飼料の改良による乳・牛肉製品の品質向上)

概要: 栄養価は高いが消化が悪いため家畜用飼料として未活用大豆の皮などの未利用資源を、爆砕技術により加工し、新しい飼料を開発することで、乳・牛肉製品の品質向上を目指す実証試験を実施する。

参加者: 県内ものづくり中小企業、北海道内中小企業・農家

② 抽出・発酵などの高度加工技術を活用した高付加価値素材の開発

(規格外農作物、種皮などの不要物などを使用した機能性食品の展開)

概要: 大量に存在する規格外農作物(ニンジンやビートトップなど)や、食品加工残渣(かぼちゃの種など)の未利用資源から、高付加価値素材を発酵・分離・抽出・精製することで、機能性食品・化粧品などの原料への展開を目的とした実証試験に取り組む。

参加者: 県内ものづくり中小企業、北海道内中小企業・農家

提言: 規格外農作物などの未利用資源を活用した新事業展開(農商工連携)

現状

- ・ 食糧自給率が40%と主要先進国で最低水準
- ・ 規格外農作物など有効に活用されていない資源が豊富に存在

三重県では、

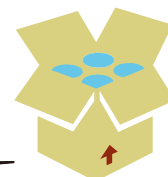
- ・ バイオマスの活用による地域産業創出を推進
- ・ 中小企業の技術を生かした農産物の高付加価値化(農商工連携)を推進

課題

- ・ 農林水産漁業者と中小企業者が有機的に連携する新事業活動の支援策は、新商品・新サービスの開発、販路開拓等の取組支援であり、例えば規格外農産物などの未利用資源の集約から加工(最先端技術だけでなく既存技術も活用した、有効成分の抽出・分離)、流通までのトータルパッケージ支援制度が未整備
- ・ 広域的な連携(ローカル・トゥ・ローカル)の取組に対する支援不足
- ・ さらに、スピード感を求める小規模事業者に対しては法認定などの事務手続きが多大な負担



農林水産漁業者と中小企業者の広域的な連携による既存技術などを活用した規格外農産物などの未利用資源の集約・加工・流通などのトータルパッケージ支援制度の創設



農業の高付加価値化を目指した新たなビジネスの創生

58 障がい者雇用促進に向けた新たな仕組みづくりの支援

(厚生労働省)

【提言・提案事項】 制度・予算

障がい者の働く場を「福祉から就労へ」移行を促進する新たなしくみを持つ拠点施設とするための、アンテナショップ・カフェの設立及びその安定的な事業継続に向けたハード・ソフト両面を支援する助成制度を創設すること。

- 1 アンテナショップ・カフェ施設の整備に係る助成
- 2 授産品販路拡大を図るマーケティング人材及び雇用・訓練及び定着に向けた教育人材の確保・育成等、安定的な事業継続に係る助成

【現状と課題】

《現状》

- 障がい者自身の就労意欲の高まり等を背景に、本県の平成23年度新規求職者数は過去最高の2,038人(前年比11%増)となったものの、就職件数は半数以下の960件にとどまり、働きたい障がい者が必ずしも働けていない状況にあります。
- 本県では、社会全体の障がい者雇用の重要性に対する理解を進めるため、県民が障がい者と接したり交流したりする機会や「場」として、アンテナショップ・カフェの創設に向け、行政、経済・労働団体等が連携して仕組みづくりを進めています。
- 福祉から雇用へと結びつける福祉的就労施設についても、一般企業への就労移行者が年間1～2%にとどまっており、施設利用者の多くが低所得の状況です。
また、魅力的な授産品が少なく、販売量も少ないという課題解決につなげるため、「売れる」商品開発を促し、生産量増加、工賃の上昇を図る仕組みと人材を備えたアンテナショップ・カフェの設置を検討しています。

《課題》

- ① 「福祉から就労へ」の流れを促進するため、「訓練を受けることによって障がい者が成長していきいきと働くことができる」ことへの理解を促す場としては、就労移行を促進する訓練機能を持ち、障がい者がフロントヤードで活躍できるアンテナショップ・カフェが最適です。そのための整備費の確保が課題となっています。
- ② 魅力的な商品開発を促し、生産量増加、工賃の上昇を図る情報発信の場としてのアンテナショップを運営する人材確保と育成に係る経費が必要です。
- ③ 県を中心とした行政、経済・労働団体等が連携し、障がい者が希望する職域や新たな分野での雇用に結びつくよう、サービス産業分野での接客等、段階的に多様な業務経験や訓練の機会を確保するアンテナショップ・カフェ等拠点を整備する必要があります。
- ④ 障がい者雇用支援施策として「福祉から就労へ」移行を促進するアンテナショップ・カフェの整備とともに、授産品販路拡大を図るマーケティング人材及び雇用・訓練及び定着に向けた教育人材の確保・育成、ノウハウ、情報収集等に係る一体的な助成制度が必要です。

県担当課名 雇用対策課

1 厳しい障がい者の雇用環境

- 障がい者就職率(H23 年度) 47.1%(全国22位)
- **厳しい雇用・経済状況の中、働きたい障がい者が満足に就労できない。**
- 障がい者法定雇用率達成事業所割合(H24.6.1 現在) 50.2%(全国29位)
- 障がい者実雇用率(H24.6.1 現在) 1.57%(全国45位)

2 福祉的就労施設における状況(低賃金、一般企業への就労が困難)

- 授産施設平均工賃 12,477円(全国28位)
- 県立特別支援学校卒業後の一般就労就職率 31.1%
- 社会福祉施設から一般企業への就職率 年間1~2%
- **福祉的就労施設においても、工賃が低く、施設を出た者の就職が困難。**

3 三重県障がい者雇用実態調査結果(平成21年度、回答7,000事業所)

- 障がい者を雇用するにあたって課題があると回答した企業の割合 77.4%
- ・職場の安全面の配慮が適切にできるか 35.8%
- ・設備・施設・機器の改善をどうすればよいか 18.8%
- } 両者で54.6%
- **県民が障がい者と交流する機会や場が乏しく、企業においても障がい者雇用の重要性に対する理解が進んでいない。**

本県の障がい者雇用の課題

- 1 段階的に多様な訓練を行うことによって、障がい者が成長し、特性に応じていきいきと働けることが理解されていない
- 2 授産品の販売機会が乏しく、品質・技術の向上が必要。魅力的な授産品が生産できない

課題解決に向けた今後の取組

県を中心とした行政、経済・労働団体等が連携し「アンテナショップ・カフェ」を創設

- ・障がい者が地域でいきいきと働く場
- ・授産品が多く県民の目に触れる、障がい者と県民が接する交流の場
- ・授産品の生産技術、生産者の働く意欲の向上につながるブラッシュアップ、障がい者の多様な業務訓練の場

提言

「福祉から就労へ」移行を促進する新たなしくみを持つ拠点施設の整備及びその安定的な事業継続に向けて

- 1 アンテナショップ・カフェ等の整備、運営に係る助成制度の創設
- 2 授産品販路拡大を図るマーケティング人材及び雇用・訓練及び定着に向けた教育人材の確保・育成、ノウハウや情報収集等に係る助成制度の創設

- 《まちなかでのアンテナショップ・カフェ施設を整備(新設・改装等)》
- ・厨房での弁当や飲食物の調理、カフェでの提供、店頭販売、清掃等の訓練・支援
 - ・福祉事業所等で制作された授産品をコーディネートし、展示・販売

59 高度化事業の償還期限延長等について

(経済産業省)

【提言・提案事項】 制度・予算

- 1 事業環境の激変などにより経営不振に陥った高度化資金貸付先組合等に対して、県等が早期に組合等に支援を講ずることができるような制度として、独立行政法人中小企業基盤整備機構に事業再生支援制度などを整備すること。
- 2 高度化資金の償還期限（通常20年、特認として最大10年延長可能）を経営改善計画で認められた償還期間まで拡大すること。

【現状と課題】

《現状》

- 中小企業や小規模企業が共同して経営基盤の強化や事業環境の改善を図るため、協同組合・商店街振興組合等を設立して、事業計画を作成し県及び中小企業基盤整備機構から中小企業高度化資金の融資を受け、高度化事業を実施しました。しかしながら、長引く世界的不況、国内のデフレ経済の進展などが経営に与える影響が極めて大きく、さらに市場環境の変化に十分対応できず、受注(来客)の減少、単価の下落、利益の縮減(赤字転落)、資産価値の下落や、組合員の高齢化、組合員減少による一組合員あたりの負担の増加など、組合・組合員は非常に厳しい経営状況となっています。
- こういった環境を踏まえ、本県では、独立行政法人中小企業基盤整備機構と協働して、地域への影響等も考慮し、経営不振ではあるものの事業継続の可能性があり、事業継続意欲が高い協同組合等に対して外部専門家などを活用し、事業などの改善指導、事業改善計画の策定及び条件変更に係る手続き指導を行うなど、事業継続・再建に向けての支援を実施しています。
- また、高度化資金の最終償還期限延長の条件変更は、事業不振ではあるものの経営改善計画を策定し、組合・組合員が着実に実施できる見込みがある場合には最終償還期限を最大10年間延長することが可能となっていますが、それ以上は認められていません。なお、中小企業再生支援協議会が行う事業再生で債権者の同意を受けた再生計画については、高度化資金についても計画に示された期間内での返済が認められていますが、協同組合等にとっては利用が困難な状況です。

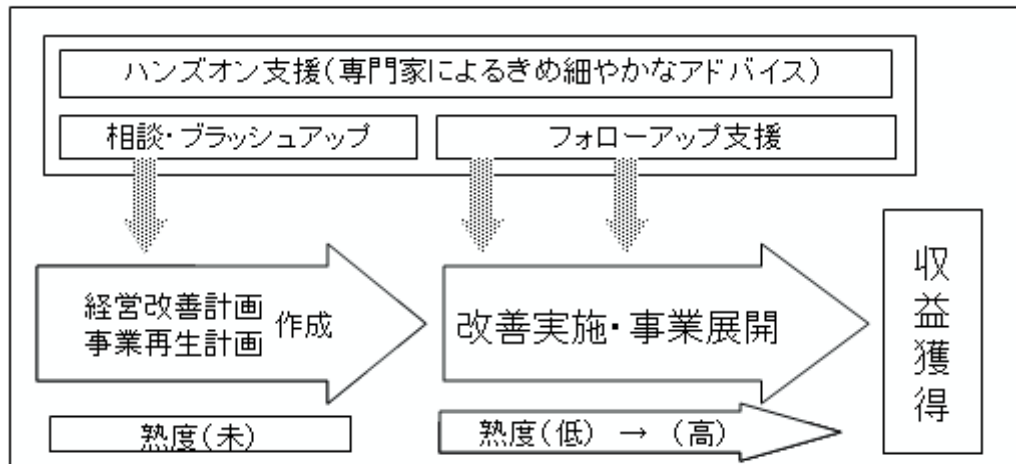
《課題》

- ① 地域経済や地域生活を支えているこれら組合・組合員が立ち直るには、経営改善や事業再生の計画作成支援に加えて、計画の実行段階での支援などを行うことが効果的です。県が行っている支援事業を幅広くバックアップするため、組合・組合員への計画の作成から実行まで支援するハンズオン支援制度や債権の買取りも含めた事業再生支援制度を、独立行政法人中小企業基盤整備機構において創設することが必要です。
- ② 中小企業高度化資金の事業の実施先で、県・独立行政法人中小企業基盤整備機構の指導等を受けて経営改善計画を作成し、着実にその計画を実行している組合等については、通常20年（特認として最大10年延長可能）の償還期限をその経営改善計画で認められる返済計画どおりの償還期間まで延長可能とすることが必要です。

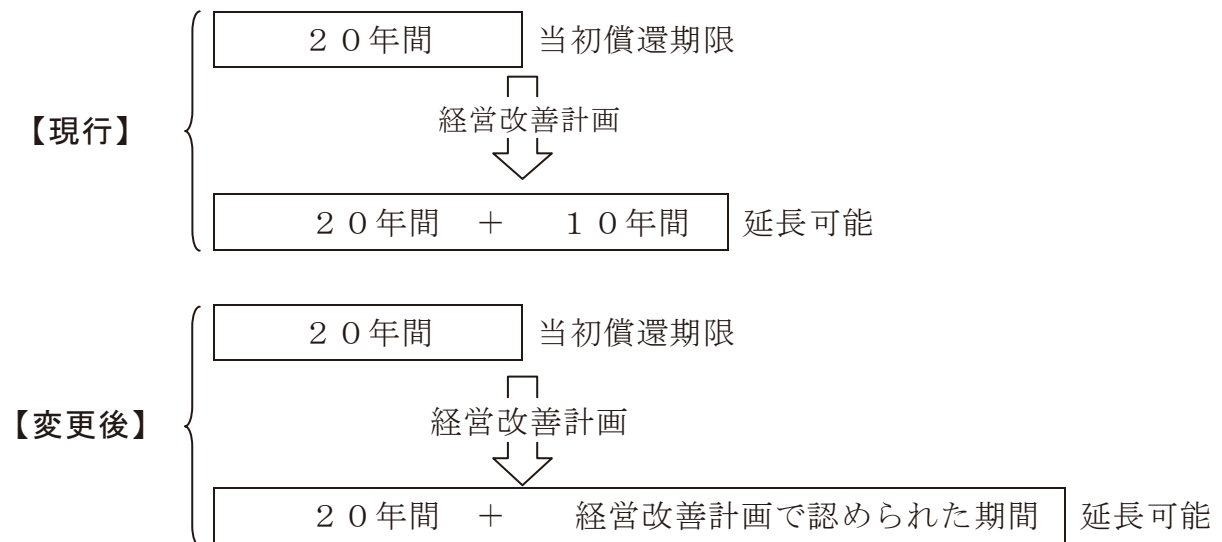
県担当課名 サービス産業振興課

関係法令等 高度化事業に係る都道府県に対する資金の貸付けに関する準則(中小企業基盤整備機構)

ハンズオン支援のイメージ



返済期間延長のイメージ



人通りがまばらな商店街

60 戦略産業雇用創造プロジェクトによる支援について

(厚生労働省)

【提言・提案事項】 制度・**予算**

地方の雇用経済情勢が厳しい中、安定的かつ良質な雇用を創造するために地域の産業政策と一体となった雇用創造プロジェクトによる取組を支援すること。

【現状と課題】

《現状》

- 平成23年度の三重県の有効求人倍率は0.75倍で平成20年以降、厳しい状況が続いています。
- 本県の就業者を産業大分類別の構成比で見ると、最も多いのは製造業で23.8%となっており、全国の16.1%に比べると比率が格段に高くなっています。
(平成22年国勢調査)
- 本県の製造業での平成23年度新規求人数は、16,835人でリーマンショック直前の平成19年度の26,734人と比べ37.0%の大幅な減少となっています。

《課題》

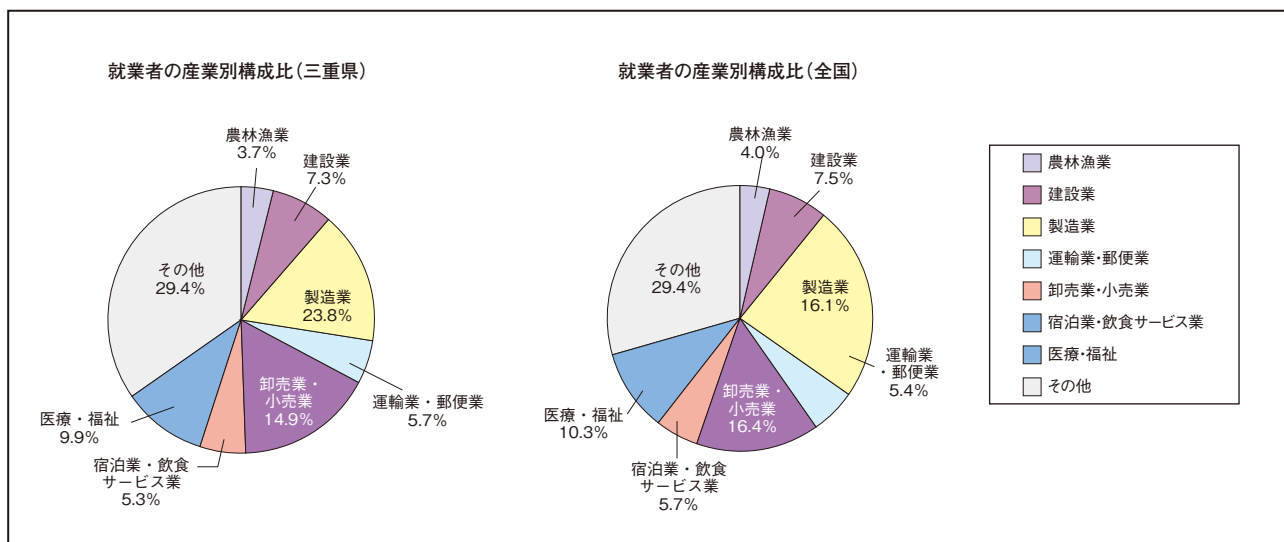
- ① このような本県の雇用情勢を抜本的に改善していくためにも、本県の経済をけん引する製造業の維持・強化が必要であり、特に、県内の製造品出荷額等の5割以上を占める自動車関連産業（輸送用機械器具製造業、プラスチック製品製造業、金属製品製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業）に注力した取組を展開していくことが必要です。
- ② その際、経営資源に余力のない中小企業にあっては、新技術・新製品の開発を担う研究者・技術者や製造を担う技能者、さらには川下企業（完成車メーカー）とのネットワーク構築や販路開拓のための新規雇用が厳しい状況です。
- ③ このような状況を踏まえ、本県では産学官金が連携し、次世代自動車に関する大学への寄附講座の開設や、産業界における高度技術者雇い入れによる新分野展開や技術力向上の支援、中小企業等の研究人材の育成と雇用支援、さらには中小企業技術者養成講座の開設などに取り組んでいくこととしています。
- ④ このような取組をパッケージで行うことにより、産業政策と一体となった効果的な雇用創造プロジェクトに取り組んでいきたいと考えており、地域産業が国際競争力を維持していくためにも国による積極的な支援が必要です。

県担当課名 雇用対策課

【年度別有効求人倍率の推移】

	H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3
三重県	1.42	1.41	1.38	0.91	0.44	0.62	0.75
全国	0.98	1.06	1.02	0.77	0.45	0.56	0.68

【産業別の就業状況】



本県では、自動車の省エネ化のための軽量化等に向けた5つの研究会を設け、自動車産業の振興を図っています。

研究会は、県雇用経済部と工業研究所が中心となり、大学の協力も得ながら、多くの企業が参加しており、それぞれテーマ別に「複合プラスチック研究会」、「金属材料研究会」、「接合技術研究会」、「CAE活用研究会」、「電動・電装部品研究会」があります。

この研究会活動を母体に、企業の技術的課題の解決や、販売先の拡大を図るための事業主向け雇用拡大支援メニューを実施し、研究会参加企業が求める人材育成を行うとともに地域ネットワークを強化し、産業政策と一体となった質の高い雇用の創造を図ります。

想定される具体的な取組

【次世代自動車 電動・電装部品寄附講座】

大幅に生産台数が増加しているハイブリッド車（HV）、量産化が始まった電気自動車（EV）、今後市販化が予定されている燃料電池車（FCV）では、電池（LIB）、大電力用ケーブル、インバータ・コンバータ、モーター等が新たな基幹部品となり、これらの需要は今後さらに増加が期待できることから、これらの自動車駆動用の電動・電装部品に関する研究開発を促進するため、県内企業との連携により県内大学に寄附講座を開設。

これにより、県内における次世代自動車基幹部品の研究開発機能を充実させ、県内企業の次世代自動車部品への展開を支援する。

61 官民協働による魅力ある観光地づくり支援の充実

(観光庁)

【提言・提案事項】 制度・予算

官民協働による観光資源の商品化に向けた意欲的な取組を支援する「官民協働した魅力ある観光地の再建・強化事業」による着地型旅行商品の造成につながる魅力ある観光地づくりへの支援をさらにいっそう拡大すること。

【現状と課題】

《現状》

- 本県では、平成25年10月に伊勢神宮の式年遷宮、平成26年7月に熊野古道(紀伊山地の霊場と参詣道)世界遺産登録10周年を迎えることから、これを好機ととらえ、観光地づくりに積極的に取り組んでいます。
- 本県では、観光旅行者の多様なニーズに対応する観光振興の取組を県民、行政、観光事業者、関係団体と連携して進めることを「観光協創」と位置づけ、もてなしの向上や観光産業の活性化を進めています。
- 国の経済対策の一環である平成24年度補正予算による「官民協働した魅力ある観光地の再建・強化事業」には、県内の2事業が採択されています。
＜リアル忍者育成ツーリズム～日本中の忍者ファンと創るみんなの忍者の町！＞
＜伊勢志摩地域を紡ぐ“人・自然・食・文化・暮らし”五感体感・感幸ツアー＞

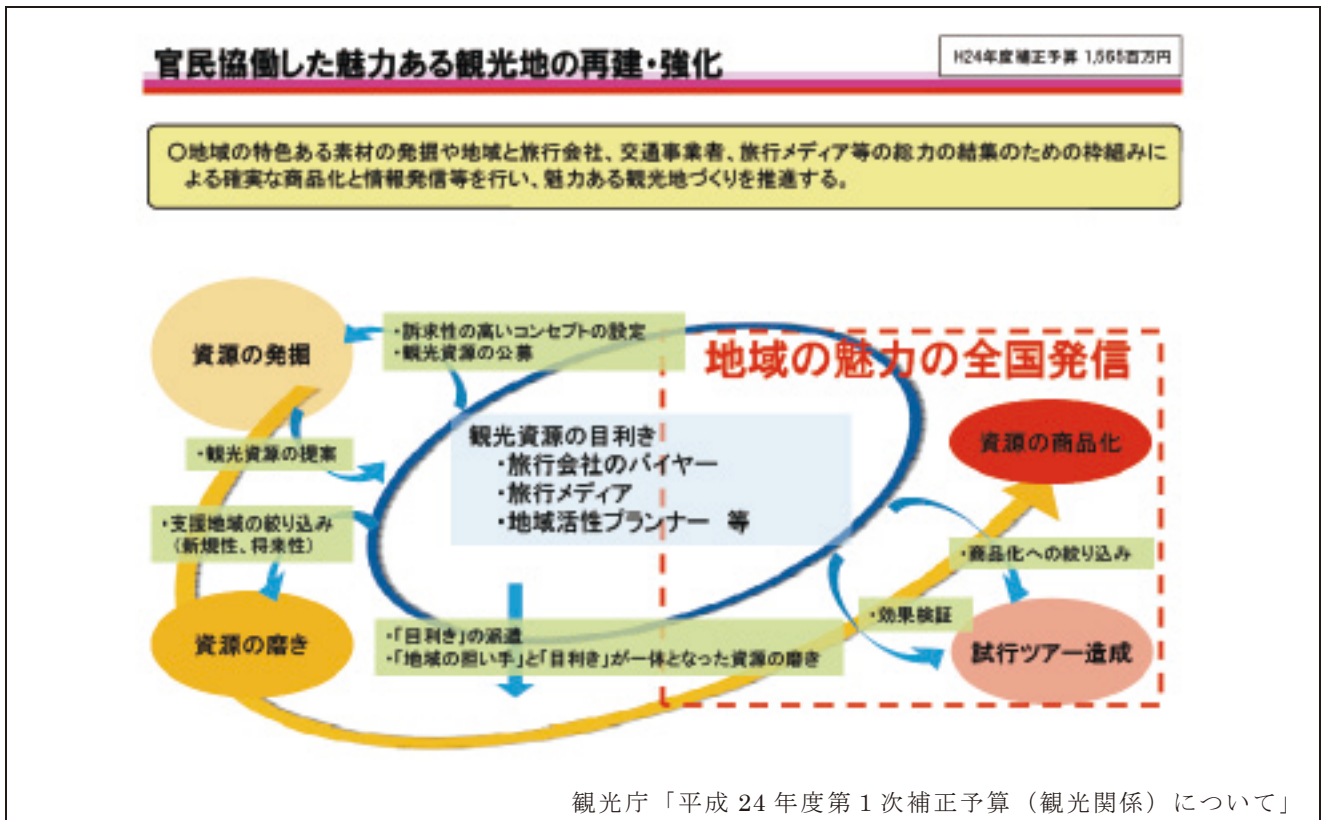
《課題》

- ① 魅力ある観光地づくりを推進していくためには、県民、行政、観光事業者、関係団体等の官民が連携し、観光資源の発信、磨き上げ、商品化が行われるよう機運を醸成し、やる気を引き出していくことが必要です。
- ② 県民、行政、観光事業者、関係団体等が連携した新たな取組は、専門的な知見や資金の不足により、その芽をいかしきれないことが懸念されます。
- ③ 魅力ある観光地づくりをより積極的に展開し、着地型の旅行商品づくりにつなげていくためには、観光資源の「目利き」や「モニターツアー」の実施等の専門的で実証的な支援が必要です。

県担当課名 観光政策課

関係法令等 観光立国推進基本法 観光立国推進基本計画

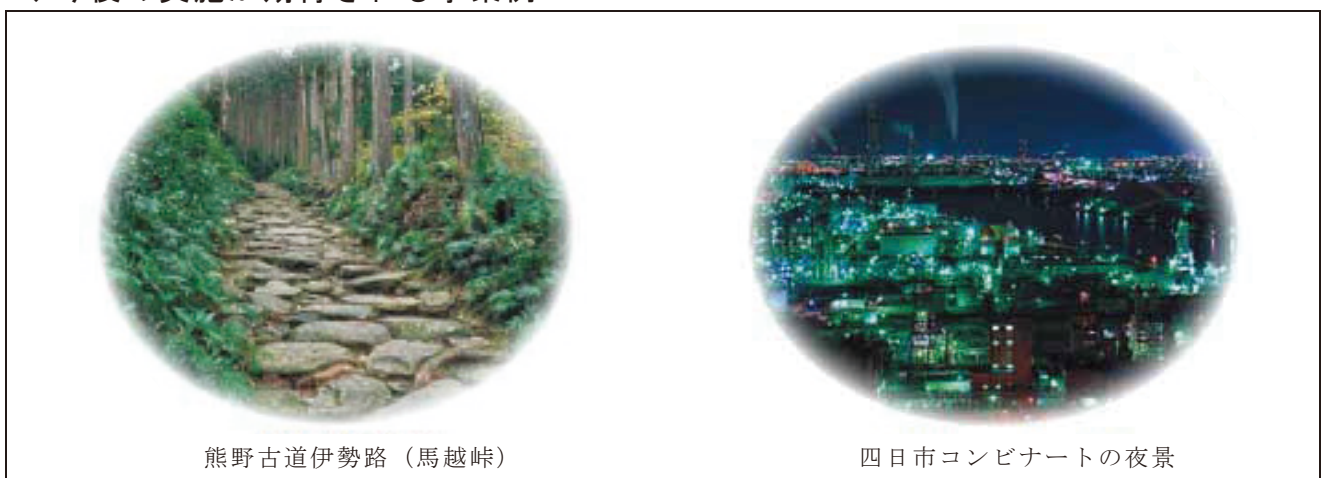
◆ 現行制度の概要



◆ 平成 24 年度の採択事業（官民協働した魅力ある観光地の再建・強化事業）



◆ 今後の実施が期待される事業例



62 訪日観光旅行に関する査証発給要件の緩和

(観光庁、外務省)

【提言・提案事項】 **制度**・予算

訪日旅行促進事業（ビジット・ジャパン事業）における重点市場であるタイからの観光旅行に関する査証発給要件の緩和、査証申請手続きの簡素化を行うこと。また、査証免除措置の検討を行うこと。

【現状と課題】

《現状》

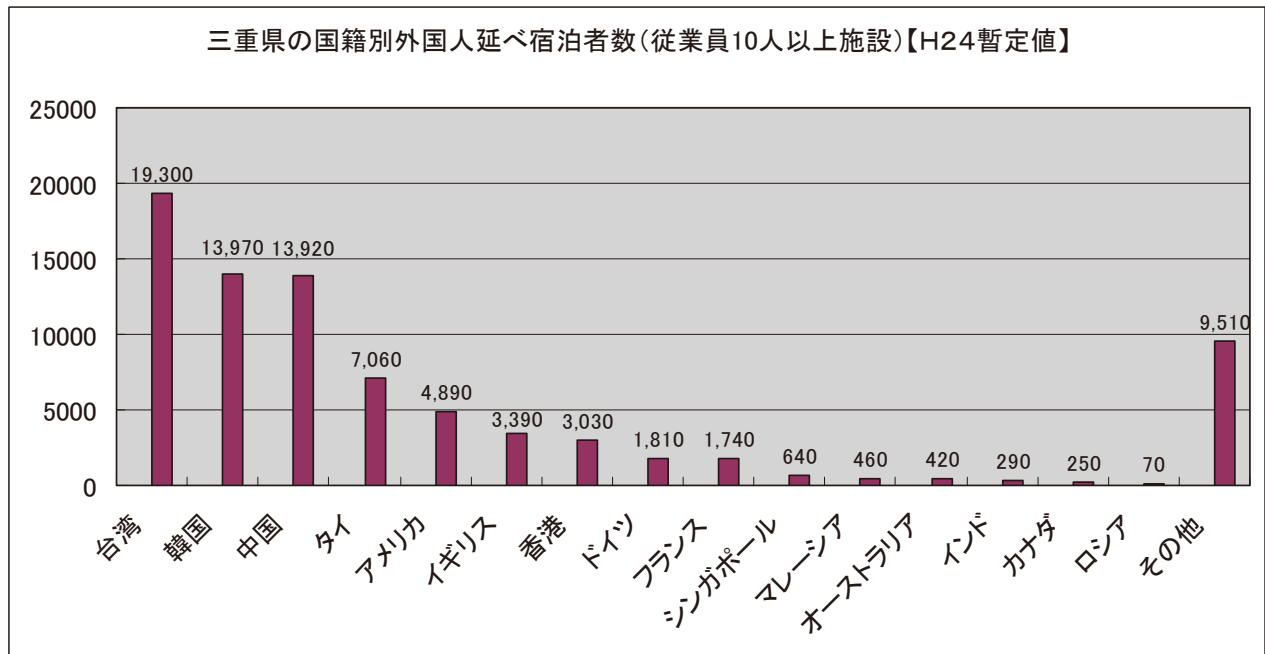
- タイ人が日本に観光目的で入国する場合には、査証を取得する必要があります。
- 平成24年6月1日より短期滞在数次ビザの発給が開始されました。しかしながら滞在期間は、原則15日(申請内容に応じて審査の結果、最大90日)で、有効期間は最大3年となっています。

《課題》

- ① 短期滞在数次ビザは、経済的な要件などがある上、申請には各種書類の提出などが必要で、繁雑な手続きを伴う査証の取得が必要であることには変わりありません。
- ② この制度の導入により、タイから日本への観光客の増加など、日・タイ間の交流の発展が期待されていますが、今後のさらなる交流促進のためには、査証発給要件の緩和（滞在期間・有効期間の長期化等）、査証申請手続きの簡素化が必要であり、さらには、査証免除措置の検討が必要です。

県担当課名 国際戦略課
関係法令等 出入国管理及び難民認定法

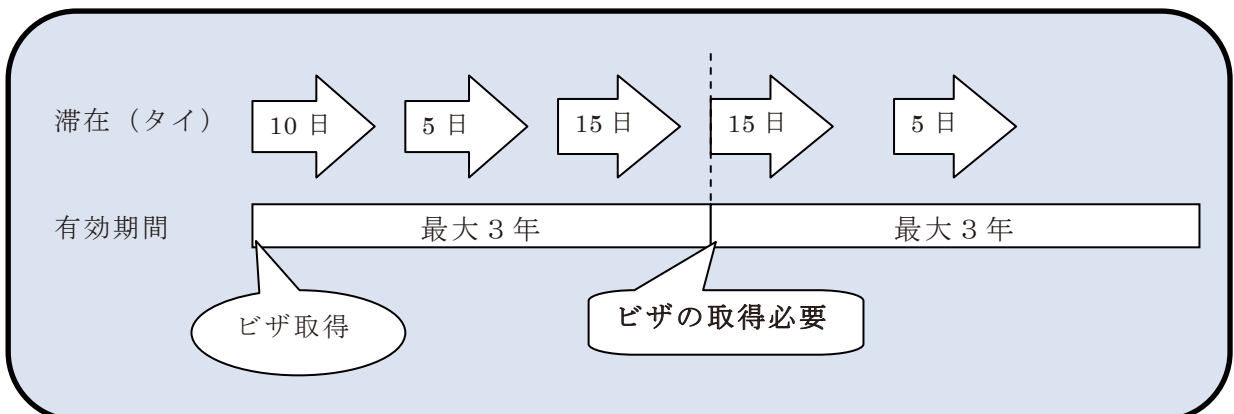
<外国人延べ宿泊者数>



<アジア各国の訪日観光ビザ見直しの経緯>



<タイのビザ発給>



63 地方の自由度を高める地方分権改革の推進

(内閣官房、内閣府、総務省)

【提言・提案事項】 **制度**・予算

- 1 国と地方の役割分担を適切に見直した上で、国・地方間の事務・権限の移譲、国の過剰な関与や義務付け・枠付けの廃止、縮小を進めること。
また、国の業務のうち、県・政令市毎の受入が可能であると考えられるものについては、積極的に事務・権限の移譲を進めること。
- 2 地方に影響がある政策の具体化に当たっては、「国と地方の協議の場」等において十分な議論を行い、地方の意見を反映させること。

【現状と課題】

《現状》

- いわゆる第2次分権改革において、第1次安倍内閣で設置された地方分権改革推進委員会の勧告を契機に、国から地方への権限移譲、義務付け・枠付けの見直し、国と地方の協議の場の法制化などの取組が順次進められてきました。
特に義務付け・枠付けの見直しについては、対象となる約4,000条項が順次見直され、第3次見直しに係る事項(衆議院解散に伴い、旧第3次一括法案は廃案)及び地方からの提案に基づく第4次見直しに係る事項について、平成25年4月12日に第3次一括法案が国会提出されたところです。
また、国の出先機関のほとんどの事務・権限については、広域での一定の連携・調整を図ることにより県・政令市毎の受入が可能となっています。
- 平成21年10月7日の地方分権改革推進委員会第3次勧告に基づく「国と地方の協議の場」については、前政権において法制化(「国と地方の協議の場に関する法律(平成25年5月2日公布)がなされ、それ以降合計12回の協議(平成25年4月末日現在)が行われているところです。

《課題》

- ① 義務付け・枠付けの見直しは、地域の実情に応じた行政サービスの実現にとどまらず、意欲ある地方・民間の力が引き出されることにより、地域に活力や元気を生み、地域経済の再生にも繋がるものです。
このため、地方分権改革推進本部や地方分権改革有識者会議を最大限活用し、今後策定が見込まれる、いわゆる骨太方針において地方分権改革の方向性を明確にするなど、さらなる取組を進めることが必要です。
本県では、国の事業のうち県が行うことで県民により良いサービスを提供できるものについては、既存の役割分担にこだわらず、事務権限の移譲を積極的に求め、その成果を県民が実感できるよう取り組んできました。
さらに、各地方が自らの判断と責任において行政を運営することを促し、個性豊かで活力と責任に満ちた地域社会の実現を図るため、取組の更なる進展が求められています。
- ② 「国と地方の協議の場」については、地方自治に関する重要事項などについて政策の立案段階から国と協議することにより、地方としての意見を国政に反映することが必要ですが、取り上げるべき協議事項について特に明確なルールが定められていないことなど、さらなる効果を発揮するため運用の改善が必要です。

県担当課名 政策提言・広域連携課
関係法令等 国と地方の協議の場に関する法律
地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための
関係法律の整備に関する法律

地方分権改革推進委員会（第1次安倍内閣）と地方分権の動き

地方分権改革推進委員会

第3次勧告

1 「国と地方の協議の場」

「国と地方の協議の場に関する法律（H23. 5.2公布）」に基づき法制化

第3次勧告

第2次勧告

2 義務付け・枠付けの見直し

第1次～第4次見直し及び第1次、第2次一括法により順次、対応。第3次一括法案を国会提出

第1次勧告

3 都道府県から基礎自治体への権限移譲

第2次見直しと第2次一括法、第4次見直しと第3次一括法案により対応

第2次勧告

第1次勧告

4 国から地方への権限移譲

国から地方への権限移譲、義務付け・枠付けの見直し、国と地方の協議の場の法制化などの取組が順次進められてきたが、分権改革の推進のためさらなる取組が必要。

具体的には、

- 国と地方の役割分担を適切に見直した上で、国・地方間の事務・権限の移譲、国の過剰な関与や義務付け・枠付けの廃止、縮小を進めること。
- 国の業務のうち、県・政令市毎の受入が可能であると考えられるものについては、積極的に事務・権限の移譲を進めること。

「国と地方の協議の場」の活用

「国と地方の協議の場に関する法律（平成23年5月2日公布）」による法制化がなされ、それ以降合計12回の協議（平成25年4月末現在）を開催。

協議は一定の成果が見受けられるものの、運用上の課題も見受けられる。

- ・協議の結果を政策に活かせるような協議回数や開催時期の設定が必要
 - ・協議事項に関する明確なルールが設定されておらず、国と地方の双方の要望が協議されるわけではないこと
- など

- 地方に影響がある政策の具体化に当たっては、国と地方の協議の場等において十分な議論を行い、地方の意見を反映させること。

64 TPP交渉への妥協のない対応

(内閣官房、農林水産省、厚生労働省、経済産業省、外務省)

【提言・提案事項】 **制度・予算**

- 1 TPP交渉に参加するからには、守るべきものを守るとはもちろん、日本の強みを伸ばすことにつながるようなルールも勝ち取れるよう、政府が一丸となって、妥協せず、しっかりと交渉すること。
- 2 TPP交渉については、農林水産業・農山漁村の衰退を招く、或いは食の安全・安心や国民皆保険制度の維持に影響があるのではないかとの不安の声も多いことから、国民生活に与える影響や関係国との交渉に関する情報を十分提供するとともに、政府としてしっかりと説明責任を果たすこと。
- 3 特に、地方の基幹産業であり、国土や自然環境の保全など多面的機能を有する農林水産業については、関税撤廃の例外品目や食の安全・安心を確保すること。また、国の責任において、農林水産業者が将来展望をもって農林水産業経営を持続し、競争力を強化していくための対策を講じること。

【現状と課題】

《現状》

- TPPは、アジア太平洋地域における高い水準の自由化が目標であり、物品の関税の撤廃・削減やサービス貿易のみではなく、投資や知的財産などの非関税分野や、環境や労働などの新しい分野を含む包括的協定として交渉されています。
- TPPについては、関税をなくしていくことで貿易が盛んになるという意見がある一方で、農林水産業の衰退や食料自給率の低下、食品の安全基準の緩和、公的な医療保険が受けられる範囲の縮小など、さまざまな分野で不安の声があります。
- 農林水産業については、安全で安心な農林水産物を安定的に供給する食料供給産業であるとともに、景観の形成や伝統文化の継承など産業としての側面だけではない機能も担うなど、将来にわたり、地域の経済や社会に貢献し、就業の場を担っていくべき大切な産業です。
- 本県では、農林水産業・農山漁村が持続的に発展していけるよう、農林水産業経営の高度化や多角化など「もうかる農林水産業」の実現に向けた施策を展開しているところです。

《課題》

- ① TPPが国益にかなうものとなり、国民の皆さんが将来への希望を感じることができるよう、妥協せずしっかりと交渉をする必要があります。また、TPPに関して不安を抱いている方もいることから、協定交渉に関する情報を十分に提供するとともに、政府としてしっかりと説明責任を果たすことが必要です。
- ② 日本は、食料輸出国と比べ、土地条件等で圧倒的に不利であり、仮に、主要農林水産物の関税が撤廃された場合には、国内農林水産業への影響は甚大です。このため、主要農林水産物については、適切な国境措置や競争力を強化していく対策等を講じることで、農林水産業を持続的に発展させていくことが必要です。

県担当部名 戦略企画部 農林水産部 健康福祉部 雇用経済部

TPP（環太平洋パートナーシップ）の基本的考え方

① アジア太平洋地域における高い水準の自由化が目標

② 非関税分野や新しい分野を含む包括的な協定

※ 平成 25 年 4 月現在 11 国が参加

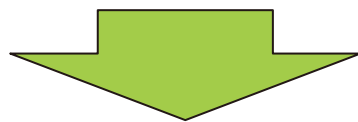


現状

- ・ TPPは、関税撤廃やサービス貿易だけではなく、投資などの非関税分野や、環境や労働などの新しい分野を含む包括的協定であり、国民生活への影響が大きい。
- ・ TPPは、貿易が盛んになるという意見がある一方、農林水産業・農山漁村の衰退や食の安全・安心など、さまざまな分野で不安の声がある。
- ・ 農林水産業については、食料供給産業であるとともに、将来にわたり、地域の経済や社会に貢献し、就業の場を担っていく大切な産業である。

課題

- ・ 地方では、TPPに関して不安を抱いている方もおり、国民の皆さんが将来への希望を感じることができるよう、妥協せずしっかりと交渉する必要がある。
- ・ TPP交渉に関する情報を十分提供し、政府としてしっかりと説明責任を果たす必要がある。
- ・ 主要農林水産物の関税率が撤廃された場合、国内農林水産業・農山漁村への影響は甚大である。
- ・ 特に本県では、農林水産業・農山漁村の存続を左右しかねない重要な課題であり、農林水産業・農山漁村の振興に大きな支障が及ぶ。



TPP交渉への妥協のない対応を！

- ・ 政府が一丸となって、妥協せず、しっかりと交渉をすること。
- ・ 政府は、TPP交渉に関する十分な情報提供と、説明責任を果たすこと。
- ・ 関税撤廃の例外品目や食の安全・安心を確保すること。
- ・ 農林水産業者が将来展望をもって経営を持続し、競争力を強化していく対策を講じること。

65 学級編制標準の引き下げと加配定数の維持・拡充

(文部科学省)

【提言・提案事項】 制度・予算

- 1 小学校2年生以降の学級編制標準を引き下げること。
- 2 先行実施している30人学級や特別支援教育、外国人児童生徒への支援など個別課題に対応するための加配定数を維持・拡充すること。
- 3 高等学校において、特別な支援を必要とする生徒のための科目を編成できるよう、柔軟な教育課程の運用を可能にするとともに、定数の加配措置を行うこと。

【現状と課題】

《現状》

- 本県では、小学校1、2年生での30人学級（下限25人）と、中学校1年生での35人学級（下限25人）を実施しています。また、平成24年度からは国の加配定数を活用し、小学校2年生で36人以上の学級を解消するなど、きめ細かな教育を推進しています。
- 年々増加する特別な支援を必要とする児童生徒や、高い水準で推移する日本語指導を必要とする外国人児童生徒に対して、国加配とともに県単独加配を配置し、個々の状況にあわせた対応を進めています。
- 本県では、県立高等学校3校に発達障がい支援員を配置し、高等学校に在籍する特別な支援を必要とする生徒への教育相談等の支援を行っています。

《課題》

- ① 加配定数を含めた教職員定数総数が、年度末にならないと明確にならない状況では、計画的・安定的な教員の採用を実施することが困難な状況です。
- ② 先行実施している30人学級の継続や、特別支援教育、外国人児童生徒への支援など増加しつつある個別課題への的確な対応に向け、加配定数の維持・拡充が必要です。
- ③ 発達障がいを含め、特別な支援を必要とする生徒が増加しているなか、高等学校における個に応じた指導・支援の推進を図るため、教育課程の弾力的運用及び定数の加配措置が必要です。

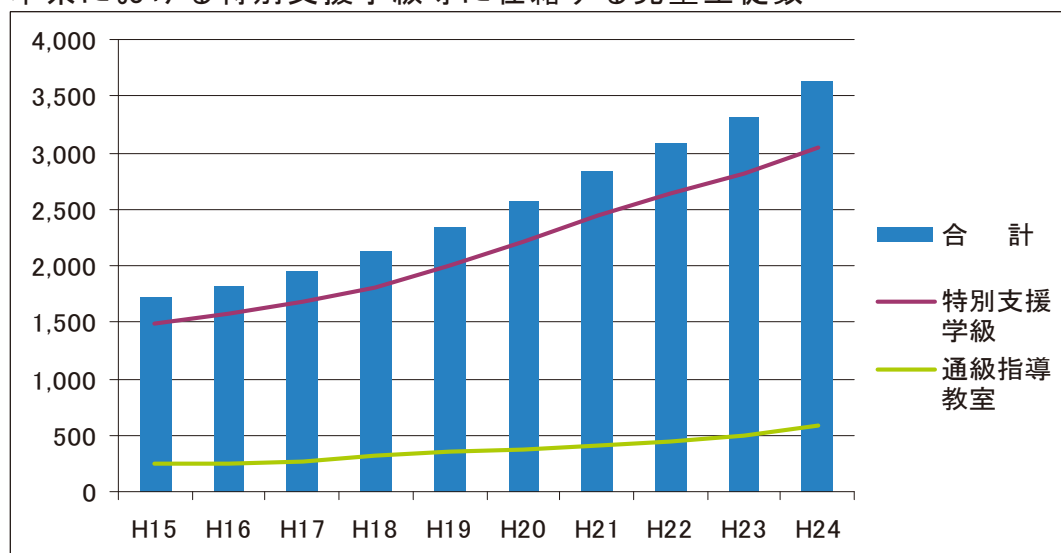
県担当課名 教職員課 特別支援教育課 高校教育課

【本県の取組と課題】

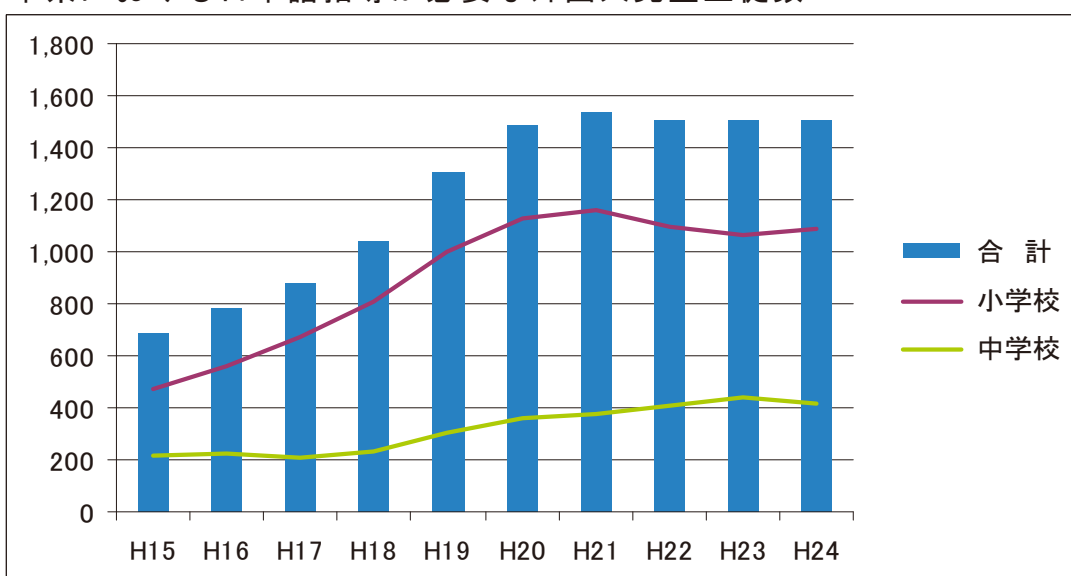
本県における少人数教育の取組

年度	取組概要	
	少人数学級	少人数授業
H15	小1・30人学級(下限25人)の実施	加配定数・非常勤の配置
H16	小2・30人学級(下限25人)の実施	
H17	中1・35人学級(下限25人)の実施	
H18	中1の他学年等への振替可	
H19		
H20		
H21		
H22		
H23	小1の35人学級編制の実施	
H24	小2の36人以上学級の解消	
H25		

本県における特別支援学級等に在籍する児童生徒数



本県における日本語指導が必要な外国人児童生徒数



66 環境にやさしい四日市港づくりに向けた取組に対する支援の強化

(国土交通省)

【提言・提案事項】 制度・予算

- 1 港湾の低炭素化に向けた取組に対する支援の充実を図ること。
港湾における先進的技術を用いた低炭素化設備の導入に対する支援(災害等非常時にも効果的な港湾地域低炭素化推進事業)の予算額を増額するとともに、平成27年度以降も事業を継続
- 2 景観配慮に必要な港湾施設の保全に対する支援の充実を図ること。
重要文化財の周辺港湾施設の補修・更新について、社会資本整備総合交付金(統合補助)の国費率を引き上げ(1/3→1/2)

【現状と課題】

《現状》

- 四日市港は、地球にやさしい港に向け、全国の港湾で初となる「四日市港温室効果ガス削減推進協議会」を関係者と設立して港湾から発生する温室効果ガスの削減に取り組んでおり、この取組の一つとして、港湾運送事業者を中心に荷役機械のハイブリッド化等の先進的技術を用いた港湾の低炭素化を進めています。
- 四日市港は開港指定を受けてから110年以上の歴史がある港湾で、発祥の地である四日市地区には、国内で現役唯一の跳開式可動橋など、重要文化財に指定されている施設が複数あり、周辺景観の保全について地元関係者より強く求められております。

《課題》

- ① ハイブリッド型荷役機械等の先進的技術の導入には多額の費用を要します。
平成24年度に創設された「災害等非常時にも効果的な港湾地域低炭素化推進事業」は3ヵ年の事業予定であり、継続して港湾の低炭素化を進めて行くためには、期間の延長と財政支援の充実が必要です。
- ② 文化財周辺には老朽化しているものの、現在も利用されている港湾施設が多数あり、施設の補修や更新が必要な状況です。しかしながら、景観配慮の必要性から通常の補修や改修などにより事業費が増加することから費用の捻出が課題となっています。

県担当課名 四日市港管理組合

関係法令等 港湾法 京都議定書目標達成計画 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(災害等非常時にも効果的な港湾地域低炭素化推進事業) 交付要綱 社会資本整備総合交付金交付要綱

港湾の低炭素化に向けた取組に対する支援の充実

現状

- 港湾では全国初となる 四日市港温室効果ガス削減推進協議会を関係者と設立
- 港湾の低炭素化に向け、先進的技術（ハイブリッド技術）を活用した荷役機械を順次導入中

課題

- 先進技術の導入は費用負担が大きい
- 港湾の低炭素化には長期間の取組が必要



ハイブリッド型
トランスファークレーン



ハイブリッド型
ストラドルキャリア



『災害等非常時にも効果的な港湾地域低炭素化推進事業』について

- 予算額を増額
- 平成 27 年度以降も事業を継続
(現行の事業期間：平成 24 年度から 26 年度まで)

景観配慮に必要な港湾施設の保全に対する支援の充実

現状

- 良好な歴史的景観が広がる千歳運河沿いの石積み護岸等の老朽化が進行

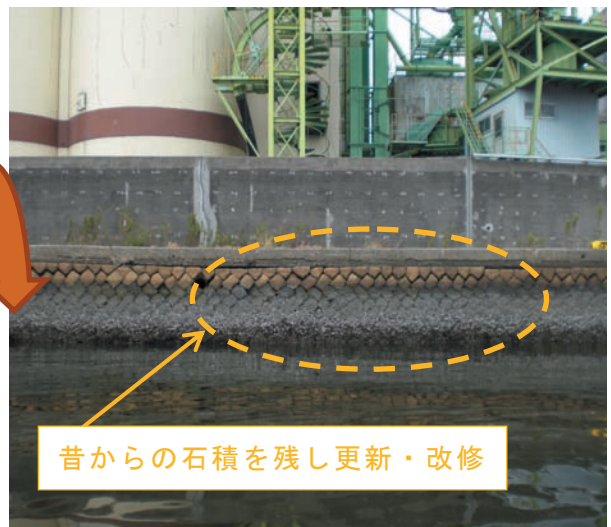
課題

- 景観に配慮した更新・改修事業は財政負担が大きい



重要文化財
「末広橋梁」

老朽化等により補修や更新が必要な港湾施設



昔からの石積を残し更新・改修



景観への配慮が必要な港湾施設の補修・更新についての補助制度

- 重要文化財の周辺港湾施設の補修について、社会資本整備総合交付金（統合補助）の国費率を引き上げ
(1 / 3 → 1 / 2)



—— 三重県観光キャンペーン ——
2013.4～2016.3